廿日市市地域防災計画

（資料編）

令和７年１０月

廿日市市防災会議

廿日市市地域防災計画（資料編）　目次

資　料

【防災関係組織等】
1　防災関係機関及び連絡先一覧……3
【市の概況、危険箇所等】
2　本市の状況……5
3　災害の種類……9
4　過去の主な台風……10
5　風水害及び豪雪による被害……11
6　芸予地震（３月２４日）による本市の被害……12
7　広島県における既往地震の概要……16
8　地震による被害想定……19
9　崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区……26
10　急傾斜地崩壊危険区域等……33
11　地すべり防止（指定）区域等一覧表……35
12　土砂災害防止法（指定）区域一覧表……36
13　雪崩危険箇所一覧表……61
14　水防注意箇所（河川）……62
15　水防注意箇所（ため池）……66
16　調整池一覧表……69
17　雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表……70
【観測施設等関係】
18　観測施設……71
19　気象予報用語解説表……73
20　気象庁震度階級関連解説表……74
【備蓄物資、給水等関係】
21　備蓄計画……79
22　応急仮設住宅建設候補地一覧……80
23　臨時ヘリポート設置箇所一覧表……81
24　宿泊・野営候補地一覧表……82
【消防、水防関係】
25　消防機械配置一覧表……83
26　消防施設一覧……84

27　消防水利の状況‥‥‥

協　定

【行政機関の応援関係】

1　県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書‥‥‥

【医療救護・ボランティア関係】

16　災害時の医療救護活動に関する協定書‥‥‥

32　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書‥‥‥‥247
（株式会社イズミ）
33　災害時における避難所等への食糧供給に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥249
（越智製パン株式会社）
34　災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥251
（生活協同組合ひろしま）
35　災害時における物資供給に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥253
（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）
36　災害時における物資の供給に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥255
（株式会社ジュンテンドー）
37　災害時における物資供給に関する協定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥258
（株式会社ナフコ）
38　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥261
（株式会社アクティオ）
39　災害時等における車両提供に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥263
（吉和神楽団）
40　災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥265
（株式会社キロク）
【物資輸送関係】
41　災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥267
（福山通運株式会社）
42　災害時における物資輸送及び情報収集等に関する協定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥269
（株式会社メビウストランスポート）
【情報収集及び広報関係】
43　災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書‥‥‥‥‥‥271
（株式会社ＦＭはつかいち）
44　災害情報の放送に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥273
（株式会社ちゅピＣＯＭふれあい）
45　災害に係る情報発信等に関する協定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥275
（ヤフー株式会社）
46　災害に係る情報発信等に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥277
（株式会社テレビ新広島）
47　防災パートナーシップに関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥279
（広島テレビ放送株式会社）

48　災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥281
（日本ドローン機構株式会社・ティーエスアルフレッサ株式会社）
【関係機関との連携・協力関係】
49　災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書‥‥‥‥‥285
（廿日市市内郵便局）
50　災害発生時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書‥‥‥‥‥‥287
（広島県行政書士会）
51　損害調査結果の提供及び利用に関する覚書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥289
（三井住友海上火災保険株式会社）
52　災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書・実施要綱‥‥‥‥‥‥‥‥‥291
（中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター）
【その他】
53　災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定‥‥‥‥‥294
（広島市）
54　警察署庁舎使用不能時における施設使用に関する協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥299
（広島県廿日市警察署）

※協定相手の名称については、協定締結時のもので掲載

様　式

1　市内の公共的団体等への協力依頼文書…… 303
2　賃金職員等雇上げ台帳…… 304
3　救助の種目別物資受払状況…… 305
4　救助実施記録日計票…… 306
5　救助日報…… 307
6　災害概況即報…… 309
7　被害状況即報…… 311
8　災害確定報告…… 313
9　広報依頼書…… 315
10　災害時における放送要請…… 316
11　県への応援要請文書…… 317
12　被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書（応急対策職員派遣制度）…… 318
13　総括支援チームの派遣要請書（応急対策職員派遣制度）…… 320
14　自衛隊への災害派遣要請関係文書…… 322
15　被災者救出状況記録簿…… 324
16　救護班活動状況…… 325
17　助産台帳…… 326
18　病院診療所医療実施状況…… 327
19　遺体の捜索状況記録簿…… 328
20　遺体処理台帳…… 329
21　埋葬台帳…… 330
22　緊急輸送車両確認申出書…… 331
23　規制除外車両事前届出書…… 332
24　緊急通行車両等確認申出書…… 333
25　緊急通行車両標章…… 334
26　緊急通行車両確認証明書…… 335
27　規制除外車両確認証明書…… 336
28　輸送記録簿…… 337
29　避難者カード…… 338
30　避難所設置及び収容状況…… 339
31　避難所日誌…… 340
32　応急仮設住宅台帳…… 341
33　住宅応急修理記録簿…… 342

34　飲料水の供給簿…… 343
35　食糧・物資依頼伝票…… 344
36　炊き出し給与状況…… 345
37　物資の給与状況…… 346
38　物品受払簿…… 347
39　障害物除去の状況…… 348
40　学用品の給与状況…… 349
41　生業資金貸付台帳…… 350
42　被災者台帳…… 351
43　罹災証明書…… 352

資　料

防災関係機関及び連絡先一覧

１　市

名　称	所在地	電話番号
廿日市市役所	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-20-0001
山崎本社　みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）	廿日市市新宮一丁目13番1号	0829-20-0001
廿日市市役所　佐伯支所	廿日市市津田1989番地	0829-72-1111
廿日市市役所　吉和支所	廿日市市吉和1886番地1	0829-77-2111
廿日市市役所　大野支所	廿日市市大野一丁目1番1号	0829-55-2000
廿日市市役所　宮島支所	廿日市市宮島町1165番地6	0829-44-2000

２　県

名　称	所在地	電話番号
広島県危機管理監危機管理課	広島市中区基町10番52号	082-228-2111
広島県西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	082-228-2111
広島県西部厚生環境事務所	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
広島県西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
広島県西部農林水産事務所	広島市中区基町10番52号	082-228-2111
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1	0829-32-1141
小瀬川ダム管理事務所	廿日市市浅原1030-27	0827-56-0321

３　警察

名　称	所在地	電話番号
廿日市警察署	廿日市市本町1-10	0829-31-0110
大野交番	廿日市市梅原一丁目1-28	0829-55-1125
宮島口交番	廿日市市宮島口一丁目12-15	0829-56-0110
宮内交番	廿日市市宮内1553	0829-39-4700
地御前交番	廿日市市地御前五丁目10-15	0829-36-2610
阿品台交番	廿日市市阿品台四丁目1-22	0829-38-1646
平良駐在所	廿日市市上平良325-4	0829-39-6534
友和駐在所	廿日市市友和273-3	0829-74-0110
津田駐在所	廿日市市津田484-3	0829-72-0375
吉和駐在所	廿日市市吉和1086-1	0829-77-2282
宮島駐在所	廿日市市宮島町465	0829-31-0110

４　指定地方行政機関

名　称	所在地	電話番号
広島海上保安部	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111
広島国道事務所	広島市南区東雲二丁目13-28	082-281-4131
広島森林管理署佐伯森林事務所	廿日市市新宮一丁目15-40	0829-31-3095
広島地方気象台	広島市中区上八町堀6-30	082-223-3950

５　指定公共機関

名　称	所在地	電話番号
ＮＴＴ西日本株式会社中国支店	広島市中区基町6-77	0120-116116
西日本旅客鉄道株式会社広島支社	広島市東区双葉の里三丁目8-21	082-261-2252
中国電力ネットワーク広島北ネットワークセンター	広島市安佐南区緑井一丁目25-28	0120-516-850
西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	広島市安佐南区川内2-8-1	082-879-2995
廿日市郵便局	廿日市市新宮1-16-10	0570-073-036

6　指定地方公共機関

名　称	所在地	電話番号
広島ガス株式会社廿日市工場	廿日市市木材港南12-20	0829-32-9802
株式会社中国放送	広島市中区基町21-3	082-222-1155
広島テレビ放送株式会社	広島市東区双葉の里三丁目5番4号	082-207-0404
株式会社広島ホームテレビ	広島市中区白島北町19-2	082-211-3811
株式会社テレビ新広島	広島市南区出汐二丁目3-19	082-255-1111

7　消防

名　称	所在地	電話番号
廿日市市消防本部	廿日市市串戸一丁目9-33	0829-32-8111
廿日市消防署	廿日市市串戸一丁目9-33	0829-30-9234
廿日市消防署西分署	廿日市市阿品台四丁目1-21	0829-38-4131
佐伯消防署	廿日市市津田1989-1	0829-72-1312
大野消防署	廿日市市大野一丁目1-6	0829-55-1119
宮島消防署	廿日市市宮島町381-2	0829-44-2800
広島市消防局	広島市中区大手町五丁目20番12号	082-546-3411

8　市民センター

名　称	所在地	電話番号
中央市民センター	廿日市市天神11番29号	0829-20-1266
平良市民センター	廿日市市平良二丁目7番6号	0829-31-1251
原市民センター	廿日市市原439番地2	0829-39-0227
宮内市民センター	廿日市市宮内1553番地	0829-39-6011
地御前市民センター	廿日市市地御前三丁目10番5号	0829-36-2360
佐方市民センター	廿日市市佐方一丁目4番28号	0829-32-5049
阿品市民センター	廿日市市阿品二丁目23番8号	0829-36-3630
串戸市民センター	廿日市市串戸二丁目13番13号	0829-32-2096
阿品台市民センター	廿日市市阿品台四丁目1番41号	0829-39-4338
宮園市民センター	廿日市市宮園三丁目1番地5	0829-39-1699
四季が丘市民センター	廿日市市四季が丘五丁目13番地3	0829-38-3365
友和市民センター	廿日市市友和407番地1	0829-74-0001
津田市民センター	廿日市市津田4218番地	0829-72-0336
あさはらまちづくり交流センター	廿日市市浅原2654番地3	0829-72-0001
玖島市民センター	廿日市市玖島4347番地1	0829-74-0505
吉和ふれあい交流センター	廿日市市吉和1886番地1	0829-77-2116
フジタ スクエア まるくる大野（多世代活動交流センター）	廿日市市大野1328番地	0829-20-4545
大野西市民センター	廿日市市丸石二丁目5番17号	0829-55-2017
大野東市民センター	廿日市市宮島口東二丁目12番5号	0829-56-1013
etto宮島交流館（宮島まちづくり交流センター）	廿日市市宮島町412番地	0829-44-2005
宮島まちづくり交流センター杉の浦	廿日市市宮島町993番地1	0829-44-2018

9　その他

名　称	所在地	電話番号
一般社団法人佐伯地区医師会	廿日市市本町5-1	0829-20-0030
廿日市市社会福祉協議会	廿日市市新宮一丁目13-1	0829-20-0555
一般社団法人はつかいちし観光協会	廿日市市本町5-1	0829-31-5656
一般社団法人宮島観光協会	廿日市市宮島町1162-18	0829-44-2011
陸上自衛隊第13旅団司令部第３部防衛班	広島県安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101

本市の状況

１－１　地勢・地質

廿日市市は、広島県西部に位置し、沿岸部の廿日市地域・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の５地域から成り、総面積は489.49ｋ㎡で、約80％が林野で占められている。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ拡がりを有し、自然環境に恵まれた市である。

(1) 廿日市地域

内海をめぐる丘陵とその奥に連なる花崗岩質の山地が、地域面積の75％を占めている。これらの山地は、北東に極楽寺山（697m）、北西の野貝原山（733m）、西に烏帽子山（632m）がそびえ、その支脈が北及び北西に連なり三面山に取り囲まれた錯雑とした地帯といえる。

それらの山間を可愛川（9.5ｋｍ）と御手洗川（11.5ｋｍ）が内海広島湾にそそぎ、この両河川流域の両岸一帯がやや広い平野を形成している。これらの流域は、宝暦年間以降漸次の沖積作用と人工埋立によって、平たん地を形成した。地域の耕地の大部分はこの二川の流域に占められている。

地域の山は、標高733mの野貝原山を最高とし、次いで697mの極楽寺山、632mの烏帽子山となっており、この三山の山系をみると、いずれの山も急勾配をなしているが、とりわけ烏帽子山は急峻である。これらの山地のほとんどが、花崗岩質を基礎とした地帯で、樹林の生育は不良である。

地域に分布する岩石は、中生代後期ないし新生代第三紀初期に貫入した花崗岩類及び脈岩類と新生代、恐らく洪積世に堆積した段丘れき層に限られている。

角閃石黒雲母花崗閃緑岩、黒雲母花崗岩はほぼ同時期の産物である。地域の大部分は、この２種の花崗岩類によって占められている。その１種は、地域のほぼ３分の２を占めている角閃石黒雲母花崗閃緑岩で、他は黒雲母花崗岩である。野貝原一帯には、角閃石黒雲母花崗岩内緑岩を覆ったような形で細粒角閃石黒雲母花崗岩が見いだされる。また、極楽寺山の北方には、角閃石黒雲母花崗閃緑岩を覆った段丘れき層が分布する。

花崗岩類は、風化作用を受け易いため、地域内の大部分は、浸透性の砂質土じょうを形成している。このため雨水の貯溜作用が乏しく、多雨に際しては洪水を起こし易く、また、反面短時間の干天にも早害を招く結果となっている。

(2) 佐伯地域

標高200m以上に位置し、四方を山に囲まれ、北高南低、中央部に盆地を形成し、地域の約87％が山林である。地域の山は、標高1,109mの羅漢山を最高峰として、大峰山、板敷山、鬼ケ城山、横山と1,000m級の山が背後地を囲み、南部は、三倉山（701m）を筆頭に、勝成山、権現山、空山と600m級の山が連なっている。それらの山間を、小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されているが、まとまった平坦地は幹線道路沿いに限られている。

北部は、玄武岩、緑色岩山砂利で肥沃しており、杉、桧等が植林され、南部は、花崗岩

が中心で、植生は松が主である。

南部は、浸食されやすい花崗岩類、北西部も同様な山砂利層で、ところどころに玄武岩、安山岩を混え、山崩れを起こしやすい状態で、こうした地区が、地域全体の56％を占めている。

(3) 吉和地域

広島県の北西端、島根・山口両県との県境に位置し、標高は耕地部で平均580m、積雪寒冷地帯に属し、昭和３８年に豪雪地帯に指定されている。地域の約97％を山林が占めており、平坦地は極めて少ない。島根・山口・広島の３県境に位置する標高1,339mの冠山をはじめ、十方山（1,318m）、女鹿平山（1,082m）などに囲まれ、地域の中央を太田川が南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成している。

地質の生成は、花崗岩、古生層、玄武岩から成り、そのうち花崗岩、古生層が最も広い面積を占め、わずかに玄武岩がある。また、中央部には、沖積層が分布している。

(4) 大野地域

広島市から岩国市に至る広島湾沿岸部に位置し、西から南西にかけて大竹市と接し、南東を除く三方は中国山地の余脈が海岸線に迫り、約80％が山地である。山は、標高699.5mの権現山を最高峰とし、次いで596.6mの経小屋、532.3mの嵐谷山などがある。これらの山地一帯には400mから500mまでの諸峰が連なり、それらの山間を毛保川と永慶寺川が大野瀬戸にそそぎ、この河川の流域一帯にやや広い平野を形成している。

地質は、古生層、花崗岩、沖積層からなり、そのうち花崗岩が最も広い位置を占め、特に山地の急斜面は土地もやせ崩壊性に富み、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際しては洪水を起こしやすく災害を招く原因となっている。

(5) 宮島地域

広島湾内広島市より南西海上約20ｋｍの距離にある。全島が自然公園法による瀬戸内海国立公園、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝に指定されるなど、多くの法規制が適用されている。標高535mの弥山を最高峰とし、次いで502mの駒ケ岳、466.8mの岩船岳など、急峻な山岳が多い地形で、平坦地は乏しく面積の大部分はこれらの急傾斜な山林に覆われている。多くの種類の樹木が天然林であり、弥山周辺の原始林は天然記念物の指定を受けている。

地質は、全島が花崗岩の風化した真砂土からなり、浸透性の砂質土壌であるため雨水の貯留作用が乏しく大雨に際しては洪水を起こしやすい。またその反面、短期間の干天にも干害となりやすい。

１－２　河川

(1) 廿日市地域

地域の北西、野貝原山の高原に源を発して、南東に流れる御手洗川水系と、極楽寺山の分水嶺を発して南流する長野川と、野貝原山の背面を東流する川末川を合して南流する可愛川水系とが主な河川であり、この二川は二級河川である。その他は東に佐方川、西に大神川、阿品川もそれぞれ小渓に過ぎない。また、後畑地区を流れる後畑川は八幡川の支流であり、広島市佐伯区に注いでいる。御手洗川は緩勾配で、野稲川、東谷川、野

貝川の三川を合して本流となり途中、入野川、鎗出川と合流して海に入る。可愛川は急勾配で途中平原谷川、栩谷川、下田尾川を合して海に入る。いずれの河川も林相が不良で侵食を受け易い状態にある。また、花崗岩地帯の風土化は保有力に乏しい上に荒廃もかなりあるため、山地の崩壊や砂れきの流失によって河床が上昇し局部災害を起こすおそれがある。

(2) 佐伯地域

地域の西部、羅漢山、青笹山、焼山を源流として南流する小瀬川本流と、大峰山を源流として南流する小瀬川支流玖島川が主な河川である。

小瀬川本流は、飯山ダム、小瀬川ダムを経て、玖島川は、渡ノ瀬ダムを経て、大竹市栗谷で合流し、海に入る。両河川とも、数次の洪水によって、沿岸に多大な損害を与えている。

(3) 吉和地域

冠山をはじめ、十方山、女鹿平山、立岩山、小室井山などの山々を水源とする八郎川、細見谷川、中津谷、小川などを合した太田川が主な河川である。

この河川については、台風時の暴風雨、梅雨末期の集中豪雨等によって氾濫するおそれがある。

(4) 大野地域

経小屋、馬の口に源を発して南東に流れる毛保川、矢草、馬の口から南流する中津岡川と矢草から南東に流れる高見川が合流して永慶寺川となり、この２つの河川が主なものである。また、その他小河川が多く、いずれも急流で山地の崩壊や砂礫の流出による河川の溢流や堤防の決壊など災害を起こすおそれがある。

(5) 宮島地域

河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けるものはなく、市街地周辺に紅葉谷川、大元川など、砂防河川の６河川があるが、いずれも小さく流れは急である。この他に青海苔川、大川、大砂利川などがある。また、降雨量が少なく、多くの河川は放水路的要素が多分にある。

１－３　気候

(1) 廿日市地域

瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて温暖な気候である。地域の北部、後畑、原、明石地区と沿岸部によって若干の差異はあるが気温は比較的温和であり、年間平均気温は15.6℃である。また、年間平均降雨日数は44日、同曇天日数は81日、同快晴日数は240日であって、降水量は年間平均1,344.6ｍｍで梅雨時期と台風時期に多く、冬期は乾燥するが、温暖な海岸性気候であって年間を通じて南風が最も多く北東風がこれに次いでいる。

地域を襲う暴風雨は主に台風によるもので、台風の中心が豊後水道、北九州を通って来襲すると、その強度によるが相当の風水害が起きる。台風の中心が、山口県以西対馬海峡を通って日本海に入る際は、強い南風と100ｍｍ台の雨が一両日にわたって降る。また台風の進行が遅く九州、四国の南部で停滞するような時には、大雨が降り続き水害をみている。更に台風の中心が紀伊水道付近を北上する場合は、当地方の雨は割合早く上

がるが、後に強い北西風がある。

(2) 佐伯地域

この地域も瀬戸内海式気候に属するが、高地にあるため廿日市地域に比べると冬季はやや気温が低く、積雪も見られる。

年間平均気温は12.4℃、このうち１月が最も低く、平均1.5℃、８月が最も高く平均24.2℃となっている。

降水量は、おおむね、年間1,500～2,300ｍｍ前後で、このうち梅雨時期の６月が最も多く平均371ｍｍ、１２月が最も少なく、平均46ｍｍ程度となっている。

(3) 吉和地域

冷涼多雨で、平坦地での平均気温は11℃前後、１月には－６℃まで下がり、特に寒い。また、８月は24℃前後と比較的低く、夏季でも過ごしやすいものの、盆地のため霧が発生しやすく、多湿である。

降水量は、年間平均1,794ｍｍで、月平均雨量は149ｍｍ、梅雨期の雨量は996ｍｍである。

降雪は、１１月には初雪が降ることもあり、終雪は３月上旬、年によっては、４月に雪が降ることもある。積雪は、平坦地で50～60ｃｍに達し、１月から根雪となる。

(4) 大野地域

この地域も瀬戸内海式気候に属し、山間部と沿岸部とでは若干の差はあるが年間を通じて温暖な気候である。

降水量は、梅雨時期と台風時期が最も多く年間1,600ｍｍ程度である。

(5) 宮島地域

この地域も瀬戸内海式気候に属し年間を通じて温暖な気候である。

降水量は、梅雨時期と台風時期が最も多く年間1,600ｍｍ程度である。

１－４　社会的条件

本市の総人口は、令和２年の国勢調査においては、114,173人となっている。平成２７年の調査に比して人口は減少しており、大野地域の人口は増加、佐伯、吉和、廿日市、宮島地域では人口が減少している。

年齢区分別の人口割合は、０～１４歳が13.1％、１５～６４歳が55.6％、６５歳以上が30.6％で、全地域で高齢化が徐々に進行しており、市全体の高齢化率は広島県平均28.8％を上回っている。

世帯数は、47,821世帯で、１世帯当たり人員は2.40人となっており、核家族化が徐々に進行している。

災害の種類

市域を襲う暴風雨は主に台風によるものであって、台風の中心が豊後水道、北九州を通って来襲すると、その強度にもよるが相当の風水害が起きる。台風の中心が、山口県以西朝鮮海峡を通って日本海に入る際は、強い南風と 100mm 台の雨が一両日にわたって降る。また台風の進行が遅く九州、四国の南部で停滞するような時には、大雨が降り続き水害をみている。更に台風の中心が紀伊水道付近を北上する場合は、当地方の雨は割合早くあがるが、後に北西の強い風がある。

〔台風の経路別の大雨時の雨量分布〕

台風による雨は、進路、規模、速度及び西日本付近の前線の有無により、県内の雨量及び雨量分布も変化するが、主として台風の経路との関係を述べる。大雨をもたらした台風の経路を大別すると次のように三つの型に分類される。

１　九州を縦断（又は斜断）して瀬戸内に入り日本海に抜ける場合、県下に大雨をもたらすことが最も多く（豊後水道を通過する台風も含む）なっている。中でも県の西部（又は西方）を通過し、日本海に抜ける時は台風の規模も考慮しなければならないが、多雨域は西部山間部で、雨量が非常に多い傾向がある。すなわち総雨量は大体 200～300mm の範囲のことが多く、特に昭和２５年９月１２～１４日のキジヤ台風で 365mm（吉和）が観測された。時期的には９月の例が最も多い。台風が県の東部（又は東方）を通過する時は、多雨域は西部山間部であるが、総雨量は 100～200mm の範囲が多く（200mm を超えることはない）、特に四国沖に前線がないときは、100mm 前後と雨量は少なくなっている。

２　四国沖を北東進して四国東部（又は紀伊半島）に上陸する場合、この進路では大雨になる例数が比較的少なく、多雨域は北西及び北東山間部で、総雨量は大体 150～200mm（200mm を超えることはない）となっている。

３　九州西方海上を北東進して日本海に抜ける場合、この進路でも大雨を降らす例が少なく、特徴がはっきりしないが、多雨域は西～北西山間部で総雨量は大体 150～250mm の範囲となっている。

以上の例の他、梅雨期に台風が台湾付近にあっても、台風による南東の随伴気流が梅雨前線を刺激して、県西部で大雨をみることがある。

〔過去における災害の状況〕

本市域の災害中最も大きいものは、主として夏期から秋期にかけて来襲する台風によるものである。特に台風の中心が豊後水道、北九州を通って来襲する場合はその強度にもよるが非常に大きな被害を被る。過去の事例で、台風の中心付近が本市域を通過したものでは昭和１７年、昭和２０年、昭和２６年等で、いずれも甚大な被害をもたらしている。その他の災害としては、近年は規模の大きな災害が発生しており、平成１１年６月２９日には日雨量１７７．５ミリを記録した土砂災害や、平成１３年３月２４日に発生した震度５強、マグニチュード６．７を記録した芸予地震があげられる。いずれの場合も甚大な被害を受け、このことから示すように、今後、本市においても規模の大きな災害についても十分対処できる体制を備えておく必要がある。

過去の主な台風

※過去の災害を伴った主な台風

	最低気圧		最大風速（10分間平均）			最大瞬間風速			１時間最大雨量		３時間最大雨量	
	mb (hpA)	日時分	風向	風速 (m/s)	日時分	風向	風速 (m/s)	日時分	mm	日時分	mm	日時
昭25. 9.13 キジヤ台風	990.6	14.03.03	SSE	28.1	14.04.25	SE	34.8	14.04.07	12.3	12.23.10	30.2	13.01
昭26.10.14 ルース台風	966.3	14.23.27	S	33.9	15.00.25	S	49.0	15.00.37	26.2	14.24.00	51.5	14.24
昭29. 9.14 ジューン台風	970.8	13.24.00	SSW	26.2	14.04.20	SSW	32.7	14.03.14	14.3	14.01.07	25.4	14.03
昭29. 9.26 洞爺丸台風	970.3	26.06.15	NNW	15.5	26.07.10	NNW	28.2	26.07.13	16.2	26.07.00	27.3	26.07
昭30. 9.30 ルイス台風	985.7	30.07.41	S	29.2	30.11.20	S	36.4	30.11.14	10.7	30.05.30	18.2	30.07
昭34. 9.17 サラ台風	991.8	17.14.48	S	25.7	17.16.40	S	36.8	17.15.21	14.9	17.11.05	20.8	17.12
昭38. 8.10 ベス台風	990.5	9.18.44	S	17.9	10.12.00	S	23.0	10.11.57	11.0	10.08.12	22.5	10.09
昭45. 8.15 台風９号	986.0	15.06.57	SSE	28.2	15.06.50	SSE	40.0	15.06.43	11.5	15.06.00	31.0	15.06
昭45. 8.21 台風10号	976.2	21.12.08	N	21.3	21.11.00	N	32.7	21.10.40	16.5	21.12.00	38.0	31.13
平３. 9.27 台風19号	970.2	27.19.18	S	36.0	27.20.10	SSE	58.9	27.19.13	3.0	27.19.00	5.0	27.19
平11. 9.24 台風18号	979.1	24.09.49	SSE	32.1	24.10.00	SSE	49.6	24.09.47	24.0	24.09.30	40.5	24.10
平16. 9.7 台風18号	971.5	7.13.36	S	24.9	7.13.36	S	51.8	7.13.14	53.5	7.15.00	57.0	7.13
平17. 9.6 台風14号	992.4	6.22.48	S	10.7	6.23.00	S	33.8	6.24.00	34.0	6.22.00	83.5	6.22

※　平16. ９. ７　台風18号については、大野町消防本部でのデータ
※　平17. ９. ６　台風14号については、湿度計調整中のため、欠測

風水害及び豪雪による被害

(1) 風水害による被害

被害内容＼台風別区分		キジヤ台風 昭和25. 9		ルース台風 昭和26. 10		27年災害 昭和27. 6		西日本豪雨 昭和28. 6		台風12・13号 昭和29. 9		台風22号 昭和30. 9		台風9号 昭和38. 8	
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
人	死者、行方不明	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	負傷者	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
住家	流失、全壊	－	－	7	4,258	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	床上浸水、半壊	－	－	471	5,995	－	－	－	－	21	279	－	－	－	－
田畑	田の流失、埋没	69a	195	2,152a	6,450	－	－	－	－	20a	52	－	－	－	－
	田の冠水	1,438a	2,208	4,205a	3,275	1,131a	952	－	－	1,002a	98	－	－	565a	57
	畑の流失、埋没	20a	21	764a	1,135	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	畑の冠水	506a	72	932a	660	－	－	－	－	－	－	－	－	119a	22
公共土木施設	道路	975m	3,921	3,211m	15,221	20m	653	18m	4,195	71m	1,775	47m	559	1,024m	13,042
	橋梁	2ヶ所	825	37ヶ所	8,857	－	－	－	－	1ヶ所	500	－	－	3ヶ所	900
	河川	1,657m	6,322	4,775m	182,838	75m	1,012	19m	3,682	627m	23,171	137m	8,115	983m	1,187
	海岸堤防	－	－	2,005m	153,775	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農林水産施設	農道	1,768m	1,897	1,770m	5,324	－	－	－	－	－	－	－	－	15m	137
	林道	－	－	－	－	125m	623	－	－	－	－	27m	475	－	－
	溜池	－	－	4ヶ所	1,312	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	頭首工	2ヶ所	535	31ヶ所	23,187	2ヶ所	1,340	2ヶ所	1,815	2ヶ所	1,207	1ヶ所	404	6ヶ所	3,214
	水路	1,118m	7,528	4,426m	18,863	164m	1,194	－	－	104m	368	－	－	124m	767
	堤塘	910m	2,691	243m	5,913	－	－	－	－	163m	1,758	－	－	－	－
	樋門	2ヶ所	2,671	－	－	－	－	－	－	1ヶ所	1,381	－	－	－	－
	潮廻	1ヶ所	1,960	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	山崖くずれ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	船舶	－	－	2隻	4,211	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計			28,846		441,274		5,774		9,692		30,589		9,553		19,322

※ 上記数値は、廿日市地域分のみ、台風１８号(平成16.9.7)、台風１４号(平成17.9.6)については、廿日市、佐伯及び吉和地域分のみ掲載。
※ ６．２９集中豪雨（平成１１．６．２９）の水路の被害額は、溜池分を含む。

（単位　千円）

被害内容＼台風別区分		県西部における雷雨 昭和57. 8. 23		6月29日の集中豪雨 平成11. 6. 29		台風18号 平成16.9.7		台風14号 平成17.9.6		平成30年度7月豪雨による本市の被害 平成30.7.6
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量
人	死者、行方不明	－	－	－	－	4	－	－	－	－
	負傷者	－	－	4	－	24	－			－
住家	1部破損									3
	流失、全壊	－	－	3	－	1	－	5		－
	床上浸水、半壊	40	－	12	－	20	－	28		6
公共建物	小学校									1カ所
	神社・仏閣・文化財									2カ所
田畑	田の流失、埋没	－	－	499a	6,986	－	－	12.19ha	100,41	1カ所
	田の冠水	840a	1,092	34a	476	－	－			－
	畑の流失、埋没	－	－	－	－	－	－			1カ所
	畑の冠水	280a	194	－	－	－	－			－
公共土木施設	道路	1,453m	26,580	115ヶ所	176,460	6ヶ所	35,515	72ヶ所	387,670	33カ所
	橋梁	3ヶ所	664	4ヶ所	6,991	－	－	2ヶ所	190,000	－
	河川	5,263m	19,351	85ヶ所	159,707	5ヶ所	5,600	103ヶ所	423,900	15カ所
	海岸堤防	－	－	－	－	1ヶ所	80,000			－
農林水産施設	農道	421.8m	1,440	8ヶ所	2,000		4,100	35ヶ所	197,360	13カ所
	林道	－	－	11ヶ所	28,150		16,500	78ヶ所	128,750	32カ所
	溜池	2ヶ所	182	2ヶ所	－	－	－			－
	頭首工	7ヶ所	18,902	7ヶ所	20,800	－	－	82ヶ所	251,54	－
	水路	1,088m	15,014	35ヶ所	117,650	2ヶ所	6,100			18カ所
	堤塘	－	－	－	－	－	－			－
	樋門	－	－	－	－	－	－			－
	潮廻	－	－	－	－	－	－			－
	山崖くずれ	－	－	381ヶ所	80,900	1ヶ所	2,000	－	83,250	10カ所
	船舶	－	－	－	－	－	－			－
	水道施設被害									2カ所
	水産施設被害									2カ所
合計			83,419		600,120		149,815		1,679,630	

(2) 豪雪による被害

昭和３８年１月、吉和地域において、記録的な豪雪を観測。その概要は次のとおり。

ア 被害状況（概要）

- 地域外への道路交通網が不通となり、唯一の公共交通機関であるバスについても運行できない事態が発生。
  県所有のブルドーザーによる除雪を行い、２１日ぶりにバスの運行が再開された。
- 営林署十方山事務所の職員等の孤立

イ 降雪量

- 日最大積雪量１９７cm

芸予地震（３月２４日）による本市の被害

ア 廿日市地域

被害区分		被害内容			備考
①人	軽傷者	４人			
②住家	全壊	棟	世帯	人	
	半壊	４８棟	５４世帯	１２７人	
	一部破損	２，０８９棟	2,089世帯	５，７４４人	市内各所
③避難	避難者	３０人	１６世帯		
	避難予定者	２人	１世帯		住居を探している者

被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）	備考
④公共建物	小学校	１０ヶ所	32,215	各小学校（佐方小を除く。）
	中学校	５ヶ所	12,790	全中学校
	保育園	７ヶ所	1,233	廿日市・平良・原・宮園・串戸・阿台東・阿台西
	社会教育施設	１４ヶ所	18,758	10公民館(宮園公を除く。)、文化ホール、郷土資料室外
	市営住宅	６ヶ所	10,861	樫原、長橋、住吉、野坂、桜尾、金剛寺
	自転車駐車場	２ヶ所	500	廿日市駅前、宮内串戸駅前
	庁舎	１ヶ所	25,452	２階防火扉、外構陥没、屋外表示盤外
	消防施設	４ヶ所	3,983	消防庁舎、防火水槽、消防団車庫（２箇所）
	給食センター	１ヶ所	2,083	ガラス破損・壁剥離
⑤文化財		３ヶ所	1,465	極楽寺・洞雲寺・立善寺
⑥土木施設	道路被害	１６０ヶ所	292,030	道路復旧等１６０箇所、道路清掃７地区、カーブミラー
	河川被害	９ヶ所	3,530	原（中小路、河野原、上川末）
	急傾斜地崩壊防止施設被害	１ヶ所	500	金剛寺
	海岸施設被害	３ヶ所	10,640	阿品海岸
⑦農林水産施設（その他）		１９ヶ所	18,710	農道・林道・里道水路
⑧その他	清掃施設被害	３ヶ所	20,860	旧資源選別場、清掃センター、リサイクルプラザ
	観光被害	１ヶ所	4,122	アルカディアビレッジ、遊歩道、ふるさと会館
	都市施設被害	１０ヶ所	25,550	公園緑地、スポーツセンターアリーナ
		２ヶ所	5,400	浄化センター、扇ポンプ場
	水道施設被害	１２ヶ所	4,700	
	水道(断水)	５３戸		２５日 2:20 復旧
	社会体育施設	４ヶ所	2,163	昭北ｸﾞﾗﾝﾄﾞ、阿品台野球場、阿台東小ｸﾞﾗﾝﾄﾞ、四季が丘ﾃﾆｽｺｰﾄ
	その他	３９ヶ所	24,457	３７集会所、火葬場、第二霊峯墓苑
⑨被害額合計			522,002	概算金額

イ 佐伯地域

被害区分		被害内容			備考
①人	軽傷者	１人			
②住家	全壊	棟	世帯	人	
	半壊	棟	世帯	人	
	一部破損	２１６棟	２１６世帯	５８４人	市内各所
③避難	避難者	人	世帯		
	避難予定者	人	世帯		

被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）	備考
④公共建物	小学校	４ヶ所	100	玖島、友和、津田、浅原小学校
	中学校	１ヶ所	110	佐伯中
	保育園	ヶ所		
	社会教育施設	１ヶ所	2,468	佐伯総合スポーツ公園
	市営住宅	ヶ所		
	自転車駐車場	ヶ所		
	庁舎	ヶ所		
	消防施設	ヶ所		
	給食センター	ヶ所		
⑤文化財		１ヶ所	300	
⑥土木施設	道路被害	ヶ所		
	河川被害	２ヶ所	3,000	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	ヶ所		
	海岸施設被害	ヶ所		
⑦農林水産施設（その他）		４ヶ所	23,000	林道外
⑧その他	清掃施設被害	１ヶ所	4,200	クリーンセンター
	観光被害	ヶ所		
	都市施設被害	ヶ所		
		ヶ所		
	水道施設被害	ヶ所		
	水道(断水)	戸		即時復旧
	社会体育施設	ヶ所		
	その他	ヶ所	949	集会所
⑨被害額合計			34,127	概算金額

ウ 大野地域

被害区分		被害内容			備考
①人	軽傷者	２人			
②住家	全壊	棟	世帯	人	
	半壊	６棟	６世帯	６人	
	一部破損	８０９棟	８２３世帯	２，２２２人	市内各所
③避難	避難者	人	世帯		
	避難予定者	人	世帯		

被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）	備考
④公共建物	小学校	２ヶ所	24,500	大野西・大野東小学校
	中学校	１ヶ所	7,000	大野東中学校
	保育園	ヶ所		
	社会教育施設	ヶ所		
	市営住宅	ヶ所		
	自転車駐車場	ヶ所		
	庁舎	ヶ所		
	消防施設	ヶ所		
	給食センター	ヶ所		
⑤文化財		ヶ所		
⑥土木施設	道路被害	２０ヶ所	8,375	
	河川被害	３ヶ所	1,557	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	ヶ所		
	海岸施設被害	１ヶ所	1,000	
⑦農林水産施設（その他）		２ヶ所	1,838	
⑧その他	清掃施設被害	１ヶ所	340	
	観光被害	ヶ所		
	都市施設被害	２ヶ所	1,320	
		ヶ所		
	水道施設被害	ヶ所		
	水道(断水)	戸		
	社会体育施設	ヶ所		
	その他	４１ヶ所	111,960	集会所
⑨被害額合計			157,890	概算金額

エ 宮島地域

被害区分		被害内容			備考
①人	軽傷者	１人			
②住家	全壊	１棟	世帯	人	
	半壊	棟	世帯	６人	
	一部破損	１０３棟	世帯	人	市内各所
③避難	避難者	２４人	６世帯		
	避難予定者	人	世帯		

被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）	備考
④公共建物	小学校	１ヶ所	14,078	
	中学校	１ヶ所	20,988	
	保育園	１ヶ所	3,000	
	社会教育施設	ヶ所		
	市営住宅	ヶ所		
	自転車駐車場	ヶ所		
	庁舎	ヶ所		
	消防施設	ヶ所		
	給食センター	ヶ所		
⑤文化財		３１ヶ所	不明	
⑥土木施設	道路被害	３３ヶ所	15,240	
	河川被害	１ヶ所	不明	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	ヶ所		
	海岸施設被害	ヶ所		
⑦農林水産施設（その他）		１８ヶ所	5,620	港湾施設
⑧その他	清掃施設被害	ヶ所		
	観光被害	ヶ所		
	都市施設被害	ヶ所		
		ヶ所		
	水道施設被害	ヶ所		
	水道(断水)	戸		
	社会体育施設	ヶ所		
	その他	１７ヶ所	82,372	集会所ほか
⑨被害額合計			141,298	概算金額

広島県における既往地震の概要

1　発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

【広島県内に被害を及ぼした主な地震と被害状況】

発生年	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被害の概要
慶安 2 年 (1649 年) 3 月 17 日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享 2 年 (1686 年) 1 月 4 日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4、734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永 4 年 (1707 年) 10 月 28 日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68)。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 26 日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6～1.7 尺(0.5m)であった。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 26 日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じくらいの揺れに感じられたという。
安政 4 年 (1857 年) 10 月 12 日	芸予地震	7.25 ± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治 5 年 (1872 年) 3 月 14 日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂（延長 500m）を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。

<table>
<tr><th>発生年</th><th>地震名</th><th>ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</th><th>被害の概要</th></tr>
<tr><td>明治 38 年
(1905 年)
6 月 2 日</td><td>芸予地震</td><td>6.7</td><td>沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒潰し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島停車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。
被害総括
<table>
<tr><th>郡市</th><th>死</th><th>傷</th><th>全潰</th><th>半潰</th><th>破損</th><th>煙突損壊</th></tr>
<tr><td>広島市</td><td>4</td><td>70</td><td>36</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td></tr>
<tr><td>呉市</td><td>6</td><td>86</td><td>5
(51)</td><td>25
(57)</td><td>(5、
957)</td><td></td></tr>
<tr><td>安芸郡</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>2</td><td>5</td><td></td><td>14</td><td>1</td></tr>
<tr><td>佐伯郡</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>安佐郡</td><td></td><td>1</td><td>7</td><td></td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>11</td><td>160</td><td>56</td><td>47</td><td>40</td><td>26</td></tr>
</table>
出典：地震予防調査会報告、1905、No　53
(　)内は、中央気象台の記録</td></tr>
<tr><td>昭和 21 年
(1946 年)
12 月 21 日</td><td>南海地震</td><td>8.0</td><td>全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2</td></tr>
<tr><td>昭和 24 年
(1949 年)
7 月 12 日</td><td>安芸灘</td><td>6.2</td><td>呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。</td></tr>
<tr><td>平成 11 年
(1999 年)
7 月 6 日</td><td>広島県
南東部</td><td>4.5</td><td>負傷者 1(震度 4)
物的被害なし（広島県調べ）</td></tr>
<tr><td>平成 12 年
(2000 年)
10 月 6 日</td><td>鳥取県
西部地震</td><td>7.3</td><td>震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18、544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害（内閣府(2003)）。広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部は損した。(広島県調べ)</td></tr>
<tr><td>平成 13 年
(2001 年)
3 月 24 日</td><td>芸予地震</td><td>6.7</td><td>広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。（広島県調べ）</td></tr>
<tr><td>平成 18 年
(2006 年)
6 月 12 日</td><td>伊予灘</td><td>4.7</td><td>負傷者 4(重傷 1、軽傷 3)、住家一部損壊 2 棟(広島県調べ)</td></tr>
</table>

発生年	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被害の概要
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2(震度 5 弱)(広島県調べ)
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1(震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟

※寛永 7 年 11 月 27 日　安政に改元

【出典】

※広島県調べ、内閣府(2003)以外は、宇佐美龍夫(1987)から抜粋

(内閣府(2003):平成 15 年(2000)鳥取県西部地震について)

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

【発生メカニズムによる地震の分類】

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート内の地震（やや深い地震）	・平成13年（2001年）芸予地震 ・昭和24年（1949年）安芸灘 ・明治38年（1905年）芸予地震 ・慶安 2年（1649年）芸予地震 ・貞享 2年（1686年）芸予地震 ・安政 4年（1857年）芸予地震	約50～100年間隔で発生
＜プレート間(海溝型)地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	・昭和21年（1946年）南海地震 ・安政 1年（1854年）安政南海地震 ・宝永 4年（1707年）宝永地震	約100～150年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 （深さ約20ｋｍ以浅）	・平成12年（2000年）鳥取県西部地震 ・平成 7年（1995年）兵庫県南部地震 ・明治 5年（1872年）浜田地震	千年～数万年間隔で発生

2　広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2m、呉で 0.3mの津波高さを観測している。

地震による被害想定

１　地震被害想定調査

広島県が、東日本大震災（平成 23 年３月）を踏まえ、最新の科学的知見に基づき実施した地震被害想定調査による。

２　調査内容

(1) 想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

①　既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を 11 ケース選定した。

ａ　歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

ｂ　地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ｃ　地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

②　どこでも起こりうる直下の地震

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内 23 の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

■想定地震の緒元

地震名	地震ﾀｲﾌﾟ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	本市の想定震度　面積割合(%)					
			４以下	５弱	５強	６弱	６強	７
南海トラフ地震	ﾌﾟﾚｰﾄ間	9.0	0.0	71.7	26.0	2.3	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	ﾌﾟﾚｰﾄ内	7.4	12.5	76.7	8.5	2.3	0.0	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	8.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁	地殻内	8.0	99.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	8.0	97.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
五日市断層	地殻内	7.0	21.4	52.5	20.2	5.7	0.3	0.0

地震名	地震ﾀｲﾌﾟ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	本市の想定震度　面積割合(%)					
			４以下	５弱	５強	６弱	６強	７
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)	地殻内	6.5	81.7	14.6	3.6	0.1	0.0	0.0
岩国断層帯	地殻内	7.6	14.4	57.7	25.7	2.1	0.0	0.0
安芸灘断層群(主部)	地殻内	7.0	85.8	13.0	1.2	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	7.4	20.1	39.6	28.1	11.8	0.3	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	地殻内	7.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
どこでも起こりうる直下の地震	地殻内	6.9	27.1	34.2	29.6	8.1	1.0	0.0

(2)　想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※　平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差σ(ｼｸﾞﾏ)を加えたもの（2σを加えることで正規分布の 95.45%値となる）

【想定シーンと想定される被害の特徴】

想定シーン	想定される被害の特徴
冬　深夜 （平均：風速 8m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏　12 時 （平均：風速 7m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬　18 時 （平均：風速 8m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

３　想定結果

(1) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

① 南海トラフ地震（陸側ケース、津波ケース１）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.8%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 12,474ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 69,210 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 14,759 人で、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約 59 万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が 1,069,382 人、停電が 119,836 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 8.9 兆円となる。

② 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.7%、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度５強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 7,921ha（その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 85%）と南海トラフ地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 29,012 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大 11,206 人となるが、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約 40 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 342,755 人、停電が 132,193 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 5.9 兆円となる。

③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 2.3%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 6,520ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 7,689 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 2,084 人で、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約 29 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 52,139 人、停電が 53,103 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.1 兆円となる。

④ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度５強以上の強い揺れとなるが、６弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 1,693 棟の建物が全壊し、死者は０人、負傷者が 36 人発生し、避難を必要とする人は約 0.4 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が３人、停電が 255 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.5 兆円となる。

⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の６強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 0.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 6,032ha あり、その内、

浸水深 30cm を超える地域の割合が約 85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 3,002 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 192 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 750 人、停電が 45,683 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約１兆円となる。

⑥　五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 2.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 6,820 棟の建物が全壊し、死者が 179 人、負傷者が 4,552 人発生し、避難を必要とする人が約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 2,304 人、停電が 26,680 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

⑦　己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 1.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 7,612 棟の建物が全壊し、死者が 249 人、負傷者が 5,302 人発生し、避難を必要とする人は約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3,681 人、停電が 31,859 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

⑧　岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 0.9%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 4,498 棟の建物が全壊し、死者が 72 人、負傷者が 1,073 人発生し、避難を必要とする人は約１万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 22,020 人、停電が 2,761 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.0 兆円となる。

⑨　安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の６強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 0.2%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,382ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 45 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

⑩　安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 3.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha

あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人で、その 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 50,465 人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

⑪　長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 2.7%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 7.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 46,629 棟の建物が全壊し、死者が 2,840 人、負傷者が 22,170 人発生し、避難を必要とする人が約 12 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 553,671 人、停電が 44,585 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 3.9 兆円となる。

(2) 主な被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震）

【被害想定結果一覧表（廿日市市）】※冬、18 時又は深夜、風速 11m/s

想定項目＼想定地震			南海ﾄﾗﾌ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道	安芸灘断層群（主部）	安芸灘断層群（広島湾―岩国沖断層帯）	五日市断層	廿日市市直下地震
地震動液状化	最大震度		６弱	６弱	５強	６強	６強	６強
	液状化危険度面積率（PL＞15 の面積率）		2.9	3.1	0.4	3.1	3.2	3.0
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	1	1	0	4	9	19
	②地すべり		0	0	0	0	0	0
	③山腹崩壊		2	3	0	7	11	23
津波被害	津波の浸水面積（ha）		343	75	9	35	－	
建物被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ
	全壊棟数（棟）		911	292	115	640	639	1,119
	半壊棟数（棟）		4,020	1,535	11	3,141	2,856	4,339
	焼失棟数（棟）		0	0	0	0	0	0
人的被害	死者数（人）		85	34	21	50	27	56
	負傷者数（人）		307	207	2	605	562	935
	重傷者数（負傷者の内数）（人）		55	12	0	50	47	99
ライフライン	上水道（１日後の断水人口）（人）		13,217	401	0	3,811	1,103	16,350

施設被害	下水道（１日後の機能支障人口）（人）	12,849	12,483	5,912	14,691	14,082	15,125
	電力（直後の停電軒数）	916	820	5	2,464	2,007	3,332
	通信（直後の固定電話不通回線数）	901	781	7	2,333	1,900	3,177
	ガス（１日後の供給停止戸数）	0	0	0	0	0	0
想定項目＼想定地震		南海ﾄﾗﾌ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道	安芸灘断層群（主部）	安芸灘断層群（広島湾―岩国沖断層帯）	五日市断層	廿日市市直下地震
交通施設被害	道路（被害箇所数）	51	33	10	61	55	61
	鉄道（被害箇所数）	46	43	13	52	46	56
生活支障	避難所避難者数（当日・１日後）（人）	10,899	2,943	355	2,628	1,646	2,812
	帰宅困難者（人）	9,522	9,522	9,522	9,522	9,522	9,522
	食糧の不足量（当日・１日後）（食）	39,235	10,592	1,277	9,461	5,925	10,124
	仮設トイレの不足量（当日・１日後）（基）	225	151	62	170	155	176
経済被害	民間（億円）	1,030	151	96	714	661	1,034
	準公共（億円）	14	0	3	22	19	26
	公共（億円）	186	2	76	205	195	220

※液状化危険度面積率 PL＞15 は、液状化危険度がかなり高いことを示す。

① 浸水面積

（単位：ha）

浸 水 面 積（浸水深別）				
１cm以上	30 cm以上	１ｍ以上	２ｍ以上	５ｍ以上
343	237	78	17	1

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

② 「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

a 南海トラフ地震

最高津波水位（※１）		最大波到達時間（分）	津波影響開始時間（分）（※２）
	うち津波の高さ（m）		
3.6	1.6	218	26

※１「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、 おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間

b 瀬戸内海域活断層等

最高津波水位（※１）		最大波到達時間（分）	津波影響開始時間（分）（※２）
	うち津波の高さ（m）		
2.7	0.7	42	0

※１「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間

4 その他の地震

(1) 筒賀断層を震源とする地震

広島県による地震被害想定調査結果以外にも、地震調査研究推進本部・地震調査委員会の資料によると、吉和地域を横断する筒賀断層により、M7.8 クラスの地震発生の可能性がある。

5 地震減災目標

(1) 方針

県の計画に基づき、いつでもどこでも起こりうる地震に備え、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、地震被害軽減のための対策を総合的かつ計画的に推進していく。

(2) 減災目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

(3) 目標の推進等

各防災関係機関は本減災目標に沿って、地震被害軽減のための対策を主体的に推進する。

崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区

（１） 崩壊土砂流出危険地区

ア　廿日市地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク度	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積)ha	渓流延長(斜面長)m	平均勾配 %	
213－1	茶臼山	5			B	8	500	8	
213－2	川　末	9			B	6	500	16	
213－3	宇治窪	50	県道	50	A		500	22	
213－4	川　末	15			A	8	500	19	
213－5	宇治窪	43	市道	300	A	11	700	13	
213－6	川　末	9			B	11	710	12	
213－7	長　谷	18			A	18	1,200	10	
213－8	長　谷	32	県道	50	A	22	1,200	15	
213－9	長　谷	6			B	3	300	18	
213－10	長　谷	13	県道	50	A	1	810	13	
213－11	広　池	8			B	22	900	10	
213－12	亀ヶ原	6	国道	900	B	15	1,000	13	
213－13	東　谷	2	県道	50	C	14	900	12	
213－14	東　谷	1			C	13	700	16	
213－15	堂河内	20	市道	300	B	15	1,000	8	
213－17	深　山	1			C	6	400	12	
213－18	深　山	3	県道	600	B	7	1,100	13	
213－19	深　山	9	県道	400	A	18	1,100	13	
213－20	深　山	1	県道	500	B	4	400	25	
213－21	深　山	2	県道	50	B	15	1,000	19	
213－22	入　野	6	市道	200	B	5	600	20	
213－23	入　野	20			A	5	300	10	
213－24	河野原					20			
213－25	長　谷	10	県道	150	A	5	600	25	

イ　佐伯地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク度	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
1	鬼ヶ城	12	市道	1,000	B	10	700	7	
2	加森山		林道	1,000	C	60	800	9	
3	山西		林道	1,000	C	17	500	10	
4	山西		林道	1,200	C	20	600	16	
5	二ノ尾山	26	県道	500	A	195	800	10	
6	一ノ尾山	11	県道	1,800	A	5	400	19	
7	岩倉山	17	県道	2,200	B	60	900	8	
8	笹ヶ峠	15	県道	300	B	120	1,400	6	
9	三組山	25	県道	1,500	A	9	400	10	
10	板押	7	県道	1,500	B	10	400	23	
11	不知山	10	県道	1,500	A	34	600	9	
12	岩倉上		林道	1,500	C	7	300	9	
13	悪谷	20	市道	1,900	A	116	1,000	9	
14	不知山	50	市道	2,500	A	12	500	14	
15	石ケツクラヤマ	25	県道	1,500	B	50	500	11	
16	城之岡山	30	公民館	1	A	2	100	18	
17	西山	45	県道	1,500	A	90	600	10	
18	里地山	30	県道	1,500	A	95	300	15	
19	コウツキ山	50	県道	1,500	B	20	250	9	
20	里地山	10	市道	200	A	15	400	22	
21	板押	9	市道	1,200	B	35	800	10	
22	北山	20	県道	1,800	B	3	150	18	
23	大原山	25	県道	1,500	C	27	600	6	
24	戸屋原北	25	県道	1,200	C	7	400	10	

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積)ha	渓流延長(斜面長)m	平均勾配 %	
25	戸屋原北	15	県道	500	C	3	100	17	
26	鷹巣山	40	中学校	1	B	20	800	7	
27	寺迫山	30	県道	700	B	40	600	8	
28	大ツエ山	40	県道	1,000	B	20	500	13	
29	野貝山	30	県道	800	A	94	900	17	
30	寺上	30	県道	800	B	12	400	12	
31	中薮山		公民館	1	A	210	700	11	
32	松平山	17	国道	700	A	14	700	10	
33	中蔵山	17	国道	800	B	3	100	12	
34	青木山	12	県道	800	A	18	600	13	
35	向井山	10	市道	500	B	7	200	9	
36	大山	7	県道	500	B	46	1,100	13	
37	下山	16	市道	300	A	70	1,500	8	
38	槙ヶ峠	35	県道	300	A	40	1,000	9	
39	広原山		市道	800	C	26	800	15	
40	乙丸		市道	1,000	C	84	900	8	
41	小焼	5	市道	1,000	B	70	800	11	
42	苅芋	20	市道	800	B	20	400	10	
43	前中山		国道	800	B	18	800	20	
44	氷水山	3	県道	120		0.3			
45	大谷山	1	一級河川	120		0.5			
325001	黒打山98		国道	500	C	50	1,700	10	
325002	黒打山97		林道	500	C	20	900	13	
325003	黒打山101		国道	500	B	5	500	11	
325004	黒打山101		国道	500	B	5	500	10	
325005	ヤビツカゴ山102		県道	500	C	20	900	15	
325006	東城山		市道	20	C	0.1	20		
325007	永原	11	県道	100	A	30	100	27	

ウ　吉和地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
1	下山大畑	0	県道 貯水池	110 1ヶ所	C	0.2	110	15	
2	吉和東	0	県道	100	C	0.5	300	15	
3	駄荷	0	県道 林道	1,000 2,000	A	3.9	1,300	14	
4	駄荷	3	県道	200	C		100	15	
5	大向女鹿平	0	県道	500	C	2.1	700	6	
6	大向女鹿平	0	県道	500	C	1.2	500	11	
7	花原女鹿平	5	県道 林道	600 600	A	0.8	500	6	
8	田中原女鹿平	6	役場 県道 林道	1ヶ所 200 400	A	2.2	1,200	14	
9	吉和東	0	県道	500	A	3.9	1,300	6	
10	頓原	7	国道	100	C	2.2	900	15	
11	吉和東	0	県道	100	B	2.9	1,200	14	
12	十方山	0	県道		B	19.0	6,200		
13	立岩	0	県道		A	2.0	1,600	21	
14	立岩	0	県道		A	5.0	2,400	17	
15	立岩	0	県道		A	2.0	1,600	21	

エ　大野地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積)ha	渓流延長(斜面長)m	平均勾配 %	
213－1	鴉ヶ岡	5	ダム	1箇所	B	9	1,900	9	
213－2	馬ノ口	9	林道	500	C	0.3	200	21	
213－3	馬ノ口	50	町道	100	B	1	500	21	
213－4	矢草	100	林道	3300	A	22	3,700	17	
213－5	矢草	50	林道	2500	A	11	1,900	9	
213－6	平岩	30	林道	2000	A	4	1,400	21	
213－7	矢草	20	町道	1000	A	5	1,500	9	
213－8	川平	20	県道	1200	A	0.1	100	23	
213－9	奴リ谷		林道	2000	C	0.3	200	23	
213－10	横撫	10	県道	1000	A	1	450	21	
213－11	馬ノ口	15	林道	500	A	1	300	23	
213－12	馬ノ口	20	県道	600	A	1	600	21	
213－13	馬ノ口	60	学校	2箇所	A	7	2,400	9	
213－14	奴リ谷	20	県道	300	A	4	1,200	9	
213－15	横撫	10	町道	200	B	1	400	9	
213－16	嵐谷	2	県道	500	C	3	900	9	
213－17	嵐谷	6	県道	500	A	6	1,300	17	
213－18	経小屋	10	学校	1箇所	A	7	1,500	9	
213－19	経小屋	30	町道	1000	A	2	1,300	23	
213－20	経小屋	70	町道	1000	A	3	1,500	23	
213－21	清水峯	75	国道	500	A	2	1,000	23	
213－22	経小屋	50	町道	300	A	2	800	23	
213－23	経小屋	12	町道	800	A	1	900	21	
213－24	経小屋	20	町道	800	A	1	900	23	
213－25	経小屋	15	町道	800	A	2	1,200	21	

オ　宮島地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積)ha	渓流延長(斜面長)m	平均勾配 %	
327－1	緑町	11	県道	300	B	13	500	7	
327－2	東西連町	50	町道	500	B	7	300	17	
327－3	杉之浦	40	町道	1000	B	49	700	7	
327－4	中江町	20	町道	250	A	4	200	22	
327－5	南町	20	町道	500	A	2.5	250	18	
327－6	中西町上	30	町道	500	B	11	350	19	
327－1	杉之浦	15			A	48	600	10	国有林 杉之浦川
327－2	杉之浦	15			A	48	400	11	国有林 杉之浦川支川－1
327－3	杉之浦	10	町道	100	A	4	400	11	国有林 杉之浦川支川－2
327－4	杉之浦	10	県道	200	B	1	100	20	国有林

［農林水産課］

（２）山腹崩壊危険地区

ア 廿日市地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク度	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
213－1	川末	1	県道	20	C	1	30	60	
213－2	長野	2			C	1	－	40	
213－3	城ヶ谷	2			C	1	20	50	
213－4	東谷	0	県道	50	C	1	30	60	
213－5	東谷	1	県道	50	C	1	80	80	
213－6	高砂	3	県道	70	C	1	30	50	
213－7	入野	1			C	1	－	40	
213－8	高砂	10	県道	200	A	3	40	60	
213－9	ゴコロ	3			C	1	－	50	
213－10	南小浦	2			C	1	20	50	
213－11	南小浦	6			C	1	－	33	
213－12	南尾	4	市道	60	C	1	－	30	
213－13	二重原	1			C	1	30	40	
213－14	南尾	2			C	1	20	50	
213－15	尾野山	8	市道	70	C	1	－	20	
213－16	尾野山	4	市道	70	C	1	25	40	
213－17	法花山	5			C	1	40	40	
213－18	砂走山	1			C	1	－	30	
213－19	砂走山	30			B	1	－	50	
213－20	峰高	3		50	C	1	30	50	
213－21	峰高	4	市道	60	C	1	30	30	
213－22	長尾	34	市道	200	A	2	20	50	
213－23	河本	13	市道	50	B	2	25	40	
213－24	長尾	19	市道	300	B	2	30	40	
213－25	新宮	5	神社	1	C	1	－	30	
213－26	高砂	7	市道	50	B	1	40	70	
213－27	二ツ山	18	市道	90	B	1	－	30	
213－28	高砂	12	市道	60	A	4	40	40	
213－29	高砂	11	市道	140	B	1	50	60	
213－30	入野	1			C	1	－	20	
213－31	入野	3			C	1	－	50	
213－32	地御前一丁目	8			C	1	25	30	
213－33	余田	14			B	2	40	40	
213－34	大神	6	市道	100	C	1	20	40	
213－35	地御前四丁目	21	学校 市道	1 500	B	1	40	40	
213－36	木上	1	福祉施設	1	C	1	－	30	
213－37	田屋	10			B	1	－	30	
213－38	地御前二丁目	1			C	1	－	10	
213－39	地御前二丁目	9	市道	120	C	2	20	23	
213－40	地御前二丁目	11			B	1	50	30	
213－41	地御前二丁目	6			C	1	10	50	
213－42	六本松	6	市道	20	C	0.5	25	30	
213－43	深山	2			C	0.5	20	50	
213－44	高砂	1	県道	50	C	0.5	30	30	
213－45	馬が原	1	県道	50	C	0.5	30	40	
213－46	阿品一丁目	1	市道	30	C	0.5	－		

イ 佐伯地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク度	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
213－1	稗原	12	市道	400	A	1			
213－2	板押	1	市道	500	C	1			
213－3	立石	2	県道	200	B	1			
213－4	小住		国道	500	C	1			
213－5	氷水山	6	県道	800	A	1			
213－6	所山東	6	郵便局	1	B	1			
213－7	大峰山の内 一ノ尾山	6	県道	300	B	1			
213－8	鴨道山	10	県道	300	A	1			
213－9	里地山	10	市道	300	B	1			
213－10	鴨道山	16	県道	700	C	1			
213－11	城ノ岡山	5	県道	500	C	1			
213－12	金尾松山	6	市道	300	C	1			
213－13	枝折ヶ迫山	7	県道	300	C	1			
213－14	城ノ岡山	7	県道	300	A	2			
213－15	上木山	7	県道	300	C	1			
213－16	上木山	13	県道	600	C	1			
213－17	北山	8	県道	400	C	1			
213－18	桧尾	2	県道	300	C	1			
213－19	不知山	5	県道	600	C	3			
213－20	迫ノ谷	3	市道	300	C	1			
213－21	大原山	11	県道	500	C	1			
213－22	蛭川	3	市道	300	C	1			
213－23	大迫尻	9	市道	400	C	1			
213－24	本谷	5	市道	200	C	1			
213－25	堀ヶ迫	11	県道	200	B	1			
213－26	焼迫	5	県道	200	C	1			
213－27	本谷	11	市道	400	B	1			
213－28	中山	4	県道	300	C	1			
213－29	本谷	8	市道	400	C	1			
213－30	本谷	6	市道	500	C	1			
213－31	中山	5	市道	300	B	1			
213－32	中山	13	県道	300	B	1			
213－33	礼松	5	市道	300	C	1			
213－34	観音山	6	市道	400	C	1			
213－35	里地	7	小学校	1	B	2			
213－36	寺上	13	県道	300	B	1			
213－37	奥ヶ原	6	県道	300	C	1			
213－38	沖地	9	県道	100	C	1			
213－39	大原山	3	県道	300	C	1			
213－40	猪ノ鼻山	6	市道	200	C	1			
213－41	松平山	6	市道	500	C	1			
213－42	杉峠山	6	市道	300	C	1			
213－43	中庫山	11	小学校	1	B	2			
213－44	青木山	5	県道	300	C	1			
213－45	市野上	7	県道	300	C	1			
213－46	中山	2	県道	300	C	1			

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
213－47	郷北	13	郵便局	1	B	1			
213－48	虫所山		県道	50		1			
213－49	氷水山	0	県道	30	B	1			
213－50	上ヶ木山	1	県道	20	B	1			
213－51	鵜道山	1	県道	20	B	1			
213－52	氷水山	1	県道	20	B	1			
213－53	青木山	2	県道	50	C	2			
213－54	権現		河川	50	B	1			
213－55	上ヶ木山		農道	6	C	1			
213－56	寺上	1	市道	20	B	1			
213－57	大峯山の内一之尾山	3	市道	30	B	3			
213－58	大峯山の内笹ノ峠	1	県道	10	B	1			
213－59	石ケツクラ山	1	市道	40	B	1			
213－60	上ケ木山	4	県道	50	B	1			
213－61	城山	7	市道	40	B	1			
213－62	大宅	3	市道	50	B	1			
213－63	中山	5	河川	20	B	1			
213－64	杉ケ峠山	2	市道	50	B	1			
213－65	小住	1	県道	20	B	1			
213－66	大峯山の内一之尾山	3	県道	70	A	3			
213－67	札ヶ尾	2	国道	50	C	1			
213－68	打森	1	林道	20	B	1			
213－69	鷹ノ巣山の内鴨道山	1	県道	50	B	2			
213－70	中山	1	市道	50	C	1			
213－71	奥ヶ原	2	県道	40	C	1			
213－72	青木山	1	県道	40	C	1			
213－73	上内山	1	県道	50	C	1			
213－74	奥ヶ原	1	県道	50	C	1			
213－75	中山	1	農道	10	C	1			

ウ 吉和地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
213－1	吉和西	0	林道	200	C	1			
213－2	熊崎	0	県道	200	A	1			
213－3	駄荷	3	田 林道	1.0ha 300	B	2			
213－4	駄荷城	2	田	1.0ha	B	1			
213－5	中津谷	22	国道 林道 田	200 400 1.0ha	B	3			
213－6	西汐原	2	田	0.5ha	C	1			
213－7	半坂	16	林道	600	B	7			
213－8	大向女鹿平	12	警察 林道 河川	1 300 400	A	1			
213－9	熊崎	15	林道 田 河川	200 0.5ha 200	B	1			
213－10	石原高登	0	国道	200	C	1			
213－11	石原高登	4	林道	200	C	1			

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積(面積) ha	渓流延長(斜面長) m	平均勾配 %	
213－12	西汐原	2	国道 林道	200 200	C	1			
213－13	頓原	6	国道	300	A	3			
213－14	東汐原	1	林道 河川	100 100	B	1			
213－15	篠ヶ原山	0	県道		C	6			

エ 大野地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積（面積）ha	渓流延長（斜面長）m	平均勾配 %	
213－1	矢草	0	市道	200	C	2	—	—	
213－2	丸子	5	市道	1500	C	1	—	—	
213－3	中空	7	市道	100	C	1	—	—	
213－4	滝山	4	市道	250	C	1	—	—	
213－5	中空	6	市道	200	C	1	—	—	
213－6	清水峯	100	市道	550	A	2	—	—	
213－7	沖塩屋	30	市道	300	B	1	—	—	
213－8	滝山					3	—	—	
213－9	城山	1	河川	100	C	1	—	—	

オ 宮島地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設 種類	公共施設 数量 m		集水面積（面積）ha	渓流延長（斜面長）m	平均勾配 %	
327－1	長浜	6	学校 県道	300	B	1	－	20	
327－2	杉之浦	11	市道	250	B	1	－	50	
327－3	胡町	11	県道	100	B	1	－	40	
327－4	杉之浦	25	市道	400	B	1	－	30	
327－5	港町	20	市道	200	B	1	－	20	
327－6	上西連町	22	市道	300	B	1	－	20	
327－7	杉之浦	20	市道	200	B	1	－	20	
327－8	東西連町	17	市道	250	B	1	－	40	
327－9	魚之棚町	30	公民館 市道	250	B	1	－	20	
327－10	中之町	50	市道	200	B	1	－	20	
327－11	南町	40	役場 市道	250	B	1	－	20	
327－12	西大西	30	市道	150	A	1	－	20	
327－13	南町	20	市道	150	B	1	－	30	
327－14	中西町下	40	市道	400	B	1	－	20	
327－15	滝町	20	市道	150	B	1	－	20	
327－16	中西町上	10	市道	250	B	1	－	60	
327－17	滝町	15	市道	200	A	1	－	50	
327－18	緑町		福祉センター 市道	200	B	1	－	30	
327－19	長浜	5	学校 幼稚園 県道	200	B	1	－	40	
327－1	杉之浦	15	市道		B	7	－		国有林
327－2	長浜－１	20	学校 幼稚園 県道	500	B	5			国有林

［農林水産課］

急傾斜地崩壊危険区域等

整理番号	地区名	郡市	大字	字	指定年月日	告示番号	家屋戸数
1	魚の棚地区	廿日市市			昭和45年3月27日	281	10
2	篠尾地区	廿日市市	廿日市　佐方	篠尾・旗の浦・城内	昭和45年9月29日	818	38
3	桜町地区	廿日市市			昭和46年3月30日	338	5
4	中西地区	廿日市市			昭和48年2月16日	109	24
5	二つ山地区	廿日市市	地御前	金剛寺	昭和49年3月29日	244	21
6	大西地区	廿日市市			昭和50年3月25日	294	20
7	檜原地区	廿日市市			昭和50年3月25日	294	8
8	佐方地区	廿日市市	佐方	沖新開・岩戸山	昭和52年11月15日	814	19
9	下ノ浜地区	廿日市市		下ノ浜	昭和53年3月20日	231	37
10	上ノ浜地区	廿日市市		上ノ浜	昭和55年2月13日	125	13
11	土井地区	廿日市市			昭和55年2月13日	125	6
12	赤崎地区	廿日市市			昭和56年3月9日	443	28
13	今市地区	廿日市市	地御前二丁目		昭和56年3月27日	311	10
14	小田島地区	廿日市市			昭和57年10月7日	1055	15
15	福面地区	廿日市市	福面		昭和57年10月7日	1055	6
16	二重原地区	廿日市市	上平良	二重原	昭和58年5月9日	523	7
17	片浜地区	廿日市市			昭和59年1月17日	57	7
18	河本地区	廿日市市	宮内	河本・峰高	昭和59年7月30日	743	10
19	向原地区	廿日市市			昭和59年11月29日	1119	4
20	中之町地区	廿日市市			昭和60年1月28日	104	33
21	伴丈木地区	廿日市市	上平良	伴丈木	昭和61年3月20日	262	8
22	尾立地区	廿日市市			昭和61年12月25日	1130	15
23	尾立地区（追加）	廿日市市			昭和62年11月16日	1050	1
24	鰆浜地区	廿日市市	阿品一丁目		昭和62年11月16日	1050	7
25	胡町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	5
26	上西連町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	4
27	田屋地区	廿日市市	阿品一丁目		昭和63年2月25日	189	10
28	東西連町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	13
29	赤崎Ｂ地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	13
30	早時地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	15
31	縄田地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	19
32	浜之町地区	廿日市市			平成元年8月14日	881	24
33	深江Ｂ地区	廿日市市	深江・対厳山		平成2年2月8日	150	13
34	対厳山地区	廿日市市			平成2年2月8日	150	15
35	大神地区	廿日市市	地御前	大神	平成2年2月8日	150	10
36	幸町西浜地区	廿日市市			平成2年12月27日	1353	7
37	南町Ｂ地区	廿日市市			平成2年12月27日	1353	13
38	中江Ａ地区	廿日市市			平成3年3月25日	439	17
39	北山Ｂ地区	廿日市市	宮内	北山・長尾	平成3年8月29日	988	24
40	福面Ｂ地区	廿日市市			平成4年2月10日	159	17
41	上更地地区	廿日市市			平成4年3月30日	442	10
42	長尾地区	廿日市市	宮内	長尾・宮内四丁目	平成5年8月23日	811	30
43	伴丈木地区（追加）	廿日市市	上平良	伴丈木	平成5年8月23日	811	11
44	柿ノ浦Ａ地区	廿日市市			平成5年12月2日	1191	10
45	福面Ｂ地区（追加）	廿日市市			平成5年12月2日	1191	17
46	薬師ヶ谷地区	廿日市市			平成5年12月2日	1191	16
47	南町地区	廿日市市	地御前四丁目		平成6年3月10日	242	5
48	砂原地区	廿日市市	宮内	砂原・針田・長尾・宮迫	平成6年3月28日	340	54
49	郡塚地区	廿日市市	上平良	郡塚	平成7年3月30日	382	6
50	伴丈木地区（追加）	廿日市市	上平良	伴丈木	平成7年3月30日	382	2
51	所山地区	廿日市市			平成7年7月17日	779	12
52	田尻地区	廿日市市	阿品四丁目		平成7年11月9日	1170	6
53	大幸地区	廿日市市	宮内・宮園七丁目	大幸・東岡迫・釜ヶ谷	平成9年6月12日	669	7
54	滝町地区	廿日市市			平成9年6月12日	669	5
55	中津谷地区	廿日市市	中津谷		平成9年6月12日	669	8
56	六本松地区	廿日市市	宮内	六本松・高通	平成9年6月12日	669	17
57	金剛寺地区	廿日市市	地御前二丁目		平成9年11月25日	1187	18
58	原地区	廿日市市	原	宇治久保・宇治窪・中小路	平成9年11月25日	1187	11
59	東西連町地区（追加）	廿日市市			平成11年4月19日	484	3
60	沖山Ａ地区	廿日市市			平成11年11月11日	1046	18

整理番号	地区名	郡市	大字	字	指定年月日	告示番号	家屋戸数
61	沖塩屋Ａ地区	廿日市市			平成12年7月3日	678	21
62	林ケ原Ａ地区	廿日市市			平成13年1月15日	51	14
63	的場砂原地区	廿日市市	宮園七丁目・宮内	砂原・長尾・大幸	平成13年3月30日	373	28
64	田屋Ｂ地区	廿日市市	地御前	木上・田屋	平成13年3月30日	373	7
65	郡塚Ｂ地区	廿日市市	上平良	郡塚・菊ヶ迫	平成14年3月28日	343	6
66	木上地区	廿日市市	地御前四丁目		平成14年3月28日	343	12
67	潮原地区	廿日市市		神田	平成14年9月26日	973	11
68	西岡迫地区	廿日市市		西岡迫	平成15年3月31日	456	11
69	二重原地区（追加）	廿日市市	上平良	二重原・寺ヶ迫	平成15年9月1日	1101	2
70	屋代一丁目３地区	廿日市市	佐方四丁目		平成15年12月15日	1531	19
71	物見山Ｂ地区	廿日市市		物見山	平成15年12月15日	1531	16
72	対厳山Ｃ地区	廿日市市		下更地	平成16年2月26日	270	0
73	魚之棚Ｂ地区	廿日市市		魚之棚町	平成16年3月25日	462	7
74	大和地区	廿日市市		魚之棚町	平成16年3月25日	462	6
75	北山Ｃ地区	廿日市市			平成16年3月25日	462	32
76	六本松一丁目地区	廿日市市	六本松一丁目		平成17年2月24日	242	15
77	串戸三丁目地区	廿日市市			平成17年9月29日	1086	13
78	南町地区	廿日市市			平成17年9月29日	1086	5
79	沖塩屋Ｂ地区	廿日市市			平成17年10月31日	1178	5
80	深江Ａ地区	廿日市市	深江一丁目,深江二丁目		平成17年10月31日	1178	37
81	北山Ｃ地区	廿日市市			平成18年2月27日	189	12
82	沖塩屋Ｄ地区	廿日市市	深江一丁目		平成18年10月16日	877	11
83	峠Ａ地区	廿日市市	峠	城山	平成19年3月1日	207	18
84	北山Ａ地区	廿日市市	宮内	北山	平成20年3月31日	341	19
85	河津原Ａ地区	廿日市市	河津原	上中組	平成20年10月6日	818	13
86	楢原地区	廿日市市	玖島		平成23年9月22日	873	15
87	沖塩屋Ｅ地区	廿日市市	沖塩屋三丁目		平成24年1月23日	71	5
88	末森地区	廿日市市	上平良	末森	平成24年2月2日	114	8
89	小原地区	廿日市市	津田	東城山	平成24年3月19日	235	6
90	小原地区	廿日市市	津田	上小原	平成24年3月19日	235	6
91	深江Ｃ地区	廿日市市	大野	対厳山	平成24年7月9日	612	5
92	東畑口Ｂ地区	廿日市市	宮内	東畑口	平成25年11月28日	877	11
93	清末地区	廿日市市	佐方	清末	平成26年2月13日	84	19
94	清末地区	廿日市市	佐方	精石山	平成26年2月13日	84	19
95	北山Ｂ地区(追加)	廿日市市	宮内	北山	平成26年2月13日	84	12
96	北山Ｂ地区(追加)	廿日市市	宮内	長尾	平成26年2月13日	84	12
97	北山Ｂ地区(追加)	廿日市市	宮園二丁目		平成26年2月13日	84	12
98	東畑口Ｂ地区（追加）	廿日市市	宮内	東畑口	平成26年6月30日	493	4
99	後原Ａ地区	廿日市市	大野	嵐谷	平成27年2月26日	121	13
100	林ヶ原Ａ地区（追加）	廿日市市		林が原一丁目	平成27年3月2日	126	8
101	林ヶ原Ａ地区（追加）	廿日市市		丸石一丁目	平成27年3月2日	126	8
102	東畑口Ｂ地区（追加）	廿日市市	宮内	東畑口	平成28年11月17日	680	10
103	篠尾地区（追加）	廿日市市	天神		平成29年2月13日	61	17
104	早時Ａ地区	廿日市市	大野	早時、前空	平成29年3月21日	163	6
105	深江Ｇ地区	廿日市市	深江二丁目		平成30年10月15日	744	18
106	深江Ｇ地区	廿日市市	大野	対厳山	平成30年10月15日	744	18
107	砂原Ａ地区	廿日市市			令和2年2月10日	70	10
108	赤崎Ｃ地区	廿日市市	宮島口三丁目		令和2年4月13日	475	9
109	赤崎Ｃ地区	廿日市市	宮島口上二丁目		令和2年4月13日	475	9
110	新宮神社地区	廿日市市			令和2年9月17日	1007	11
111	水口Ｂ地区	廿日市市		水口	令和3年7月1日	652	7
112	水口Ｂ地区	廿日市市		襄ヶ嶽	令和3年7月1日	652	7
113	地御前北三丁目地区	廿日市市		大神	令和3年7月1日	651	7
114	二つ山地区（追加）	廿日市市	地御前二丁目		令和3年7月1日	650	9
115	沖塩屋Ｄ地区	廿日市市	沖塩屋三丁目		令和3年10月14日	940	7
116	丸石地区	廿日市市	丸石一丁目		令和3年10月14日	941	22
117	丸石地区	廿日市市	丸石二丁目		令和3年10月14日	941	22
118	奥谷尻地区	廿日市市	大野，大竹市栗谷町		令和6年3月28日	310	3
119	上平良G地区	廿日市市	上平良	大原	令和6年11月5日	994	3
120	河本地区（追加）	廿日市市	串戸六丁目		令和7年8月4日	730	17

［維持管理課］

地すべり防止（指定）区域等一覧表

(1)　地すべり防止(指定)区域

番号	指定区域名	所　在　地		面積 (ha)	保全対象家屋戸数		指定年月日	告示番号
					家屋戸数	公共施設等		
1	女鹿平地区	吉和	花原女鹿原 市垣内 田中原女鹿平 西花原 花原山根 花原東 花原貝ノ平 花原道山 市垣内 市惣田 惣田 青木 土居小路	52.06	52	国道 県道 市道 中学校 小学校 保育園	平成4年3月12日	0602

(2)　地すべり危険箇所

市地区番号	箇所名	所　在　地		面積 (ha)	保全対象家屋戸数		箇所番号
					家屋戸数	公共施設等	
1	女鹿平	吉和	花原女鹿原 市垣内 田中原女鹿平 西花原 花原山根 花原東 花原貝ノ平 花原道山 市垣内 市惣田 惣田 青木 土居小路	52.06	51	国道 県道 市道 中学校 小学校 保育園	7
2	半坂	吉和	半坂	7	14	高速国道	8
3	駄荷	吉和	駄荷	4.6	9	市道	9
4	石原	吉和	石原	10.7	36	国道、市道	10

［ 維持管理課 ］

土砂災害防止法(指定)区域一覧表

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	阿品台5丁目	Ⅰ-3-65-6700隣d	阿品(6700隣d)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台西	Ⅰ-3-65-6701隣a	阿品台川(6701隣a)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台西	Ⅰ-3-65-6701隣b	阿品台川(6701隣b)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台西	Ⅰ-3-65-6701	阿品台川(6701)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台北	Ⅰ-3-65-6700隣a	阿品台川(6700隣a)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	Ⅰ-3-65-6700隣b	阿品台川(6700隣b)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	Ⅰ-3-65-6700	阿品台川(6700)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	Ⅰ-3-65-6700隣c	阿品台川(6700隣c)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-60	永原谷 (60)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-61a	大久保川支川(61a)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-61b	大久保川支川(61b)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	変更
土石流	永原	Ⅰ-1-8-61c	大久保川 (61c)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-61d	大久保川支川 (61d)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	Ⅱ-1-8-6689	屈岩谷 (6689)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	Ⅱ-1-8-6689隣	玖島川支川(6689隣)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	変更
土石流	永原	Ⅰ-1-8-77	氏森川(77)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅱ-1-8-141	大久保東谷(141)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅱ-1-8-6686	小坂下谷(6686)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅱ-1-8-6687	小坂中谷(6687)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6670	井出谷(6670)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6675	小坂西谷(6675)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6685	東正之原下谷(6685)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-47	神宮川(47)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-47隣	神宮川(47隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-56	小坂川(56)	H30.12.27	県告932号	新規			
土石流	永原	Ⅰ-1-8-57	小坂川支川(57)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-57隣	小坂川支川(57隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-58	中組谷(58)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-59	中組南谷(59)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-59隣	中組南谷(59隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	Ⅰ-1-8-142	上小坂谷(142)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	下広池	Ⅰ-2-20-23b	可愛川支川(23b)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	下平良	Ⅰ-2-20-23-1	可愛川支川(23-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	Ⅰ-2-20-23-2	可愛川支川(23-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707a	可愛川支川(6707a)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707隣1	可愛川支川(6707隣1)	H28.12.22	県告756号	新規			
土石流	下平良	準-2-20-6707隣2	可愛川支川(6707隣2)	H28.12.22	県告756号	新規	H28.12.22	県告756号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707隣3	可愛川支川(6707隣3)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	Ⅰ-2-20-6708	可愛川支川(6708)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	下平良	Ⅰ-2-20-6708隣	可愛川支川(6708隣)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	河津原	Ⅰ-1-8-5058	中山西谷(5058)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅰ-1-8-5058隣a	中山西谷(5058隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅰ-1-8-5058隣b	中山西谷(5058隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅰ-1-8-5058隣c	中山西谷(5058隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅰ-1-8-5064	イワモト谷(5064)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅱ-1-8-5063	本谷谷(5063)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	Ⅱ-1-8-5062	サイトー谷(5062)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-1286	シノヅカ谷(1286)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-1288隣	妙音寺原川支谷(1288隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-1289	田尻東谷(1289)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-1290	小椋谷(1290)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-149	駄荷川(149)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-150	吉和川(150)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-152	汐原川(152)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-152隣a	汐原川(152隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-152隣b	汐原川(152隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-153	美濃ノ木川(153)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-153隣a	美濃ノ木川(153隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-153隣b	美濃ノ木川(153隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-154	花原川(154)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-156	市垣内川(156)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-157	速田川(157)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-158	熊崎川(158)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-5585隣a	石原谷(5585隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-5585隣b	石原谷(5585隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-5587	汐原南谷(5587)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-5588	大向東谷(5588)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-5589	さかえ橋谷(5589)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-6697	石原東谷(6697)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-6698隣	鍛冶屋川支谷(6698隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-6699-1	冠山谷(6699-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅰ-1-9-6699-2	冠山谷(6699-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅱ-1-9-1292	速田川(1292)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅱ-1-9-5586	田尻南谷(5586)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	Ⅱ-1-9-5586隣	田尻南谷(5586隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	宮園上三丁目	Ⅰ-2-19-16	御手洗川支川(16)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
土石流	宮園上三丁目	Ⅰ-2-19-17	御手洗川支川(17)	H28.06.16	県告427号	新規			
土石流	宮園上二丁目	Ⅰ-2-19-18	御手洗川支川(18)	H28.06.16	県告427号	新規			
土石流	宮島	Ⅰ-3-230-374	樅谷川(374)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	宮島町	Ⅰ-3-231-375	ドンドン川支川(375)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-376	杉の浦川支川(376)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-376隣a	杉の浦川支川(376隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-376隣b	杉の浦川支川(376隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-376隣c	杉の浦川支川(376隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-377a	杉の浦川(377a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-377b	杉の浦川(377b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-378	杉の浦川支川(378)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-378隣	杉の浦川支川(378隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-232-910	杉の浦川支川(910)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-228-369	白糸川支川(369)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-228-369隣	白糸川支川(369隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-228-370	白糸川(370)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-228-371	白糸川支川(371)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-228-908	白糸川支川(908)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-372	紅葉谷川支川(372)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373a	紅葉谷川中尾(373a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373b	紅葉谷川中尾(373b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373c	紅葉谷川中尾(373c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373d	紅葉谷川中尾(373d)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-914隣c	江の浦川(914隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915a	大元川(915a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915b	大元川(915b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915c	大元川(915c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915d	大元川(915d)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915隣a	大元川(915隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915隣b	大元川(915隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告809号	解除
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-915隣c	大元川(915隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-916	大元川(916)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-916隣a	大元川(916隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-916隣b	大元川(916隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-549-917	杉の浦川(917)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-549-917隣	杉の浦川(917隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-6619	包ヶ浦川(6619)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-6620	包ヶ浦川(6620)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-919	包ヶ浦川(919)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-919隣	包ヶ浦川(919隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-920	包ヶ浦川(920)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-550-920隣	包ヶ浦川(920隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-700-6631	長浜川(6631)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-700-6631隣a	長浜川(6631隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-700-6631隣b	長浜川(6631隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-701-6618	ドンドン川(6618)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-547-913	多々良川(913)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-547-913隣	多々良川(913隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-550-918	包ヶ浦川(918)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-550-918隣a	包ヶ浦川(918隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-550-918隣b	包ヶ浦川(918隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-550-918隣c	包ヶ浦川(918隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-551-5057a	大砂利川(5057a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-551-5057b	大砂利川(5057b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373隣b	紅葉谷川中尾(373隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-229-373隣c	紅葉谷川中尾(373隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告809号	解除
土石流	宮島町	Ⅰ-3-546-911a	多々良川(911a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-914a	江の浦川(914a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-914b	江の浦川(914b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-548-914隣a	江の浦川(914隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-551-5057隣	大砂利川(5057隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅱ-3-551-5058	大砂利川(5058)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-546-911c	多々良川(911c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	Ⅰ-3-546-911隣	多々良川(911隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5007	御手洗川支川15(5007)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5003a	御手洗川支川27(5003a)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5003b	御手洗川支川27(5003b)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	準-2-19-6705	御手洗川支川28(6705)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5008	御手洗川支川14(5008)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6706	御手洗川支川13(6706)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6707	御手洗川支川12(6707)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-2	御手洗川支川29(2)	H29.02.23	県告88号	変更			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-13	御手洗川支川30(13)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5009	御手洗川支川11(5009)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6708	御手洗川支川10(6708)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-14	御手洗川支川9(14)	H26.12.25	県告815号	新規			
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5002	入野川(5002)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	準-2-19-6712	御手洗川支川31(6712)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	準-2-19-6713	御手洗川支川32(6713)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6709隣a	御手洗川支川7(6709隣a)	H26.12.25	県告815号	新規			
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-1	御手洗川(1)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6716	御手洗川支川(6716)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-10	御手洗川支川(10)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	準-2-19-6714	御手洗川(6714)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-12	御手洗川(12)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-3-1	御手洗川支川(3-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-3-2	御手洗川支川(3-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-4-1	御手洗川(4-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-4-2	御手洗川(4-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-4-3	御手洗川(4-3)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5-1	御手洗川支川(5-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-5-2	御手洗川支川(5-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6-1	御手洗川支川(6-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-6-2	御手洗川支川(6-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-7-1	東谷川及び支川(7-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-7-2	東谷川及び支川(7-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅰ-2-19-7-3	東谷川及び支川(7-3)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5005-1	御手洗川支川(5005-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5005-2	御手洗川支川(5005-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5005-3	御手洗川支川(5005-3)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5005-4	御手洗川支川(5005-4)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	Ⅱ-2-19-5005-5	御手洗川支川(5005-5)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内工業団地	準-2-18-6700隣a	永慶寺川支川(6700隣a)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内工業団地	準-2-18-6700隣b	永慶寺川支川(6700隣b)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内西畑口	準-2-19-6715	御手洗川(6715)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11	御手洗川(11)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11隣a	御手洗川支川(11隣a)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11隣b	御手洗川支川(11隣b)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-55	泉水川(55)	R01.12.26	県告997号	変更	R01.12.26	県告997号	変更
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-156	泉水南谷川(156)	R01.12.26	県告997号	変更			
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-156隣1	玖島川支川　(156隣1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-156隣2	玖島川支川(156隣2)	R01.12.26	県告997号	変更	R01.12.26	県告997号	変更
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-144	正之原谷(144)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-149	大峯南谷(149)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-151	平谷谷(151)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-151隣a	平谷谷(151隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-151隣b	平谷谷(151隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-151隣c	平谷谷(151隣c)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-153	中村日浦谷(153)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48	西山谷川(48)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣a	西山谷川(48隣a)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣b	西山谷川(48隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣c	西山谷川(48隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣d	西山谷川(48隣d)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣e	西山谷川(48隣e)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-48隣f	西山谷川(48隣f)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-50	吉末川(50)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-5087	広源寺谷(5087)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-5092	いずみ谷(5092)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-5092隣a	いずみ谷(5092隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-5092隣b	いずみ谷(5092隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-5092隣c	いずみ谷(5092隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-50隣	吉末川(50隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-52	大沢川(52)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-52隣a	大沢川(52隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-52隣b	大沢川(52隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-52隣c	大沢川(52隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-52隣d	大沢川(52隣d)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-54	岡田川(54)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6677-1	大峯西谷(6677-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6677-2	大峯西谷(6677-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6678	大峯南谷(6678)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6680	一丁田橋谷(6680)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6680隣a	一丁田橋谷(6680隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6680隣b	一丁田橋谷(6680隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅰ-1-8-6683	一丁田谷(6683)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-143	西山谷川(143)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-143隣a	西山谷川(143隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-143隣b	西山谷川(143隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-145	西大峯南谷(145)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-145隣a	西大峯南谷(145隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-145隣b	西大峯南谷(145隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-145隣c	西大峯南谷(145隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146	上川上谷(146)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146隣a	上川上谷(146隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146隣b	上川上谷(146隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146隣c	上川上谷(146隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146隣d	上川上谷(146隣d)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-146隣e	上川上谷(146隣e)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-147	上川上東谷(147)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-147隣a	上川上東谷(147隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-147隣b	上川上東谷(147隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-148	下川上西谷(148)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-150	上大町東谷(150)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-150隣a	上大町東谷(150隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-150隣b	上大町東谷(150隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-150隣c	上大町東谷(150隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-152	中村谷(152)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-154	鷹巣南谷(154)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-155	下大沢谷(155)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5066	西大峯東谷(5066)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5067	下川上中谷(5067)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5069	城の橋谷(5069)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5070	下大町北谷(5070)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5070隣	下大町北谷(5070隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5071	下大町北谷(5071)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5072	上大町西谷(5072)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5072隣	上大町西谷(5072隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5073	内野西谷(5073)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5073隣a	内野西谷(5073隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5073隣b	内野西谷(5073隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5077	上大町東谷(5077)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5077隣a	上大町東谷(5077隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5077隣b	上大町東谷(5077隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5077隣c	上大町東谷(5077隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5078	上大町南谷(5078)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5079	上一丁田谷(5079)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5079隣a	上一丁田谷(5079隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5079隣b	上一丁田谷(5079隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5079隣c	上一丁田谷(5079隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5080	上一丁田中谷(5080)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5081	中村日浦南谷(5081)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5083	モリワキ谷(5083)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5084	ヤブモト谷(5084)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5084隣	ヤブモト谷(5084隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5089	上大沢中谷(5089)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5089隣a	上大沢中谷(5089隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5089隣b	上大沢中谷(5089隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5090	上大沢東谷(5090)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5090隣	上大沢東谷(5090隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-5093	東正之原上谷(5093)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-51	鷹巣西谷(51)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-53	桑原川(53)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-53隣a	桑原川(53隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-53隣b	桑原川(53隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-53隣c	桑原川(53隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-6679	下川上東谷(6679)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-6679隣a	下川上東谷(6679隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-6679隣b	下川上東谷(6679隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-6679隣c	下川上東谷(6679隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-1-8-6684	東正之原中谷(6684)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-2-1-5055	久一谷(5055)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	Ⅱ-2-1-5055隣a	久一谷(5055隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-2-1-5055隣b	久一谷(5055隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	Ⅱ-2-1-5055隣c	久一谷(5055隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島、広島市佐伯区湯来町大字白砂	Ⅱ-1-8-5073隣c	内野西谷(5073隣c)	H30.02.15	県告127号	新規	H30.02.15	県告127号	新規
土石流	玖島、広島市佐伯区湯来町大字白砂	Ⅱ-1-8-5073隣d	内野西谷(5073隣d)	H30.02.15	県告127号	新規	H30.02.15	県告127号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-26	栗栖川(26)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-26隣	栗栖川(26隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-27	栗栖川(27)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-27隣	栗栖川(27隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-5018隣-1	カジカ谷(5018隣-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-5018隣-2	カジカ谷(5018隣-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅱ-1-8-123	栗栖西谷(123)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅱ-1-8-123隣a	栗栖西谷(123隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅱ-1-8-123隣b	栗栖西谷(123隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅱ-1-8-5017	下栗栖川(5017)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-6651	新羅漢温泉谷(6651)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	Ⅰ-1-8-6651隣	新羅漢温泉谷(6651隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	原	Ⅱ-2-20-6703隣	森宗川支川(6703隣)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	原	Ⅰ-2-1-6707-1	後畑川支川(6707-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅰ-2-1-6707-2	後畑川支川(6707-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅰ-2-1-98-1	後畑川(98-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅰ-2-1-98-2	後畑川(98-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅰ-2-1-98-3	後畑川(98-3)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅰ-2-1-98-4	後畑川(98-4)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅱ-2-1-5046-1	後畑川支川(5046-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅱ-2-1-5046-2	後畑川支川(5046-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	Ⅱ-2-1-5046隣	後畑川支川(5046隣)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6707隣-1	後畑川支川(6707隣-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6707隣-2	後畑川支川(6707隣-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6709	後畑川支川(6709)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原宇治久保	Ⅰ-2-20-25	宇治久保川(25)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原宇治久保	Ⅰ-2-20-14	川末川支川(14)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原宇治久保	Ⅰ-2-20-15	中小路西川(15)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	Ⅰ-2-20-12a	川末川支川(12a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原下河末	Ⅰ-2-20-12b	川末川支川(12b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	Ⅰ-2-20-13	川末川支川(13)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	Ⅲ-2-20-6701a	川末川支川(6701a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	Ⅲ-2-20-6701b	川末川支川(6701b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	Ⅲ-2-20-6702	川末川支川(6702)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	Ⅰ-2-20-24	川末川支川(24)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	Ⅰ-2-20-24隣a	川末川支川(24隣a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原国実	Ⅰ-2-20-24隣b	川末川支川(24隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	Ⅰ-2-20-24隣c	川末川支川(24隣c)	R02.03.19	県告272号	変更			
土石流	原上河末	Ⅱ-2-20-6	大迫川(6)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原上河末	Ⅱ-2-20-7	大迫川(7)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原上河末	Ⅱ-2-20-8	下田尾川(8)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	Ⅰ-2-20-10	川末川支川(10)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	Ⅰ-2-20-10隣	川末川支川(10隣)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	Ⅰ-2-20-11a	川末川支川(11a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	Ⅰ-2-20-11b	川末川支川(11b)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	原森宗	Ⅰ-2-20-3a	森宗川(3a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	Ⅰ-2-20-3b	森宗川(3b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	Ⅰ-2-20-3c	森宗川(3c)	R02.03.19	県告272号	変更			
土石流	原森宗	Ⅰ-2-20-3d	森宗川(3d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	Ⅱ-2-20-6703a	森宗川支川(6703a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	Ⅱ-2-20-6703b	森宗川支川(6703b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	Ⅱ-2-20-6703c	森宗川支川(6703c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	Ⅲ-2-20-6700	川末川支川(6700)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9a	川末川(9a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9b	川末川(9b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9c	川末川(9c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9隣a	川末川(9隣a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9隣b	川末川(9隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	Ⅰ-2-20-9隣c	川末川(9隣c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原中小路	Ⅰ-2-20-16	迫野谷川(16)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原中小路	Ⅰ-2-20-26	迫野谷川支川(26)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長谷	Ⅰ-2-20-18a	長野川支川(18a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長谷	Ⅰ-2-20-18b	長野川支川(18b)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原長谷	Ⅰ-2-20-18c	長野川支川(18c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	原長谷	Ⅰ-2-20-18d	長野川支川(18d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-19	長野川支川(19)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-20	河野原川支川(20)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-20隣a	河野原川支川(20隣a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-20隣b	河野原川支川(20隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-17a	長野川(17a)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-17b	長野川(17b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-17c	長野川(17c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	Ⅰ-2-20-17d	長野川(17d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原矢ノ崎	Ⅰ-2-20-4a	矢の崎川(4a)	R6.1.25	県告81号	変更	R6.1.25	県告81号	変更
土石流	原矢ノ崎	Ⅰ-2-20-4b	矢の崎川(4b)	R6.1.25	県告81号	変更	R6.1.25	県告81号	変更
土石流	原矢ノ崎	Ⅰ-2-20-4隣	矢の崎川(4隣)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告227号	解除
土石流	厳島	Ⅰ-3-546-911b	多々良川(911b)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	紅葉谷	Ⅰ-3-229-373隣a	紅葉谷川中尾(373隣a)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	佐方	Ⅰ-3-66-52	佐方川支川(52)	H28.12.22	県告755号	新規			
土石流	佐方	Ⅱ-3-66-53	佐方川支川1(53)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	Ⅰ-3-66-54	佐方川支川2(54)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	Ⅰ-3-66-55a	佐方川(55a)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	Ⅰ-3-66-55b	佐方川(55b)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	Ⅰ-3-66-55隣	佐方川(55隣)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	四季が丘三丁目	Ⅰ-2-19-6709隣a	御手洗川支川(6709隣a)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘三丁目	Ⅰ-2-19-6709隣b	御手洗川支川(6709隣b)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘三丁目	Ⅰ-2-19-6710	御手洗川支川(6710)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘三丁目	Ⅰ-2-19-6709	御手洗川支川(6709)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘上	Ⅰ-2-19-15	御手洗川支川(15)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘二丁目	Ⅰ-2-19-6711	御手洗川支川(6711)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘二丁目	Ⅰ-2-19-8	御手洗川支川(8)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘二丁目	Ⅰ-2-19-8隣	御手洗川支川(8隣)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-23a	可愛川支川(23a)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-6706	可愛川支川(6706)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-6704c	伴丈木川支川(6704c)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	Ⅲ-2-20-6705a	広池川(6705a)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告808号	解除
土石流	上平良	Ⅲ-2-20-6705b	広池川(6705b)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	Ⅱ-2-20-1	二重原川(1)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-21	河野原川支川(21)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告808号	解除
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-22	河野原川(22)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	Ⅰ-2-20-22隣	河野原川支川(22隣)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	新規
土石流	上平良堂垣内	Ⅰ-2-20-6704a	伴丈木川支川(6704a)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	上平良堂垣内	Ⅰ-2-20-6704b	伴丈木川支川(6704b)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	上平良二重原	Ⅱ-2-20-2	二重原川支川(2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	上平良二重原	Ⅱ-2-20-2隣	二重原川支川(2隣)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	杉之浦	Ⅰ-3-232-910隣	杉の浦川支川(910隣)	H18.06.26	県告664号	新規			
土石流	杉之浦	Ⅰ-3-232-376隣d	杉の浦川支川(376隣d)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-109	猪迫東谷(109)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-110	平本谷(110)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-111	冷川瀬戸谷(111)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-111隣	冷川瀬戸谷(111隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-112	冷川谷(112)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-112隣	冷川谷(112隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-113	原手北谷(113)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-114	白河橋谷(114)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-115	戸屋原上谷(115)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-117	戸屋原下谷(117)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-118	保曽原東谷(118)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-13	小田原川(13)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-14	西ヶ迫川(14)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-14隣a	西ヶ迫川(14隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-14隣b	西ヶ迫川(14隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-16	東ヶ迫川(16)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-17-1	猪迫川(17-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-17-2	猪迫川(17-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-18	原出川(18)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-18隣	原出川(18隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-19	戸屋原川(19)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-22	保曽原川(22)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-5007	冷川東谷(5007)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-5008	冷川出店谷(5008)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅰ-1-8-5010	新戸屋原橘谷(5010)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-100	クワバラ谷(100)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-100隣a	クワバラ谷(100隣a)	H30.02.15	県告126号	新規			
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-100隣b	クワバラ谷(100隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-100隣c	クワバラ谷(100隣c)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-101	市野西谷(101)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-102	市野谷(102)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-103	グイメガ谷(103)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-104	市野東谷(104)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-104隣a	市野東谷(104隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-104隣b	市野東谷(104隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-104隣c	市野東谷(104隣c)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-106	本郷下谷(106)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-106隣	本郷下谷(106隣)	H30.02.15	県告126号	新規			
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-135	戸屋原南谷(135)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-20	河内神社谷(20)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-21	河内神社東谷(21)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5009	猪白峠谷(5009)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5011	戸屋原川(5011)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5012	重山西谷(5012)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5012隣a	重山西谷(5012隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5012隣b	重山西谷(5012隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5013	重山東谷(5013)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5013隣	重山東谷(5013隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5014	保曽原西谷(5014)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-5046	本郷東谷(5046)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-6650	鵜頭原谷(6650)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	Ⅱ-1-8-78	小西川(78)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	多々良	Ⅰ-3-548-914隣b	江の浦川(914隣b)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	多々良	Ⅰ-3-547-912	多々良川(912)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	多々良	Ⅱ-3-551-5057c	大砂利川(5057c)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	大野	Ⅰ-2-18-15	永慶寺川支川(15)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-2-18-15隣	永慶寺川支川(15隣)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-2-18-21	永慶寺川支川(21)	R04.04.25	県告347号	変更	R04.04.25	県告338号	解除
土石流	大野	Ⅰ-2-18-6	水口川支川(6)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	Ⅰ-2-18-5	ホウガ裕川(5)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-2-18-4	土井川(4)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	Ⅰ-2-18-2	高畑川(2)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-2-18-3	永慶寺川支川(3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-54-20隣	出合川(20隣)	H29.11.02	県告592号	変更	H29.11.02	県告592号	変更
土石流	大野	Ⅱ-1-8-5105	玖島川支川(5105)	R01.12.26	県告996号	変更	R01.12.26	県告996号	変更
土石流	大野	Ⅱ-1-8-5105隣	玖島川支川(5105隣)	R01.12.26	県告996号	変更	R01.12.26	県告996号	変更
土石流	大野	Ⅰ-3-57-29	東鳴川(29)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-57-31-1	上ノ谷川支川(31-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-57-31-2	中谷川(31-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-57-31-3	中谷川(31-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-57-32	鳴川(32)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-57-33	下瀬川(33)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-58-35-1	垣の浦川(35-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-58-35-2	下瀬川支川(35-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-59-36-1	四十八坂川(36-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-59-36-2	八坂川(36-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-59-36-3	八坂川(36-3)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-59-5049	八坂川(5049)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-60-37	丸石川(37)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-61-38-1	向原川(38-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-61-38-2	向原川(38-2)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-61-40	青海苔川支川(40)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-62-42	青海苔川(42)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-63-43	上桐川(43)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-63-44	塩屋川(44)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-63-45-1	東塩屋川(45-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-63-45-2	東塩屋川(45-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-64-46	西毛保川(46)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-64-47	小山川(47)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅰ-3-64-48	西毛保川(48)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-64-50-1	滝山川(50-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	Ⅰ-3-64-50-2	毛保川(50-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅱ-2-18-16	永慶寺川支川(16)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	Ⅱ-2-18-17	永慶寺川支川(17)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	準-3-62-41	向原川支川(41)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野,大竹市玖波三丁目	Ⅰ-3-56-28	鳴川(28)	H29.02.23	県告87号	新規			
土石流	大野更地	Ⅰ-2-18-22	永慶寺川支川(22)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	Ⅰ-2-18-5007隣	永慶寺川支川13(5007隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	Ⅰ-2-18-5007	永慶寺川支川13(5007)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	準-2-18-5008	永慶寺川支川15(5008)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	準-2-18-5008隣	永慶寺川支川15(5008隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-7a	高見川支川(7a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-7b	高見川支川(7b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-7c	高見川支川(7c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-8a	高見西川(8a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-8b	高見西川(8b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-8隣a	高見西川(8隣a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-8隣b	高見西川(8隣b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-8隣c	高見西川(8隣c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-9a	高見川(9a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-9b	高見川(9b)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-9c	高見川(9c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-9d	高見川(9d)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-19	永慶寺川支川(19)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	Ⅰ-2-18-19隣	永慶寺川支川(19隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町十郎原	準-2-18-5001	十郎原川(5001)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-5004	永慶寺川支川(5004)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-5004隣	永慶寺川支川(5004隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615a	永慶寺川支川(6615a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615b	永慶寺川支川(6615b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615c	永慶寺川支川(6615c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615隣	永慶寺川支川(6615隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6616	永慶寺川支川(6616)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-10	丸子川(10)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-11	中山川(11)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-11隣	中山川(11隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-12	永慶寺川支川(12)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-12隣	永慶寺川支川(12隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-13a	平岩川(13a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-13b	平岩川(13b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅰ-2-18-20	永慶寺川支川(20)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	Ⅱ-2-18-5002	永慶寺川支川(5002)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	地御前	Ⅰ-2-19-10隣	御手洗川支川(10隣)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	地御前北三丁目	Ⅱ-3-65-906	地御前川(906)	H28.06.16	県告429号	新規			
土石流	地御前北三丁目	Ⅰ-3-65-905	地御前川(905)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-25-1	針山谷(25-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-25-2	針山谷(25-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-25-3	針山谷(25-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5019	崎ノ瀬神社谷(5019)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5020	中道北谷(5020)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5020隣	中道北谷(5020隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5021	中道中谷(5021)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5022	中道南谷(5022)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5022隣a	中道南谷(5022隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5022隣b	中道南谷(5022隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5023	越ヶ原西谷(5023)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5023隣a	越ヶ原西谷(5023隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5023隣b	越ヶ原西谷(5023隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5026	広兼谷(5026)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	Ⅱ-1-8-5028	針山東谷(5028)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5031	山本西谷(5031)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-1	仁井山谷(5036-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-2	仁井山谷(5036-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-3	仁井山谷(5036-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-5032	山本東谷(5032)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-5033	折休谷(5033)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-5034-1	大虫南谷(5034-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-5034-2	大虫南谷(5034-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-124	説教谷(124)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-124隣	説教谷(124隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-91	上奥谷(91)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-93-1	虫道川(93-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-93-2	虫道川(93-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅱ-1-8-93-3	虫道川(93-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-90-1	城仙川(90-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-90-2	城仙中本谷(90-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-90-3	城仙竹本谷(90-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-90-4	城仙川(90-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-92	助藤谷(92)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-92隣a	助藤谷(92隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-92隣b	助藤谷(92隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-6656-1	大虫谷(6656-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	Ⅰ-1-8-6656-2	大虫谷(6656-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6660-1	ワカミヤ谷(6660-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6660-2	ワカミヤ谷(6660-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6660隣	ワカミヤ谷(6660隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-82	八幡迫川(82)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-83	道秀原川(83)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-84	別府北谷(84)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-85	別府東谷(85)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-1	林川(87-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-2	林川(87-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-3	林川(87-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-4	林川(87-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-5	林川(87-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-6	林川(87-6)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-87-7	林川(87-7)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6653-1	桧木尾中谷(6653-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6653-2	桧木尾下谷川(6653-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6653-3	桧木尾下谷川(6653-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6655-1	四季の森谷(6655-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6655-2	四季の森谷(6655-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6655-3	四季の森谷(6655-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-6655-4	桧木尾上谷(6655-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-29	西須川田谷(29)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-29隣	西須川田谷(29隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-125	岩倉北谷(125)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-125隣	岩倉北谷(125隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-127	内山西谷(127)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-127隣a	内山西谷(127隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-127隣b	内山西谷(127隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-128	内山谷(128)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-23	岩倉谷(23)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-23隣a	岩倉谷(23隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅰ-1-8-23隣b	岩倉谷(23隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-133	仏王寺川(133)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-134	猪ノ子西谷(134)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-134隣	猪ノ子西谷(134隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5041	林南谷(5041)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5041隣a	林南谷(5041隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5041隣b	林南谷(5041隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042	宮の谷(5042)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣a	宮の谷(5042隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣b-1	宮の谷(5042隣b-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣b-2	宮の谷(5042隣b-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣b-3	宮の谷(5042隣b-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣c-1	宮の谷(5042隣c-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5042隣c-2	宮の谷(5042隣c-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5043	カメイ谷(5043)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5044	猪ノ子東谷(5044)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-5045	猪ノ子中谷(5045)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-6652隣	桧木尾下谷川(6652隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-6659-1	百合野川(6659-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-6659-2	百合野川(6659-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-6659-3	百合野川(6659-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	Ⅱ-1-8-6663	西須川田上谷(6663)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-159	フジイ谷(159)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-160	柳水谷(160)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-162	スヒル谷(162)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-163	タカギ谷(163)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-163隣	タカギ谷(163隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-165	新谷谷(165)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-165隣	新谷谷(165隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-166隣	テラニシ谷(166隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-167-1	権現東谷(167-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-167-2	権現東谷(167-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-172	大宅北谷(172)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-174	越峠北谷(174)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-175	越峠谷(175)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-161	みゆき谷(161)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-173	大向井谷(173)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-5098隣	ホーマー谷(5098隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-5099	大向井北谷(5099)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-5100	大向井中谷(5100)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	準-1-8-6692	大向井南谷(6692)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	峠	Ⅱ-1-8-6691	西土居垣内谷(6691)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅱ-1-8-6694	越峠中谷(6694)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-5094	大久保東谷(5094)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-5094隣	大久保東谷(5094隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-5095	赤石峠北谷(5095)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-62	下峠東谷(62)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-62隣	下峠東谷(62隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-63	峠下川(63)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-65	柳水川(65)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-66	柳末山川(66)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-6690	土井垣内谷(6690)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-66隣	柳末山川(66隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-67	上峠谷(67)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-68	千代田川(68)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-69-1	峠川(69-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-69-2	峠川(69-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-70	シズマ谷(70)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-71	権現北谷(71)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-72	青光川(72)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	Ⅰ-1-8-73	大宅川(73)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5018-1	カジカ谷(5018-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5018-2	カジカ谷(5018-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5029	飯山東谷(5029)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5029隣a	飯山東谷(5029隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5029隣b	飯山東谷(5029隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5029隣c	飯山東谷(5029隣c)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5030-1	浦和谷(5030-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5030-2	浦和谷(5030-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-5030隣	浦和谷(5030隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-120	飯山西谷(120)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-120隣	飯山西谷(120隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-121	飯山谷(121)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	Ⅰ-1-8-122隣	飯山上谷(122隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	平良山手	準-2-20-6707隣4	可愛川支川(6707隣4)	H28.12.22	県告756号	新規	H28.12.22	県告756号	新規
土石流	平良山手	準-2-20-6707隣5	可愛川支川(6707隣5)	H28.12.22	県告756号	新規			
土石流	友田	Ⅰ-1-8-74	岩組西谷(74)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-74隣a	岩組西谷(74隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-74隣b	岩組西谷(74隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-74隣c	岩組西谷(74隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-75	氏森川(75)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-76	岩組東谷(76)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-76隣	岩組東谷(76隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-6669	裏山谷(6669)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-5055-1	広原川(5055-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-5055-2	広原川(5055-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-6692隣	大向井南谷(6692隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666	峠ヶ原谷(6666)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣a	峠ヶ原谷(6666隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣b	峠ヶ原谷(6666隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣c	峠ヶ原谷(6666隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣d	峠ヶ原谷(6666隣d)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣e	峠ヶ原谷(6666隣e)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6666隣f	峠ヶ原谷(6666隣f)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6668	神宮川上支谷(6668)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-6668隣	神宮川上支谷(6668隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5054-1	広原川(5054-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5054-2	広原川(5054-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5054-3	広原川(5054-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5061	神宮川下支谷(5061)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5061隣	神宮川下支谷(5061隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5062隣a	サイトー谷(5062隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅱ-1-8-5062隣b	サイトー谷(5062隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	Ⅰ-1-8-136	広原山東谷(136)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	Ⅰ-1-1720	光ヶ丘(1720)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	Ⅰ-2-1024	鰆浜2(1024)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1693-2	阿品(1693-2)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1693-3	阿品(1693-3)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1694	阿品新開(1694)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-5058-1	田尻(5058-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1693-4	阿品(1693-4)	H29.02.23	県告84号	新規	H29.02.23	県告84号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅱ-1-6858	ふじタウン中(6858)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1693-1	阿品(1693-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	阿品二丁目	Ⅰ-1-1693	阿品(1693)	R01.11.21	県告903号	変更	R01.11.21	県告903号	変更
がけ崩れ	阿品四丁目	Ⅰ-1-5990	ふじタウン北(5990)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品四丁目	Ⅰ-1-5058	田尻(5058)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	Ⅰ-1-5046,5047	鰆浜(5046,5047)	R03.11.25	県告1035号	新規	R03.11.25	県告1035号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	Ⅱ-1-6845	阿品一丁目A(6845)	H30.05.17	県告461号	変更	H30.05.17	県告461号	変更
がけ崩れ	阿品台一丁目	Ⅰ-1-1720-1	光ヶ丘(1720-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台一丁目	Ⅰ-1-5046-1	鰆浜(5046-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台一丁目	Ⅱ-2-780	阿品台一丁目(780)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台五丁目	Ⅱ-2-779-1	阿品台五丁目(779-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台五丁目	Ⅱ-2-779	阿品台五丁目(779)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台山の手	Ⅰ-1-5989-1	阿品台山の手(5989-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台山の手	Ⅰ-1-5989-2	阿品台山の手(5989-2)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台山の手	Ⅰ-2-889-1	青葉台C(889-1)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	阿品台西	Ⅰ-1-5989	阿品台山の手(5989)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台西	Ⅲ-2-124	阿品台西(124)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-2-1031	阿品台北(1031)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-2-1031-1	阿品台北(1031-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-1-5988	阿品台北(5988)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅱ-1-6843	阿品台タウンハウス(6843)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-2-1031-2	阿品台北(1031-2)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-2-1031-3	阿品台北(1031-3)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	Ⅰ-2-1031-4	阿品台北(1031-4)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅱ-1-14271	芸南ニュータウン(14271)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅱ-1-14271-1	芸南ニュータウン(14271-1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅲ-1-997	大久保(997)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅲ-1-997-1	大久保(997-1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅲ-1-997-2	大久保(997-2)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-1-6064	永原(6064)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-1-6064-1	永原(6064-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-897-1	友田H(897-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-897-2	友田H(897-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-898	小坂(898)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-898-1	小坂(898-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-898-2	小坂(898-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-898-3	小坂(898-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-899	大久保(899)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-899-1	大久保(899-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-899-2	大久保(899-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-555-1	友田F(555-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅰ-2-894	友田G(894)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅱ-1-14275-1	下峠B(14275-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅱ-1-4465	友田I(4465)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	Ⅱ-1-4467	玖島B(4467)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	塩屋一丁目	Ⅰ-1-1745	塩屋A(1745)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	塩屋二丁目	Ⅰ-1-1765	塩屋C(1765)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	沖塩屋一丁目	Ⅰ-1-1766	沖塩屋A(1766)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	沖塩屋三丁目	Ⅰ-1-6010	沖塩屋D(6010)	R7.4.24	県告449号	変更	R7.4.24	県告449号	変更
がけ崩れ	下の浜	Ⅰ-1-6012	下の浜C(6012)	R04.04.25	県告346号	変更	R04.04.25	県告346号	変更
がけ崩れ	下の浜	Ⅱ-1-6887-1	薬師ヶ谷A(6887-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	Ⅰ-1-1738-1	縄田(1738-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	Ⅰ-1-1739	薬師ヶ谷(1739)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	Ⅰ-1-1740	下の浜A(1740)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下広池	Ⅲ-1-812	下広池(812)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下西連	Ⅰ-1-1863	下西連(1863)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	下西連	Ⅰ-1-1863-1	下西連(1863-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	下西連	Ⅰ-1-1863-2	下西連(1863-2)	H18.06.26	県告664号	新規			
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982-5	下平良(5982-5)	H30.03.29	県告329号	新規	H30.03.29	県告329号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982	下平良(5982)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982-1	下平良(5982-1)	R02.03.19	県告271号	変更	R02.03.19	県告271号	変更
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982-4	下平良(5982-4)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982-3	下平良(5982-3)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-1710-2	砂走A(1710-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-1710	砂走A(1710)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅰ-1-5982-2	下平良(5982-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅲ-1-812-2	下広池(812-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅲ-1-812-3	下広池(812-3)	R03.11.25	県告1034号	新規	R03.11.25	県告1034号	新規
がけ崩れ	下平良	Ⅲ-1-812-1	下広池(812-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7136	河津原C(7136)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7137	河津原D(7137)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7138	河津原E(7138)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7228	本谷橘(7228)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7228-1	本谷橘(7228-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7232	河津原橋(7232)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-1-7237	河津原K(7237)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-2-475	中組(475)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-2-475-1	中組(475-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-2-803	中組A(803)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅱ-2-804	河津原N(804)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-1-984	河津原(984)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-1-985-1	神宮川A(985-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-1-986-1	中山A(986-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-1-1004	河津原(1004)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅰ-2-550	河津原A(550)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅰ-1-6068	中組(6068)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅰ-1-1835-3	友田A(1835-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅰ-1-1836-1	友田B(1836-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-2-134-1	河津原T(134-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	Ⅲ-2-134-2	河津原T(134-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	丸石一丁目	Ⅰ-1-5060	丸石B(5060)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石一丁目	Ⅰ-1-1760	丸石(1760)	R7.4.24	県告449号	変更	R7.4.24	県告449号	変更
がけ崩れ	丸石五丁目	Ⅱ-2-788-1	丸石A(788-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石三丁目	Ⅱ-1-4452	向原(4452)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石四丁目	Ⅱ-1-888	向原B(888)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石四丁目	Ⅱ-2-788	丸石A(788)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14283-2	石原(14283-2)	R02.05.28	県告684号	新規	R02.05.28	県告684号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-14288-1	駄荷(14288-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1839	田中原(1839)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1840	花原(1840)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1840-1	花原(1840-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1841	中津谷(1841)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1842	汐原(1842)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-1843	田尻(1843)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-6069	熊崎(6069)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-1-6070	吉和(6070)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-2-558	花原(558)	H30.08.09	県告613号	新規			
がけ崩れ	吉和	Ⅰ-2-558-1	花原(558-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14281	細井原(14281)	H30.08.09	県告613号	新規			
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14282-1	細井原(14282-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14283	石原(14283)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14283-1	石原(14283-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14284	細井原(14284)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14284-1	細井原(14284-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14286	石原(14286)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14287	駄荷(14287)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14288	駄荷(14288)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14289	花原(14289)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14289-1	花原(14289-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14290	汐原(14290)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14296	頓原(14296)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14297	駄荷(14297)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-1	鍛治屋原川(14299-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-2	鍛治屋原川(14299-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-3	鍛治屋原川(14299-3)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-4	鍛治屋原川(14299-4)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-5	鍛治屋原川(14299-5)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-14299-6	鍛治屋原川(14299-6)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-6070-1	吉和(6070-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-949-1	石原(949-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-951	熊崎(951)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-952	駄荷(952)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-953	熊崎(953)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-954	熊崎(954)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-955-1	大向(955-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-956	大向(956)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-957	汐原(957)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-958-1	頓原(958-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-959	頓原(959)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-960	半坂(960)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-960-1	半坂(960-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-960-2	半坂(960-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-1-961	田尻(961)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	Ⅱ-2-817	熊崎(817)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	宮園一丁目	Ⅰ-1-5980-2	廿日市変電所(5980-2)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園九丁目	Ⅰ-1-5971-1	大幸(5971-1)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	宮園四丁目	Ⅰ-1-5980-1	廿日市変電所(5980-1)	H28.06.16	県告427号	新規			
がけ崩れ	宮園上一丁目	Ⅰ-1-5980	廿日市変電所(5980)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	Ⅰ-1-5972-3	四季が丘(5972-3)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	Ⅰ-1-5972-4	四季が丘(5972-4)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	Ⅰ-1-5972-5	四季が丘(5972-5)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	Ⅰ-1-5972-6	四季が丘(5972-6)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上二丁目	Ⅰ-1-5979	宮園第一配水池(5979)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園二丁目	Ⅰ-1-1705-1	北山A(1705-1)	H28.06.16	県告427号	新規			
がけ崩れ	宮園二丁目	Ⅰ-1-1705-2	北山A(1705-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮園六丁目	Ⅰ-1-1703-3	針田A(1703-3)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮島口三丁目	Ⅰ-1-6006	赤崎C(6006)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口三丁目	Ⅰ-1-6006-1	赤崎C(6006-1)	R04.02.24	県告97号	変更	R04.02.24	県告97号	変更
がけ崩れ	宮島口三丁目	Ⅰ-1-6006-2	赤崎C(6006-2)	R03.04.26	県告502号	変更	R03.04.26	県告483号	解除
がけ崩れ	宮島口三丁目	Ⅰ-1-6006-3	赤崎C(6006-3)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	宮島口三丁目	Ⅰ-1-6006-4	赤崎C(6006-4)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅱ-1-6878-2	宮島口四丁目(6878-2)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅱ-1-6878-3	宮島口四丁目(6878-3)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅰ-1-1731	柿ノ浦A(1731)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅰ-1-1731-1	柿ノ浦A(1731-1)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅰ-1-1731-2	柿ノ浦A(1731-2)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅲ-1-827	柿ノ浦C(827)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口四丁目	Ⅰ-1-6005	柿ノ浦B(6005)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口上一丁目	Ⅰ-1-1751	宮島口上一丁目(1751)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口上一丁目	Ⅰ-1-1751-1	宮島口上一丁目(1751-1)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口西一丁目	Ⅰ-1-1729	対厳山(1729)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西一丁目	Ⅰ-1-6017	宮島口西一丁目(6017)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西三丁目	Ⅱ-1-876-1	堤E(876-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西三丁目	Ⅱ-2-469,6008	堤B,堤C(469,6008)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西三丁目	Ⅱ-2-470,6015	堤B,赤崎E(470,6015)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西三丁目	Ⅰ-1-6007	堤B(6007)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口西二丁目	Ⅰ-1-6002	小高江B(6002)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	宮島口西二丁目	Ⅰ-1-1750-1	深江B(1750-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口東一丁目	Ⅰ-1-1731-4	柿ノ浦A(1731-4)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口東一丁目	Ⅰ-1-1731-5	柿ノ浦A(1731-5)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口二丁目	Ⅰ-1-1730,1777	赤崎A,赤崎D(1730,1777)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	宮島口二丁目	Ⅰ-1-1752,1753	福面B,赤崎B(1752,1753)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島町	Ⅰ-1-1858-1	南町B(1858-1)	R03.03.25	県告337号	変更	R03.03.25	県告337号	変更
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835	黒折(6835)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835-1	黒折(6835-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-805	地御前C(805)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1724	佐原田(1724)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1724-1	佐原田(1724-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-798	宮内A(798)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1707	河本B(1707)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1030-1	六本松A(1030-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1030,802	六本松A(1030),宮内B(802)	R01.09.26	県告740号	変更	R01.09.26	県告740号	変更
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1026	東畑口(1026)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-173	東畑口(173)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-800-1	的場(800-1)	H26.12.25	県告815号	新規			
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1025,4449,800	西岡迫(1025,4449,800)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-4449-1	西岡迫(4449-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-801	東岡迫(801)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5971	大幸(5971)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1702-1	砂原(1702-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1702	砂原(1702)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1703-2	針田A(1703-2)	R04.06.23	県告504号	変更	R04.06.23	県告504号	変更
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1703	針田A(1703)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5984	宮内(5984)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-782	NTT宮内(782)	R04.06.23	県告504号	変更	R04.06.23	県告504号	変更
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-799,6842	石原B,畑口(799,6842)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5973	大林(5973)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5973-1	大林(5973-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5973-2	大林(5973-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6833-1	辻堂原A(6833-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6833-2	辻堂原A(6833-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6833	辻堂原A(6833)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5978	渡り果(5978)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5978-1	渡り果(5978-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5978-2	渡り果(5978-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6806	辻堂原(6806)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6806-1	辻堂原(6806-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6834	御手洗川(6834)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6834-1	御手洗川(6834-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6834-2	御手洗川(6834-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835-5	黒折(6835-5)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835-2	黒折(6835-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835-3	黒折(6835-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6835-4	黒折(6835-4)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-174-3	東畑口(174-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-174-2	東畑口(174-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-174-1	東畑口(174-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-174	東畑口(174)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-174-4	東畑口(174-4)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-173-2	東畑口(173-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-173-3	東畑口(173-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1700	東畑口A(1700)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1701	東畑口B(1701)	R05.01.26	県告80号	変更	R05.01.26	県告80号	変更
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6841	石原A(6841)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5966	石原(5966)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1724-4	佐原田(1724-4)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5059	向井原(5059)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5059-1	向井原(5059-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5059-2	向井原(5059-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5977	大林A(5977)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5977-1	大林A(5977-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-5977-2	大林A(5977-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-797	四季が丘上A(797)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1719	東谷(1719)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-1-1719-1	東谷(1719-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1028	出ヶ原(1028)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅰ-2-1028-1	出ヶ原(1028-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6826	東谷A(6826)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6827	出ヶ原A(6827)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6828	向井原A(6828)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6828-1	向井原A(6828-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6829	向井原B(6829)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6830	向井原C(6830)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6831	向井原D(6831)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6832	野稲原(6832)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6832-1	野稲原(6832-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-1-6857	向井原E(6857)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-175	東谷(175)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-175-1	東谷(175-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅱ-2-175-2	東谷(175-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-793	向井原F(793)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-793-1	向井原F(793-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-793-2	向井原F(793-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	Ⅲ-1-803	地御前B(803)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内一丁目	Ⅰ-1-5981-2	峰高１丁目(5981-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内一丁目	Ⅰ-1-5981-3	峰高１丁目(5981-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内四丁目	Ⅰ-1-1718	峰高(1718)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内四丁目	Ⅰ-1-1711	峰高(1711)	H26.12.25	県告815号	新規			
がけ崩れ	宮内四丁目	Ⅰ-1-1705	北山A(1705)	H28.02.12	県告64号	変更	H28.02.12	県告64号	変更
がけ崩れ	宮内工業団地	Ⅰ-1-1724-2	佐原田(1724-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内工業団地	Ⅰ-1-1724-3	佐原田(1724-3)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6837	西畑口(6837)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6838	西畑口A(6838)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6838-1	西畑口A(6838-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6839	東光寺(6839)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6840	下西畑口川(6840)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6840-1	下西畑口川(6840-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6840-2	下西畑口川(6840-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6840-3	下西畑口川(6840-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	Ⅱ-1-6840-4	下西畑口川(6840-4)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内辻堂原	Ⅱ-1-6836	御手洗川A(6836)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内北山	Ⅰ-1-5974	北山(5974)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉一丁目	Ⅲ-1-835	尾立C(835)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉一丁目	Ⅰ-1-1747	尾立(1747)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉二丁目	Ⅰ-1-6009-1	尾立B(6009-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-14280-1	平谷C(14280-1)	R03.11.25	県告1033号	新規	R03.11.25	県告1033号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-1823	正ノ原(1823)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-1828-1	川上(1828-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-1828-2	川上(1828-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-1828-3	川上(1828-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-1	玖島泉水(6042-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-2	玖島泉水(6042-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-3	玖島泉水(6042-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-4	玖島泉水(6042-4)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-5	玖島泉水(6042-5)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6042-6	玖島泉水(6042-6)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6049	平谷(6049)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅰ-1-6054	吉末(6054)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-14276-1	西山川(14276-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-14276-2	西山川(14276-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-14280	平谷c(14280)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-4461-1	上川上(4461-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-4461-2	上川上(4461-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7098	内野(7098)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7110-1	下川上(7110-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7110-2	下川上(7110-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7111	平谷(7111)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7112-1	平谷a(7112-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7112-2	平谷a(7112-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7114	下大町(7114)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7116-1	下大町b(7116-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7116-2	下大町b(7116-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7117	玖島c(7117)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7118	中村(7118)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7119	玖島中村(7119)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7120-1	玖島中村a(7120-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7120-3	玖島中村a(7120-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7120-4	玖島中村a(7120-4)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7120-5	玖島中村a(7120-5)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7120-6	玖島中村a(7120-6)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7121-1	玖島大沢(7121-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7121-2	玖島大沢(7121-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7121-3	玖島大沢(7121-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7122-1	玖島大沢a(7122-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7122-2	玖島大沢a(7122-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7122-3	玖島大沢a(7122-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7167	吉末a(7167)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7175-1	上大町a(7175-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7175-2	上大町a(7175-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7175-3	上大町a(7175-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-7178	日浦橋(7178)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-930	玖島(930)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-930-2	玖島(930-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-1-938	津田d(938)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-2-180	玖島H(180)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-2-795	広源寺裏(795)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-2-798-1	玖島I(798-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅱ-2-798-2	玖島I(798-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-1000-1	内野(1000-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-939	下川上(939)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-941	吉末f(941)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-942	吉末川(942)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-944	吉末H(944)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-948	樽原e(948)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-949	城の橋a(949)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-953	平谷d(953)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	Ⅲ-1-956	大沢a(956)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	串戸	Ⅲ-1-820	峰高公園(820)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	串戸二丁目	Ⅰ-2-537-1	串戸(537-1)	H26.12.25	県告815号	新規			
がけ崩れ	串戸三丁目	Ⅰ-2-537-2	串戸(537-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	串戸三丁目	Ⅰ-2-537	串戸(537)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6040	栗栖B(6040)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-1832	栗栖A(1832)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-1832-1	栗栖A(1832-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-1832-2	栗栖A(1832-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055	栗栖C(6055)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055-1	栗栖C(6055-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055-2	栗栖C(6055-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055-3	栗栖C(6055-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055-4	栗栖C(6055-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6055-5	栗栖C(6055-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6056	小瀬川温泉(6056)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	栗栖	Ⅰ-1-6056-1	小瀬川温泉(6056-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅱ-1-7129	栗栖D(7129)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅱ-1-7130	栗栖E(7130)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅱ-1-7132	栗栖G(7132)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅱ-1-7189	浅原B(7189)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅱ-1-7189-1	浅原B(7189-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅲ-1-966	下栗栖(966)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	栗栖	Ⅲ-1-966-1	下栗栖(966-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5975	原(5975)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5976	原A(5976)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5976-1	原A(5976-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5976-2	原A(5976-2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5976-3	原A(5976-3)	H17.09.22	県告1070号	新規			
がけ崩れ	原	Ⅰ-1-5976-4	原A(5976-4)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6818	原病院駐車場(6818)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6818-1	原病院駐車場(6818-1)	H17.09.22	県告1070号	新規			
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6807	中伏(6807)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6807-1	中伏(6807-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6808-1	原(6808-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6808-2	原(6808-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6808-3	原(6808-3)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6809	中伏A(6809)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6810	原A(6810)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6810-1	原A(6810-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6810-2	原A(6810-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6810-3	原A(6810-3)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6810-4	原A(6810-4)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6811	後畑(6811)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6811-1	後畑(6811-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6811-2	後畑(6811-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6811-3	後畑(6811-3)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6811-4	後畑(6811-4)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-1-6818-2	原病院駐車場(6818-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅲ-1-818	牛池山(818)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
がけ崩れ	原	Ⅱ-2-0172-1	長谷(0172-1)	R02.05.28	県告682号	新規	R02.05.28	県告682号	新規
がけ崩れ	原宇治久保	Ⅰ-1-1722	宇治久保(1722)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原宇治久保	Ⅲ-1-0784	宇治久保(0784)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原下ヶ原	Ⅲ-1-0789	下ヶ原(0789)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原下ヶ原	Ⅲ-1-0789-1	下ヶ原(0789-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原下河本	Ⅲ-1-0783	下河本(0783)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原橋本	Ⅱ-2-0776	橋本(0776)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原橋本	Ⅱ-2-0776-1	橋本(0776-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原国実	Ⅱ-1-6813	国実(6813)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原国実	Ⅱ-1-6813-1	国実(6813-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原国実	Ⅱ-1-6813-2	国実(6813-2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原国実	Ⅱ-1-6813-4	国実(6813-4)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上河本	Ⅲ-1-0782	上河本(0782)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上河本	Ⅲ-1-0782-1	上河本(0782-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上川末	Ⅱ-1-6812	上川末B(6812)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上川末	Ⅱ-1-6802	上川末(6802)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上川末	Ⅱ-1-6803	上川末A(6803)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原上川末	Ⅱ-1-6803-1	上川末A(6803-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原森宗	Ⅱ-1-6819	森宗(6819)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原森宗	Ⅱ-1-6819-1	森宗(6819-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原森宗	Ⅲ-1-0788	森宗A(0788)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原中小路	Ⅱ-1-6814	中小路(6814)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原中小路	Ⅱ-1-6814-1	中小路(6814-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原中小路	Ⅱ-1-6815	中小路A(6815)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原中小路	Ⅱ-1-6815-1	中小路A(6815-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原中小路	Ⅱ-1-6815-2	中小路A(6815-2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長谷	Ⅱ-1-6816	長谷A(6816)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長谷	Ⅱ-1-6804	長谷A(6804)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長谷	Ⅰ-1-1721	長谷(1721)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長谷	Ⅰ-1-1721-1	長谷(1721-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長谷	Ⅱ-2-0172	長谷(0172)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅲ-1-0785	長野A(0785)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅲ-1-0786	長野B(0786)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅲ-1-0787	長野C(0787)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅲ-1-0787-2	長野C(0787-2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅲ-1-0787-4	長野C(0787-4)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原長野	Ⅱ-1-6817	長野(6817)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原矢ノ崎	Ⅰ-2-0529	矢の崎(0529)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	原矢ノ崎	Ⅰ-2-0529-1	矢の崎(0529-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	原矢ノ崎	Ⅰ-2-1027	県立原養護学校(1027)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	胡町	Ⅰ-1-1870	胡町(1870)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	胡町	Ⅰ-1-1870-1	胡町(1870-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	幸町西表	Ⅰ-2-0559	幸町西表(0559)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	幸町西浜	Ⅱ-1-0965	幸町西浜(0965)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	江之浦	Ⅲ-1-1006	江之浦(1006)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	港町	Ⅰ-1-1869	港町A(1869)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	港町	Ⅰ-2-0561	港町(0561)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	紅葉谷	Ⅰ-1-1855	紅葉谷(1855)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	紅葉谷	Ⅰ-1-6071	紅葉谷駅(6071)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6854-2	佐方(6854-2)	R02.05.28	県告681号	新規	R02.05.28	県告681号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6855-1	同免(6855-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅰ-1-5969	清末(5969)	R03.03.25	県告338号	変更	R03.03.25	県告338号	変更
がけ崩れ	佐方	Ⅰ-1-5991	佐方小学校(5991)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅰ-1-5992-1	佐方B(5992-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅰ-1-5992-2	佐方B(5992-2)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅰ-1-5992	佐方B(5992)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6850,6851	佐方B(6850),佐方C(6851)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6852	佐方D(6852)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-814	佐方H(814)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6853	佐方E(6853)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6854-1	佐方(6854-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6854	佐方(6854)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-815	佐方I(815)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-815-1	佐方I(815-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-815-2	佐方I(815-2)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-815-3	佐方I(815-3)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅲ-1-815-4	佐方I(815-4)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-6856-1	佐方F(6856-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方	Ⅱ-1-816,6856	佐方J(816),佐方F(6856)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方城内	Ⅰ-1-5970	城内(5970)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方城内	Ⅰ-1-1713, 1714,1715	城内A(1713),城内B(1714), 城内C(1715)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方城内	Ⅰ-1-1715-1	城内A(1715-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方同免	Ⅱ-1-6855	同免(6855)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	佐方本町	Ⅰ-1-5983	佐方本町(5983)	H28.06.16	県告426号	新規	H28.06.16	県告426号	新規
がけ崩れ	佐方本町	Ⅰ-1-1716	岩戸山A(1716)	H28.06.16	県告426号	新規	H28.06.16	県告426号	新規
がけ崩れ	佐方本町	Ⅰ-1-5054	佐方(5054)	H28.06.16	県告426号	新規	H28.06.16	県告426号	新規
がけ崩れ	佐方本町	Ⅰ-2-541	岩戸山B(541)	R03.11.25	県告1036号	新規	R03.11.25	県告1036号	新規
がけ崩れ	桜町	Ⅰ-1-1859	桜町(1859)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	桜町	Ⅰ-1-1859-1	桜町(1859-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	桜町	Ⅰ-1-1859-2	桜町(1859-2)	H18.06.26	県告664号	新規			
がけ崩れ	四季が丘	Ⅰ-2-1029	西岡迫A(1029)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	四季が丘三丁目	Ⅰ-1-5972-1	四季が丘(5972-1)	H28.06.16	県告428号	新規			
がけ崩れ	四季が丘三丁目	Ⅰ-1-5972	四季が丘(5972)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
がけ崩れ	四季が丘十丁目	Ⅰ-1-1701-1	東畑口B(1701-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
がけ崩れ	四季が丘上	Ⅰ-2-1026-1	東畑口(1026-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
がけ崩れ	四季が丘上	Ⅱ-1-173-1	東畑口(173-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
がけ崩れ	四季が丘上	Ⅱ-1-778,796	四季が丘上(778), 四季が丘小学校(796)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
がけ崩れ	四季が丘上	Ⅲ-1-797-1	四季が丘上A(797-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
がけ崩れ	四季が丘二丁目	Ⅰ-1-5972-2	四季が丘(5972-2)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	室浜	Ⅰ-1-1874	室浜(1874)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	上の浜一丁目	Ⅰ-1-1741	上の浜A(1741)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	上の浜一丁目	Ⅱ-1-6871	上の浜B(6871)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	上の浜一丁目	Ⅲ-1-836,6872,6873	上の浜1丁目(836), 上の浜C(6872),上の浜	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	上の浜二丁目	Ⅰ-2-887-3	物見山A(887-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	上広池	Ⅰ-1-1723-1	郡塚(1723-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6849-1	上平良F(6849-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅰ-1-5997	上平良(5997)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅰ-1-5997-1	上平良(5997-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6849	上平良F(6849)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-811-1	上平良J(811-1)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-811-2	上平良J(811-2)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-819	速谷神社(819)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-819-1	速谷神社(819-1)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-0791-1	上平良H(0791-1)	R02.05.28	県告678号	新規	R02.05.28	県告678号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6848	上平良E(6848)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅰ-1-1723	郡塚(1723)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-0790	上平良G(0790)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅲ-1-0791	上平良H(0791)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6820	上平良A(6820)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6821	上平良B(6821)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6822	上平良C(6822)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6823	上平良D(6823)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6823-1	上平良D(6823-1)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良	Ⅱ-1-6823-2	上平良D(6823-2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良河野原	Ⅱ-1-6805	河野原(6805)	H17.09.22	県告1070号	新規			
がけ崩れ	上平良群塚	Ⅰ-1-1709-1	郡塚(1709-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良郡塚	Ⅰ-1-1709	郡塚(1709)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良大原	Ⅱ-1-6824	大原(6824)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良大原	Ⅱ-1-6825	大原A(6825)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	上平良二重原	Ⅱ-1-6801	二重原(6801)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
がけ崩れ	上平良伴丈木	Ⅰ-1-5056	伴丈木(5056)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	上平良伴丈木	Ⅰ-1-5056-1	伴丈木(5056-1)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	新宮一丁目	Ⅲ-1-817	新宮神社(817)	H21.03.30	県告333号	新規	H21.03.30	県告333号	新規
がけ崩れ	深江一丁目	Ⅰ-1-1749	深江A(1749)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江一丁目	Ⅰ-1-1735	熊が浦(1735)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江三丁目	Ⅰ-1-1750	深江B(1750)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅰ-1-1749-1	深江A(1749-1)	R7.1.23	県告102号	変更	R7.1.23	県告102号	変更
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅰ-1-6003	深江D(6003)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅱ-1-880-2	深江C(880-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅱ-1-880-1	深江C(880-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅱ-1-880	深江C(880)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	深江二丁目	Ⅰ-1-1776	深江E(1776)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-1872	杉之浦(1872)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-1877	杉之浦(1877)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-1878	ひの木団地(1878)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-1878-1	ひの木団地(1878-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅲ-1-1010	杉之浦(1010)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-6075	杉之浦公民館(6075)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-6076	第2金岡コーポ(6076)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-6076-1	第2金岡コーポ(6076-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	杉之浦	Ⅰ-1-6076-2	第2金岡コーポ(6076-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	西大西町	Ⅰ-1-1849	水羽荘(1849)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	西大西町	Ⅰ-1-1849-1	水羽荘(1849-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	西大西町	Ⅰ-1-1849-2	水羽荘(1849-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-5063	本郷(5063)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-6043-1	本郷a(6043-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-6043-2	本郷a(6043-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-6044	保曽原(6044)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-6053	戸屋原(6053)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-1-6059	市野(6059)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1040-1	浅原a(1040-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1040-2	浅原a(1040-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1040-3	浅原a(1040-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1044-1	浅原b(1044-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1044-2	浅原b(1044-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-551-1	浅原(551-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-551-2	浅原(551-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-551-3	浅原(551-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-551-4	浅原(551-4)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-14264	成ヶ原d(14264)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-14279-1	原手(14279-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-14279-2	原手(14279-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-4469-1	本郷b(4469-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-4469-2	本郷b(4469-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7146-1	冷川(7146-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7150-1	小田原(7150-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7153-1	浅原小田原(7153-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7153-2	浅原小田原(7153-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7154	本郷d(7154)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7198	保曽原b(7198)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7204	本郷a(7204)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7208	小田原a(7208)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7209-1	小田原b(7209-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7209-2	小田原b(7209-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7209-3	小田原b(7209-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7211-1	猪ノ迫(7211-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7211-2	猪ノ迫(7211-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7211-3	猪ノ迫(7211-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7211-4	猪ノ迫(7211-4)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7212	猪ノ迫a(7212)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7219-1	市野a(7219-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7219-2	市野a(7219-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-7219-3	市野a(7219-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-940-1	市野(940-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅱ-1-940-2	市野(940-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-1001-1	白河(1001-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-1001-2	白河(1001-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-1001-3	白河(1001-3)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-1001-4	白河(1001-4)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-1001-5	白河(1001-5)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-970-1	戸屋原(970-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-970-2	戸屋原(970-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-971	冷川b(971)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-972	冷川c(972)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅲ-1-973	成ヶ原d(973)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
がけ崩れ	浅原	Ⅰ-2-1044-3	浅原B(1044-3)	R03.11.25	県告1037号	新規	R03.11.25	県告1037号	新規
がけ崩れ	前空一丁目	Ⅰ-2-1035-2	前空1丁目(1035-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空一丁目	Ⅰ-2-1035-3	前空1丁目(1035-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空二丁目	Ⅰ-2-1035-1	前空2丁目(1035-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空五丁目	Ⅰ-2-892-1	前空A(892-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空六丁目	Ⅰ-2-893	前空B(893)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空六丁目	Ⅰ-2-893-1	前空B(893-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空六丁目	Ⅰ-2-893-2	前空B(893-2)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	前空六丁目	Ⅱ-1-6883,6884	前空C(6883),前空D(6884)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	多々良	Ⅱ-1-14300	多々良(14300)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	対厳山	Ⅲ-1-825	対厳山F(825)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対厳山	Ⅲ-1-825-1	対厳山F(825-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対厳山	Ⅰ-1-5998	対厳山C(5998)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対厳山三丁目	Ⅰ-1-5998-1	対厳山C(5998-1)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	対厳山三丁目	Ⅰ-1-5998-2	対厳山C(5998-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対厳山二丁目	Ⅰ-1-6015-1	赤崎E(6015-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大元	Ⅰ-1-1848	大元(1848)	H18.06.26	県告664号	新規			
がけ崩れ	大元	Ⅰ-1-1848-1	大元(1848-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大元	Ⅰ-1-1848-2	大元(1848-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大元	Ⅰ-1-1848-3	大元(1848-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	Ⅲ-1-1014	大砂利(1014)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	Ⅱ-1-14304	大砂利(14304)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	Ⅲ-2-0136	大砂利(0136)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大西	Ⅰ-1-1850	大西(1850)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大町	Ⅱ-2-0818	大町(0818)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6016	敬愛病院(6016)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6016-1	敬愛病院(6016-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6003-2	深江D(6003-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-837	熊が浦A(837)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-837-1	熊が浦A(837-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6003-1	深江D(6003-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1762-2	早時B(1762-2)	R6.4.25	県告470号	変更	R6.4.25	県告470号	変更
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1762-3	早時B(1762-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-837-2	熊が浦A(837-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1762	早時B(1762)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1762-1	早時B(1762-1)	R6.4.25	県告470号	変更	R6.4.25	県告470号	変更
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6013-1	早時E(6013-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6013	早時E(6013)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6013-2	早時E(6013-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-891	尾中山B(891)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-1034	鯛の原(1034)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-872	中山(872)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-872-1	中山(872-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6875	永慶寺川(6875)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6875-1	永慶寺川(6875-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6875-2	永慶寺川(6875-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6880	高見(6880)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6880-1	高見(6880-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-823	永慶寺川B(823)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-823-1	永慶寺川B(823-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6000	三鑓谷B(6000)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6004,6865	水口A,水口B(6004,6865)	R6.1.25	県告80号	変更	R6.1.25	県告80号	変更
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-884	鯛ノ原(884)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-884-1	鯛ノ原(884-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-870	下更地B(870)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-785	下更地A(785)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-785-1	下更地A(785-1)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-785-2	下更地A(785-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-821,6864	下更地C,下更地A(821,6864)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-785-3	下更地A(785-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-870-1	下更地B(870-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1763	別府(1763)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-870-2	下更地B(870-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6885	早時鼻C(6885)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6890	陣場A(6890)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-467	早時B(467)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-786,6879	早時A(786),早時F(6879)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-2-787,6014	池田(787),池田C(6014)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-829	早時鼻D(829)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-6019,6886	早時鼻B(6019),早時鼻A(6886)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-893-3	前空B(893-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-874	早時D(874)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-874-1	早時D(874-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-886	池田A(886)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6866	高畑(6866)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6867	池田B(6867)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6879-1	早時F(6879-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6882	早時G(6882)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6881	対厳山D(6881)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-870-3	下更地B(870-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1733	土井(1733)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1733-1	土井(1733-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1755	早時A(1755)	H30.11.29	県告843号	変更	H30.11.29	県告843号	変更
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1755-1	早時A(1755-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-5999	早時C(5999)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-837-1	松ヶ原C(837-1)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-886-3	屋田越(886-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1763-1	別府(1763-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-2-127-3	渡の瀬(127-3)	R02.05.28	県告686号	新規	R02.05.28	県告686号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1748	鳴川(1748)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1756	中津岡A(1756)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1736	滝山(1736)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-1-1737	水の越A(1737)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6888	八坂(6888)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6888-1	八坂(6888-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6889	下灘(6889)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6891	中津岡B(6891)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6892	中津岡C(6892)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6893	大野インター北(6893)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-885	陣場(885)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-887	八坂(887)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-2-127	渡の瀬(127)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-2-127-1	渡の瀬(127-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-2-127-2	渡の瀬(127-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-888	青葉台A(888)	R7.1.23	県告102号	変更	R7.1.23	県告102号	変更
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-888-1	青葉台A(888-1)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅰ-2-888-3	青葉台A(888-3)	R5.8.24	県告1043号	新規	R5.8.24	県告1043号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-826	青葉台D(826)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅱ-1-6878	宮島口四丁目(6878)	H30.03.15	県告251号	新規	H30.03.15	県告251号	新規
がけ崩れ	大野	Ⅲ-1-831	中津岡D(831)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野、大竹市栗谷町後原	Ⅰ-1-1658	後原A(1658)	R6.1.25	県告74号	変更	R6.1.25	県告74号	変更
がけ崩れ	大野、大竹市松ヶ原町	Ⅱ-1-6745	松ヶ原F(6745)	R02.05.28	県告685号	新規	R02.05.28	県告685号	新規
がけ崩れ	大野横撫	Ⅱ-1-6798-1	松ヶ原X(6798-1)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野横撫	Ⅱ-1-6798-2	松ヶ原X(6798-2)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野横撫	Ⅱ-1-6798-3	松ヶ原X(6798-3)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野下更地	Ⅱ-1-4454	下更地(4454)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野下更地	Ⅲ-1-824	下更地D(824)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野経小屋	Ⅲ-1-739	松ヶ原AD(739)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野経小屋	Ⅱ-1-6781-1	松ヶ原T(6781-1)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野原一丁目	Ⅰ-1-1758	串山(1758)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野原一丁目	Ⅰ-1-1742	沖山A(1742)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野原三丁目	Ⅰ-1-1745-1	塩屋A(1745-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅱ-1-6862	上更地B(6862)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅱ-1-6877	上更地D(6877)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅰ-1-1728	上更地(1728)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅱ-1-6863-1	上更地C(6863-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅱ-1-6863	上更地C(6863)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野上更地	Ⅱ-1-6862-1	上更地(6862-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅱ-1-6753	松ヶ原N(6753)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅱ-1-6753-1	松ヶ原N(6753-1)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅱ-1-6753-2	松ヶ原N(6753-2)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅲ-2-128	陽緑台(128)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅲ-2-128-1	陽緑台(128-1)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅲ-2-128-2	陽緑台(128-2)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野奴メリ谷	Ⅲ-2-128-3	陽緑台(128-3)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大野馬の口	Ⅱ-1-837-2	松ヶ原C(837-2)	H22.09.09	県告747号	新規	H22.09.09	県告747号	新規
がけ崩れ	大和	Ⅰ-1-1862	大和(1862)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大和	Ⅰ-1-1862-1	大和(1862-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	滝町	Ⅱ-1-14302	滝町(14302)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	滝町	Ⅲ-1-1008	滝町(1008)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅰ-1-5052	河本(5052)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅰ-2-1032-1	地御前(1032-1)	R02.05.28	県告683号	新規	R02.05.28	県告683号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅰ-2-1031-5	阿品台北(1031-5)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅲ-1-806-1	地御前D(806-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅲ-1-806	地御前D(806)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅲ-1-806-2	地御前D(806-2)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅰ-1-5986-1	地御前北三丁目(5986-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅲ-1-807	地御前E(807)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅲ-1-807-1	地御前E(807-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅰ-2-1032	地御前(1032)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅱ-1-6846	地御前A(6846)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅱ-1-6846-1	地御前A(6846-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	地御前	Ⅱ-1-6846-2	地御前A(6846-2)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-5049-1	今市(5049-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-5049	今市(5049)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-5994	地御前2丁目(5994)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-5050,5995	二ツ山(5050), 地御前2丁目A(5995)	R7.1.23	県告104号	変更	R7.1.23	県告104号	変更
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-1699	金剛寺(1699)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-1699-2	金剛寺(1699-2)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前二丁目	Ⅰ-1-1699-1	金剛寺(1699-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695-3	南町(1695-3)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695-4	南町(1695-4)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695-1	南町(1695-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695	南町(1695)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695-5	南町(1695-5)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅰ-1-1695-6	南町(1695-6)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前四丁目	Ⅱ-2-171	神賀(171)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北一丁目	Ⅰ-1-5985	地御前北1丁目(5985)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北一丁目	Ⅰ-1-5985-2	地御前北1丁目(5985-2)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北一丁目	Ⅰ-1-777,1698	地御前北1丁目(777), 今市B(1698)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北一丁目	Ⅲ-1-810	地御前北1丁目A(810)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北一丁目	Ⅰ-1-5985-5	地御前北１丁目(5985-5)	R02.05.28	県告679号	新規	R02.05.28	県告679号	新規
がけ崩れ	地御前北二丁目	Ⅰ-1-5985-3	地御前北1丁目(5985-3)	H30.03.29	県告331号	新規	H30.03.29	県告331号	新規
がけ崩れ	地御前北二丁目	Ⅰ-1-5985-4	地御前北1丁目(5985-4)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅲ-1-804	野坂浄水場(804)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅰ-1-5986	地御前北三丁目(5986)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅰ-1-5986-2	地御前北三丁目(5986-2)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅰ-1-5048	大神(5048)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅰ-1-5048-1	大神(5048-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北三丁目	Ⅰ-1-5993	地御前北三丁目A(5993)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	中江町	Ⅰ-1-1853	中江A(1853)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中江町	Ⅰ-1-1853-1	中江A(1853-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中西	Ⅱ-1-14301	中西(14301)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中西	Ⅱ-1-14301-1	中西(14301-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-959-1	中道F(959-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-960	中道G(960)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-961	中道H(961)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-962	中道I(962)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-962-1	中道I(962-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-962-2	中道I(962-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-963	中道J(963)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅲ-1-965	県道119佐伯錦線(965)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅰ-1-6050	中道(6050)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7184	栗栖川(7184)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7185-1	栗栖川A(7185-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7185-2	栗栖川A(7185-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7186	中道川(7186)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7123	中道(7123)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7124	中道A(7124)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7124-1	中道A(7124-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7125	中道B(7125)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7126	中道C(7126)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7127	中道D(7127)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	Ⅱ-1-7128	中道E(7128)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7160	虫所山J(7160)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7161-1	虫所山K(7161-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7162	所山(7162)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7163-1	河面(7163-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7101-1	虫所山B(7101-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7102-1	虫所山C(7102-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7102-2	虫所山C(7102-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7102-3	虫所山C(7102-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7103	虫所山D(7103)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7103-1	虫所山D(7103-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7104	虫所山E(7104)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7105	虫所山F(7105)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7106	虫所山G(7106)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7107	虫所山H(7107)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108	虫所山I(7108)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108-1	虫所山I(7108-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108-2	虫所山I(7108-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108-3	虫所山I(7108-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108-4	虫所山I(7108-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7108-5	虫所山I(7108-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7109	助籐(7109)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7109-1	助籐(7109-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7109-2	助籐(7109-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅲ-1-1005	虫所山(1005)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅲ-1-937	大虫橘(937)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅲ-1-937-1	大虫橘(937-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅲ-1-937-2	大虫橘(937-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅱ-1-7097	虫所山A(7097)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	Ⅰ-1-1827	所山(1827)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	長浜	Ⅱ-1-0966	長浜B(0966)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	Ⅰ-1-1871	長浜A(1871)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	Ⅰ-1-1871-1	長浜A(1871-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	Ⅰ-1-6074	宮島幼稚園(6074)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967	岩倉C(967)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-1	岩倉C(967-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-2	岩倉C(967-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-3	岩倉C(967-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-4	岩倉C(967-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-5	岩倉C(967-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-967-6	岩倉C(967-6)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-969	河本(969)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-969-1	河本(969-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-969-2	河本(969-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-969-3	河本(969-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-977	花上D(977)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-977-1	花上D(977-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-979	津田Q(979)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅲ-1-979-1	津田Q(979-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-6051	林(6051)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-6052	河津原(6052)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-6041	津田A(6041)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-1833	花上(1833)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-5064	津田(5064)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-5064-1	津田(5064-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-6058	林A(6058)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-6067	河本(6067)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-1042	花上(1042)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-1042-1	花上(1042-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-1042-2	花上(1042-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-1042-3	花上(1042-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-896	津田B(896)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-896-1	津田B(896-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-896-2	津田B(896-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-2-896-3	津田B(896-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-4463	津田E(4463)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-4472	岩倉(4472)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7093	内山(7093)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-1824	郷(1824)	H29.03.30	県告224号	新規			
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-936	津田C(936)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-474	津田K(474)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-799	花上C(799)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-800	津田M(800)	H29.03.30	県告224号	新規			
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-800-1	津田M(800-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-800-2	津田M(800-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-800-3	津田M(800-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-801	津田N(801)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-801-1	津田N(801-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-802	津田O(802)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-802-1	津田O(802-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-808	津田P(808)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-2-813	林C(813)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7191	岩倉A(7191)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7193	津田(7193)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7194	津田G(7194)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7194-1	津田G(7194-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7194-2	津田G(7194-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7195	津田H(7195)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7195-1	津田H(7195-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7199	猪ノ子(7199)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7199-1	猪ノ子(7199-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7199-2	猪ノ子(7199-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7199-3	猪ノ子(7199-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7221	花上A(7221)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7224	津田J(7224)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7225	別府(7225)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7135	花上(7135)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7139	花上A(7139)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7139-1	花上A(7139-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅱ-1-7139-2	花上A(7139-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	Ⅰ-1-5064-2	津田(5064-2)	R02.02.13	県告109号	新規			
がけ崩れ	天神	Ⅰ-1-5053	篠尾(5053)	R7.1.23	県告103号	変更	R7.1.23	県告103号	変更
がけ崩れ	東西連	Ⅰ-1-1865	東西連A(1865)	H24.09.13	県告752号	変更	H24.09.13	県告752号	変更
がけ崩れ	東西連	Ⅰ-1-1865-1	東西連A(1865-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東西連	Ⅰ-1-1865-2	東西連A(1865-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東大西	Ⅰ-1-1851	東大西(1851)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東大西	Ⅰ-1-1851-1	東大西(1851-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-988	峠N(988)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-982	越峠A(982)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-4471	峠E(4471)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-4471-1	峠E(4471-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-4471-2	峠E(4471-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14277	大向井A(14277)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14278-1	峠L(14278-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-895	中峠(895)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-1837	友田C(1837)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6061	越峠(6061)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6061-1	越峠(6061-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6063	大宅(6063)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6063-1	大宅(6063-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6063-2	大宅(6063-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1041	峠C(1041)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1043	峠D(1043)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1043-1	峠D(1043-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1043-2	峠D(1043-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1045	下峠(1045)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-2-1045-1	下峠(1045-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6065	峠(6065)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14261	大向井(14261)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14266	峠J(14266)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14268	中峠A(14268)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14268-1	中峠A(14268-1)	R03.11.25	県告1033号	変更	R03.11.25	県告1033号	変更
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14268-2	中峠A(14268-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14268-3	中峠A(14268-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14269	中峠B(14269)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14269-1	中峠B(14269-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14269-2	中峠(14269-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14272-1	下峠A(14272-1)	H30.12.27	県告932号	新規			
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14274	下峠(14274)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅱ-1-14275	下峠B(14275)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-6046	土居垣内(6046)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅰ-1-1822	中峠(1822)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-988-1	峠N(988-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-988-2	峠N(988-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-989-1	峠O(989-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990	峠P(990)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990-1	峠P(990-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990-2	峠P(990-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990-3	峠P(990-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990-4	峠P(990-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-990-5	峠P(990-5)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-992	中峠E(992)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-994	中峠G(994)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-995	中峠H(995)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-996	下峠C(996)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-996-1	下峠C(996-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	Ⅲ-1-992-1	中峠E(992-1)	R02.05.28	県告680号	新規	R02.05.28	県告680号	新規
がけ崩れ	南町	Ⅰ-1-1858	南町B(1858)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	Ⅰ-1-1858-2	南町B(1858-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	Ⅰ-1-1858-3	南町B(1858-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	Ⅰ-1-1858-4	南町B(1858-4)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	廿日市桜尾本町	Ⅰ-1-5057	桜尾本町(5057)	H28.12.08	県告718号	新規	H28.12.08	県告718号	新規
がけ崩れ	廿日市市上平良	Ⅲ-1-811,1712	上平良J(811,1712)	H28.02.12	県告63号	変更	H28.02.12	県告63号	変更
がけ崩れ	入浜	Ⅲ-1-1013	入浜(1013)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	梅原二丁目	Ⅱ-1-6869-1	沖山B(6869-1)	R02.05.28	県告685号	新規	R02.05.28	県告685号	新規
がけ崩れ	梅原二丁目	Ⅰ-1-1743	梅原(1743)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	梅原二丁目	Ⅱ-1-6869	沖山B(6869)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159	飯山(7159)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-1	飯山(7159-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-2	飯山(7159-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-3	飯山(7159-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-4	飯山(7159-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-5	飯山(7159-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927	飯山(927)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927-1	飯山(927-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927-2	飯山(927-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7100	飯山B(7100)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7100-1	飯山B(7100-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	浜之町	Ⅰ-1-1868	浜之町(1868)	H24.09.13	県告752号	変更	H24.09.13	県告752号	変更
がけ崩れ	福面一丁目	Ⅰ-2-888-2	青葉台A(888-2)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	福面三丁目	Ⅰ-2-889	青葉台C(889)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	福面三丁目	Ⅰ-2-889-2	青葉台C(889-2)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	物見西一丁目	Ⅰ-2-887-4	物見山A(887-4)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西一丁目	Ⅰ-2-1033	物見山B(1033)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西二丁目	Ⅰ-2-1033-1	物見山B(1033-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西三丁目	Ⅰ-2-1036	池田保育園(1036)	H29.09.21	県告505号	変更	H29.09.21	県告505号	変更
がけ崩れ	物見西三丁目	Ⅲ-1-830	池田保育園B(830)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅰ-2-887-5	物見山A(887-5)	R02.05.28	県告685号	新規	R02.05.28	県告685号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅰ-2-887	物見山A(887)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅰ-2-887-1	物見山A(887-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅰ-2-887-2	物見山A(887-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅱ-2-466,1035	賀撫津(466),前空2丁目(1035)	R6.4.25	県告471号	変更	R6.4.25	県告471号	変更
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅱ-1-6859	屋田越A(6859)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅱ-1-6859-1	屋田越A(6859-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅱ-1-6868	屋田越B(6868)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東一丁目	Ⅰ-2-886	屋田越(886)	R5.8.24	県告1044号	新規	R5.8.24	県告1044号	新規
がけ崩れ	物見東二丁目	Ⅰ-2-886-1	屋田越(886-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東二丁目	Ⅰ-2-886-2	屋田越(886-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東二丁目	Ⅰ-2-1036-1	池田保育園(1036-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東二丁目	Ⅰ-2-1036-2	池田保育園(1036-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東二丁目	Ⅰ-2-1036-3	池田保育園(1036-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	平良二丁目	Ⅰ-1-1708	伴丈木B(1708)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	平良山手	Ⅰ-1-5968-1	砂走B(5968-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良山手	Ⅱ-2-784	平良山手(784)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良山手	Ⅰ-1-1710-1	砂走A(1710-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良堂垣内	Ⅰ-1-1712-1	堂垣内(1712-1)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011	包ヶ浦(1011)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011-1	包ヶ浦(1011-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011-2	包ヶ浦(1011-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012	包ヶ浦(1012)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-1	包ヶ浦(1012-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-2	包ヶ浦(1012-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-3	包ヶ浦(1012-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	峰高一丁目	Ⅰ-1-5981	峰高1丁目(5981)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	峰高二丁目	Ⅰ-1-5996	速谷集会所(5996)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅰ-1-1847	網之浦(1847)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅰ-1-1847-1	網之浦(1847-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅰ-1-1847-2	網之浦(1847-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅲ-1-1007	網之浦(1007)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅲ-1-1007-1	網之浦(1007-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	弥七ヶ谷	Ⅲ-1-1009	弥七ヶ谷(1009)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	弥七ヶ谷	Ⅲ-1-1009-1	弥七ヶ谷(1009-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-2-135	河津原U(135)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-2-554	友田E(554)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-2-555	友田F(555)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6062	友田D(6062)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6045	友田D(6045)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7233-1	河津原I(7233-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7234	河津原J(7234)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7234-1	河津原J(7234-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7235-1	友田I(7235-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7236	友田J(7236)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-982-1	越峠A(982-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987	岩組A(987)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987-1	岩組A(987-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987-2	岩組A(987-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-807	友田L(807)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814	友田M(814)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-1	友田M(814-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-2	友田M(814-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-3	友田M(814-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-4	友田M(814-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-816	友田N(816)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-1834	友田(1834)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-1835-1	友田A(1835-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-1835-2	友田A(1835-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060	友田(6060)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-1	友田(6060-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-10	友田(6060-10)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-2	友田(6060-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-3	友田(6060-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-4	友田(6060-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-5	友田(6060-5)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-6	友田(6060-6)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-7	友田(6060-7)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-8	友田(6060-8)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅰ-1-6060-9	友田(6060-9)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	陽光台五丁目	Ⅰ-1-5974-1	北山(5974-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	緑町	Ⅰ-1-1875	緑町(1875)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	Ⅲ-1-1015	緑町(1015)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	Ⅱ-1-14303	緑町(14303)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	Ⅱ-1-4476	緑町(4476)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	林が原一丁目	Ⅰ-1-1746	片浜(1746)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	林が原一丁目	Ⅰ-1-1759	林が原A(1759)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	六本松一丁目	Ⅰ-1-5987-1	六本松(5987-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	六本松一丁目	Ⅰ-1-5987-2	六本松(5987-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	六本松二丁目	Ⅰ-1-5987	六本松(5987)	R01.09.26	県告740号	変更	R01.09.26	県告692号	解除
がけ崩れ	梶谷	Ⅰ-1-6072	梶谷駅(6072)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
地すべり	吉和	7	女鹿平(7)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	8	半坂(8)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	9	駄荷(9)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	10	石原(10)	H30.08.09	県告613号	新規			

［維持管理課］

雪崩危険箇所一覧表

市区町村	字	分類	箇所番号	箇所名
廿日市市	吉和　汐原	雪崩危険箇所Ⅰ	1	頓原
廿日市市	吉和　中津原	雪崩危険箇所Ⅰ	2	中津谷
廿日市市	吉和　田尻	雪崩危険箇所Ⅰ	3	田尻
廿日市市	吉和　花原	雪崩危険箇所Ⅰ	360	花原
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅰ	361	住建美術館
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅰ	362	ふれあいホーム
廿日市市	吉和　田中原	雪崩危険箇所Ⅰ	371	田中原
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	1	熊崎
廿日市市	吉和　石原	雪崩危険箇所Ⅱ	2	石原
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	3	熊崎
廿日市市	吉和　駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	4	駄荷
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	5	熊崎
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	6	熊崎
廿日市市	吉和　大向	雪崩危険箇所Ⅱ	7	半坂
廿日市市	吉和　大向	雪崩危険箇所Ⅱ	8	半坂
廿日市市	吉和　汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	9	汐原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	10	頓原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	11	頓原
廿日市市	吉和　半坂	雪崩危険箇所Ⅱ	12	半坂
廿日市市	吉和　田尻	雪崩危険箇所Ⅱ	13	田尻
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	14	頓原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	15	頓原
廿日市市	吉和　石原	雪崩危険箇所Ⅱ	16	石原
廿日市市	吉和　駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	17	駄荷
廿日市市	吉和　駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	18	駄荷
廿日市市	吉和　花原	雪崩危険箇所Ⅱ	19	花原
廿日市市	吉和　汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	20	汐原
廿日市市	吉和　汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	21	汐原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	22	頓原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	23	頓原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	24	頓原
廿日市市	吉和　汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	25	汐原
廿日市市	吉和　頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	26	頓原
廿日市市	吉和　駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	27	駄荷
廿日市市	吉和　熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	28	熊崎
廿日市市	吉和　細井原	雪崩危険箇所Ⅱ	29	鍛冶屋原川

［維持管理課］

水防注意箇所（河川）

(1)　重要水防箇所

ア　廿日市地域

水系名	河川 海岸名 （地区）	左岸 右	延長 km	位置		予想される危険	対策水防工法
				大字	小字		
可愛川	可愛川	左 右	1.0 1.0	平良速谷橋から河口まで		越水	積土俵
御手洗川	御手洗川	左 右	3.5 3.5	宮内砂原から河口まで		越水 決壊	積土俵 木流し
廿日市海岸	阿品地区		1.35	阿品三丁目		越水	積土俵
地御前漁港海岸	地御前地区		0.8	地御前五丁目		越水	積土俵

イ　佐伯地域

水系名	河川 海岸名 （地区）	左岸 右	延長 km	位置		予想される危険	対策水防工法
				大字	小字		
小瀬川	小瀬川	左	0.7	津田岩倉から津田まで		越水 決壊	積土俵
小瀬川	小瀬川	右	0.5	浅原向井原橋から本郷まで		決壊	積土俵
小瀬川	玖島川	左 右	2.0 2.0	千歳橋から昭和橋まで		決壊	積土俵

ウ　吉和地域

水系名	河川 海岸名 （地区）	左岸 右	延長 km	位置		予想される危険	対策水防工法
				大字	小字		
太田川	太田川	左	0.2	潮原から中津谷まで		越水 決壊	月の輪 木流し

エ　大野地域

水系名	河川 海岸名 （地区）	左岸 右	延長 km	位置		予想される危険	対策水防工法
				大字	小字		
永慶寺川	永慶寺川	左 右	1.0 1.0	大野字郷中津岡川合流点から浜まで		越水 決壊	積土俵 木流し
大野海岸	鳴川地区		0.90	大野鳴川		越水	積土俵
大野海岸	宮浜地区		0.88	宮浜温泉		越水	積土俵
塩屋漁港海岸	塩屋地区		0.08	林が原一丁目		越水	積土俵
大野海岸	深江地区		0.30	宮島口西一丁目		越水	積土俵

オ　宮島地域

水系名	河川 海岸名 （地区）	左岸 右	延長 km	位置		予想される危険	対策水防工法
				大字	小字		
厳島港海岸	網ノ浦地区		0.15	宮島町大西町		越水	積土俵
厳島港海岸	有ノ浦地区		0.03	宮島町胡町		越水	積土俵
厳島港海岸	杉ノ浦地区		0.45	宮島町杉ノ浦		越水	積土俵

［維持管理課］

(2)　砂防河川

整理番号	水系概要				所在地		指定概要			指定地の概況	
	水系等級	水系名	幹川名	渓流名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定種別	面積(ha)	延長(km)
1	その他	その他	その他	紅葉谷川	椿谷		昭和9年3月13日	130	追加	2.15	0
2	その他	その他	その他	大元川	駒ヶ林		昭和9年3月13日	130	新規	1.19	1
3	その他	その他	その他	榧谷川			昭和9年3月13日	130	新規	0.2	0
4	その他	その他	その他	中尾谷川			昭和10年11月28日	600	新規	1.63	0
5	その他	その他	その他	樅谷川	桜町		昭和12年3月27日	149	新規	1.16	0
6	その他	その他	その他	ドンドン川	西連町		昭和12年4月28日	327	新規	2.20	0
7	2級	可愛川	可愛川	可愛川	下平良	道狭	昭和14年2月1日	41	新規	25.9	3
8	2級	可愛川	可愛川	河末川	原	森宗	昭和14年2月1日	41	新規	14	3
9	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	半明原	昭和14年2月1日	41	新規	7.18	3
10	その他	その他	その他	毛保川		字滝山	昭和18年11月20日	678	新規	5.98	2
11	2級	御手洗川	御手洗川	入野川	宮内	西畑口	昭和23年7月31日	30	新規	1.88	1
12	その他	その他	その他	白糸川	宮島町		昭和23年10月20日	117	新規	0.25	0
13	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川		高見	昭和23年11月22日	182	新規	20	2
14	2級	永慶寺川	永慶寺川	高見川		高見	昭和23年11月22日	182	新規	19.9	3
15	2級	永慶寺川	永慶寺川	中山川		中山	昭和23年11月22日	182	新規	19	2
16	その他	その他	その他	丸石川		字清水峯	昭和24年12月2日	908	新規	0.55	1
17	1級	小瀬川	林川	林川	大字津田	字小山	昭和25年11月17日	1179	新規	0.69	2
18	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		字矢草	昭和26年11月13日	964	新規	2.1	6
19	1級	小瀬川	玖島川	観音谷川	奥谷尻	下中原	昭和27年7月11日	940	新規	0.15	0
20	1級	小瀬川	玖島川	吉末川	大字玖島	字吉末	昭和27年7月11日	940	新規	2.31	3
21	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川	黒折	辻堂原	昭和27年7月11日	940	新規	1.8	1
22	1級	小瀬川	小瀬川	重山川	大字浅原	字戸屋原	昭和27年7月11日	939	新規	0.28	0
23	1級	小瀬川	林川	道秀原川	大字津田	字別府寺尾	昭和27年7月11日	940	新規	0.22	0
24	1級	小瀬川	小瀬川	冷川	大字浅原	字冷川	昭和27年7月11日	939	新規	1.35	4
25	1級	小瀬川	小瀬川	狼谷川	大字中道	字貫浜	昭和27年7月11日	940	新規	2.6	0
26	1級	小瀬川	玖島川	古道谷川	大字河津原	字本谷山	昭和27年8月6日	1507	新規	9	0
27	その他	その他	その他	森の谷川		字経小屋	昭和27年8月6日	1507	追加	0.28	1
28	1級	小瀬川	小瀬川	大町川	大字玖島	字大町下大町	昭和27年8月6日	1507	新規	1.47	2
29	1級	小瀬川	小瀬川	中道川	佐伯町　中道		昭和27年8月6日	1507	新規	600	3
30	1級	小瀬川	玖島川	登里川	大字後原	字長原	昭和27年8月6日	1507	新規	0.08	0
31	その他	その他	その他	北谷川		字馬ノ口	昭和27年8月6日	1507	新規	0.2	0
32	その他	その他	その他	杉の浦川	杉之浦		昭和27年10月24日	1332	新規	0.21	0
33	1級	小瀬川	玖島川	大滝谷川	大字広原	字下中原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.22	0
34	1級	小瀬川	玖島川	町ケ原川	大野町大字	後原字町ヶ原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.3	0
35	1級	小瀬川	玖島川	堂の谷川	大野町大字	広原字伊勢ヶ原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.26	0
36	1級	小瀬川	小瀬川	二の谷川	大字中道	字中西	昭和27年11月15日	1386	新規	7.2	1
37	1級	小瀬川	林川	八幡迫川	大字津田	字別府・八幡迫	昭和27年11月15日	1386	新規	4.59	1
38	その他	その他	その他	佐方川	佐方	亀ヶ原	昭和28年4月27日	640	新規	0.95	1
39	その他	その他	その他	出合川		字横撫	昭和28年4月27日	640	新規	0.79	1
40	1級	小瀬川	林川	勝成川	大字津田	字林・下山	昭和28年4月27日	640	新規	0.35	1
41	その他	その他	その他	大神川	地御前	大神	昭和28年4月27日	640	新規	0.04	0
42	1級	小瀬川	玖島川	井瀬ケ原川	大野町大字	広原字井瀬ヶ原	昭和28年12月11日	1484	新規	0.18	0
43	1級	小瀬川	玖島川	下田川	大野町大字	広原字下田	昭和28年12月11日	1484	新規	0.21	0
44	1級	小瀬川	玖島川	志津良川	大野町大字	鴉ヶ岡字鴉ヶ岡	昭和29年2月16日	114	新規	1.65	2
45	1級	小瀬川	玖島川	神宮川	大字河津原	字上本谷	昭和29年2月16日	114	新規	2.4	2
46	1級	小瀬川	玖島川	大才川	大字玖島	字中村・大沢	昭和29年2月16日	114	新規	2	2
47	1級	小瀬川	玖島川	峠ケ原川	大字友田	字乙丸	昭和29年2月16日	114	新規	0.45	0
48	1級	小瀬川	小瀬川	白河川	大字浅原	字白河釜ヶ谷	昭和30年3月14日	191	新規	0.3	0
49	1級	小瀬川	小瀬川	平岩谷川	大字中道	字板押	昭和30年3月14日	191	新規	1.4	0
50	2級	八幡川	木末川	後畑川	原	後畑	昭和32年5月7日	757	新規	2.7	3
51	1級	小瀬川	林川	林川	大字津田	字郷	昭和32年7月5日	878	追加	0.03	0
52	1級	小瀬川	市野川	市野川	大字浅原	字大滝手山	昭和32年10月7日	1257	新規	8.17	2
53	1級	小瀬川	玖島川	泉水川		字金尾松	昭和33年6月16日	1170	新規	5.1	1
54	2級	可愛川	可愛川	下田尾川	原	川末	昭和35年6月10日	1085	新規	4.45	0
55	その他	その他	その他	佐方川	佐方	平岩	昭和37年11月16日	2886	追加	10.3	2
56	1級	太田川	太田川	鍛治屋原川	細井原		昭和38年8月29日	2218	新規	18.9	3
57	1級	小瀬川	林川	江尻川及び支川	大字津田	字江尻	昭和39年6月2日	1377	新規	7.35	1
58	1級	小瀬川	林川	別府川	大字津田	字道秀原	昭和39年6月2日	1377	新規	7.77	1
59	1級	小瀬川	小瀬川	戸屋原川	大字浅原	字大原山	昭和41年2月18日	231	新規	1.65	0
60	1級	小瀬川	市野川	小西川及び支川	大字浅原	字青木山	昭和41年2月18日	231	新規	5.33	1
61	その他	その他	その他	大迫川	原	上河末	昭和41年2月18日	231	新規	3.31	0
62	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川	宮内	城ヶ谷	昭和43年5月23日	1503	追加	5.47	1
63	その他	その他	その他	青海苔川		字清水峯	昭和43年5月23日	1503	新規	3.74	1
64	1級	小瀬川	玖島川	千代田川	大字峠	字柳水	昭和43年5月23日	1503	新規	14.8	3
65	1級	太田川	太田川	妙音寺原川	妙音寺原		昭和43年5月23日	1503	新規	3.5	1
66	2級	御手洗川	御手洗川	明石川	宮内	深山	昭和44年3月31日	810	新規	6.61	1
67	1級	小瀬川	小瀬川	小田原川	大字浅原	字松平山	昭和45年11月27日	1708	新規	10.7	1
68	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	長谷	昭和46年12月6日	1948	追加	5.44	1
69	2級	御手洗川	御手洗川	明石川支川	宮内	野稲原	昭和46年12月6日	1948	新規	2.44	0
70	1級	小瀬川	中山川	下山川	大字河津原	字下山	昭和47年3月18日	474	新規	5.28	1
71	2級	御手洗川	御手洗川	東谷川及び支川	宮内	東谷	昭和47年3月18日	474	新規	7.27	1
72	1級	太田川	太田川	熊崎川	熊崎		昭和47年12月27日	2187	新規	2.59	0
73	1級	小瀬川	小瀬川	猪迫川	大字浅原	字梅ヶ尾	昭和47年12月27日	2187	新規	6.02	2
74	その他	その他	その他	毛保川		字高馬	昭和47年12月27日	2187	追加	2.59	0
75	1級	太田川	太田川	汐原川	大字汐谷		昭和49年2月13日	130	新規	7.7	1

整理番号	水系概要				所在地		指定概要			指定地の概況	
	水系等級	水系名	幹川名	渓流名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定種別	面積(ha)	延長(km)
76	1級	小瀬川	玖島川	小坂川	大字永原	字竹垣内山	昭和50年4月26日	790	新規	6.42	1
77	1級	太田川	太田川	市垣内川		字市惣田	昭和51年6月10日	950	新規	0.75	0
78	1級	太田川	太田川	花原川	大字花原	女鹿平	昭和52年4月20日	739	新規	1.33	0
79	その他	その他	その他	垣の浦川		清水ヶ峰	昭和53年4月18日	857	新規	2.6	0
80	その他	その他	その他	向原川		清水ヶ峰	昭和53年4月18日	857	新規	1.35	0
81	1級	太田川	太田川	市垣内川支川	市垣内		昭和53年7月18日	1197	新規	0.55	0
82	その他	その他	その他	塩屋川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	2.7	0
83	その他	その他	その他	下瀬川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	1.2	0
84	その他	その他	その他	向原川支川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	2.2	0
85	1級	小瀬川	玖島川	吉末川	大字玖島	字上吉末	昭和55年4月2日	790	追加	3.44	0
86	その他	その他	その他	西毛保川		城山	昭和55年4月2日	790	新規	1.9	0
87	1級	太田川	太田川	速田川		字田中原	昭和55年4月2日	790	新規	3.17	0
88	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川		平岩	昭和55年4月26日	934	新規	1.08	0
89	その他	その他	その他	大迫川及び大迫川支川	原	川末	昭和55年4月26日	934	新規	1.98	0
90	2級	可愛川	可愛川	長野川支川	原	長谷	昭和55年4月26日	934	新規	1.53	0
91	2級	永慶寺川	永慶寺川	十郎原川		亀ヶ岡	昭和56年4月30日	956	新規	4.14	0
92	2級	永慶寺川	永慶寺川	丸子川		亀ヶ岡	昭和57年5月17日	1165	新規	2.36	0
93	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		字馬ノ口	昭和59年3月30日	796	追加	1.07	0
94	その他	その他	その他	佐方川左支川	佐方	切首原	昭和60年2月9日	158	新規	0.4	0
95	その他	その他	その他	四十八坂川		清水峯	昭和60年12月21日	1869	新規	0.49	0
96	その他	その他	その他	丸石川			昭和62年3月16日	670	追加	2.19	0
97	2級	永慶寺川	永慶寺川	高見西川		襄ヶ嶽	昭和62年3月16日	669	新規	2.31	0
98	その他	その他	その他	青海苔川		字清水峯	昭和63年1月9日	36	追加	0.13	0
99	1級	太田川	太田川	汐原川		字西潮原	昭和63年3月18日	810	追加	1.53	0
100	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		馬ノ口・矢草	平成元年11月7日	1862	追加	1.45	0
101	1級	太田川	太田川	鍛治屋原川	細井原		平成2年11月7日	1815	追加	54	0
102	その他	その他	その他	毛保川	大字	上ヶ原	平成6年8月17日	1802	追加	2.61	0
103	その他	その他	その他	毛保川		大新開	平成6年11月28日	2263	追加	1.17	0
104	その他	その他	その他	丸石川支川		清水峯・尾立	平成8年3月15日	651	新規	0.19	0
105	1級	太田川	太田川	鍛治屋原川支川		字細井原	平成8年3月15日	651	新規	1.37	0
106	その他	その他	その他	森の谷川	経小屋		平成11年2月18日	234	新規	5.95	0
107	その他	その他	その他	毛保川	高馬・上ヶ原		平成11年2月18日	234	追加	8	0
108	その他	その他	その他	紅葉谷川	宮島町		平成12年1月27日	156	新規	11.4	1
109	2級	八幡川	木末川	後畑川	原	茶臼岩山・虹ヶ谷・南後畑・西後畑・北後畑	平成12年8月9日	1752	追加	3.03	1
110	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	長谷	平成12年8月9日	1752	追加	0.41	0
111	その他	その他	その他	垣の浦川支川	清水峯		平成13年12月5日	1703	新規	0.35	0
112	その他	その他	四十八坂川	四十八坂川支川	清水峯		平成13年12月5日	1703	新規	0.36	0
113	その他	その他	その他	佐方川	佐方	苅場谷・平岩	平成14年2月13日	63	追加	0.36	0
114	2級	御手洗川	御手洗川	東谷川	宮内	東谷	平成14年2月13日	63	新規	17.8	0
115	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川右支渓	大野町	襄ヶ嶽	平成15年1月9日	11	新規	0.4	0
116	2級	永慶寺川		高見川		亀ヶ岡	平成15年11月13日	1463	新規		
117	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		中津岡	平成16年1月28日	49	新規	28.1	
118	2級	御手洗川		御手洗川左支渓１	四季が丘二丁目		平成16年2月4日	71	新規	0.37	
119	2級	御手洗川		御手洗川左支渓２	四季が丘二丁目		平成16年2月4日	71	新規	0.46	
120	2級	御手洗川		御手洗川左支渓３	四季が丘上		平成16年2月4日	71	新規	0.88	
121	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	長谷，茶臼岩山	平成16年12月2日	1482	追加	0.46	0
122	2級	御手洗川		御手洗川左支渓４、左支渓５及び左支渓６	四季が丘		平成16年12月22日	1605	新規	3.09	
123	2級	御手洗川		御手洗川左支渓７、左支渓８及び左支渓９	宮園		平成16年12月22日	1605	新規	3.38	
124	2級	御手洗川		御手洗川左支渓１０及び左支渓１１	宮園		平成17年1月26日	108	新規	1.46	
125	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川右支渓１	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	1.33	
126	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川右支渓２	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	1.60	
127	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川左支渓１２及び左支渓１３	宮内	向井原	平成17年12月26日	1472	新規	4.88	
128	2級	御手洗川		御手洗川左支渓１４	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	2.95	
129	その他	その他	その他	佐方川	佐方	宮ノ上，南小浦，狼倉，雀ヶ堂	平成18年2月10日	240	新規	1.64	0
130	1級	小瀬川	小瀬川	泉水南谷川	玖島		平成18年3月30日	426	新規	3.21	0
131	1級	小瀬川	小瀬川	大久保川	永原	芋ヶ迫山	平成18年3月30日	426	新規		0
132	その他	その他	その他	白糸川	宮島町		平成18年3月30日	426	追加	19.8	1
133	2級	御手洗川	東谷川支川	東谷川支川	宮内	東谷	平成18年10月27日	1260	新規	2.98	0
134	1級	小瀬川	玖島川	観音谷川	大野	広原山	平成22年12月8日	1453	追加	0.2	0
135	2級	御手洗川	御手洗川	黒折川	宮内	深山	平成23年4月14日	395	新規	2.38	0
136	その他	その他		樅谷川	宮島町		平成25年4月22日	458	追加	0.08	0
137	その他	その他	その他	毛保川	大野一丁目 梅原一丁目 大野	上ヶ原　高馬　滝山	平成26年8月5日	771	新規	20.6	4
138	2級	永慶寺川水系	永慶寺川	永慶寺川支川2	大野	平岩	平成28年4月7日	638	新規	1.81	1
139	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	寺尾	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1
140	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	鷹巣山	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1
141	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	大追尻	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1
142	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川20		東谷	令和4年3月4日	298	新規	1.16	0
143	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川20		出ヶ原	令和4年3月4日	298	新規	1.16	0
144	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川18		東谷	令和5年4月3日	323	新規	1.65	0
145	2級	可愛川	可愛川	長野川支川	原	長谷	令和5年10月27日	1091	追加	1	0
146	2級	永慶寺川水系	永慶寺川	中津岡川	大野	中空　中津岡　滝山	令和6年12月19日	1353	追加	1.87	0
147	2級	永慶寺川水系	永慶寺川	中津岡川	大野	中空　中津岡	令和7年3月28日	228	追加	0.04	0

［維持管理課］

水防注意箇所（ため池）

(1)　廿日市地域

番号	水系名（河川名）	ため池名	位置	規模			
				堤高 m	堤長 m	流域面積 hA	貯水量 ㎥
1	可愛川	蛇ノ池	原字牛池山533	4.9	36.0	6.90	22,000
2	佐方川	苅揚谷	佐方字同免甲845,乙849			10.34	5,000
3	可愛川	河野原	上平良1871	13.3	46.0	34.27	5,000
4	弘法川	八ヶ迫	下平良字八ヶ迫559-2,564-2	9.6	30.0	18.30	7,000
5	可愛川	速谷	上平良字堂垣内223,224,225,332	2.1	43.0	31.28	2,400
6	御手洗川	宮迫	宮内字長尾240,243,253,254	3	60.0	34.40	22,000
7	大神川	大神	地御前字大神550,551-2	6.4	29.0	8.06	1,400
8	今市川	我迫	地御前字我迫640-2,658	5.8	41.0	8.06	5,400
9	有府川	木上	地御前字木上1724			0.71	600
10	阿品川	阿品	阿品二丁目3098-8			－	46,000
11	鰆浜川	鰆浜	阿品二丁目2030	1	30.0	0.007	1,000
12	岡迫川	四季が丘	四季が丘			40.04	500
13	河本川	陽光台	陽光台二丁目150			20.54	22,873

(2)　佐伯地域

番号	水系名（河川名）	ため池名	位置	規模			
				堤高 m	堤長 m	流域面積 hA	貯水量 ㎥
1	玖島川	山田	玖島字大峯山の内1-797-2の一部	2.6	24.7	0.5	230
2	玖島川	沖	玖島下吉末995	1.2	16.0	0.1	60
3	玖島川	小山根	玖島字小山根1185	2.3	26.5	1.2	200
4	玖島川	大前	玖島字大沢乙2833	2.2	12.0	0.9	190
5	玖島川	大沢細田	玖島字釜ヶ谷231-1	5.3	30.0	3.3	700
6	玖島川	河源地	玖島字大沢2915	2.4	18.0	－	640
7	玖島川	中村	玖島字景浦乙3371	2.6	22.0	2.8	160
8	玖島川	一丁田景浦	玖島字一丁田景浦乙4104	1.95	18.0	2.6	150
9	玖島川	天堂	玖島字泉水4799	4.5	32.0	61.0	1,400
10	玖島川	山根池	玖島字金尾松山52-19	3.0	19.0		460
11	玖島川	芋ヶ迫	永原字芋が迫山	5.0	10.0		
12	玖島川	舛垣内	永原字舛垣内山甲10094-1	1.0	5.0		7,200
13	玖島川	東谷上	峠字柳水143-4	3.8	45.0	14.3	1,400
14	玖島川	東谷下	峠字柳水164-1	5.2	26.3	1.8	1,000
15	玖島川	東谷西	峠字東谷157	1.7	21.0	－	600
16	玖島川	西谷上	峠字柳水乙121	3.8	25.0	4.5	380
17	玖島川	越峠	峠字越峠1778,1780	4.9	38.0	1.1	1,100
18	玖島川	大宅	峠字大宅1353	2.2	12.0	6.3	400
19	玖島川	奥ヶ原池	峠字奥ヶ原103-2				
20	玖島川	橋山	友田字氏森190	2.55	41.0	1.2	2,600

番号	水系名（河川名）	ため池名	位置	規模			
				堤高 m	堤長 m	流域面積 hA	貯水量 ㎥
21	玖島川	橋桁	友田字橋桁	2.9	27.0	12.4	500
22	玖島川	うるし木	友田字漆木157の一部	5.6	21.0	1.9	1,500
23	玖島川	打森谷	友田字打森10142,10143-2	5.8	25.0	50.0	1,200
24	玖島川	八幡垣内	河津原下中山	2.0	12.0	－	300
25	玖島川	桧ノ迫Ｂ（上）	河津原字中山谷1103	2.8	19.0	2.21	990
26	玖島川	桧ノ迫Ａ	河津原字中山谷1102	1.6	33.0	1.6	530
27	玖島川	水本谷Ａ	河津原	3.0	16.5	3.26	680
28	玖島川	水本谷Ｂ	河津原	3.5	18.0	2.56	1,110
29	玖島川	清茂谷	河津原字上中山谷1152外	1.9	10.0	1.08	210
30	玖島川	南ヶ原	河津原字大迫山97-1の一部	4.0	142.0	5.4	14,700
31	玖島川	田原	河津原字上中組479	1.65	16.0	2.0	500
32	玖島川	梨ヶ谷	河津原字上中山谷	1.00	5.0		
33	小瀬川	小更１号	津田字鷹巣山1485-2の一部	6.3	40.0	12.7	4,600
34	小瀬川	小更２号	津田字大迫尻山甲90	4.25	24.0	2.2	1,300
35	小瀬川	八幡迫	津田	3.3	29.0	17.89	不明
36	小瀬川	道秀	津田字大迫尻山151	4.2	27.0	16.4	2,000
37	小瀬川	道秀西	津田字道秀原867	2.4	24.0	1.0	200
38	小瀬川	有馬谷	津田字桧迫999-2	3.0	12.0	－	760
39	玖島川	大津谷Ｂ（東）	津田字勝成山1463	2.9	10.9	10.0	950
40	玖島川	大津谷Ａ（西）	津田字大迫山97-1の一部	5.3	32.0	6.8	2,500
41	小瀬川	上ヶ原１号	津田字勝成下山1445	7.7	55.0	6.5	21,500
42	小瀬川	上ヶ原２号（Ａ）	津田字勝成下山1370の一部	4.3	100.0	2.6	6,000
43	小瀬川	上ヶ原３号（ＮＯ１）	津田字勝成下山1384	4.05	39.0	26.4	4,000
44	小瀬川	上ヶ原４号（Ｂ）	津田字勝成山1370の一部	5.5	20.0	19.6	560
45	小瀬川	上ヶ原５号（ＮＯ３）	津田字勝成下1352	6.6	52.0	18.2	6,700
46	小瀬川	上ヶ原６号（Ｃ）	津田字勝成下1346-3,1346-4	4.7	22.0	1.6	2,000
47	小瀬川	上ヶ原７号（Ｄ）	津田字勝成下1345	2.3	12.0	0.87	290
48	小瀬川	上市谷１号	津田字上市1232	4.8	37.0	16.94	1,860
49	小瀬川	上市谷２号	津田字上市甲956	3.2	17.0	24.1	1,000
50	小瀬川	上市谷３号	津田	5.5	21.0	4.7	1,280
51	小瀬川	上市谷４号	津田	1.1	17.0	－	80
52	小瀬川	日浦谷	津田字堀ヶ迫1173-2	3.0	31.0	8.1	3,600
53	小瀬川	東谷	津田字下市4301	1.8	18.5	8.0	230
54	小瀬川	堀ヶ迫	津田字堀ヶ迫1151	4.4	14.0	4.5	900
55	小瀬川	西谷	津田	4.3	34.0	0.48	2,240
56	小瀬川	田々湯	津田	2.8	14.0	4.6	400
57	小瀬川	神出谷	津田字立場1065の一部	2.75	24.0	29.9	1,800

番号	水系名（河川名）	ため池名	位置	規模			
				堤高 m	堤長 m	流域面積 hA	貯水量 ㎥
58	小瀬川	掛ヶ原	津田字掛ヶ原	3.6	18.0	2.6	200
59	小瀬川	中井	津田字掛ヶ原	4.1	17.0	2.7	500
60	小瀬川	上小原	津田字上小原2640	2.0	10.0		150
61	小瀬川	戸屋原	浅原字鵜頭原3358,3359	3.1	43.0	4.0	800
62	小瀬川	宗ヶ迫１号	浅原	2.7	20.0	2.4	500
63	小瀬川	宗ヶ迫２号	浅原字中庫1151-1	3.6	28.0	7.30	900
64	小瀬川	四本木	浅原	3.1	14.0	0.58	350
65	小瀬川	郷中	浅原字中庫山	1.2	9.4	1.0	230
66	小瀬川	中之迫	浅原字中の原	3.3	20.0	0.5	200
67	小瀬川	山下２号（西）	浅原字青木山698,699の一部	2.9	16.5	0.6	20
68	小瀬川	山下１号（東）	浅原字青木山698,699の一部	2.4	37.5	10.1	330
69	小瀬川	小田原	浅原字松平山	6.3	53.0	0.5	3,400
70	小瀬川	佛ヶ原	浅原字中庫1622	2.8	9.3	3.0	100
71	小瀬川	井迫	浅原字猪ノ鼻山	3.1	12.5	2.3	90
72	小瀬川	松平	浅原字松平山	2.7	20.0	11.3	280
73	小瀬川	釜ヶ谷花木団地	浅原字長通乙500,501	2.0	24.0		1,500
74	小瀬川	大久保	浅原字大久保1200	3.0	21.0		380
75	小瀬川	松平第２ため池	浅原字松平山539-5				

(3)　大野地域

番号	水系名（河川名）	ため池名	位置	規模			
				堤高 m	堤長 m	流域面積 hA	貯水量 ㎥
1	中津岡川	鴉ヶ岡	鴉ヶ岡2720番地	17.4	120.0	195.00	246,000
2	四十八坂川	酒井	八坂1684番地9	2.3	26.0	0.60	900
3	四十八坂川	清水ヶ峰	清水ヶ峯1778番地120	13.9	38.0	24.60	5,700
4	高見川	高見	高見461番地17	4.5	37.0	5.70	800
5	更地川	上更地	上更地2026番地	3.5	18.0	5.70	460
6	更地川	上更地	上更地2027番地	2.5	17.0	5.70	230
7	永慶寺川	高畑	陣場1264番地	2	50.0	5.80	910
8	永慶寺川	高畑	陣場1264番地	2	36.0	5.80	240
9	串山川	梅原	梅原6297番地	1.8	47.0	0.800	920
10	更地川	下更地	下更地1769番地	1.5	14.0	2.10	150
11	更地川	中村	下更地1725番地	1.8	14.0	1.90	290
12	更地川	伊藤下	上更地2077-1				
13	更地川	伊藤中	上更地2111				
14		深江西の谷池	深江3033-1外				

［農林水産課］

調整池一覧表

番号	名　　称	所　在　地	施工年月日	事　業　者	工事施工者	容　量	管理者
1	宮園団地第１調整池	宮園七丁目	S 60. 2.26 S 61. 9. 8	東亜地所㈱	フジタ工業㈱広島支店	71,736	廿日市市
2	宮園団地第２調整池	宮園二丁目11	S 60. 2.26 S 61. 9. 8	東亜地所㈱	フジタ工業㈱広島支店	3,956	廿日市市
3	四季が丘調整池	四季が丘十一丁目	S 60. 5.22 S 62. 4. 1	近鉄不動産㈱	㈱大林組広島支店、 小松建設工業㈱大阪支店	76,670	廿日市市
4	藤掛ハイツ第１調整池	串戸三丁目6	S 53. 4.26 S 55. 5. 2	㈱共立組	㈱共立組	100	廿日市市
5	藤掛ハイツ第２調整池	新宮二丁目9	S 58. 9.19	廿日市町新宮２丁目 土地区画整理組合	㈱共立組	131.73	廿日市市
6	フジタウン調整池	阿品四丁目50	S 49. 4.20 S 52.12. 6	藤和不動産㈱	フジタ工業㈱広島支店		廿日市市
7	阿品ハイツ調整池	阿品台山の手2	S 58. 1.31 S 60. 3.29	阿品土地区画整理組合	㈱共立組	1,562.73	廿日市市
8	地御前金剛寺調整池	地御前二丁目	S 60. 4.15 S 62. 2.28	東洋建物㈱	㈱浅沼組	2,275.24	廿日市市
9	野坂調整池	地御前北三丁目	S 52. 7. 8 S 54.10.17	廿日市町地御前野坂 土地区画整理組合	㈱日成建設	205.3	廿日市市
10	宮内馬ケ原調整池	宮内馬ケ原	S 61.12.16	坂本建設工業㈱	坂本建設工業㈱	1,122.35	廿日市市
11	四季が丘第２調整池	四季が丘上	H 4. 3.23 H 6. 1.19	近鉄不動産㈱	㈱大林組広島支店、 小松建設工業㈱大阪支店	29,200	廿日市市
12	地御前住宅団地 （自由ケ丘）調整池	地御前北三丁目	H 7. 5.11 H 9. 9.25	アイエス㈱	清水建設、山陽工業、 住友建設共同企業体	2,619.56	廿日市市
13	宮内工業団地Ａ調整池	宮内工業団地	H 5. 3.19 H 7. 5.19	廿日市市土地開発公社	㈱フジタ、㈱武田組	5,450	廿日市市
14	宮内工業団地Ｂ調整池	宮内工業団地	H 5. 3.19 H 7. 5.19	廿日市市土地開発公社	㈱フジタ、㈱武田組	4,170	廿日市市
15	宮内工業団地Ｃ調整池	宮内工業団地	H 5. 3.19 H 7. 5.19	廿日市市土地開発公社	㈱フジタ、㈱武田組	6,658	廿日市市
16	陽光台団地Ａ調整池	陽光台一丁目12-3	H 6. 3.14 H 10. 7. 1	七尾土地区画整理組合	三井建設㈱	9,882	廿日市市
17	陽光台団地Ｂ調整池	陽光台二丁目15	H 6. 3.14 H 10. 7. 1	七尾土地区画整理組合	三井建設㈱	22,837	廿日市市
18	陽光台団地Ｃ調整池	陽光台三丁目10-10	H 6. 3.14 H 10. 7. 1	七尾土地区画整理組合	三井建設㈱	7,571	廿日市市
19	陽光台団地Ｄ調整池	陽光台五丁目22-1	H 6. 3.14 H 10. 7. 1	七尾土地区画整理組合	三井建設㈱	4,767	廿日市市
20	大野東中学校１号調整池	大野415-1ほか	S 59.10.13 S 60. 7.31	大野町	㈱共立組	2,200	廿日市市
21	大野東中学校２号調整池	大野418-1	S 59.10.13 S 60. 7.31	大野町	㈱共立組	790	廿日市市
22	対厳山調整池	対厳山三丁目7	S 51. 8.14 S 54. 3.27	対厳山土地区画整理組合	竹中土木	5,900	廿日市市
23	青葉台調整池	福面二丁目2	S 49. 2. 7 S 51. 9.27	栄泉興産㈱	大成建設㈱	6,900	廿日市市
24	宮島台調整池	前空三丁目3	S 61. 3.20 H 2. 4.25	藤和不動産㈱	フジタ工業㈱	4,850	廿日市市
25	深江調整池	宮島口西二丁目10	H 2.12.17 H 6. 1.21	大野町深江 土地区画整理組合	㈱ミヤコー	2,000	廿日市市
26	前空台調整池	前空二丁目2	H 10.10. 5 H 12. 9. 5	藤和不動産㈱	㈱フジタ	4,060	廿日市市
27	平等大慧会調整池	大野745-1他	H 8.11.14 H 10. 4.30	宗教法人平等大慧会	日本鋪道㈱	1,810	平等大慧会
28	早時調整池	大野385他	H 16.10.25 H 17. 8.12	㈱中国新聞社	鹿島建設㈱	5,680	廿日市市
29	野坂中学校調整池	地御前北一丁目	H 1. 3.11 H 2. 3.30	廿日市市	㈱共立組	5,290	廿日市市
30	エコセンター調整池	宮内字入野	S 62. 8. 3 H 1. 8.31	廿日市市	㈱荏原製作所	8,597	廿日市市
31	佐伯スポーツセンター 第１調整池	佐伯町津田	H 2.12.13 H 4. 1.30	佐伯町	㈱武田組	4,200	廿日市市
32	佐伯スポーツセンター 第２調整池	佐伯町津田	H 2.12.13 H 4. 1.30	佐伯町	㈱武田組	4,300	廿日市市
33	佐伯工業団地調整池	佐伯町峠	H 3.10 H 4.11	広島県	㈱栗本	34,530	広島県
34	大野清掃センター 調整池	大野字経小屋	H 6.10. 4 H 8.10.22	大野町	㈱荏原製作所	2,204	廿日市市
35	アルカディアビレッジ 調整池	原字虹ヶ谷	H 7. 5.11 H 8.10. 9	廿日市市	山陽工業㈱	3,035	廿日市市
36	メモリアルパーク 調整池	佐伯町峠	H 19.10.10 H 21.11.25	宗教法人法泉院	今井産業㈱	2,386	法泉院
37	宮内字大迫調整池	宮内字大迫	H 29. 8.31 R 3. 1.29	saferay Japan project portfolio合資会社	㈱雅エンジニアリング	97,412	safety Japan project portfolio 合資会社
38	大野字嵐谷調整池	大野字嵐谷	R 2.10. 8 R 5. 2. 1	合同会社MERCHANT ENERGY 第七	宗像総合開発㈱	1,026	合同会社 ソーラーパーク1号

［維持管理課］

雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表

（廿日市地域）

ポンプ場調整池	計画排水面積 ha	ポンプ形式	口径 mm	1台当揚水量 m³/min	台数	全揚水量 m³/min	原動機の種類	1台当出力 p	全出力 p	電話	運転管理者	管理者電話	備考
桜尾ポンプ場	80.2	横軸軸流 横軸斜流 立軸斜流	900 1,000 900	95.1 150 124	2 1 2	190.2 150 124	ディーゼル ディーゼル ディーゼル	105 180 110kw	210 180 110kw	31－1331	㈱水光エンジニア	082-292-5932	2台(φ900)手動 1台(φ1000)自動 2台(φ900)自動
住吉ポンプ場	45.1	横軸斜流 横軸斜流 横軸斜流	800 800 800	111 111 111	1 1 1	111 111 111	ディーゼル ディーゼル ディーゼル	200kw 190kw 200kw	200kw 190kw 200kw	32－0936	㈱水光エンジニア	082-292-5932	3台自動
榎之窪ポンプ場	63.6	立軸斜流	1,000	120	2	240	ディーゼル	270	540	32－1502	㈱水光エンジニア	082-292-5932	2台自動
宮内ポンプ場	26.8	横軸斜流 横軸斜流	800 800	74 87	2 1	148 87	ディーゼル ディーゼル	50kw 115	100kw 115	32－2590	㈱水光エンジニア	082-292-5932	3台自動
扇ポンプ場	76.1	立軸斜流 立軸斜流 立軸斜流	900 1,000 1,000	125 142 186	2 1 1	250 142 186	ディーゼル ディーゼル ディーゼル	250 250 300	500 250 300	36－1704	㈱水光エンジニア	082-292-5932	4台自動
田尻ポンプ場	43.0	横軸斜流 水中ポンプ 水中ポンプ	600 400 300	37.8 24 12	1 1 1	37.8 24 12	ディーゼル 電動機 電動機	37 37kw 22kw	37 37kw 22kw	36－1716	㈱水光エンジニア	082-292-5932	2台(水中)自動 1台手動
嘉永ポンプ場	88.1	立軸斜流 立軸斜流 水中ポンプ	1,000 900 500	140 127 31	2 1 1	280 127 31	ディーゼル ディーゼル 電動機	350 350 75kw	700 350 75kw	32－0521	㈱水光エンジニア	082-292-5932	4台自動
阿品ポンプ	5.5	水中ポンプ	200	9	2	18	電動機	22kw	44kw	36－1709	㈱水光エンジニア	082-292-5932	2台自動
弘法雨水調整池	7.4	水中ポンプ	300	10	2	20	電動機	22kw	44kw	32－5019	㈱水光エンジニア	082-292-5932	容量　1,040 2台自動
阿品新開雨水調整池	25.6												容量　1,587
弘法雨水マンホールポンプ		水中ポンプ	400	24	1	24	電動機	37kw	37kw	31－2795	㈱水光エンジニア	082-292-5932	自動

（大野地域）

ポンプ場調整池	計画排水面積 ha	ポンプ形式	口径 mm	1台当揚水量 m³/min	台数	全揚水量 m³/min	原動機の種類	1台当出力 p	全出力 p	電話	運転管理者	管理者電話	備考
宮島口ポンプ 宮島口駅北口ポンプ	37,3	立軸軸流 水中ポンプ	400 300	20,0 9.6	1 1	20,0 9.6	電動機 電動機	30kw 15kw	30kw 15kw	56-4693 56-4738	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
堤ポンプ場	22,2	立軸軸流 水中ポンプ	300 350	11.0 17.0	1 1	11.0 17.0	電動機 電動機	11kw 22kw	11kw 22kw	56-3875	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
小高江ポンプ	22,2	水中ポンプ 水中ポンプ	200 200	4.8 4.8	1 1	4.8 4.8	電動機 電動機	7.5kw 7.5kw	7.5kw 7.5kw		富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
深江第二ポンプ場	56.1	立軸軸流 横軸軸流 横軸軸流 水中ポンプ 水中ポンプ	600 600 600 150 300	40.0 40.0 40.0 2.3 10	1 1 1 1 1	40.0 40.0 40.0 2.3 10	電動機 ディーゼル ディーゼル 電動機 電動機	45.0kw 55.0 55.0 11kw 22kw	45.0kw 55.0 55.0 11kw 22kw	56-2024	富士企業㈱	082-923-0188	5台自動
早時ポンプ場	23.1	立軸軸流	500	36.0	1	36.0	電動機	37.0kw	37.0kw	56-4346	富士企業㈱	082-923-0188	1台自動
早時第二ポンプ	23.1	水中ポンプ	300	10.0	1	10.0	電動機	2.20kw	22.0kw	56-5041	富士企業㈱	082-923-0188	1台自動
上の浜ポンプ場	33.9	横軸斜流 立軸斜流	800 600	80.0 38.0	1 1	43.0	ディーゼル 電動機	110 30.0kw	110 30.0kw	54-2139	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
妙見ポンプ場	26.3	立軸斜流 立軸斜流	500 500	28.0 28.0	1 1	28.0 28.0	電動機 電動機	45.0kw 45.0kw	45.0kw 45.0kw	54-2105	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
片浜ポンプ場	10.6	斜流渦巻 立軸軸流	300 500	10.0 29.7	1 1	10.0 29.7	電動機 電動機	7.5kw 22.0kw	7.5kw 22.0kw	54-0576	富士企業㈱	082-923-0188	自動
大国ポンプ場	142.4	立軸斜流 立軸斜流 立軸斜流	900 1200 1200	102.0 200.0 200.0	1 1 1	102.0 200.0 200.0	両掛 ディーゼル ディーゼル	220 400 400	220 400 400	54-2183	富士企業㈱	082-923-0188	3台自動
塩屋沖ポンプ	6.5	水中ポンプ	200	3.0	1	3.0	電動機	7.5kw	7.5kw		㈱廿日市環境エンジニアリング	0829-20-5953	自動
宮浜ポンプ	16.3	水中ポンプ	150	4.8	1	4.8	電動機	5.5kw	5.5kw		㈱廿日市環境エンジニアリング	0829-20-5953	自動

（宮島地域）

ポンプ場調整池	計画排水面積 ha	ポンプ形式	口径 mm	1台当揚水量 m³/min	台数	全揚水量 m³/min	原動機の種類	1台当出力 p	全出力 p	電話	運転管理者	管理者電話	備考
有之浦地区雨水マンホールポンプ	11.3	水中ポンプ	400	22.05	1	22.05	電動機	22kw	22kw		キュウセツAQUA(株)宮島事業所	0829-44-2690	自動

［下水道建設課］

観測施設

注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、廿日市市は「廿日市市」として発表される。

※　複数の区域で災害の起こる恐れのある場合には、廿日市市は「広島県」、「広島県南部」又は「広島・呉」で発表される。

(1) 気象観測所一覧表

観 測 所 名	観　測　地　点	設置機関	観測項目	水 系 名	摘　　要
廿日市市津田（気）	津田69-1	広島地方気象台	雨量・気温・日照・積雪・風向・風速	小瀬川	地域気象観測所（有線ﾛﾎﾞｯﾄ）
後畑	廿日市市原（後畑地区）	広　島　県	雨量	八幡川	自系テレ
廿日市支所	西部建設事務所廿日市支所	〃	〃	その他	自系テレ・自記
原養護	原73-1	〃	〃	単独河川	砂防局
友和	友田19	〃	〃	小瀬川	砂防局
浅原	浅原2662-3	〃	〃	小瀬川	砂防局
吉和	吉和市垣内802-2	〃	〃	太田川	自系テレ
吉和支所	吉和3425	〃	雨量・気温・積雪		治山局
十方山	吉和下山国有林294	〃	雨量		治山局
坊主山	吉和西1584	〃	〃		治山局
頓原	吉和西1585	〃	〃		治山局
もみのき	吉和東1593-13	〃	〃		治山局
栗栖	栗栖字小浜271-4	〃	〃	小瀬川	自系テレ
下川上	玖島	〃	〃	〃	他系テレ
佐伯	津田1989（佐伯支所）	〃	雨量･積雪	〃	自記
小瀬川ダム	浅原字前中山1030-23	〃	〃	小瀬川	
津田（国）	津田	中国地方整備局	雨量	〃	弥栄ダム管理所
中道（国）	中道字三島原	〃	雨量	小瀬川	弥栄ダム管理所
楢原（国）	玖島	〃	〃	〃	太田川工事事務所
大野	大野一丁目1番1号（大野支所）	広　島　県	雨量	その他	自系テレ
馬の口	馬の口2645－1	〃	〃	その他	砂防局
中山	中山212-6	広　島　県	雨量	その他	土石流監視
矢草北	矢草2734-1	〃	〃	その他	土石流監視
矢草南	矢草2725-10	〃	〃	その他	土石流監視

観 測 所 名	観　測　地　点	設置機関	観測項目	水 系 名	摘　　要
玖島	玖島4323	〃	〃	小瀬川	砂防局
奴メリ谷	奴メリ谷1972-134	〃	〃	その他	土石流監視
八坂	八坂二丁目1665-283	〃	〃	その他	土石流監視
経小屋（中継局）	字経小屋1804	〃	中継局	－	土石流監視
大野消防（監視局）	大野一丁目1-6	〃	監視局	－	土石流監視
宮島町	宮島町1170-2	〃	雨量	その他	砂防局
廿日市市消防本部	串戸一丁目9-33	廿日市市	温度・湿度・風向 風速・雨量・気圧		

(2)　水位観測所一覧表

観　測　所　名	位　　置	河　　川　　名	設　置　機　関
宮　　内	宮内字西畑口3648-9地先	御　手　洗　川	広　　島　　県
平　　良	平良可愛川公園内	可　　愛　　川	〃
岩　　倉	津田字岩倉	小　　瀬　　川	広　　島　　県
本郷（廿日市）	浅原字中山1115-3	〃	〃
水　ノ　越	大野字水ノ越4110-4	永　慶　寺　川	〃
毛　保　橋	大野中央四丁目	毛　　保　　川	廿　日　市　市
新　小　山　橋	大野原四丁目	〃	〃
桂　　橋	佐方本町	佐　　方　　川	〃

(3)　計測震度計一覧表

設置場所	所　在　地	計測震度計等座標						設置機関
		北　緯			東　経			
		度	分	秒	度	分	秒	
廿日市	下平良一丁目11番1号 市役所敷地内	34	29	2	132	20	15	広　島　県
佐　伯	津田1989　支所敷地内	34	21	51	132	10	52	広　島　県
吉　和	吉和1186番地　支所敷地内	34	29	5	132	8	32	広　島　県
大　野	大野一丁目１番１号　消防署敷地内	34	28	64	132	27	65	文部科学省
宮　島	宮島町1165-6　支所敷地内	34	17	55	132	19	32	広　島　県

気象予報用語解説表

気象庁は、防災気象情報の精度向上と、住民へ分かり易く情報伝達を行うため、気象予報用語解説表を作成、公表した。その内容は、次のとおりである。

(1)　雨の強さと降り方　（平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、（平成29年3月一部修正）、（平成29年9月一部修正）

1時間雨量（㎜）	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感ずる				

(2)　風の強さと吹き方　（平成12年8月作成）、(平成14年1月一部改正）、(平成19年4月一部改正）、（平成25年3月一部改正）、（平成29年9月一部改正）

風の強さ（予報用語）	平均風速（m/s）	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速（m/s）
やや強い風	10以上15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樹（とい）が揺れ始める。	20
強い風	15以上20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	30
非常に強い風	20以上25未満	～90km		何かにつかまっていないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。	
	25以上30未満	～110km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
猛烈な風	30以上35未満	～125km			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック塀で倒壊するものがある。		外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	35以上40未満	～140km						
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	60

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

備蓄計画

食糧及び生活必需品の確保
備蓄物資は備蓄計画に基づき順次整備する。

R7.4.1

	備蓄品目	対象者		集中備蓄						分散備蓄						宮島観光客用	備考
				廿日市	佐伯	吉和	大野	宮島	小計	廿日市 各市民センター 各小学校 後畑集会所 明石集会所 廿日市市多世代サポートセンター 佐方会館	佐伯 各市民センター 各小学校	吉和 各市民センター 吉和学園 吉和第２集会所	大野 各市民センター 各小学校 大竹市松ヶ原集会所	宮島 各市民センター 宮島学園	小計	宮島旅客ターミナル 宮島口旅客ターミナル 宮島福祉センター 宮島支所	
食料品	ミルク																
	粉ミルク	0才児	計画数量	11,960ｇ												2,860ｇ	130g/人・1日分
			現在数量	3,380ｇ	520ｇ	260ｇ	1,560ｇ	260ｇ	5,980ｇ	3,640ｇ	1,040ｇ	520ｇ	780ｇ	780ｇ	6,760ｇ	3,120ｇ	
	粉ミルク ※アレルギー対応		計画数量	1,170ｇ												260ｇ	
			現在数量	348ｇ	174ｇ	174ｇ	348ｇ	174ｇ	1,218ｇ							348ｇ	
	液体ミルク		計画数量	120本												28本	4本/人・1日分
			現在数量	64本					64本	44本	16本	4本	8本	4本	76本	28本	
	粥	1～2才	計画数量	350食												100食	2食/人・1日分
	白粥		現在数量	200食	30食	10食	100食	10食	350食							100食	2食/人・1日分
	クラッカー・レトルト食品等																
	クラッカー	3～74才	計画数量	10,738食												2,703食	1食目：クラッカー 2食目：レトルト食品
			現在数量	3,170食	910食	210食	4,410食	280食	8,980食	4,360食	750食	210食	700食	280食	6,300食	5,460食	
	レトルト食品 ※アレルギー対応		計画数量	10,738食												2,703食	
			現在数量	1,830食	900食	210食	1,020食	270食	4,230食	1,400食	490食	180食	320食	180食	2,570食	3,000食	
	ライスクッキー ※アレルギー対応		計画数量	220食												96食	
			現在数量	240食					240食							96食	
	アルファ米	75才以上	計画数量	3,500食												850食	2食/人・1日分
	梅がゆ ※アレルギー対応		現在数量	3,300食	400食	50食	400食	100食	4,250食							850食	
	飲料水	全員	計画数量	6,540ℓ												1,600ℓ	3ℓ/人・1日分
			現在数量	耐震性貯水槽の設置状況 設置施設 / 設置場所 / 規格 / 工事完了年月日 新宮中央公園 / 廿日市市新宮一丁目15 / 飲料水兼用100㎥ / 平成13年12月25日 地御前キラキラ公園 / 廿日市市地御前北三丁目33 / 飲料水兼用100㎥ / 平成22年3月30日 広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 / 廿日市市串戸五丁目10番15号 / 飲料水兼用100㎥ / 平成28年10月5日 チチヤス大野ふれあい公園 / 廿日市市大野字岩蔵山295 / 飲料水兼用100㎥ / 令和3年4月1日 受水場等においての想定貯水量　約7,000㎥にて対応						2,400ℓ	768ℓ	288ℓ	492ℓ	384ℓ	4,320ℓ		
生活必需品	毛布	全員	計画数量	4,500枚													
			現在数量	2,644枚	52枚	51枚	1,567枚	15枚	4,329枚	740枚	483枚	89枚	80枚	115枚	1,507枚	20枚	
	エアマット	全員	計画数量	4,500枚													
			現在数量	3,791枚	60枚		60枚		3,911枚	546枚	160枚	50枚	140枚	180枚	1,076枚	30枚	
	乳幼児用 紙おむつ	乳幼児	計画数量	2,792枚												816枚	8枚/人・1日分
			現在数量	1,710枚	268枚	224枚	643枚	224枚	3,069枚							956枚	
	大人用 紙おむつ	高齢者	計画数量	815枚												80枚	5枚/人・1日分
			現在数量	816枚	90枚	90枚	270枚	66枚	1,332枚							128枚	
	おしりふき	乳幼児	計画数量	5,584枚												1,632枚	
			現在数量	4,104枚	456枚	228枚	684枚	228枚	5,700枚							1,680枚	
	生理用品	女性	計画数量	4,904枚												1,440枚	8枚/人・1日分
			現在数量	3,237枚	390枚	78枚	1,306枚	78枚	5,089枚	468枚	156枚	39枚	337枚	78枚	1,078枚	1,440枚	
	使い捨て哺乳ボトル	0才児	計画数量	610本												110本	
			現在数量	130本	20本	10本	60本	10本	230本	270本	40本	20本	30本	20本	380本	110本	

応急仮設住宅建設候補地一覧

この一覧表は予め県に報告しているもので、最優先に建設する場所を示す。

No	施 設 名 称	所　在　地	敷 地 面 積	建設可能戸数
1	桂公園	桜尾本町地内	2,593 ㎡	25 戸
2	峰高公園	串戸六丁目地内	6,136 ㎡	61 戸
3	青葉台２号公園	福面三丁目７４番地１５４	2,551 ㎡	25 戸
4	柿ノ浦４号公園	宮島口東二丁目１２番地３	1,398 ㎡	13 戸
5	大野浄化センター	沖塩屋四丁目６３８５番地３５	12,480 ㎡	124 戸
6	佐伯工業団地グラウンド	峠２４５番地６４	7,599 ㎡	76 戸
7	吉和第一集会所	吉和１５３番地	2,889 ㎡	20 戸
8	宮園野球場外	宮園四丁目１番地	12,593 ㎡	125 戸
9	阿品公園（阿品台野球場）	阿品台五丁目地内	7,224 ㎡	70 戸
10	やまだ屋もみじファミリーパーク（多目的広場）	沖塩屋四丁目６３８５番地３４	5,074 ㎡	50 戸
11	宮島学園	宮島町７７９番地２	4,853 ㎡	48 戸
計			65,390 ㎡	637 戸

［住宅政策課］

臨時消防ヘリポート設置箇所一覧表

No.	名　　称	場　　所	無障害地帯の広さ	水　利	管 理 者
1	宮園公園	宮園1-1-1	75×93	消火栓	廿日市市建設部維持管理課
2	廿日市市立佐伯中学校	津田69-1	90×120	防火水槽	廿日市市立佐伯中学校
3	佐伯総合スポーツ公園 （野球場）	津田545	120×130	防火水槽	イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体
4	佐伯総合スポーツ公園 （駐車場）	津田545	74×44 18×32 18×42×1/2	防火水槽	廿日市市佐伯支所
5	広島県立佐伯高等学校	津田850	100×85	タンク車	広島県立佐伯高等学校
6	小瀬川グラウンド	浅原字市井原	100×140	河川	小瀬川ダム管理事務所
7	吉和グラウンド	吉和字市垣内802-2	100×100	防火水槽 河川	廿日市市吉和支所
8	めがひらスキー場駐車場	吉和字熊崎	180×80	河川	クヴェーレ吉和
9	包ヶ浦自然公園グラウンド	宮島町1195	180×92.5	消火栓 ため池	廿日市市産業部観光課
10	地御前キラキラ公園	地御前北3－33	100×65	タンク車	廿日市市建設部維持管理課
11	大野東部公園	大野299番地5	100×65	防火水槽	廿日市市大野支所建設係
12	小田島多目的広場	沖塩屋四丁目6385番地44	73×73	タンク車 消火栓	廿日市市地域振興部スポーツ推進課
13	小田島グラウンド	沖塩屋四丁目6385番地35	135×94	タンク車 消火栓	廿日市市地域振興部スポーツ推進課

［消防本部］

宿泊・野営候補地一覧表

	名　　称	所　在　地	面積(㎡)	土地状況	宿泊施設の有無	水　道	トイレ	車両駐車可能台数	避難場所の指定
1	宮園野球場 （グラウンド・駐車場）	宮園四丁目１番地	14,838	土	無	有	有	100	無
2	昭北グラウンド	木材港北１０６３－１	19,440	土 アスファルト	無	有	有	20	無
3	宮島包ヶ浦自然公園 （駐車場・ケビン・松林）	宮島町１１９５	83,400	土・芝 カラー舗装	有	有	有	800	無
4	もみの木森林公園 （グラウンド）	吉和東１５９３－７５	23,400	土・芝 アスファルト	無	有	有	460	無

消防機械配置一覧表

区　　分	車　　種	ポンプ等性能		乗車定員
		積載水量(L)	規格放水量(L/分)	
廿日市消防署	指揮車			7
	指揮支援車			10
	多目車			15
	輸送車			3
	救助工作車			6
	梯子付消防自動車（30m級）			6
	小型水槽付ＣＡＦＳ搭載消防ポンプ自動車	600	2,000	6
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,300	6
	小型動力ポンプ付水槽車	10,000	1,320	2
	化学消防ポンプ自動車	1,500	2,520	6
	高規格救急車（廿救1）			7
	高規格救急車（廿救2）			7
	高規格救急車（廿救3）			7
	広報車（広報1）			4
	広報車（広報2）			7
	広報車（広報3）			4
	資機材搬送車			3
西　分　署	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,864	6
	高規格救急車（西救1）			7
	高規格救急車（西救2）			7
	指揮車			8
佐伯消防署	指揮車			7
	輸送車			3
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,300	6
	小型動力ポンプ付積載車	800	2,330	5
	高規格救急車（佐救1）			7
	高規格救急車（佐救2）			7
大野消防署	指揮車			8
	輸送車			3
	救助工作車			6
	小型水槽付ＣＡＦＳ搭載消防ポンプ自動車	600	2,000	6
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,350	6
	高規格救急車（大救1）			7
	高規格救急車（大救2）			7
	広報車			4
宮島消防署	指揮車			8
	輸送車			6
	救助資機材付消防ポンプ自動車		2,300	6
	小型水槽付消防ポンプ自動車	1,000	2,300	5
	高規格救急車（宮救1）			8
	高規格救急車（宮救2）			8
	消防艇		3,000	30
	救急救助艇			10
	広報車			2

［消防本部］

消防施設一覧

区分					車種	乗車定員
消防団	団本部				防災学習・災害活動車	6
	廿日市分団	第1分団	第1部	1･2班	消防団多機能型車両	6
				3班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第2部	1･2班	消防ポンプ自動車	8
		第2分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第3部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第3分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
				3班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第4分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車	10
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
				3班	小型動力ポンプ付積載車	10
	佐伯分団	佐伯分団本部			指揮車	8
		第5分団	第1・2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第6分団	第1・2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第7分団	第1部	1･2･3班	消防ポンプ自動車	6
			第2部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第8分団	第1・2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第9分団	第1部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	4
	吉和分団	吉和分団本部			指揮車	5
		第10分団	第1部	1･2班	消防ポンプ自動車	8
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車	6
				2班	小型動力ポンプ付積載車	6
		第11分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車	6
				2班	小型動力ポンプ付積載車	6
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車	6
				2班	小型動力ポンプ付積載車	6
	大野分団	第12分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第13分団	第1部	1班	消防ポンプ自動車	8
				2班	小型動力ポンプ付積載車	10
				3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第14分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第15分団	第1部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第16分団	第1部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第17分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第18分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第19分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第20分団	第1部	1･2･3班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第21分団	第1部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
	宮島分団	第22分団	第1部	1･2班	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車	6
			第2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第3部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第23分団	第1部	1･2班	救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車	6
			第2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
		第24分団	第1部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10
			第2部	1･2班	小型動力ポンプ付積載車	10

［消防本部］

消防水利の状況

※　廿日市地域は、佐伯、吉和地域分を含む　　R7.4.1

水利種別／地域	消火栓	防火水槽				耐震性貯水槽		池水		井戸水		河川	海水	プール	その他	合計
		公設		私設		公設										
		20～40	40㎥以上	20～40	40㎥以上	40㎥以上	飲水（兼）100㎥	20～40	40㎥以上	20～40	40㎥以上					
廿日市	1,077	9	305		19	30	3		5		1	66	10	19		1,544
		333				33		5		1						
大野	593	1	93			8	1						4	2		702
		94				9										
宮島	220		27										2	1	1	251
		27														
合計	1,890	10	425		19	38	4		5		1	66	16	22	1	2,497
		454				42		5		1						

［消防本部］

管径別消火栓

※　廿日市地域は、佐伯、吉和地域分を含む　　R7.4.1

管径	75mm	100mm	125mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	計
廿日市	104	334		415	147	49	20	6	2	1077
大野	70	158	3	231	102	25	4			593
宮島	29	35		57	72	10	17			220
合計	203	527	3	703	321	84	41	6	2	1890

［消防本部］

消防団配置一覧表

⑴ 廿日市地域【廿日市分団本部】

分団名	管轄区域
第１分団	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、廿日市、天神、駅前、 桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、 佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、佐方、 城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、 新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、 串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目
第２分団	平良一丁目、平良二丁目、平良山手、下平良、上平良、原、 陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目
第３分団	六本松一丁目、六本松二丁目、峰高一丁目、峰高二丁目、 宮内一丁目、宮内二丁目、宮内三丁目、宮内四丁目、宮内、宮内工業団地、 宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、 宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、 宮園上、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、 四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、 四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、 四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上
第４分団	地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、 阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、 阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、 阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、 地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、地御前

⑵ 佐伯地域【佐伯分団本部】

分団名	管轄区域
第５分団	玖島
第６分団	永原、峠、友田、河津原、渡瀬
第７分団	佐伯分団本部の管轄区域の全域
第８分団	浅原
第９分団	虫所山、飯山、中道、栗栖

⑶ 吉和地域【吉和分団本部】

分団名	管轄区域
第１０分団	吉和
第１１分団	

⑷ 大野地域【大野分団本部】

分団名	管轄区域
第１２分団	宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、福面一丁目、福面二丁目、福面三丁目、大野（字柿之浦、字赤崎、字福面）
第１３分団	宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、対厳山一丁目、対厳山二丁目、対厳山三丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、大野（字深江、字熊ケ浦、字対厳山）、大野（字下更地、字上更地）、大野（字四郎峠、字中山、字戸石川、字亀ケ岡の一部）
第１４分団	大野（字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字別府、字早時、字賀撫津）
第１５分団	前空一丁目、前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、物見東一丁目、物見東二丁目、大野（字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字池田、字棚田、字知安、字屋田越、字前空、字物見山の一部、字中空の一部）
第１６分団	大野（字陣場、字筏津、字沖筏津、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷）
第１７分団	物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、大野一丁目、大野二丁目、大野（字大手、字上之浜、字住吉、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大国新開、字物見山の一部）
第１８分団	梅原一丁目、梅原二丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、大野（字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原）
第１９分団	塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、大野（字塩屋、字上桐）
第２０分団	林が原一丁目、林が原二丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、大野（字林ケ原、字丸石、字向原、字尾立、字尾那岡、字八坂の一部）
第２１分団	八坂一丁目、八坂二丁目、大野（字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字八坂の一部）

⑸ 宮島地域【宮島分団本部】

分団名	管轄区域
第２２分団	宮島
第２３分団	
第２４分団	

［消防本部］

防災行政無線設備設置場所一覧表

（１）　廿日市地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
1	佐方会館	ぼうさいはつかいちし　さがたかいかん	広島県廿日市市佐方本町３－１４	
2	佐方市民センター	ぼうさいはつかいちし　さがたこうみんかんいてんばしょ	広島県廿日市市佐方一丁目３１８－４	
3	佐方上公園	ぼうさいはつかいちし　さがたかみこうえん	広島県廿日市市佐方６３２－１	
4	廿日市中学校	ぼうさいはつかいちし　はつかいちちゅうがっこう	広島県廿日市市桜尾三丁目９－１	
5	桂公園	ぼうさいはつかいちし　かつらこうえん	広島県廿日市市桜尾本町１－１	
6	中央市民センター	ぼうさいはつかいちし　ちゅうおうこうみんかん	広島県廿日市市天神１１－２９	
7	広電廿日市駅前広場	ぼうさいはつかいちし　はつかいちえきまえちゅうりんじょう	広島県廿日市市駅前二丁目９６９－８	
8	住吉公園	ぼうさいはつかいちし　すみよしこうえん	広島県廿日市市住吉二丁目６３７－９	
9	可愛公園	ぼうさいはつかいちし　かあいこうえん	広島県廿日市市可愛１２５９－３	
10	平良一丁目集会所	ぼうさいはつかいちし　へらいっちょうめしゅうかいしょ	広島県廿日市市平良一丁目１１－９	
11	**廿日市市役所**	**ぼうさいはつかいちし**	広島県廿日市市下平良一丁目１１－１	親局
12	新宮公園	ぼうさいはつかいちし　しんぐうこうえん	広島県廿日市市新宮二丁目３６３	
13	平良市民センター	ぼうさいはつかいちし　へらこうみんかん	広島県廿日市市平良二丁目７－６	
14	平良っ子わいわい広場	ぼうさいはつかいちし　へらたいいくかん	広島県廿日市市平良１３５５－１	
15	中平良集会所	ぼうさいはつかいちし　なかへらしゅうかいしょ	広島県廿日市市上平良１３０６－１	
16	上平良集会所	ぼうさいはつかいちし　かみへらしゅうかいしょ	広島県廿日市市上平良１０３２－１	
17	平良小学校	ぼうさいはつかいちし　へらしょうがっこう	広島県廿日市市陽光台一丁目４－１	
18	陽光台第２公園	ぼうさいはつかいちし　ようこうだいだいにこうえん	広島県廿日市市陽光台四丁目１１－１０	
19	橋本集会所	ぼうさいはつかいちし　はしもとしゅうかいしょ	広島県廿日市市原５６０－２	
20	原市民センター	ぼうさいはつかいちし　はらこうみんかん	広島県廿日市市原４３９－２	
21	長野集会所	ぼうさいはつかいちし　ながのしゅうかいしょ	広島県廿日市市原１６４－４	
22	**極楽寺入口**	**ぼうさいはつかいちし　ごくらくじいりぐち**	広島県廿日市市原６２７番地	再送信子局
23	憩いの森	ぼうさいはつかいちし　いこいのもり	広島県廿日市市原５３３番地	
24	後畑集会所	ぼうさいはつかいちし　うしろばたしゅうかいしょ	広島県廿日市市原２３７８－２	
25	一景苑公園	ぼうさいはつかいちし　いっけいえんこうえん	広島県廿日市市原１２６７－８８	
26	川末集会所	ぼうさいはつかいちし　かわすえしゅうかいしょ	広島県廿日市市原１６５８番地	
27	峰高台第３公園	ぼうさいはつかいちし　みねたかだいだいさんこうえん	広島県廿日市市峰高一丁目８１５－１	
28	峰高台第１公園	ぼうさいはつかいちし　みねたかだいだいいちこうえん	広島県廿日市市峰高二丁目８０１－６	
29	北山公園	ぼうさいはつかいちし　きたやまこうえん	広島県廿日市市宮内字鏡田１００５－１１	
30	宮内市民センター	ぼうさいはつかいちし　みやうちこうみんかん	広島県廿日市市宮内１５５３番地	
31	的場公園	ぼうさいはつかいちし　まとばこうえん	広島県廿日市市宮内字大幸２０６６－１	
32	佐原田公園	ぼうさいはつかいちし　さばらでんこうえん	広島県廿日市市宮内字高通４３５７－１	
33	黒折集会所	ぼうさいはつかいちし　くろおりしゅうかいしょ	広島県廿日市市宮内２４４３－１	
34	明石集会所	ぼうさいはつかいちし　あかししゅうかいしょ	広島県廿日市市宮内２８５６番地	併設子局あり
35	六本松玉ノ井第１公園	ぼうさいはつかいちし　ろっぽんまつたまのいだいいちこうえん	広島県廿日市市六本松一丁目４６２９－３１	
36	串戸市民センター	ぼうさいはつかいちし　くしどこうみんかん	広島県廿日市市串戸二丁目１３－１３	
37	串戸四丁目公園	ぼうさいはつかいちし　くしどよんちょうめこうえん	広島県廿日市市串戸四丁目４４８	
38	地御前ハイツ第２公園	ぼうさいはつかいちし　じごぜんはいつだいにこうえん	広島県廿日市市地御前二丁目９９５－１７	
39	扇園第１公園	ぼうさいはつかいちし　おおぎえんだいいちこうえん	広島県廿日市市地御前一丁目１０２６－７７	
40	地御前市民センター	ぼうさいはつかいちし　じごぜんこうみんかん	広島県廿日市市地御前三丁目１０－５	
41	野坂中学校	ぼうさいはつかいちし　のさかちゅうがっこう	広島県廿日市市地御前北一丁目３－１	
42	地御前小学校	ぼうさいはつかいちし　じごぜんしょうがっこう	広島県廿日市市地御前四丁目３－１	
43	地御前四丁目集会所	ぼうさいはつかいちし　じごぜんよんちょうめしゅうかいしょ	広島県廿日市市地御前四丁目２０－１４	
44	廿日市光が丘集会所	ぼうさいはつかいちし　はつかいちひかりがおかしゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品一丁目２－８	
45	阿品二丁目集会所	ぼうさいはつかいちし　あじなにちょうめしゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品二丁目１６－３４	
46	阿品市民センター	ぼうさいはつかいちし　あじなこうみんかん	広島県廿日市市阿品二丁目２３－８	
47	ふじタウン第１公園	ぼうさいはつかいちし　ふじたうんだいいちこうえん	広島県廿日市市阿品四丁目４７５７－４	
48	鼓ヶ浜集会所	ぼうさいはつかいちし　つづみがはましゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品三丁目１７－１５	
49	阿品台一丁目集会所	ぼうさいはつかいちし　あじなだいいっちょうめしゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品台一丁目４－４２	
50	阿品台中学校	ぼうさいはつかいちし　あじなだいちゅうがっこう	広島県廿日市市阿品台東１－１	
51	旧阿品台下水処理場上	ぼうさいはつかいちし　あじなだいげすいしょりじょううえ	広島県廿日市市阿品台二丁目２５	
52	阿品台市民センター	ぼうさいはつかいちし　あじなだいこうみんかん	広島県廿日市市阿品台四丁目１－４１	
53	阿品台北中央集会所	ぼうさいはつかいちし　あじなだいきたちゅうおうしゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品台北３１－１３	
54	阿品台第６公園	ぼうさいはつかいちし　あじなだいだいろくこうえん	広島県廿日市市阿品台五丁目３１３８－２８	
55	阿品台西小学校	ぼうさいはつかいちし　あじなだいにししょうがっこう	広島県廿日市市阿品台西１－１	
56	阿品台山の手集会所	ぼうさいはつかいちし　あじなだいやまのてしゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品台山の手１－１８	
57	宮園市民センター	ぼうさいはつかいちし　みやぞのこうみんかん	広島県廿日市市宮園三丁目１－５	
58	宮園第１公園	ぼうさいはつかいちし　みやぞのだいいちこうえん	広島県廿日市市宮園二丁目７－１２	
59	宮園第３公園	ぼうさいはつかいちし　みやぞのだいさんこうえん	広島県廿日市市宮園七丁目５	
60	しばざくら緑地	ぼうさいはつかいちし　しばざくらりょくち	広島県廿日市市宮園上四丁目３０７－５	
61	四季が丘中学校	ぼうさいはつかいちし　しきがおかちゅうがっこう	広島県廿日市市四季が丘二丁目１－１	
62	四季が丘市民センター	ぼうさいはつかいちし　しきがおかこうみんかん	広島県廿日市市四季が丘五丁目１３－３	
63	四季が丘小学校	ぼうさいはつかいちし　しきがおかしょうがっこう	広島県廿日市市八丁目１－１	
64	四季が丘九丁目集会所	ぼうさいはつかいちし　しきがおかきゅうちょうめしゅうかいしょ	広島県廿日市市四季が丘九丁目１８番地	
65	さくら緑地	ぼうさいはつかいちし　さくらりょくち	広島県廿日市市四季が丘十一丁目１３	
66	昭北緑地	ぼうさいはつかいちし　しょうほくりょくち	広島県廿日市市木材港北１０６１	
67	衛生センター	ぼうさいはつかいちし　えいせいせんたー	広島県廿日市市木材港南１２－８	
68	佐方西集会所	ぼうさいはつかいちし　さがたにししゅかいしょ	広島県廿日市市佐方１５－２	
69	どんぐり公園	ぼうさいはつかいちし　どんぐりこうえん	広島県廿日市市平良山手８０６－１	
70	地御前北（地御前キラキラ公園）	ぼうさいはつかいちし　じごぜんきた	広島県廿日市市地御前北３－３３	
71	木材港１（昭南緑地）	ぼうさいはつかいちし　もくざいこういち	広島県廿日市市木材港南１	
72	木材港２（貯木場）	ぼうさいはつかいちし　もくざいこうに	広島県廿日市市木材港南１０	
73	鰆浜集会所	ぼうさいはつかいちし　さわらはましゅうかいしょ	広島県廿日市市阿品一丁目９－２８	
74	青少年多目的広場	ぼうさいはつかいちし　せいしょうねんたもくてきひろば	広島県廿日市市木材港北４	

（２）　佐伯地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
1	津田（佐伯支所）	ぼうさいはつかいちし　さいきししょ	広島県廿日市市津田１９８９	
2	**上勝成**	**ぼうさいはつかいちし　かみかつなり**	広島県廿日市市津田字下山１４７７－１	中継局
3	**吉末**	**ぼうさいはつかいちし　よしすえかんい**	広島県廿日市市玖島１１２２	簡易中継局
4	**中道**	**ぼうさいはつかいちし　なかみちかんい**	広島県廿日市市中道２１	簡易中継局
5	**グランドハイツ（グランドハイツ集会所）**	**ぼうさいはつかいちし　ぐらんどはいつ**	広島県廿日市市峠９０－２６７	再送信子局
6	上川上（上川上集会所）	ぼうさいはつかいちし　かみかわかみ	広島県廿日市市玖島４０３	
7	大町（大町集会所）	ぼうさいはつかいちし　おおまち	広島県廿日市市玖島１３３０	
8	中道（中道集会所）	ぼうさいはつかいちし　なかみち	広島県廿日市市中道３７９	
9	大虫（大虫集会所）	ぼうさいはつかいちし　おおむし	広島県廿日市市虫所山１４１１－２	
10	市野	ぼうさいはつかいちし　いちの	広島県廿日市市浅原２１７６	
11	郷中（浅原中央活性化センター）	ぼうさいはつかいちし　ごうなか	広島県廿日市市浅原２６４２	
12	戸屋原（戸屋原集会所）	ぼうさいはつかいちし　とやばら	広島県廿日市市浅原６１５	
13	栗栖（栗栖集会所）	ぼうさいはつかいちし　くりす	広島県廿日市市栗栖４２６	
14	林（林集会所）	ぼうさいはつかいちし　はやし	広島県廿日市市津田４７３４－５	
15	別府（佐伯中学校）	ぼうさいはつかいちし　べふ	広島県廿日市市津田６９－１	
16	下友田（友田集会所）	ぼうさいはつかいちし　しもともた	広島県廿日市市友田１２２７－２	
17	友和市民センター（佐伯保健センター）	ぼうさいはつかいちし　ゆうわしみんせんたー	広島県廿日市市友田４０７－１	
18	中峠（佐伯工業団地入口）	ぼうさいはつかいちし　なかとうげ	広島県廿日市市峠８６４－５	
19	永原（永原集会所）	ぼうさいはつかいちし　ながはら	広島県廿日市市永原７３７－１	
20	玖島市民センター（玖島ふれあいセンター）	ぼうさいはつかいちし　くじましみんせんたー	広島県廿日市市玖島４３４７－１	
21	大沢（大沢集会所）	ぼうさいはつかいちし　おおざわ	広島県廿日市市玖島２１７	
22	助藤（助藤集会所）	ぼうさいはつかいちし　すけとう	広島県廿日市市虫所山１０５９－２	
23	所山（所山集会所）	ぼうさいはつかいちし　ところやま	広島県廿日市市虫所山６２－３	
24	飯山（飯山集会所）	ぼうさいはつかいちし　いいのやま	広島県廿日市市飯山１９１－２	
25	中村（中村集会所）	ぼうさいはつかいちし　なかむら	広島県廿日市市玖島３３８９－２	
26	永原上（永原上集会所）	ぼうさいはつかいちし　ながはらかみ	広島県廿日市市永原３４０－１	
27	光ヶ丘（広島ひかり園）	ぼうさいはつかいちし　ひかりがおか	広島県廿日市市永原５－１	
28	河津原（正念寺）	ぼうさいはつかいちし　かわずはら	広島県廿日市市河津原４１１－１	
29	保曽原（保曽原集会所）	ぼうさいはつかいちし　ほうそばら	広島県廿日市市浅原１５２－１	
30	成ヶ原（成ヶ原集会所）	ぼうさいはつかいちし　なすがはら	広島県廿日市市浅原１５６２	
31	下峠（下峠集会所）	ぼうさいはつかいちし　しもとうげ	広島県廿日市市峠１２７５－２	
32	平谷（平谷集会所）	ぼうさいはつかいちし　ひらだに	広島県廿日市市玖島２１７２	
33	吉末（吉末集会所）	ぼうさいはつかいちし　よしすえ	広島県廿日市市玖島９７０－１	
34	上峠（みゆき団地防火水槽敷地）	ぼうさいはつかいちし　かみとうげ	広島県廿日市市峠２１４－１	
35	冷川（冷川集会所）	ぼうさいはつかいちし　ひえがわ	広島県廿日市市浅原９９２－３	
36	津田市民センター	ぼうさいはつかいちし　つたしみんせんたー	広島県廿日市市津田４２１８	ＦＡＸ局

（３）　吉和地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
1	吉和	ぼうさいはつかいちし　よしわ	広島県廿日市市吉和３４２５－１	
2	**妙音寺原**	**ぼうさいはつかいちし　みょうおんじばら**	広島県廿日市市吉和１１０７－７３	中継局
3	**汐原（第一集会所）**	**ぼうさいはつかいちし　うしおばら**	広島県廿日市市吉和１５３	再送信子局
4	伴蔵（冠高原）	ぼうさいはつかいちし　ばんぞう	広島県廿日市市吉和西１５８１－８１	
5	中津谷	ぼうさいはつかいちし　なかつや	広島県廿日市市吉和７３７－２	
6	花原	ぼうさいはつかいちし　はなわら	広島県廿日市市吉和１５０８－２	
7	熊崎（熊崎消防格納庫）	ぼうさいはつかいちし　くまさき	広島県廿日市市吉和４１３１－１	
8	駄荷	ぼうさいはつかいちし　だに	広島県廿日市市吉和３２８１	
9	吉和支所	ぼうさいはつかいちし　よしわししょ	広島県廿日市市吉和１８８６－１	ＦＡＸ局

（４）　大野地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
1	大野支所	ぼうさいはつかいちし　おおのししょ	広島県廿日市市大野一丁目１－１	
2	**物見山配水池**	**ぼうさいはつかいちし　ものみやまはいすいち**	広島県廿日市市大野１０６２－５	簡易中継局
3	**中山２（中山防火水槽）**	**ぼうさいはつかいちし　なかやまに**	広島県廿日市市大野６３７－５	再送信子局
4	福面北（福面第２公園）	ぼうさいはつかいちし　ふくめんきた	広島県廿日市市福面２－７４－１５４	
5	柿之浦２（フジタウン公園）	ぼうさいはつかいちし　かきのうらに	広島県廿日市市宮島口東３－２－７	併設子局あり
6	柿之浦３（柿の浦１号公園）	ぼうさいはつかいちし　かきのうらさん	広島県廿日市市宮島口３－１０－５	
7	柿之浦４（宮島ニュータウン汚水処理場）	ぼうさいはつかいちし　かきのうらよん	広島県廿日市市宮島口東１－５－１	
8	柿之浦５（柿の浦５号公園）	ぼうさいはつかいちし　かきのうらご	広島県廿日市市宮島口上２－１７－１２	
9	中山１（中山集会所）	ぼうさいはつかいちし　なかやまいち	広島県廿日市市大野字戸石川２１９－２	
10	更地（更地集会所）	ぼうさいはつかいちし　さらじ	広島県廿日市市大野字更地１９０９－１	
11	深江北１（大野２区集会所）	ぼうさいはつかいちし　ふかえきたいち	広島県廿日市市深江３－２８６０－１	
12	深江南（深江１６号線）	ぼうさいはつかいちし　ふかえみなみ	広島県廿日市市宮島口西１－２８２０－４	
13	別府（大野東小学校）	ぼうさいはつかいちし　べふ	広島県廿日市市大野字水口７２０－１	
14	早時（早時集会所）	ぼうさいはつかいちし　そうとき	広島県廿日市市大野字早時３２６２－１	
15	高見（大野東中学校グランド）	ぼうさいはつかいちし　たかみ	広島県廿日市市大野字尾中山４１５－１	
16	土井（土井児童公園）	ぼうさいはつかいちし　どい	広島県廿日市市大野字土井９８７－１	
17	前空１（宮島台集会所）	ぼうさいはつかいちし　まえぞらいち	広島県廿日市市前空２－９０８－６３６	
18	前空２（宮島台１号公園）	ぼうさいはつかいちし　まえぞらに	広島県廿日市市前空３－９３０－１０	
19	前空３（前空台５号公園）	ぼうさいはつかいちし　まえぞらさん	広島県廿日市市前空６－８９０－６６	
20	屋田越（物見山集会所）	ぼうさいはつかいちし　やたごえ	広島県廿日市市物見東１－３５１７－２	

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
21	筏津（廿日市市多世代活動交流センター）	ぼうさいはつかいちし　いかなづ	広島県廿日市市大野字神筏津１３６９－４	
22	郷（大野シルバー人材センター）	ぼうさいはつかいちし　ごう	広島県廿日市市大野字小田ノ口４１３７－２	
23	物見山１（物見山住宅）	ぼうさいはつかいちし　ものみやまいち	広島県廿日市市物見西２－２００３－４７	
24	物見山２（物見山住宅）	ぼうさいはつかいちし　ものみやまに	広島県廿日市市物見西２－２００３－７２	
25	油ヶ免（物見山住宅）	ぼうさいはつかいちし　あぶらがめん	広島県廿日市市物見東１－２０００－１	
26	下の浜（永慶寺川左岸）	ぼうさいはつかいちし　しものはま	広島県廿日市市下の浜３８６２－１地先	
27	小山（大野中学校）	ぼうさいはつかいちし　こやま	広島県廿日市市大野原４－５５９９	
28	太田新開（梅原防火水槽）	ぼうさいはつかいちし　おおたしんがい	広島県廿日市市梅原２－６２０９－１	
29	福面南（宮島口団地１号公園）	ぼうさいはつかいちし　ふくめんみなみ	広島県廿日市市対厳山２－１３８－５	
30	赤崎北（赤崎１号線）	ぼうさいはつかいちし　あかさききた	広島県廿日市市宮島口上１－１２７－２地先	
31	柿之浦１（宮島競艇場第２駐車場）	ぼうさいはつかいちし　かきのうらいち	広島県廿日市市宮島口３－２３３２－１	
32	赤崎中（赤崎児童公園）	ぼうさいはつかいちし　あかさきなか	広島県廿日市市宮島口２－２４６０－１	
33	赤崎南（旧大野１区集会所）	ぼうさいはつかいちし　あかさきみなみ	広島県廿日市市宮島口１－２６１２－１２	
34	対厳１（対厳山配水池）	ぼうさいはつかいちし　たいげんいち	広島県廿日市市対厳山３－２１３－１４	
35	対厳２（対厳山１４号線）	ぼうさいはつかいちし　たいげんに	広島県廿日市市対厳山２－２２５－３０	
36	深江北３（深江保育園駐車場）	ぼうさいはつかいちし　ふかえきたさん	広島県廿日市市深江２－３０００－１	
37	堤（ＮＴＴ宮島口電話中継局横）	ぼうさいはつかいちし　つつみ	広島県廿日市市宮島口西２－２７６１－３	
38	高畑（大野４区集会所）	ぼうさいはつかいちし　たかばたけ	広島県廿日市市大野字池田１４４６－４	
39	いもせ（大野ＩＣ入口）	ぼうさいはつかいちし　いもせ	広島県廿日市市大野字護安５３５５－３	
40	中津岡（中津岡・憩ノ森線）	ぼうさいはつかいちし　なかつおか	広島県廿日市市大野字中津岡４２８８－７	
41	上の浜（上の浜集会所）	ぼうさいはつかいちし　かみのはま	広島県廿日市市上の浜１－８７７４－１１９	
42	大野中央（古川あいあい公園）	ぼうさいはつかいちし　おおのちゅうおう	広島県廿日市市大野中央２－７５９	
43	原の前（いもせ保育園）	ぼうさいはつかいちし　はらのまえ	広島県廿日市市大野原２－５９１０－２	
44	下原（下原防火水槽）	ぼうさいはつかいちし　しもばら	広島県廿日市市大野原２－６７５８－２	
45	梅原１（旧いもせ寮）	ぼうさいはつかいちし　うめはらいち	広島県廿日市市梅原２－６２７１－２	
46	梅原２（梅原集会所）	ぼうさいはつかいちし　うめはらに	広島県廿日市市梅原２－６２８０－１	
47	塩屋１（大野８区集会所）	ぼうさいはつかいちし　しおやいち	広島県廿日市市塩屋２－７２３０－２	
48	塩屋２（塩屋１号線）	ぼうさいはつかいちし　しおやに	広島県廿日市市塩屋１－６８６８－３地先	
49	塩屋沖１（塩屋公園）	ぼうさいはつかいちし　しおやおきいち	広島県廿日市市沖塩屋３－６４７１－２１	
50	塩屋沖２（ふじシーサイド公園）	ぼうさいはつかいちし　しおやおきに	広島県廿日市市沖塩屋３－１５９７－１０７	
51	沖山（沖山第１公園）	ぼうさいはつかいちし　おきやま	広島県廿日市市沖塩屋２－１５８６－９６	
52	林が原（林が原防火水槽）	ぼうさいはつかいちし　はやしがはら	広島県廿日市市林が原２－７５６１－２	
53	片浜（片浜公園）	ぼうさいはつかいちし　かたはま	広島県廿日市市林が原１－７４３５－２６	
54	尾那岡（旧丸石集会所）	ぼうさいはつかいちし　おなおか	広島県廿日市市丸石１－１６０６－５	
55	丸石１（丸石・清水ヶ峯線）	ぼうさいはつかいちし　まるいしいち	広島県廿日市市丸石４－１７０６－４	
56	丸石２（丸石漁港西側）	ぼうさいはつかいちし　まるいしに	広島県廿日市市丸石２－２７３８－１１	
57	宮浜（宮浜べにまんさくの湯駐車場）	ぼうさいはつかいちし　みやはま	広島県廿日市市宮浜温泉１－８１３０－５	
58	**八坂１（大野１０区集会所）**	**ぼうさいはつかいちし　はっさかいち**	広島県廿日市市八坂１－１６７８－７	再送信子局
59	八坂２（じゅらく山荘東側）	ぼうさいはつかいちし　はっさかに	広島県廿日市市大野字八坂１６８０－２	
60	鳴川（第２１分団格納庫）	ぼうさいはつかいちし　なるかわ	広島県廿日市市大野字八坂１６６４－９	
61	鳴川南（鳴川１号線）	ぼうさいはつかいちし　なるかわみなみ	広島県廿日市市大野字鳴川８６２３－５	
62	丸石３（大野西市民センター）	ぼうさいはつかいちし　まるいしさん	広島県廿日市市丸石２－７７８２－２	
63	縄田（縄田水之越線）	ぼうさいはつかいちし　なわだ	広島県廿日市市下の浜４０６２－４	
64	宮浜温泉（宮浜温泉源泉地北側道路法面）	ぼうさいはつかいちし　みやはまおんせん	広島県廿日市市宮浜温泉３－８１５４－９	
65	大野東市民センター	ぼうさいはつかいちし　おおのひがししみんせんたー	広島県廿日市市宮島口東２－１２－５	ＦＡＸ局
66	渡ノ瀬	ぼうさいはつかいちし　わたのせ	広島県廿日市市大野２６７０－１１	

（５）　宮島地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住　　所	備　　考
1	宮島支所	ぼうさいはつかいちし　みやじましししょ	広島県廿日市市宮島町１１６５－６	
2	**鷹ノ巣**	**ぼうさいはつかいちし　たかのすかんい**	広島県廿日市市宮島町国有林内	簡易中継局
3	**要害山**	**ぼうさいはつかいちし　ようがいざん**	広島県廿日市市宮島町８０１	再送信子局
4	多々良潟	ぼうさいはつかいちし　たたらがた	広島県廿日市市宮島町９３３－３５	
5	大元	ぼうさいはつかいちし　おおもと	広島県廿日市市宮島町１０－３	
6	北大西	ぼうさいはつかいちし　きたおおにし	広島県廿日市市宮島町３	
7	紅葉谷	ぼうさいはつかいちし　もみじだに	広島県廿日市市宮島町３３４－５	
8	長浜	ぼうさいはつかいちし　ながはま	広島県廿日市市宮島町７８２	
9	弥七ヶ谷	ぼうさいはつかいちし　やひちがたに	広島県廿日市市宮島町９６０－２	
10	杉之浦	ぼうさいはつかいちし　すぎのうら	広島県廿日市市宮島町９９０－２	
11	包ヶ浦	ぼうさいはつかいちし　つつみがうら	広島県廿日市市宮島町１１９５	
12	弥山	ぼうさいはつかいちし　みせん	広島県廿日市市宮島町１４０４	
13	大砂利	ぼうさいはつかいちし　おおじゃり	広島県廿日市市宮島町１４００－１	
14	宮島まちづくり交流センター杉之浦	ぼうさいはつかいちし　すぎのうらしみんせんたー	広島県廿日市市宮島町９９３－１	ＦＡＸ局
15	紅葉谷駅	ぼうさいはつかいちし　もみじだにえき	広島県廿日市市宮島町官有無番地	
16	宮島まちづくり交流センター	ぼうさいはつかいちし　みやじままちづくりこうりゅうせんたー	広島県廿日市市宮島町４１２	ＦＡＸ局

※　太字の無線局は、中継局や再送信子局などである。

ＩＰ無線及び消防救急デジタル無線の設置状況

(1)　ＩＰ無線

地域	設置場所	IP 無線名称
廿日市地域	災対建設部土木対策班	維持管理１ 維持管理２ 維持管理３ 維持管理４ 維持管理５
	災対建設部下水道班（水道局）	下水道課０１ 下水道課０２ 下水道課０３ 下水道課０４ 下水道課０５
佐伯地域	災対佐伯地域部	佐伯０１ 佐伯０２ 佐伯０３ 佐伯０４ 佐伯０５
吉和地域	災対吉和地域部	吉和０１ 吉和０２ 吉和０３ 吉和０４ 吉和０５
大野地域	災対大野地域部	大野０１ 大野０２ 大野０３ 大野０４ 大野０５
宮島地域	災対宮島地域部	宮島０１ 宮島０２ 宮島０３ 宮島０４ 宮島０５

(2)　消防救急デジタル無線

	消防救急デジタル無線局数					備考
	中継局	移動局				
		卓上	可搬	車載	携帯	
廿日市市消防本部	3	2	1		6	中継局 呉娑々山 倉谷山 佐伯消防署
廿日市消防署		1	1	１６	３３	
西分署		1	1	4	１４	
佐伯消防署		1	1	6	２０	
大野消防署		1	1	9	２３	
宮島消防署		1	1	9	２４	
消防団用無線 簡易無線			5	６６	９９	

［維持管理課・消防本部］

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

●指定緊急避難場所
切迫した災害の危険から命を守るため避難する場所で災害種別ごとに指定

●指定避難所
災害により自宅に戻れない場合等に一定期間避難生活を送る施設

○　災害時には原則として、各市民センターを優先的に開設し、状況に応じて小・中学校やその他の施設を開設します。
○　「土砂」「洪水」「高潮」「地震」「津波」欄中の階数は、その階数以上の階を避難スペースとして使用することを表しています。
○　学校は、体育館・武道場・講堂を「指定緊急避難場所」「指定避難所」として使用するが、四季が丘小学校・吉和学園は、「指定緊急避難場所」は校舎（多目的教室など）を、「指定避難所」は体育館を使用します。
※１　「新宮中央公園」は、津波発生時には、隣接する「山崎本社　みんなのあいプラザ」の２階以上を避難スペースとして使用します。
※２　「ゆめタウン廿日市」は、駐車場の４階以上を避難スペースとして使用します。
※３　「広島総合病院利用者用立体駐車場」は、２階以上を避難スペースとして使用します。
※４　「etto宮島交流館」は、１・２階を避難スペースとして使用（地下１階を除く）します。
※５　「宮島学園」体育館は、土砂災害を防止・軽減するための基準を満たした施設です。
※６　一覧には、災害時における「指定緊急避難場所」としての使用に関し、市と協定を締結している施設も含まれています。

番号	地域	名　　称	所　在　地	指定緊急避難場所					指定避難所	
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外
1	廿日市	佐方市民センター	佐方一丁目４－２８	○	○	○	○	○	○	○
2		佐方会館	佐方本町３－１４	○	○２階	○２階	○	○	○	○
3		佐方小学校	佐方１０－１		○	○	○	○	○	○
4		廿日市中学校	桜尾三丁目９－１	○	○	○				○
5		中央市民センター	天神１１－２９	○	○	○	○	○２階	○	○
6		廿日市小学校	本町２－１３	○		○				○
7		桂公園	桜尾本町１１		○	○	○	○		
8		廿日市高等学校	桜尾三丁目３－１	○	○	○	○	○２階	○	○
9		廿日市市役所	下平良一丁目１１－１	○７階	○７階	○７階	○７階	○７階		
10		平良市民センター	平良二丁目７－６	○	○	○	○	○	○	○
11		平良小学校	陽光台一丁目４－１	○	○	○	○	○	○	○
12		七尾中学校	平良二丁目２－３４	○	○	○	○	○	○	○
13		廿日市ケアセンターそよ風	上平良１３５５－１９	○	○					
14		新宮中央公園	新宮一丁目１５	○			○	※1		
15		ゆめタウン廿日市※２	下平良二丁目２番１号		○	○		○		
16		原市民センター	原４３９－２		○	○	○	○	○	○
17		後畑集会所	原２３７８－２		○	○	○	○	○	○
18		原小学校	原４３３	○２階	○	○	○	○	○	○
19		宮内市民センター	宮内１５５３	○	○２階	○	○	○	○	○
20		明石集会所	宮内２８５６			○	○	○	○	○
21		宮内小学校	宮内１５１８	○		○	○	○	○	○
22		峰高公園	串戸六丁目１	○	○	○	○	○		
23		宮園市民センター	宮園三丁目１－５	○	○	○	○	○	○	○
24		宮園小学校	宮園一丁目１－２	○	○	○	○	○	○	○
25		四季が丘市民センター	四季が丘五丁目１３－３	○	○	○	○	○	○	○
26		四季が丘小学校	四季が丘八丁目１－１	○２階	○	○	○	○	○	○
27		四季が丘中学校	四季が丘二丁目１－１		○	○	○	○	○	○
28		四季が丘公園	四季が丘三丁目		○	○	○	○		
29		廿日市消防署	串戸一丁目９－３３	○５階	○５階	○５階	○５階	○５階		
30		串戸市民センター	串戸二丁目１３－１３	○	○２階	○２階	○	○２階	○	○
31		金剛寺小学校	地御前二丁目２２－１	○	○	○	○	○	○	○
32		広島総合病院利用者用立体駐車場※３	地御前一丁目１１００番２		○	○		○		
33		地御前市民センター	地御前三丁目１０－５	○	○	○	○	○２階	○	○

番号	地域	名　　称	所　在　地	指定緊急避難場所					指定避難所	
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外
34	廿日市	野坂中学校	地御前北一丁目３－１	○	○	○	○	○	○	○
35		地御前小学校	地御前四丁目３－１	○	○	○				○
36		地御前キラキラ公園	地御前北三丁目３３	○	○	○	○	○		
37		学研廿日市市多世代サポートセンター	地御前一丁目３－２８	○３階	○３階	○３階	○３階	○３階		
38		阿品市民センター	阿品二丁目２３－８	○	○	○	○	○２階	○	○
39		阿品台市民センター	阿品台四丁目１－４１	○	○	○	○	○	○	○
40		阿品台東小学校	阿品台東２－１	○	○	○	○	○	○	○
41		阿品台西小学校	阿品台西１－１	○	○	○	○	○	○	○
42		阿品台中学校	阿品台東１－１		○	○	○	○	○	○
43		阿品公園	阿品台五丁目１		○	○	○	○		
44		廿日市西高等学校	阿品台西６－１	○	○	○	○	○	○	○
45		日本赤十字広島看護大学	阿品台東１－２	○	○	○	○	○		
46	佐伯	玖島ふれあいセンター	玖島４３４７－１	○	○		○		○	○
47		平谷集会所	玖島２１７２		○		○		○	○
48		上川上集会所	玖島１２８－４	○			○		○	○
49		玖島の里づくり交流拠点施設(体育館)	玖島４３２３	○	○		○		○	○
50		権現ハウス	峠２４５－６４	○	○		○		○	○
51		友和市民センター	友田４０７－１	○	○		○		○	○
52		友和小学校	友田１９				○		○	○
53		佐伯中学校	津田６９－１		○		○		○	○
54		水と緑のまち さいき文化センター	津田４２１８	○	○		○		○	○
55		津田小学校	津田２７４０	○	○		○		○	○
56		佐伯高等学校	津田８５０		○		○		○	○
57		栗栖集会所	栗栖４２６		○		○		○	○
58		中道集会所	中道３８７－１				○		○	○
59		所山集会所	虫所山６２－３				○		○	○
60		助藤集会所	虫所山１０５９－２		○		○		○	○
61		大虫集会所	虫所山１３７４		○		○		○	○
62		あさはらまちづくり交流センター(中央活性化センター)	浅原２６５４－３	○	○２階		○		○	○
63		あさはらまちづくり交流センター(交流ホール/旧浅原小学校体育館)	浅原２６６２－３	○	○		○		○	○
64	吉和	吉和ふれあい交流センター	吉和１８８６－１	○	○		○		○	○
65		吉和福祉センター	吉和１７７１－１		○		○		○	○
66		第一集会所	吉和１５３	○	○					○
67		第二集会所	吉和７３８－１１	○	○		○		○	○
68		第三集会所	吉和甲３２８２－１	○	○					○
69		吉和学園	吉和１５５５－１	○２階	○		○		○	○
70	大野	ボートレース宮島外向発売所（パルボート宮島）	宮島口一丁目１５－６０	○２階	○２階	○２階				
71		宮島口旅客ターミナル	宮島口一丁目１１－１	○	○	○				
72		大野東市民センター	宮島口東二丁目１２－５	○	○	○	○	○	○	○
73		赤崎集会所	宮島口二丁目２４６０－１	○	○	○	○	○	○	○
74		柿の浦集会所	宮島口東二丁目１２－２１	○	○	○	○	○	○	○
75		大野２区集会所	深江三丁目５－１０	○	○	○				○
76		対厳山集会所	対厳山三丁目６－７	○	○	○	○	○	○	○
77		チチヤス大野ふれあい公園（大野東部公園）	大野字対厳山	○	○	○	○	○		

番号	地域	名　　称	所　在　地	指定緊急避難場所					指定避難所	
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外
78	大野	対厳山１号公園	対厳山三丁目６	○	○	○	○	○		
79		対厳山２号公園	対厳山二丁目４	○	○	○	○	○		
80		大野３区集会所	大野５８２番地５	○	○	○				○
81		大野東小学校	大野７２０	○	○	○	○	○	○	○
82		大野４区集会所	大野１４４６番地４	○	○	○	○	○	○	○
83		宮島台集会所	前空二丁目９－２１	○	○	○				○
84		大野５区集会所	大野４５２１番地	○		○	○	○	○	○
85		フジタ スクエア まるくる大野 (多世代活動交流センター)	大野１３２８	○	○	○	○	○	○	○
86		大野６区集会所	大野中央二丁目１４番２３号	○		○				○
87		宮島工業高等学校	物見西二丁目６－１	○	○	○	○	○	○	○
88		大野支所	大野一丁目１－１	○３階	○３階	○３階	○３階	○３階		
89		大野７区集会所	大野原二丁目４番２４号	○	○２階	○				○
90		大野８区集会所	沖塩屋二丁目２番３２号	○	○	○				○
91		大野学園	大野原四丁目２－６０	○	○	○	○	○	○	○
92		沖塩屋集会所	沖塩屋四丁目２－１	○	○	○				○
93		大野西市民センター	丸石二丁目５－１７	○	○	○	○	○２階	○	○
94		大野９区集会所	丸石三丁目１－５	○	○	○	○	○	○	○
95		大野１０区集会所	八坂一丁目１２－９		○	○	○	○	○	○
96		大竹市松ケ原集会所	大竹市松ケ原町字東河内 ４４５－３	○	○	○	○	○	○	○
97	宮島	etto宮島交流館 (宮島まちづくり交流センター) ※４	宮島町４１２	○	○	○	○	○	○	○
98		宮島まちづくり交流センター 杉之浦	宮島町９９３－１	○	○	○	○	○	○	○
99		宮島福祉センター	宮島町９６０－２		○	○	○	○	○	○
100		国民宿舎みやじま杜の宿	宮島町大元公園内	○２階	○	○	○	○２階	○	○
101		宮島学園	宮島町７７９－２	○※５	○	○				○
102		宮島ホテル 「まこと」	宮島町７５５		○	○	○	○		
103		宮島の宿 錦水館	宮島町１１３３	○	○					
104		ホテルみや離宮	宮島町８４９	○２階	○	○２階	○	○２階		
105		宮島グランドホテル 「有もと」	宮島町３６４	○２階	○	○	○	○		
106		岩惣	宮島町３４５－１		○	○				
107		聚景荘	宮島町５０		○	○	○	○		
108		宮島シーサイドホテル	宮島町９６７	○	○	○２階				
109		さくらや	宮島町８５３－１		○	○２階				
110		厳島いろは	宮島町５８９－４	○	○	○２階				
111		宮島ホテルニュー寿	宮島町５１５		○	○				
112		ホテル菊乃家	宮島町３３５		○	○				
113		厳島東門前菊がわ	宮島町７９６		○	○				
114		旅荘かわぐち	宮島町４６９		○	○				
115		宮島ゲストハウス 「三國屋」	宮島町中江町３２７		○	○				
116		宮島四季の宿 「わたなべ」	宮島町２１５－１		○	○				
117		山一別館	宮島町１１６２－３		○	○				
118		もみぢ荘	宮島町紅葉谷		○	○				
119		旅彩のお宿 「水羽荘」	宮島町西大西町		○	○２階	○	○２階		
120		水羽荘別邸葉もれび	宮島町４９		○	○				
121		ホテル宮島別荘	宮島町１１６５		○	○				

福祉避難所一覧

指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(健常者の方だけでの避難はできません。)

（R7.4.1 現在）

番号	地域	名　　称	所在地	種　別
1	廿日市	インマヌエルホーム	地御前 299-3	高齢者施設
2		デイサービスセンター光の園		
3		アマノリハビリテーション病院	陽光台五丁目 9	医療施設
4		あまのクリニック	串戸五丁目 1-37	高齢者施設
5		特別養護老人ホームまごころ半明原	原 481-1	高齢者施設
6		特別養護老人ホーム清鈴園	原 362-2	高齢者施設
7		特別養護老人ホーム阿品清鈴	阿品四丁目 51-32	高齢者施設
8		くさのみ作業所	串戸五丁目 3-22	障がい者施設
9		ハートインハウス	阿品一丁目 13-5	障がい者施設
10		四季が丘せせらぎ園	四季が丘八丁目 1-3	高齢者施設
11		廿日市記念病院	陽光台五丁目 12	医療施設
12		ふれあいライフ原	原 926-１	高齢者施設
13		あまのコミュニティーケアプラザＬａＬａ	串戸五丁目 3-45	高齢者施設 障がい者施設
14		ショートステイそわか地御前	地御前五丁目 21-23	高齢者施設
15		ショートステイエール	佐方 562-2	障がい者施設
16	佐伯	さいきせせらぎ園	津田 854	高齢者施設
17		ゆうわせせらぎ園	友田 280	高齢者施設
18		広島ひかり園やすらぎ	永原 5-1	障がい者施設
19		広島ひかり園まごころ		
20		友和の里入所部	友田 218-38	障がい者施設
21	大野	特別養護老人ホーム洗心園	丸石二丁目 7-47	高齢者施設
22		デイサービスセンター洗心園		
23		グループホームスプリングコート	宮浜温泉一丁目 22-23	障がい者施設
24		アダージョ	大野二丁目 3-18	障がい者施設
25		グループホームつばさ	物見東二丁目 13-2	障がい者施設
26		サービス付き高齢者向け住宅いつくしま	大野町 299-1	高齢者施設
27		丸石こどもの家	丸石一丁目 1-12	児童養護施設
28		なずな	対厳山三丁目 11-2	障がい者施設
29		やすらぎの刻　大野館	大野 958-1	高齢者施設
30		デイサービスやすらぎの刻		
31		レント	物見東二丁目 15-21	障がい者施設
32		大野浦病院	丸石二丁目 3-35	医療施設
33		さくらす大野	丸石二丁目 4-30	高齢者施設
34		敬愛介護医療院	大野 72	高齢者・医療施設
35		敬愛病院		医療施設
36		ふれあい生活介護	大野 1680-3	障がい者施設
37	宮島	地域密着型介護老人福祉施設みやしろ	宮島町 960-2	高齢者施設

［健康福祉総務課］

公園一覧表

(1)　都市計画区域内の公園

No.	公　園　名	区　分	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
H-1	可愛川公園	街区	S56.2.16	平良二丁目河川敷	0.08
H-2	桂公園	近隣	S56.2.16	桜尾本町1-1	1.65
H-3	住吉公園	街区	S56.2.16	住吉二丁目637-9	0.12
H-4	後山公園	街区	S56.2.16	地御前三丁目816-1,817-1,822-23	0.11
H-5	可愛ヶ丘公園	街区	S56.2.16	上平良字堂垣内206-22	0.05
H-6	鰆浜公園	街区	S56.2.16	阿品一丁目2069-4	0.11
H-7	田尻公園	街区	S56.2.16	阿品三丁目2590	0.14
H-8	野坂公園	街区	S56.2.16	地御前北二丁目2764-1	0.30
H-9	大之木公園	街区	S56.2.16	平良二丁目303-1	0.12
H-10	ふじタウン第１公園	街区	S56.2.16	阿品四丁目4757-4	0.48
H-11	ふじタウン第２公園	街区	S56.2.16	阿品四丁目4757-3	0.17
H-12	ふじタウン第３公園	街区	S56.2.16	阿品四丁目393-141	0.39
H-13	群塚公園	街区	S56.2.16	上平良字郡塚1323-2・13,1345-4,1360-3	0.01
H-14	ひかり公園	街区	S56.2.16	宮内字河田、鏡田、北山（新幹線高架下）	0.17
H-16	峰高台第１公園	街区	S56.2.16	峰高二丁目801-6	0.28
H-17	榎之窪公園	街区	S56.2.16	下平良一丁目23	0.08
H-18	阿品台第１公園	街区	S56.2.16	阿品台一丁目3032	0.21
H-19	阿品台第２公園	街区	S56.2.16	阿品台二丁目3023-1	0.31
H-20	扇園第１公園	街区	S56.2.16	地御前一丁目1026-77	0.16
H-21	扇園第２公園	街区	S56.2.16	地御前一丁目1081-55	0.06
H-22	佐方本町公園	街区	S56.2.16	佐方本町1525	0.01
H-23	住吉第２公園	街区	S56.2.16	住吉一丁目841	0.07
H-24	阿品公園	近隣	S56.2.16	阿品台五丁目3111-1,3111-2	7.00
H-25	野坂第２公園	街区	S56.2.16	地御前北三丁目2794-1	0.05
H-26	阿品台第３公園	街区	S56.2.16	阿品台三丁目3075-1	0.34
H-27	阿品台第４公園	街区	S56.2.16	阿品台四丁目3086-4	0.17
H-28	佐方川公園	街区	S56.2.16	城内一丁目河川敷	0.04
H-29	鼓ヶ浜公園	街区	S56.2.16	阿品三丁目2467-13	0.01
H-30	阿品台第５公園	街区	S55.9.16	阿品台西3100-7	0.20
H-31	峰高台第２公園	街区	S57.3.27	峰高二丁目804	0.10
H-32	藤掛公園	街区	S57.12.13	串戸三丁目2-25,2-26,2-28	0.19
H-33	阿品台第７公園	街区	S58.4.1	阿品台北3153-1	0.23
H-34	郡塚第２公園	街区	S58.4.1	上平良字郡塚252-14	0.02
H-35	阿品台緑地	都緑	S59.3.31	阿品台五丁目3135	1.00
H-36	月見台公園	街区	S59.3.31	佐方字精石山603-43	0.03
H-37	新宮公園	街区	S59.7.4	新宮二丁目363	0.10
H-38	桜尾公園	街区	S60.1.24	桜尾本町904-11	0.02
H-39	野坂ハイツ公園	街区	S60.8.5	六本松一丁目938-10,944-11,944-17	0.02
H-40	阿品ハイツ第１公園	街区	S60.11.2	阿品台山の手8-1他5筆	0.19
H-41	阿品ハイツ第２公園	街区	S60.11.2	阿品台山の手10-13	0.03
H-42	ガーデンハウス第２公園	街区	S60.11.30	阿品台五丁目3134-72	0.02
H-43	ガーデンハウス第３公園	街区	S60.11.30	阿品台五丁目3134-18	0.02
H-44	佐方公園	街区	S61.4.1	佐方二丁目346-3,346-2,324-2	0.17
H-45	御手洗川公園	街区	S61.4.1	串戸三丁目4822,4823-1	0.15
H-46	おあがり場公園	街区	S61.4.1	阿品一丁目2080－11･16･18,352-9,350-19	0.20
H-47	峰高台第３公園	街区	S61.10.1	峰高一丁目815-1	0.07
H-48	河本公園	街区	S61.12.19	宮内一丁目642-1	0.02
H-49	阿品台第６公園	街区	S61.12.19	阿品台五丁目3138-28	0.20
H-50	玉ノ井第１公園	街区	S62.6.1	六本松一丁目4629-31･40,4630-3	0.02
H-51	阿品台すみれ公園	街区	S63.8.1	阿品台五丁目3132-220	0.01
H-52	阿品台たんぽぽ公園	街区	S63.8.1	阿品台五丁目3132-223	0.01
H-53	岩神公園	街区	元.05.01	阿品二丁目3069-31	0.18

No.	公　園　名	区　分	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
H-54	玉ノ井第３公園	街区	元.05.01	六本松一丁目4065-4	0.04
H-55	佐方上公園	街区	元.05.01	佐方清末632-1	0.10
H-56	串戸第２公園	街区	元.05.01	串戸五丁目404他	0.09
H-57	昭北緑地	緩緑	元.05.01	木材港北1061他	2.57
H-58	昭南緑地	緩緑	元.05.01	木材港南1331他	1.18
H-59	みずき公園	街区	元.11.30	四季が丘十一丁目3-18	0.19
H-60	さつき公園	街区	元.11.30	四季が丘十丁目18	0.14
H-61	くすのき公園	街区	元.11.30	四季が丘九丁目16	0.29
H-62	やえざくら公園	街区	元.11.30	四季が丘七丁目24	0.12
H-63	もくれん公園	街区	元.11.30	四季が丘六丁目12	0.21
H-64	プール　バール	緑道	元.11.30	四季が丘六丁目14,七丁目25	0.49
H-65	かしのき緑地	都緑	元.11.30	四季が丘十丁目11	0.05
H-66	さくら緑地	都緑	元.11.30	四季が丘１一丁目13	0.09
H-67	にれのき公園	街区	H2.3.23	四季が丘一丁目22	0.15
H-68	やまざくら公園	街区	H2.3.23	四季が丘四丁目14	0.12
H-69	ガーデンハウス第１公園	街区	H2.3.23	阿品台五丁目3140-44	0.02
H-70	佐方本町第２公園	街区	H2.3.23	佐方本町1439-1	0.01
H-71	今市公園	街区	H20.9.5	地御前二丁目180-1	0.08
H-72	佐方四丁目公園	街区	H20.9.5	佐方四丁目206-1,207-1	0.16
H-73	六本松公園	街区	H20.9.5	六本松二丁目884-128,129-132･133	0.10
H-74	丸子山公園	街区	H2.4.25	地御前三丁目19他	0.12
H-75	宮園公園	近隣	H2.4.25	宮園一丁目1-1他	3.99
H-76	峰高公園	地区	H6.12.28	串戸六丁目12-9他	6.17
H-77	玉ノ井第２公園	街区	H2.5.28	宮内玉ノ井4675-1	0.09
H-78	上平良公園	街区	H2.5.28	上平良大原820-1他	0.54
H-79	畑口公園	街区	H2.5.28	宮内西畑口3651-2他	0.27
H-80	宮園第１公園	街区	H2.6.11	宮園二丁目7-12	0.11
H-81	宮園第２公園	街区	H2.6.11	宮園六丁目1427-16他2筆	0.24
H-82	宮園第３公園	街区	H2.6.11	宮園七丁目5	0.31
H-83	宮園第４公園	街区	H2.6.11	宮園七丁目1651-18,19,26	0.35
H-84	宮園第５公園	街区	H2.6.11	宮園一丁目4-1	0.09
H-85	宮園第６公園	街区	H2.6.11	宮園五丁目3-9	0.12
H-86	宮園第７公園	街区	H2.6.11	宮園八丁目6-10	0.08
H-87	宮園第８公園	街区	H2.6.11	宮園四丁目8-1	0.07
H-88	宮園第９公園	街区	H2.6.11	宮園九丁目8-6	0.19
H-89	宮園中央公園	街区	H2.6.11	宮園三丁目1-6	0.25
H-90	宮園上第１公園	街区	H2.6.11	宮園上二丁目7-7	0.25
H-91	宮園上第２公園	街区	H2.6.11	宮園上三丁目307-8	0.16
H-92	宮園上第３公園	街区	H2.6.11	宮園上三丁目8-4	0.08
H-93	もみじ緑地	都緑	H2.6.11	宮園二丁目1335-27,28	0.22
H-94	あらかし緑地	都緑	H2.6.11	宮園二丁目1335-23	0.04
H-95	しばざくら緑地	都緑	H2.6.11	宮園上四丁目307-5	0.15
H-96	地御前ハイツ第１公園	街区	H3.3.7	地御前二丁目73-2他	0.09
H-97	地御前ハイツ第２公園	街区	H3.3.7	地御前二丁目995-17他	0.03
H-98	郡塚第３公園	街区	H3.3.29	上平良1477-11	0.02
H-99	田屋公園	街区	H3.3.29	地御前四丁目1847-1他	0.13
H-100	四季が丘公園	近隣	H3.5.8	四季が丘三丁目406-2他	2.07
H-101	桜尾三丁目公園	街区	H4.8.19	桜尾三丁目858-1018	0.02
H-102	堀公園	街区	H4.8.19	地御前三丁目19	0.03
H-103	余田公園	街区	H4.8.19	地御前北三丁目510	0.02
H-104	やまももも公園	街区	H5.7.23	四季が丘二丁目17	0.17
H-105	いちょう緑地	都緑	H22.3.1	四季が丘三丁目20	0.03
H-106	あべりあ緑地	都緑	H22.3.1	四季が丘八丁目27	0.09
H-107	つばき緑地	都緑	H22.3.1	四季が丘九丁目45	0.05
H-108	くちなし公園	街区	H5.8.26	四季が丘八丁目52	0.10
H-109	つつじ緑地	都緑	H5.8.26	四季が丘八丁目34	0.02
H-110	御手洗川第２公園	街区	H5.8.26	宮内字野坂4748-7他2筆	0.04

No.	公　園　名	区　分	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
H-111	可愛公園	街区	H6.12.28	可愛1259-3外3筆	0.10
H-112	北山公園	街区	H6.12.28	宮内字鏡田1005-11	0.07
H-113	串戸四丁目公園	街区	H19.3.15	串戸四丁目454-1外1筆	0.10
H-114	佐方川緑地	都緑	H6.12.28	佐方字城内河川敷	0.27
H-115	桃山公園	街区	H6.12.28	地御前四丁目206-187外1筆	0.02
H-116	もみじ公園	街区	H6.12.28	四季が丘上48	0.19
H-117	ピコバール	緑道	H6.12.28	四季が丘上53	0.12
H-118	一景苑公園	街区	H9.4.1	原宇治久保1267-88外	0.07
H-119	鎗出第１公園	街区	H10.3.2	宮内工業団地2-12	0.40
H-120	鎗出第２公園	街区	H10.3.2	宮内工業団地2-24外	0.52
H-121	鎗出第３公園	街区	H10.3.2	宮内工業団地2-33外	0.29
H-122	余田第２公園	街区	H10.3.2	地御前北三丁目110-85	0.06
H-123	佐原田公園	街区	H11.4.1	宮内高通4357-1,4357-2	0.13
H-124	阿品プロムナード	都緑	H21.3.31	阿品三丁目2533-31,2533-1,2533-15	0.44
H-125	陽光台第１公園	街区	H11.7.1	陽光台三丁目10-11,10-12,10-7	0.43
H-126	陽光台第２公園	街区	H11.7.1	陽光台五丁目10	0.15
H-127	陽光台第３公園	街区	H11.7.1	陽光台四丁目11-1	0.37
H-128	陽光台第４公園	街区	H11.7.1	陽光台四丁目12-1	0.27
H-129	陽光台第５公園	街区	H11.7.1	陽光台二丁目8-1	0.34
H-130	陽光台第６公園	街区	H11.7.1	陽光台五丁目17-1	0.38
H-131	峰高台第４公園	街区	H11.10.1	峰高二丁目93-5	0.02
H-132	桜尾二丁目公園	街区	H13.3.21	桜尾二丁目858-1144,1151	0.02
H-133	阿品西公園	街区	H13.3.21	阿品四丁目甲420-12外	0.04
H-134	阿品二丁目公園	街区	H14.2.1	阿品二丁目地内	0.21
H-135	新宮中央公園	近隣	H14.4.1	新宮一丁目7-3外	1.30
H-136	城内北公園	街区	H14.11.15	城内一丁目1103-28	0.02
H-137	セントヒルズ峰高公園	街区	H17.3.7	峰高二丁目897-14	0.02
H-138	郡塚第４公園	街区	H18.4.3	上平良字郡塚1368-27,1368-28	0.03
H-139	ナタリーパーク	街区	H19.7.2	阿品三丁目2533-86	0.03
H-140	的場公園	街区	H20.3.30	宮内2066-1,2067,2068	0.10
H-141	佐方西公園	街区	H20.3.30	佐方字宮ノ上993-32,1002-9,1002-2	0.02
H-142	伴丈木公園	街区	H20.9.5	上平良字伴丈木35-7	0.02
H-143	桜尾一丁目公園	街区	H20.9.11	桜尾一丁目859-49	0.03
H-144	住吉第３公園	街区	H22.2.1	住吉二丁目711-6	0.02
H-145	地御前キラキラ公園	近隣	H23.3.18	地御前北三丁目33	2.73
H-146	どんぐり公園	街区	H24.3.6	平良山手806-1	0.10
H-147	さくらのおか公園	都緑	H25.3.31	陽光台三丁目10番1,4,7　23番6　24番5	0.61
H-148	洞雲寺前公園	街区	H25.3.1	平良山手（駅北区画整理番地21街区）	0.29
H-149	桜尾二丁目公園	都緑	H25.3.31	桜尾二丁目859番10	0.01
H-150	城内三丁目公園	街区	H26.2.28	城内三丁目地内	0.1
H-151	下平良二丁目公園	街区	H27.6.9	下平良二丁目1317-34	1.00
H-152	郡塚第５公園	街区	H28.3.31	上平良字郡塚1414番7	0.02
H-153	東岡迫公園	街区	H30.5.15	宮内字東岡迫1797番32	0.02
H-154	第一王子公園	街区	H30.10.11	原字森宗745-15	0.02
H-155	宮ノ上公園	街区	R5.3.14	佐方字宮ノ上1012番23	0.02
S-1	佐伯総合スポーツ公園	運動	H15.3.1	津田545	24.47
S-2	グランドハイツ公園	街区	H9.6.1	峠90-236	0.10
S-3	横矢公園	街区	H10.4.1	津田4181-1	0.17
S-4	畦巻公園	街区	H11.4.1	永原1219-7	0.03
S-5	河本農村公園	街区	H15.3.1	津田3801-1	0.02
S-6	なかよし広場公園	街区	H23.3.18	友田字里地24-81	0.07
S-7	下友田ふれあい公園	街区	H24.2.1	友田字清水1375-4他　計７筆	0.23
S-8	林ふれあい公園	街区	H25.3.31	津田字樽川4566番地1,3,4	0.22
S-9	玖島ふれあい公園	街区	H25.3.31	玖島4368番地の一部	0.02
S-10	友田緑地	都緑	H27.3.24	友田字里地35-6他	0.06

No.	公　園　名	区　分	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
0-1	原公園	街区	S51.11.22	大野原二丁目5829-1,5833	0.11
0-2	物見第２号公園	街区	S51.11.22	物見西二丁目2	0.14
0-3	片浜公園	街区	S51.11.22	林が原一丁目7435-26の一部	0.10
0-4	鯛ノ原公園	街区	S51.11.22	大野（鯛ノ原）582-3	0.10
0-5	塩屋公園	街区	S51.11.22	沖塩屋三丁目6471-21	0.19
0-6	妹背の滝公園	風致	S51.11.22	大野（滝山）	0.51
0-7	宮島口公園	街区	S55.01.30	宮島口一丁目2612-12	0.07
0-8	宮島口団地１号公園	街区	S55.01.30	対厳山二丁目138-3,220-4	0.13
0-9	宮島口団地２号公園	街区	S55.01.30	宮島口上二丁目111-2,138-16	0.06
0-10	青葉台１号公園	街区	S55.01.30	福面三丁目74-433	0.17
0-11	青葉台２号公園	街区	S55.01.30	福面三丁目74-154	0.40
0-13	青葉台４号公園	街区	S55.01.30	福面二丁目74-347	0.11
0-14	土井公園	街区	S55.01.30	大野（土井）987-1	0.11
0-15	下更地公園	街区	S55.01.30	大野（下更地）1905-1,1907-1,-4,1903	0.10
0-16	別府公園	街区	S55.01.30	大野（別府）1650-2	0.10
0-17	赤崎公園	街区	S55.01.30	宮島口二丁目2460-1,-2,2461-1,-2,2462,2463-2	0.26
0-18	宮島台２号公園	街区	S56.03.30	前空二丁目908-24,-529,-530,-531,-629	0.19
0-19	宮島台３号公園	街区	S56.03.30	前空一丁目908-229	0.27
0-20	福面公園	街区	S56.03.30	宮島口上一丁目136-167	0.04
0-21	物見山３号公園	街区	S56.03.30	物見東一丁目17-6	0.13
0-22	対厳山１号公園	街区	S56.03.30	対厳山三丁目218-34	0.25
0-23	対厳山２号公園	街区	S56.03.30	対厳山二丁目225-24	0.52
0-24	上の浜公園	街区	H21.11.30	上の浜一丁目8774-51,-52,-53,-119,-125	0.16
0-25	深江公園	街区	S60.03.06	深江三丁目2860-1の一部	0.10
0-26	宮島台１号公園	街区	S56.03.30	前空三丁目930-11,-429	0.13
0-27	住吉緑地公園	街区	S60.03.06	下の浜	0.11
0-28	物見１号公園	街区	S63.10.01	物見西三丁目6	1.51
0-29	堤公園	街区	S63.10.01	宮島口二丁目174-1	0.04
0-30	深江２号公園	街区	S63.10.01	深江三丁目257-19	0.04
0-31	尾立公園	街区	S63.10.01	宮浜温泉一丁目1703-28	0.02
0-32	ふじシーサイド公園	街区	S63.10.01	沖塩屋三丁目1597-106,-107	0.13
0-33	沖山１号公園	街区	S63.10.01	沖塩屋二丁目1586-135	0.10
0-34	沖山２号公園	街区	S63.10.01	沖塩屋二丁目1586-96	0.05
0-35	中塩屋公園	街区	S63.10.01	塩屋一丁目6911-1,-2	0.06
0-36	宮島台４号公園	街区	H19.03.31	前空一丁目930-65外	0.12
0-37	八坂公園	近隣	H03.03.25	八坂一丁目1665-482,-394,1678-5,8333-2,8332-5	1.49
0-38	棚田公園	街区	H05.04.01	大野（池田）1446-3	0.12
0-39	柿ノ浦１号公園	街区	H08.04.01	宮島口東三丁目10-5	0.09
0-40	柿ノ浦２号公園	街区	H08.04.01	宮島口東一丁目5-1	0.12
0-41	柿ノ浦３号公園	街区	H08.04.01	宮島口東二丁目6-7	0.12
0-42	柿ノ浦４号公園	街区	H08.04.01	宮島口東二丁目12-3	0.37
0-43	深江３号公園	街区	H08.04.01	宮島口西二丁目3004-8	0.11
0-44	やまだ屋 もみじファミリーパーク （小田島公園）	近隣	H08.04.01	沖塩屋四丁目6385-34	1.82
0-45	ふじタウン第４公園	街区	H13.02.13	宮島口東三丁目2-7	0.24
0-46	小山公園	街区	H13.02.13	大野原四丁目5361-4	0.02
0-47	棚田１号公園	街区	H13.02.13	大野（棚田）1633-3	0.04
0-48	柿ノ浦５号公園	街区	H13.02.13	宮島口上二丁目17-12	0.10
0-49	前空台１号公園	街区	H13.02.13	前空五丁目880-59	0.07
0-50	前空台２号公園	街区	H13.02.13	前空五丁目880-197,880-198	0.03
0-51	前空台３号公園	街区	H13.02.13	前空二丁目880-27,908-577	0.10
0-52	前空台４号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目884-2,-5,908-241,885-1,-17	0.45
0-53	前空台５号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目890-66	0.03
0-54	前空台６号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目890-170,-171	0.22
0-57	丸石四丁目公園	街区	H17.11.03	丸石四丁目7808	0.18
0-58	丸石一丁目公園	街区	H17.11.03	丸石一丁目1606-5	0.28
0-59	早時公園	街区	H19.06.18	早時3294-1,3294-4	0.08
0-60	毛保稲荷公園	街区	H21.03.31	大野中央二丁目761	0.10
0-61	毛保川公園	街区	H21.03.31	大野中央二丁目762	0.19

No.	公　園　名	区　分	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
O-62	鯛山公園	街区	H21.03.31	大野中央四丁目763	0.18
O-63	郷であい公園	街区	H21.03.31	郷4532-1外	0.15
O-64	深江4号公園	街区	H21.03.31	深江三丁目275-19	0.03
O-65	永慶寺公園	街区	H22.03.31	大野中央二丁目4829-1外	0.23
O-66	古川あいあい公園	街区	H23.02.25	大野中央二丁目759	0.19
O-67	梅原公園	街区	H24.03.06	梅原二丁目6280-1　外	0.16
O-68	三鎗谷公園	街区	H25.10.31	大野字三鎗谷912-6外	0.04
O-69	柿ノ浦６号公園	街区	H26.6.30	宮島口上二丁目134-66	0.03
O-70	早時２号公園	街区	H29.1.4	大野字早時3406-107	0.07
O-71	鯛ノ原２号公園	街区	H29.9.1	大野字鯛ノ原638-10	0.02
O-72	大野原公園	街区	R1.10.1	大野原二丁目5880-6	0.02
O-73	チチヤス大野ふれあい公園（大野東部公園）	近隣	R3.4.1	大野字対厳山	1.60
O-74	宮島口西緑地	都緑	R4.10.3	宮島口西一丁目3257番22	0.02
M-1	杉之浦公園	街区	H17.11.03	宮島町1006-5	0.08
M-2	西連公園	街区	H17.11.03	宮島町757地先国有地	0.09
M-3	滝町公園	街区	H17.11.03	宮島町214	0.06
M-4	みんなの公園	街区	H29.04.01	宮島町字西連町740-2,740-3	0.13

(2)　都市計画区域外の公園

No.	公　園　名	供用開始年月日	所　在　地	面 積(ha)
1	出ヶ原公園	15. 3. 1	宮内２９１７－５	0.02
2	栗栖農村公園	15. 3. 1	栗栖２０１	0.19
3	所山農村公園	15. 3. 1	虫所山６２	0.08
4	中道農村公園	15. 3. 1	中道３８８－６	0.13
5	吉和田尻公園	15. 3. 1	吉和７９７－１	0.45

［維持管理課］

廿日市市内医療機関一覧

廿日市地域

医療機関名	TEL	FAX
アイビー眼科	37-3030	37-3131
明石内科クリニック	32-1911	32-8400
阿品土谷病院	36-5050	36-5059
あまのクリニック	31-5151	31-5115
アマノリハビリテーション病院	37-0800	37-0801
網本内科消化器科医院	34-3434	34-3535
あわや内科クリニック	34-0288	34-0288
石田眼科医院	31-0850	32-5117
石橋クリニック	32-5206	32-7553
今田眼科医院	38-1771	38-1770
井村眼科医院	32-7500	32-5700
いやさか腎クリニック	39-5500	39-5501
江川レディースクリニック	31-0461	31-0605
えだひろ内科成人病クリニック	31-1700	31-6900
大田整形外科	31-6211	31-3701
小田耳鼻咽喉科医院	39-7733	39-4599
小山整形外科医院	32-5100	32-0046
かぎもと内科皮フ科形成外科	31-3831	31-3830
勝谷医院	31-0350	32-6273
勝谷・小笠原クリニック	36-0262	36-2167
かとうレディースクリニック	36-0135	36-0134
亀田医院	39-2351	20-2212
かめよし皮ふ科・アレルギー科	36-1239	36-1115
かわごえクリニック	37-3859	37-3869
河村小児科	37-4153	050-5524-5798
きむら内科小児科医院	39-2238	39-2501
串戸心療クリニック	30-6014	30-6028
小池皮フ科医院	39-2030	39-2161
小林内科泌尿器科医院	38-5150	38-5160
斉藤脳外科クリニック	20-1212	20-1200
佐藤皮ふ科クリニック	34-3400	34-3401
四季が丘クリニック	39-5005	39-5115
じごぜんクリニック	20-3355	20-3322
重症児・者福祉医療施設　原	38-3333	38-6161
仁愛内科医院	36-3100	36-3101
せいこう胃腸科外科医院	32-0070	32-0085
双樹クリニック	34-3555	34-3556
田口脳心臓血管クリニック	30-7788	30-7733
田辺医院	32-1135	32-6270
たなべ小児科	20-1234	32-6622
たに内科クリニック	20-3711	20-3720
玉川クリニック	37-2111	37-2100
とうげ外科胃腸科	32-6220	32-5033
内藤内科医院	32-8626	32-3363
中尾医院	32-2255	32-2271
なかごう内科	38-2210	38-2606
長谷川医院	31-0744	32-6276
はつかいちこども心身発達クリニック	20-5807	20-5808
廿日市さくら眼科	32-1150	32-1151
廿日市記念病院	20-2300	20-2301
はつかいち乳腺クリニック	34-1001	34-1009
廿日市野村病院	38-2111	38-2171
鼻岡内科医院	39-6555	39-3378
半明内科クリニック	39-0111	39-1115
ひらた耳鼻咽喉科アレルギー科	34-3828	34-3858
平田内科小児科医院	39-1155	39-1156
ひろしまこどもクリニック	37-1230	37-1231
JA広島総合病院	36-3111	36-5573
ふじかわ心療内科クリニック	34-0035	34-0040
松浦内科医院	31-0752	31-0156
松田整形外科	34-1800	34-1801
みずの耳鼻咽喉科	34-3110	34-3111
みたに泌尿器科クリニック	31-5000	31-5080
宮内総合クリニック	37-1188	37-1177
宮河小児科医院	31-1703	31-1761
みやじまアイクリニック	30-3825	30-3826
むつかど内科呼吸器科	36-2100	36-2107
村上内科医院	39-1666	39-1666
八幡クリニック	32-8118	32-6886
山根クリニック	38-5177	20-2222
令和アイクリニック	34-1750	34-1751
わき小児科医院	34-0207	34-0208
わたなべ眼科	38-1233	38-1277

佐伯・吉和地域

医療機関名	TEL	FAX
天野医院	72-1181	72-1182
おおくぼ内科	74-3400	74-3511
佐伯中央病院	72-1100	72-1134
友和病院	74-0688	74-3385
廿日市市吉和診療所	77-2780	77-2761

大野・宮島地域

医療機関名	TEL	FAX
青葉レディスクリニック	50-2327	50-2328
大野浦病院	54-2426	54-1861
大野キッズ・ファミリークリニック	55-3021	55-3022
大野東クリニック	56-1121	56-1129
くろさきクリニック	30-6805	30-6806
杉原外科医院	55-0534	55-3309
松本クリニック	56-4530	56-4531
永井医院	55-0014	55-3614
永井内科胃腸科医院	56-0023	56-3980
永田内科	55-3323	55-0075
中丸クリニック	56-0550	56-0120
長谷川整形外科	55-1011	55-2181
向井クリニック	50-6166	50-6055
広島生活病習慣病・がん健診所大野	56-5505	56-5515
宮島クリニック	44-1770	44-1660

地区医師会事務局	20-0030
地域産業保健センター	20-0032

［健康福祉総務課］
（令和7年9月1日現在）

災害拠点病院

名　　称	住　　所	電　　話
ＪＡ広島総合病院	地御前一丁目３－３	36 - 3111

［健康福祉総務課］

救援物資集積拠点

名　　称	住　　所
新宮中央公園	新宮一丁目７－３外
総合健康福祉センター	新宮一丁目１３－１
佐伯総合スポーツ公園	津田５４５
佐伯支所	津田１９８９番地
吉和支所	吉和１８８６番地１
大野支所	大野一丁目１番１号
宮島支所	宮島町１１６５番地６
指定避難所	
交通及び連絡に便利な公共施設等	
協定を締結している物流業者等	

災害リスク区域内の要配慮者利用施設（令和７年４月１日現在）

大番号	小番号	名称	所在地	施設種別	土砂災害	洪水災害	津波災害
1	1	認知症対応型共同生活介護事業所　佐方	佐方四丁目9番13号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
1	2	小規模多機能型居宅介護事業所　佐方	佐方四丁目9番15号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
1	3	デイサービス季楽佐方	佐方574番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	4	サンライフ廿日市中央デイサービス	下平良一丁目3番36号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	5	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター廿日市	下平良一丁目6番17号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	6	デイサービスセンター清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	7	短期入所生活介護事業所清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	8	特別養護老人ホーム清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	9	特別養護老人ホームまごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	10	デイサービスセンターこすもす半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	11	デイサービスセンターまごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	12	短期入所生活介護事業所まごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	13	短期入所生活介護事業所原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	14	ユニット型特別養護老人ホーム原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	15	特別養護老人ホーム原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	16	介護老人保健施設原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	17	デイサービス季楽串戸	串戸四丁目4番6号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	18	あまのクリニック	串戸五丁目1番37号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	19	デイサービスセンターゆうゆうあまの	串戸五丁目3番45号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	20	廿日市デイサービス光風	串戸五丁目11番14号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	21	かわごえクリニック	宮内1087番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	22	デイサービスてのひら	宮内1302番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	23	デイサービスセンターひまわり	宮内4190番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	24	グループホームひまわり	宮内4207番地4	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	25	介護老人保健施設ひまわり	宮内4211番地4	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	26	なないろプラス	宮内字高通4298グランカーサ宮内102	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	27	特別養護老人ホーム四季が丘せせらぎ園	四季が丘八丁目1番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	28	リハビリテーションデイサービス風樹	地御前一丁目9番23号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
1	29	デイサービスセンター光の園	地御前299番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	30	養護老人ホームさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	31	デイサービスセンターさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	32	さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	33	特別養護老人ホームさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	34	セカンドハウスＹＥＡＨ　ＹＥＡＨ　ＹＥＡＨ	玖島4340番1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	35	玖島デイサービスもみじ	玖島4851番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	36	デイサービスセンターよしわせせらぎ園	吉和1771番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	37	デイサービスセンターしあわせの里	前空二丁目1番7号1001号室	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	38	大野浦病院	丸石二丁目3番35号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
1	39	ラ・メール大野	丸石二丁目3番35号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
1	40	さくらすデイサービス	丸石二丁目4番30号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
1	41	サービス付き高齢者向け住宅さくらす大野	丸石二丁目4番30号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
1	42	敬愛介護医療院	大野72番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	43	介護老人保健施設「べにまんさくの里」	大野1320番地	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	44	通所介護事業所デイ・ヴェリタス	大野3406番地17	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
1	45	デイサービスセンターみどり	宮島町960番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	46	地域密着型介護老人福祉施設　みやしろ	宮島町960番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	47	四季が丘せせらぎ園短期入所生活介護事業所	四季が丘八丁目1番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	48	デイサービスやすらぎの刻	大野958番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	49	インマヌエルホーム	地御前299番3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	50	サービス付き高齢者向け住宅いつくしま	大野299番1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	51	デイサービス季楽・リハ廿日市	可愛11番29号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	52	Gymデイ　らいとす廿日市	宮内四丁目10番5号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	53	看護小規模多機能　らいとす廿日市	宮内四丁目10番5号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	54	デイサービス季楽・リハ　宮内串戸	串戸四丁目9番46号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
1	55	デイサービスココファン廿日市	地御前一丁目3番28号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
1	56	ココファン廿日市	地御前一丁目3番28号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
1	57	クラシオン宮島	深江二丁目12―31	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
1	58	TEGOALL宮島口	宮島口一丁目12番12号101号室	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
2	1	さくら木荘	住吉一丁目2番35号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	2	ウィルサポキッズ廿日市ＳＳＴＳ	住吉一丁目5番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	3	ウィルサポキャンパス廿日市	住吉一丁目5番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	4	あうるショートステイ平良	下平良一丁目14番11号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	5	あうるホーム	下平良一丁目14番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	6	コーヒーショップあんず	新宮一丁目13番1号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	7	就労継続支援事業所　原	原73番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	8	障害者グループホーム原	原857番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	9	重症児・者福祉医療施設　原　短期入所事業	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	10	短期入所事業所原	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	11	児童デイサービスセンター　マリオ	串戸二丁目7番20号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	12	ショートステイ串戸	串戸二丁目16番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	13	グループホーム串戸	串戸二丁目16番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	14	くさのみ作業所	串戸五丁目3番22号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	15	放課後等デイサービス　ＰＩＥＣＥ串戸	地御前二丁目29番1号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	16	広島西こども発達支援センターくれよん	四季が丘11丁目23番	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	17	放課後等デイサービス　ＰＩＥＣＥぐるっぽ	地御前二丁目29番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	18	短期入所広島ひかり園やすらぎ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	19	短期入所広島ひかり園まごころ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	20	短期入所事業所エスペランサ	峠500番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	21	共同生活援助事業所エスペランサ	峠500番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	22	友和の里入所部ショートステイ	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	23	夢工房	玖島4340番地5	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	24	Raiz廿日市	大野原四丁目5番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	25	グループホーム　つばさ	物見東二丁目13番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	26	あいあい作業所	大野中央二丁目6番9号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	27	ショートステイ　スマイル	大野一丁目3番13号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	28	児童デイサービス　きらめき	大野原二丁目6番4号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	29	ぱすてる大野原	大野原二丁目12番12号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	30	スプリングコート	宮浜温泉一丁目22番23号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	31	ぱすてる	大野679	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	32	広島学びのサポートセンター相談支援事業所	宮内1011番地3	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	33	ワークサポート廿日市ヴィレッジ	津田596番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	34	わくサポジュニア廿日市	津田596番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	35	わしんち	住吉一丁目5番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	36	広島ひかり園まごころ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	37	広島ひかり園やすらぎ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	38	あうるホームフィーカ	下平良一丁目14番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	39	ハートフルあまの	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	40	放課後デイサービス　オレンジ	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外

大番号	小番号	名称	所在地	施設種別	土砂災害	洪水災害	津波災害
2	41	放課後デイサービス　スマイリー	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	42	放課後デイサービス事業所　スタンドバイユー	串戸三丁目11番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	43	放課後等デイサービス晴レル家	宮内二丁目6-976-6	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	44	こどもひろばうぃず佐方	佐方四丁目4番38号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	45	リーフ	桜尾本町3番1号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	46	児童デイサービスねっ子	大野一丁目13番22－101号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	47	清風会みやじま	廿日市1-2-17	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	48	アダージョ	大野二丁目3番18号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	49	あおぞら	峠935番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	50	友和の里入所部	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	51	友和の里通所部	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	52	障害者支援施設原	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	53	ショートステイモナミ	宮園七丁目1651番地23	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	54	モナミ	宮園七丁目1651番地23	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	55	こどもサポート教室「きらり」廿日市校	佐方四丁目9番1-101号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	56	ねこぱんち廿日市	串戸四丁目10番33号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	57	障害者グループホーム原　短期入所事業所	原857番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	58	りあん	宮島口上一丁目9―3	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
2	59	ポプラ-base-	宮内4276番地2	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	60	障がい者グループホームEn.	地御前一丁目8-18	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	61	ひろまな　リンク	宮内二丁目13番50号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	62	キッズサポートniconico	串戸二丁目13-7	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
2	63	放課後等デイサービス　サンライフ廿日市中央	下平良一丁目3番36号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
2	64	わたっこクラブ　廿日市	串戸二丁目17-5	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
3	1	重症児・者福祉医療施設　原	原926番地1	病院（有床）	区域内	区域外	区域外
3	2	廿日市野村病院	宮内4209番地2	病院（有床）	区域外	区域内	区域外
3	3	JA広島総合病院	地御前一丁目3番3号	病院（有床）	区域外	区域内	区域内
3	4	友和病院	峠500番地	病院（有床）	区域内	区域外	区域外
3	5	大野浦病院	丸石二丁目3番35号	病院（有床）	区域外	区域外	区域内
3	6	敬愛病院	大野72番地	病院（有床）	区域内	区域外	区域外
4	1	アトリエＲＥＩこども舎おおの	沖塩屋三丁目1番11号	保育園	区域外	区域外	区域内
4	2	社会福祉法人くじら公私連携型保育所廿日市保育園	廿日市二丁目1番6号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	3	アイグラン保育園住吉	住吉一丁目2番38号	保育園	区域外	区域内	区域内
4	4	アイグラン保育園廿日市	下平良一丁目3番36号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	5	にこにこの森保育園	新宮一丁目3番33号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	6	平良保育園	平良一丁目21番8号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	7	公私連携型保育所串戸保育園	串戸二丁目13番3号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	8	アイグラン保育園串戸	串戸五丁目2番6号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	9	宮内保育園	宮内1508番地2	保育園	区域外	区域内	区域外
4	10	保育所ちびっこいろは園	宮内4241番地2	保育園	区域外	区域内	区域外
4	11	友和保育園	友田30番地1	保育園	区域内	区域外	区域外
4	12	吉和保育園	吉和1513番地	保育園	区域内	区域外	区域外
4	13	深江保育園	深江二丁目11番25号	保育園	区域内	区域外	区域外
4	14	池田保育園	物見西三丁目7番10号	保育園	区域内	区域外	区域外
4	15	いもせ保育園	大野原二丁目10番3号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	16	公私連携保育所丸石保育園	丸石二丁目16番23号	保育園	区域外	区域外	区域内
4	17	原保育園	原967番地	保育園	区域内	区域外	区域外
4	18	アイグラン保育園廿日市中央	下平良一丁目7番7号	保育園	区域外	区域内	区域外
4	19	つきのひかり国際こども園	大野625番地１	保育園	区域外	区域内	区域外
4	20	おおぞら保育園廿日市	宮内311番地１	保育園	区域外	区域内	区域外
4	21	フルムーンインターナショナルこども園おおの	大野696番地１	保育園	区域外	区域内	区域外
5	1	廿日市聖母マリア幼稚園	可愛11番8号	幼稚園	区域外	区域内	区域内
5	2	くすのき幼稚園	四季が丘二丁目15番地1	幼稚園	区域内	区域外	区域外
5	3	かえで幼稚園	対厳山二丁目9番13号	幼稚園	区域内	区域外	区域外
5	4	公私連携型幼保連携型認定こども園宮島こども園	宮島町779番地5	幼稚園	区域内	区域外	区域外
6	1	佐方小学校	佐方10番地1	学校	区域内	区域外	区域外
6	2	山陽女学園中等部	佐方本町１番地１	学校	区域内	区域外	区域外
6	3	廿日市中学校	桜尾三丁目9番1号	学校	区域外	区域内	区域内
6	4	廿日市小学校	本町2番13号	学校	区域外	区域内	区域内
6	5	廿日市特別支援学校	宮内877番地2	学校	区域内	区域外	区域外
6	6	宮内小学校	宮内1518番地	学校	区域外	区域内	区域外
6	7	四季が丘中学校	四季が丘二丁目1番地1	学校	区域内	区域外	区域外
6	8	四季が丘小学校	四季が丘八丁目1番地1	学校	区域内	区域外	区域外
6	9	阿品台中学校	阿品台東1番1号	学校	区域内	区域外	区域外
6	10	友和小学校	友田19番地	学校	区域内	区域内	区域外
6	11	佐伯中学校	津田69番地1	学校	区域内	区域外	区域外
6	12	吉和学園	吉和1555番地1	学校	区域内	区域内	区域外
6	13	大野学園	大野原四丁目2番60号	学校	区域内	区域外	区域外
6	14	大野東中学校	大野414番地	学校	区域内	区域外	区域外
6	15	宮島学園	宮島町779番地2	学校	区域内	区域外	区域内
6	16	原小学校	原433	学校	区域内	区域外	区域外
6	17	大野東小学校	大野720	学校	区域外	区域内	区域外
7	1	廿日市児童会	本町2番13号	児童会	区域外	区域内	区域内
7	2	原児童会	原433	児童会	区域内	区域外	区域外
7	3	宮内児童会	宮内1518番地	児童会	区域外	区域内	区域外
7	4	佐方児童会	佐方10番地1	児童会	区域内	区域外	区域外
7	5	四季が丘児童会	四季が丘八丁目1番地1	児童会	区域内	区域外	区域外
7	6	友和児童会	友田30番地1	児童会	区域内	区域内	区域外
7	7	大野東児童会	大野840番地6	児童会	区域外	区域内	区域外
7	8	大野西児童会	大野原四丁目2番60号	児童会	区域内	区域外	区域外
7	9	宮島児童会	宮島町779番地2	児童会	区域内	区域外	区域内
7	10	吉和児童会	吉和1555番地1	児童会	区域内	区域内	区域外
10	1	大野東児童館	大野840番地6	児童館	区域外	区域内	区域外
10	2	大野西児童館	大野原四丁目2番60号	児童館	区域内	区域外	区域外
10	3	友和児童館	友田30番地1	児童館	区域内	区域内	区域外
10	4	江川レーディースクリニック	本町5番18号	診療所　（有床）	区域外	区域内	区域内
10	5	双樹クリニック	新宮二丁目1番15号	診療所　（有床）	区域外	区域内	区域外
10	6	ひだまり保育園	宮内工業団地1番地9	託児所	区域内	区域外	区域外
10	7	にこにこキッズみやじま保育園	宮島町960番地2	託児所	区域内	区域外	区域外
10	8	光の園摂理の家	地御前1895番地2	児童養護施設	区域内	区域外	区域外
10	9	母子生活支援施設　いもせハイツ	梅原二丁目14番39号	母子生活支援施設	区域外	区域内	区域内
10	10	大野子育て支援センター	大野1328番地	子育て支援センター	区域外	区域内	区域外
10	11	地御前子育て支援センター	地御前一丁目3番28号	子育て支援センター	区域外	区域内	区域内

水防資機材保管一覧表

資材及び鍵の保管場所			連絡先	土嚢袋	ブルーシート			杭	縄	ビニールロープ	トラロープ	スコップ	つるはし	鍬	掛矢	なた	万能のこ	バリケード	かま	おの	ヘッドライト	丸カン
	資材保管場所	鍵保管場所			大	中	小															
本庁	・市庁舎１１２倉庫	公共施設マネジメント課	20-0001	11,600	36	93	393	63	40	128	64	29	2	3	11	9	26	−	20	15	8	7
	・分館倉庫	公共施設マネジメント課	20-0001	26,000	57	80	166	186	15	52	25	55	−	1	5	−	−	−	−	−	−	−
	・消防署	消防本部総務課	30-9231	7,600	20	32	12	27	56	46	70	103	2	6	26	32	28	−	44	8	−	−
	・西分署	消防本部総務課	30-9231	550	43	40	15	88	5	5	12	16	−	−	7	5	5	−	7	1	−	−
	・佐伯署	消防本部総務課	30-9231	1,000	17	18	31	72	−	20	10	11	−	2	3	18	7	−	22	−	−	−
	（小　計）			(46,750)	(173)	(263)	(617)	(436)	(116)	(251)	(181)	(214)	(4)	(12)	(52)	(64)	(66)	(0)	(93)	(24)	(8)	(7)
支部	・佐方支部	佐方市民センター	32-5049	1,550	6	0	20	0	7	19	4	16	1	2	6	9	1	2	0	0	0	0
	・廿日市支部	中央市民センター	20-1266	1,000	（市		庁		舎）			7	1	1	2	3	1	2	0	0	0	0
	・平良支部	平良市民センター	31-1251	1,300	4	0	17	5	0	0	5	12	2	3	5	1	1	4	3	1	0	0
	（速谷消防団車庫 消防本部）		32-8111	0	4	0	0	0	3	5	1	10	0	1	0	0	1	0	7	0	0	0
	・原支部	原市民センター	39-0227	600	2	2	6	0	0	18	9	8	1	3	2	3	1	0	0	0	0	0
	（川末水防資材倉庫　原市民センター）		39-0227	0	3	0	0	0	0	4	0	4	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0
	・宮内支部	宮内市民センター	39-6011	1,000	0	0	20	0	0	0	4	5	1	2	2	1	1	4	1	0	0	0
	（砂原消防団車庫　消防本部）		32-8111	30	5	10	0	0	0	1	0	3	0	0	2	3	3	0	1	1	0	0
	・宮園支部	宮園市民センター	39-1699	1,400	0	0	19	0	0	0	1	7	1	1	2	2	1	2	1	0	0	0
	（宮園消防団車庫　消防本部）		32-8111	0	3	0	0	0	0	4	2	6	1	0	1	3	1	0	0	1	0	0
	・四季が丘支部	四季が丘市民センター	38-3365	425	7	2	19	0	1	0	1	7	1	1	2	4	1	2	4	0	0	0
	（四季が丘消防団車庫　消防本部）		32-8111	0	6	0	6	0	5	5	1	5	1	0	1	2	1	0	2	1	0	0
	・串戸支部	串戸市民センター	32-2096	2,800	9	10	20	0	0	0	0	4	−	−	−	−	−	−	0	0	0	0
	・明石支部	明石消防団車庫消防本部	32-8111	0	3	1	9	0	7	18	2	0	2	1	4	4	1	0	0	0	0	0
	・地御前支部	地御前市民センター	36-2360	1,400	6	0	22	0	0	1	2	10	1	1	2	2	2	4	3	4	0	0
	（地御前消防団車庫　消防本部）		32-8111	0	3	0	6	0	3	6	2	6	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0
	・阿品支部	阿品市民センター	36-3630	1,000	3	0	12	0	0	0	5	8	1	1	2	2	1	0	0	2	0	0
	（阿品消防団車庫 消防本部）		32-8111	80	3	3	8	36	2	15	6	15	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	・阿品台支部	阿品台市民センター	39-4338	1,025	8	12	3	0	5	2	4	8	1	1	2	2	1	2	1	0	0	0
	（支部小計）			(13,500)	(48)	(27)	(167)	(5)	(20)	(58)	(37)	(92)	(13)	(17)	(31)	(33)	(12)	(22)	(13)	(7)	(0)	(0)
	（団車庫小計）			(110)	(27)	(13)	(20)	(36)	(13)	(40)	(12)	(49)	(3)	(1)	(8)	(9)	(8)	(0)	(14)	(4)	(0)	(0)
	（小　計）			(13,610)	(75)	(40)	(187)	(41)	(33)	(98)	(49)	(141)	(16)	(18)	(39)	(42)	(20)	(22)	(27)	(11)	(0)	(0)
災対地域部	災対佐伯地域部	佐伯支所	72-1111	5,700	25	0	140	7	59	17	70	17	1	1	3	0	4	0	0	2	0	0
	（第９分団栗栖倉庫 佐伯署）		72-1312	0	21	0	10	0	5	18	5	10	0	2	2	4	2	0	3	0	0	0
	（第９分団所山倉庫 佐伯署）		72-1312	400	6	0	10	0	5	20	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・津田支部	水と緑のまち さいき文化センター	72-0336	400	6	0	2	0	5	20	5	7	1	1	2	2	1	2	0	0	0	0
	・玖島支部	玖島ふれあいセンター	74-0505	200	0	0	3	0	5	3	0	3	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0
	（第５分団倉庫　佐伯署）		72-1312	400	4	0	14	0	5	18	5	13	0	4	1	4	1	0	1	0	0	0
	・友和支部	友和市民センター	74-0001	200	0	3	5	0	5	16	4	9	1	1	2	2	2	6	1	0	0	0
	（水防倉庫 友和市民センター）																					
	・浅原支部	あさはらまちづくり交流センター（中央活性化センター）	72-0001	650	0	0	1	0	0	4	0	7	1	1	2	2	1	1	2	0	0	0
	（第８分団倉庫　佐伯署）		72-1312	0	5	0	8	0	5	16	0	3	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0
	（災対佐伯地域部・支部小計）			(7,150)	(31)	(3)	(151)	(7)	(74)	(60)	(79)	(43)	(5)	(5)	(10)	(8)	(9)	(10)	(4)	(2)	(0)	(0)
	（署・団車庫小計）			(800)	(36)	(0)	(42)	(0)	(20)	(72)	(15)	(28)	(0)	(9)	(4)	(8)	(3)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)
	（小　計）			(7,950)	(67)	(3)	(193)	(7)	(94)	(132)	(94)	(71)	(5)	(14)	(14)	(16)	(12)	(10)	(9)	(2)	(0)	(0)
	災対吉和地域部	吉和支所	77-2111	3,070	35	29	40	12	4	18	20	10	1	1	3	10	5	10	29	2	0	0
	（小　計）			(3,070)	(35)	(29)	(40)	(12)	(4)	(18)	(20)	(10)	(1)	(1)	(3)	(10)	(5)	(10)	(29)	(2)	(0)	(0)
	災対大野地域部	大野支所	55-2000	19,270	54	86	80	203	0	166	27	87	6	1	17	1	18	9	35	4	0	0
	・大野東支部	大野東市民センター	56-1013	1000	4	5	10	0	0	2	1	4	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	（第１３分団深江班車庫）			0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	0	3	8	7	0	4	0	0	0
	・大野中支部	まるくる大野	−	200	0	5	10	0	0	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・大野西支部	大野西市民センター	55-2017	1,400	8	0	10	0	0	10	5	7	1	1	2	2	1	2	2	0	0	0
	（小　計）			(21,870)	(66)	(96)	(110)	(203)	(0)	(183)	(38)	(117)	(9)	(2)	(23)	(11)	(28)	(11)	(41)	(4)	(0)	(0)
	災対宮島地域部	etto宮島交流館	44-2000	3,000	40	10	10	0	5	4	2	10	1	1	2	4	0	3	0	2	0	0
	（網之浦水防倉庫 宮島消防署）		44-2000	1,500	0	45	40	121	0	10	1	35	6	11	7	0	0	0	5	0	0	0
	（杉之浦水防倉庫）	まちづくり交流センター杉之浦	44-2000	1,600	0	5	40	52	0	12	3	7	1	9	6	2	1	1	3	0	0	0
	（災対宮島地域部小計）			(4,600)	(40)	(15)	(50)	(52)	(5)	(16)	(5)	(17)	(2)	(10)	(8)	(6)	(1)	(4)	(3)	(2)	(0)	(0)
	（水防倉庫小計）			(1,500)	(0)	(45)	(40)	(121)	(0)	(10)	(1)	(35)	(6)	(11)	(7)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)
	（小　計）			(6,100)	(40)	(60)	(90)	(173)	(5)	(26)	(6)	(52)	(8)	(21)	(15)	(6)	(1)	(4)	(8)	(2)	(0)	(0)
	（支部小計）			(36,690)	(172)	(143)	(351)	(274)	(83)	(277)	(142)	(187)	(17)	(18)	(44)	(35)	(43)	(35)	(77)	(10)	(0)	(0)
	（団車庫小計）			(2,300)	(36)	(45)	(82)	(121)	(20)	(82)	(16)	(63)	(6)	(20)	(11)	(8)	(3)	(0)	(10)	(0)	(0)	(0)
	（小　計）			(38,990)	(208)	(188)	(433)	(395)	(103)	(359)	(158)	(250)	(23)	(38)	(55)	(43)	(46)	(35)	(87)	(10)	(0)	(0)
総合計				(99,350)	(456)	(491)	(1,237)	(872)	(252)	(708)	(388)	(605)	(43)	(68)	(146)	(149)	(132)	(57)	(207)	(45)	(8)	(7)

【公共施設マネジメント課】

陸上建設機械等一覧表

名　　称	消防	水道局	清掃センター	その他	民間所有				合計
					廿日市	佐伯吉和	大野	宮島	
普通トラック（大型）					2	2	0	0	4
普通トラック（小型）					16	8	5	0	29
ダンプトラック（大型）					11	3	0	0	14
ダンプトラック（小型）					29	17	12	3	61
ダンプトラック（10t）					2	2	0	0	4
ブルドーザー					1	0	0	1	2
ホイルコーダー					8	6	2	2	18
クレーン付トラック					3	7	2	2	14
バックホウ					14	0	3	1	18
コンプレッサー					1	0	0	0	1
水中ポンプ					2	0	0	0	2
油圧ショベル					0	15	0	0	15

［ 維持管理課 ］

災害対策車両協力依頼先

（ア） 廿日市地域

依頼先	住所	電話
㈱旭工務店	地御前一丁目２３－３０	36 - 3436
㈲宇山建設	六本松二丁目４－８	39 - 0519
占部建設工業㈱広島支店	桜尾二丁目８－３	32 - 1224
㈲英伸建設	原３６０－３	39 - 9833
㈱應矢建設	串戸２－１６－１１	31 - 0277
㈲権現組	上平良１１３３－８	38 - 5757
㈱シンテツ	木材港北５－２０	32 - 4627
竹本建設㈱	原４７７－３	38 - 0532
日伸工業㈱	地御前２１８－２０	39 - 6622
㈲藤田工業	上平良１３１６－１	38 - 6150
㈲フタバ建設	原２１４－３	38 - 3550
㈱松山	佐方本町４－３１	32 - 2000
㈱ミナミ組	地御前四丁目９－１７	36 - 1510
㈲山下組	平良一丁目４－１７	31 - 1001
㈲フラワー興産	木材港北４－３３	32 - 8354

（イ） 佐伯地域

依頼先	住所	電話
㈱日浦組	津田１０２９	72 - 0316
㈱佐伯土木	河津原１４０８－１	74 - 2158
㈱中津組	友田８４３－３	74 - 0108
Earth㈱	永原１１７２－６	40 - 0771
佐北建設㈱	玖島４８５１	74 - 2828

（ウ） 吉和地域

依頼先	住所	電話
吉和建設㈱	吉和１７１８	77 - 2234
㈱ホサナ建設	吉和９８７－１	77 - 2872
梶広建設㈱	吉和２９１―１０	77 - 2331

（エ） 大野地域

依頼先	住所	電話
㈱勝田建設	大野６６５－５	56 - 0831
㈱太洋土木	前空２－６－２１	54 - 2621
㈱竹内	梅原一丁目４－３９	55 - 0231
㈲ドプコ	沖塩屋二丁目１０－６	54 - 0955
対厳建設㈱	対厳山三丁目２－１５	56 - 3101
山口建設㈱	対厳山三丁目８－３９	56 - 0359

（オ） 宮島地域

依頼先	住所	電話
㈱宮島建設工業	宮島町８１６	44 - 0220
㈲新竹建設	宮島町７４７－８	44 - 2621

［ 維持管理課 ］

廿日市市防災会議条例

（昭和３８年　７月２３日条例第１６号）
改正　昭和５８年１０月　４日条例第１８号
昭和６３年　４月　１日条例第２４号
平成　５年　３月１６日条例第　３号
平成１２年　３月　８日条例第　４号
平成１５年　２月１８日条例第　４号
平成２４年　９月２６日条例第２５号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、廿日市市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　廿日市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見をのべること。
(4)　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２５条の規定に基づき、市長からの諮問に応じ、廿日市市水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は５０名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
(1)　指定地方行政機関の職員
(2)　広島県の知事の部内の職員
(3)　広島県警察の警察官
(4)　市長の部内の職員
(5)　教育長
(6)　消防長及び消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
(9)　その他市長が必要と認める者
６　前項第７号から第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５８年１０月４日条例第１８号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和６３年４月１日条例第２４号抄）
（施行期日）
第１条　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年３月１６日条例第３号）
この条例は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成１２年３月８日条例第４号）
（施行期日）
１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
（廿日市市水防協議会条例の廃止）
２　廿日市市水防協議会条例（昭和５８年条例第１７号）は、廃止する。
附　則（平成１５年２月１８日条例第４号）
１　この条例は、平成１５年３月１日から施行する。
２　この条例の施行の日から平成１５年３月３１日までの間、廿日市市防災会議の委員の定数については、この条例による改正後の第３条第５項の規定にかかわらず、６２人以内とする。
３　この条例の施行後に新たに任命又は委嘱される廿日市市防災会議の委員の任期は、第３条第６項の規定にかかわらず、平成１５年３月３１日までとする。
附　則（平成２４年９月２６日条例第２５号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の日以後平成２６年３月３１日までの間に、第１条の規定による改正後の廿日市市防災会議条例第３条第５項第８号及び第９号の規定により新たに任命され、又は委嘱される廿日市市防災会議の委員の任期は、同条第６項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

廿 日 市 市 防 災 会 議 運 営 規 程

（昭和３８年１０月１日施行）
改正　昭和６３年４月１日
改正　平成３１年４月１日
改正　令和　６年４月１日

（趣旨）
第１条　この規程は、廿日市市防災会議条例（昭和３８年条例第１６号）第５条の規定に基づき、廿日市市市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
（会議）
第２条　防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ随時開くものとする。
２　会議は、会長が招集し、その議長となる。
３　会議の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
（定足数）
第３条　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
（表決）
第４条　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委員の代理者）
第５条　委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。
２　前項の代理者は、会議の議事の参与については、委員とみなす。
（専決処分）
第６条　会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。
２　会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。
３　第１項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

附　則
この規程は、昭和３８年１０月１日から施行する
附　則（昭和６３年４月１日）
この規程は、昭和６３年４月１日から施行する。
附　則（平成３１年４月１日）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和６年４月１日）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

廿日市市防災会議委員

区　分	機　関　名
指定地方行政機関の職員	広島海上保安部
（第１号）	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所
	農林水産省近畿中国森林管理局広島森林管理署
広島県の知事の部内の職員	広島県西部総務事務所
（第２号）	広島県西部厚生環境事務所
	広島県西部保健所
	広島県西部農林水産事務所
	広島県西部建設事務所廿日市支所
広島県警察の警察官（第３号）	広島県廿日市警察署
市長の部内の職員	廿日市市危機管理監（副市長）
（第４号）	廿日市市副市長
	廿日市市総務部長
	廿日市市経営企画部長
	廿日市市地域振興部長
	廿日市市生活環境部長
	廿日市市産業部長
	廿日市市健康福祉部長
	廿日市市健康福祉部子育て担当部長
	廿日市市建設部長
	廿日市市建設部都市建築担当部長
	廿日市市建設部都市再生担当部長
教育長	廿日市市教育委員会教育長
（第５号）	廿日市市教育委員会教育部長
消防長及び消防団長	廿日市市消防本部消防長
（第６号）	廿日市市消防団
	広島市消防局
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	西日本旅客鉄道株式会社宮島口駅
（第７号）	ＮＴＴ西日本株式会社中国支店
	中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター
	広島ガス株式会社
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所
	日本郵便株式会社廿日市郵便局
	広島電鉄株式会社
自主防災組織を構成するもの又は学識経験者	広島工業大学
（第８号）	日本赤十字広島看護大学
	廿日市市町内会連合会
	佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会
	コミュニティよしわ
	大野区長連合会
	宮島地域自主防災会
	廿日市市女性連合会
その他市長が必要と認めた職員	一般社団法人佐伯地区医師会
（第９号）	ＪＲ西日本宮島フェリー株式会社
	宮島松大汽船株式会社
	広島県水道広域連合企業団廿日市事務所
	廿日市市社会福祉協議会
	一般社団法人宮島観光協会
	一般社団法人はつかいち観光協会
	廿日市市民生委員児童委員協議会
	陸上自衛隊第４６普通科連隊

廿 日 市 市 災 害 対 策 本 部 条 例

（昭和３８年　７月２３日条例第１７号）
改正　昭和６３年　４月　１日条例第２４号
改正　平成２４年　９月２６日条例第２５号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第８項の規定に基づき、　廿日市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等の職務）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部の設置）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務をつかさどる。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年４月１日条例第２４号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２６日条例第２５号抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。

応急対策職員派遣制度に関する要綱

目次

第１章 総則
第２章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項
第３章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等
第４章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣
　第１節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）
第２節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）
第３節 追加の対口支援による応援職員の派遣
第４節 独自申出による応援職員の派遣
第５章 総括支援チームの派遣
第６章 受援体制
第７章 その他
別 表
別 紙

第１章 総則

（目的）

第１条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施 できない規模の災害をいう。

（２）地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第１条第１項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。

（３）地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第３条第１項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。

（４）地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。

（５）被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。

（６）関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。

（７）関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。

（８）関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。

（９）対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

(10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第２章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

（基本的な事項）

第３条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。

（２）本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。

（３）本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。

（４）本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。

（ア）災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。

（イ）被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。

（５）前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。

（ア）最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第１段階支援」という。）とし、第１段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第１段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第２段階支援」という。）。

（イ）対口支援方式により応援職員を派遣すること。

（ウ）都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。

（６）第４号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第４条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第３章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

（情報の収集及び共有）

第５条 総務省は、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

２ 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

３ 前２項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

４ 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

（被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握）

第６条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

（１）災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

（２）前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（３）総括支援チームの派遣の必要性

（４）前３号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

２ 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

３ 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

（応援職員確保調整本部の設置）

第７条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度７の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、対口支援団体の決定、総括支援チームの派遣の要請、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び

意思決定を行うため、総務省、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第５条第１項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

２ 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。

３ 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び都道府県並びに関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

４ 第１項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

５ 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（応援職員確保現地調整会議の設置）

第８条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

（１）現地における情報収集

（２）現地において収集した情報の確保調整本部への報告

（３）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

２ 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。

３ 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。

４ 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。

５ 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。

６ 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。

７ 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第４章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第１節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第９条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

２ 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第10条 確保調整本部は、前条第１項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

２ 確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

（１）総括支援チームの派遣の状況

（２）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（３）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（４）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（５）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（６）災害時相互応援協定等の締結状況

（７）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

３ 確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については被災地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）第２項各号に掲げる事項

４ 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第２項第２号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

５ 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

６ 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（対口支援団体等による応援職員の派遣）

第11条 対口支援団体は、前条第４項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

２ 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第２項第２号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整

（２）交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

（３）前２号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

３ 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

４ 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

（１）応援職員のニーズ等の把握

（２）前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

（３）被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

（４）応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

（５）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

５ 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

６ 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援

の終了について、文書により連絡するものとする。

（第１段階支援に関するその他の事項）

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２ 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３ 被災地域ブロック幹事都道府県は、第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

４ 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第２節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第９条第１項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第２段階支援の必要性について連絡するものとする。

２ 前項の規定による第２段階支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第１項の規定により第２段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（３）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（４）前３号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

２ 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

３ 確保調整本部は、第１項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第２項各号に規定する調整等を行うものとする。

２ 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団

体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第４項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

３ 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

４ 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第２段階支援に関するその他の事項）

第16条 第14条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２ 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３ 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第１項、第14条第２項及び本条第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

４ 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第３節 追加の対口支援による応援職員の派遣

（追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

２ 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

３ 被災都道府県は、第１項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

４ 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における追加の対口支援団体の決定）

第18条 確保調整本部は、前条第３項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第２項及び第14条第１項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

２ 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第１項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

３ 確保調整本部は、第１項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（追加の対口支援団体による応援職員の派遣）

第19条 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。

この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第２項各号に規定する調整等を行うものとする。

２ 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第４項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

３ 前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

４ 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（追加の対口支援に関するその他の事項）

第20条 第18条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２ 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３ 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第１項、同条第３項、第18条第２項及び本条第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

４ 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第４節 独自申出による応援職員の派遣

（独自申出による応援職員の派遣の調整）

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第１段階支援及び第２段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

２ 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（１）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

３ 関係団体は、第１項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

４ 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

５ 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第５章 総括支援チームの派遣

（災害マネジメント総括支援員等の登録）

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

２ 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

３ 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

（総括支援チームの派遣の要請等）

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

２ 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

３ 第１項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

４ 対口支援団体は、第２項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。

５ 確保調整本部は、第１項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

６ 確保調整本部は、第１項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

７ 確保調整本部は、第５項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。

８ 確保調整本部は、第５項又は第６項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さ

らに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの要請に基づかない派遣）

第24条 前条の規定にかかわらず、確保調整本部は、震度７の地震が発生した被災市区町村に対し、当該被災市区町村又は被災都道府県からの要請によることなく、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼することができるものとする。

（総括支援チームの派遣）

第25条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

２ 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

３ 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

４ 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

５ 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣に関するその他の事項）

第26条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２ 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３ 被災地域ブロック幹事都道府県は、第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災

都道府県に代わって行うことができるものとする。

4　総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部に対し、総括支援チーム派遣団体の交代又は追加の申出を行うことができるものとする。

5　確保調整本部は、前項の規定により申出を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

6　総括支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第６章 受援体制

（平常時における受援体制の整備等）

第27条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

（１）庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者

（２）応援職員が担う受援対象業務と必要人数

（３）各受援対象業務の担当部署における受援担当者

（４）応援要請の手順

２ 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

３ 地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（応援職員受入時の体制整備）

第28条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

（１）応援職員の執務スペースの確保

（２）業務に必要な資機材等の準備

（３）受援に関する庁内調整会議の開催

第７章 その他

（被災都道府県の役割）

第29条 被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めるものとする。

（１）応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）

（２）被災市区町村の応援ニーズの把握

（３）被災市区町村への連絡要員の派遣

（４）被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）

（５）当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

（被災地域ブロック幹事都道府県の役割）

第30条 被災地域ブロック幹事都道府県は、被災都道府県を補佐するものとする。複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じて、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐するものとする。

（応援職員の派遣に関する留意事項）

第31条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

（２）派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

（応援職員の派遣に関する費用の負担）

第32条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

（平常時における対応）

第33条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

２ 内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

３ 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第２項第４号から第６号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。

提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

（訓練の実施）

第34条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

（要綱の見直し）

第35条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

（南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の特例）

第36条 別紙に掲げる要件に該当する場合における応急対策職員派遣制度の取扱いは、別に定める。

（その他）

第37条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年３月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年３月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年５月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）

地域ブロック	北海道東北 ブロック（A）	関東 ブロック（B）	中部 ブロック（C）	近畿 ブロック（D）	中国・四国 ブロック（E）	九州 ブロック（F）
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

（別紙）

1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第２条第２項に規定する南海トラフ地震が発生した場合において、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たすとき。

【震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の３地域のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2 上記１以外の要件

(1) 政府、関係団体等の各種情報から、上記１の場合に類する被害が想定され、総務省が必要と判断した場合

(2) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用された場合

日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災会員の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）が定める、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱（以下「地方支部要綱」という。）に基づき、日本水道協会広島県支部（以下「県支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　県支部内の正会員を、北部・南部・東部・西部の４ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別表のとおりとする。

２　県支部長都市に事務局を設置する。

（相互応援体制）

第３条　県支部に第１条に規定する災害が発生した場合は、この要綱の定めるところにより、正会員は被災会員の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。なお、地方支部から要請があった場合も同様とする。

２　県支部長都市が被災した場合には、前条第１項に規定するブロック代表都市で協議し、相互応援体制を確立する。

３　ブロック代表都市が被災した場合には、県支部長都市と他のブロック代表都市で協議し、相互応援体制を確立する。

（応援要請の方法）

第４条　応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

（１）応援を要請しようとする被災会員（以下「応援要請会員」という。）はブロック代表都市へ応援を要請する。

（２）ブロック代表都市は、前号の応援要請を受けた場合は、速やかに被災状況及び応援活動計画を県支部長都市に報告するとともに、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときには、県支部長都市へ応援を要請する。

（３）県支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合は、ブロック代表都市の応援活動計画に基づき、県支部内の他のブロック代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときには、地方支部へ応援を要請する。

２　応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により要請先に行う。

（１）災害の状況

（２）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路
（５）応援の期間
（６）前各号に定めるもののほか、必要な事項
３　応援要請会員は、ブロック代表都市又は県支部長都市から応援要請を受けた会員（以下「応援会員」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（応援要員の派遣）

第５条　応援会員は、直ちに応援体制を整え応援要請会員に協力するものとする。
２　応援会員は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じて給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、寝袋、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
３　派遣応援要員は、応援要請会員の指示に従って作業に従事する。
４　派遣応援要員は、応援会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第６条　各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
（１）応急給水活動
（２）応急復旧活動
（３）応急復旧用資機材の提供
（４）工事業者の斡旋
（５）前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第７条　各会員は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から受入体制を確立しておくものとする。
２　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ丁寧な対応にできるようにするため、ブロック代表都市は応援要員の宿泊施設及び応戦車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）

第８条　第５条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請会員が負担するものとする。
２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請会員の負担額から控除するものとする。
３　応援会員の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援会員の諸規定に基づき、応援要請会員が支弁するものとする。
４　応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補填は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療

する場合の治療費は、応援要請会員の負担とする。

５　応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

６　応援会員の職員と共に応援に従事する管工事業者等に派遣を要する経費は、応援要請会員が応援会員の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）

第９条　応援会員は、応援要請会員が前条第１項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求するものとする。

（１）物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額

（２）車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（３）機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（防災関係物資等の調査）

第 10 条　各会員は、防災関係物資等の備蓄状況を様式「防災関係物資等の備蓄状況調査表」により毎年５月末日までに県支部都市に報告する。

（防災連絡会議の設置）

第 11 条　この要綱に基づく相互応援活動の円滑な実施を図ることを目的として、日本水道協会広島県支部防災連絡会議を設置する。

（正会員以外の地方自治体への応援）

第 12 条　正会員以外の地方自治体から地震、異常渇水等による災害のため、応援要請があったときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、日本水道協会広島県支部規則第４条第１項に規定する役員都市が協議して定める。

附則

１　この要綱は、平成９年７月 31 日から施行する。

２　水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱（昭和 61 年９月９日制定）は廃止する。

様式(第 10 条関係)

防災関係物資等の備蓄状況調査表

(令和　　年度末現在)

会員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　目	内　訳	保有数量	初期応援可能数	備　考
車　両	給水車(　　㎥)	台	台	
	給水車(　　㎥)	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	その他			
給水容器	仮設水槽(　　㎥)	基	基	
	仮設水槽(　　㎥)	基	基	
	給水タンク(1,500ℓ～　　)	基	基	
	給水タンク(1,000ℓ～1,499ℓ)	基	基	
	ポリ容器(５ℓ～３０ℓ)	個	個	
	給水タンク(～　２０ℓ)	個	個	ポリ袋
	その他			
機　材	応急給水装置	基		
	ろ過機	台		
	発電機	台		
	投光機	個		
	鉄管切断機	台		
	電動ネジ切機	台		
	その他			
管　類	直管(　　ｍｍ)	m		
	直管(　　ｍｍ)	m		
	直管(　　ｍｍ)	m		
	継手類	個		
缶　詰	水の缶詰	缶		
	食糧	缶		
その他				

＊ポリ容器の5ℓ未満のものは算入しない。また、ポリ容器の 30ℓを超えるものは給水タンク(　～999ℓ)として算入すること。
＊ポリ容器(　～20ℓ)の欄には、ポリ容器のみを記入すること。
＊その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

（第 11 条関係）

日本水道協会広島県支部防災連絡会議設置要領

1 設　置

日本水道協会広島県支部相互応援対策要綱（平成 9 年 7 月 31 日制定）第 11 条の規定に基づき、地震、異常渇水等による災害において、被災会員が速やかに給水能力を回復できるよう、相互応援対策活動の円滑な実施を図ることを目的に、日本水道協会広島県支部防災連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 構　成

日本水道協会広島県支部規則第4条第 1 項に規定する役員都市とする。

3 会　議

(1) 会議は、日本水道協会広島県支部事務局長（以下「事務局長」という。）が招集し、年1回以上開催する。

(2) 会議の議長は、事務局長とする。

4 協議事項

(1) 応援派遣の体制

(2) 応援派遣の受入れの体制

(3) 資機材の備蓄状況

(4) 配管図面等の整備保管状況

(5) 応援活動マニュアルの整備状況

(6) 机上でのシミュレーション訓練

(7) その他防災対策

5 この要領は、平成 9 年 7 月 31 日から実施する。

火災・災害等即報要領

（昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官）

（改正　平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号）

第１ 総則

１ 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２ 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

３ 報告手続

(1) 「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４ 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については

第２号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５ 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数

について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１ 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が３人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

（ア）建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g 損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

ａ 航空機火災

ｂ タンカー火災

ｃ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

ｄ トンネル内車両火災

ｅ 列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあ

ったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２ 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャックによる救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３ 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

４ 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１ 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含

む。）

２ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３ 武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４ 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１ 第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

災害報告取扱要領

（昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官）

（改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第 58号、昭和59年10月消防災第267号、平成 6年12月消防災第278号、平成 8年 4月消防災第 59号、平成13年 6月消防災第101号・消防情第 91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号）

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成６年４月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(3) 災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
(5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第１号様式、第２号様式及び第３号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることによ

り、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すな わち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。

(4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要 とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

市内指定文化財

文化財の種類		国指定文化財	県指定文化財	市指定文化財	計
有形文化財	美術工芸品	６８	２１	５７	１４６
	建造物	１３	１	３	１７
無形文化財				１	１
民俗文化財	有形民俗文化財				
	無形民俗文化財		３	７	１０
記念物	特別史跡・特別名勝	１			１
	史跡			１７	１７
	名勝			５	５
	特別天然記念物	１			１
	天然記念物	３	４	１７	２４
登録有形文化財		４			４
選択無形民俗文化財		１			１
計		９１	２９	１０７	２２７

（令和７年４月１日現在）

［文化財課］

※　選択無形民俗文化財（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）

　重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち、国が調査報告書・映像記録等の記録を作成する必要があると特に認めたもの。

被災者に必要となる防災業務一覧

項　目	事　務　の　概　要	担　当	電話番号
避難所への入所	避難先の相談、支部の開設	総務部危機管理課	0829-30-9102
被災者応急生活相談窓口	被災者の支援制度等に係る相談	健康福祉部健康福祉総務課	0829-20-1610
災害見舞金の支給	住居（居住している建物）が全壊・流失・半壊・床上浸水した場合や市民が死亡・負傷した場合	健康福祉部健康福祉総務課	0829-20-1610
生活保護世帯への被服費、家具什器費、学用品費、住宅補修費の支給	生活保護世帯で、衣類、食器、布団類などを失った場合、または家屋の補修を必要とする場合	健康福祉部健康福祉総務課	0829-20-1610
母子・父子・寡婦福祉資金(住宅・転宅資金)の貸付	災害により、住居を補修する場合、または転居などを行う場合の貸付相談	健康福祉部こども課 (広島県西部厚生環境事務所)	0829-30-9154 (0829-32-1181)
母子・父子・寡婦福祉資金償還金の支払猶予	災害により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合の相談	健康福祉部こども課 (広島県西部厚生環境事務所)	0829-30-9154 (0829-32-1181)
母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長	事業開始資金・事業継続資金・住宅資金について、被害を受けた日から1年以内に貸付を受ける場合の相談	健康福祉部こども課 (広島県西部厚生環境事務所)	0829-30-9154 (0829-32-1181)
児童扶養手当の支給に係る相談	住宅・家財などに2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限が適用除外	健康福祉部こども課	0829-30-9154
保育料の減免	災害により、収入が概ね半額以下に低下し、生活に支障がある人	健康福祉部こども課	0829-30-9154
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外	住宅・家財などにその価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の特例	健康福祉部障害福祉課	0829-30-9152
心身障害者扶養共済制度掛け金の減免	災害により市民税の減免を受けた人	健康福祉部障害福祉課	0829-30-9152
介護保険の利用料の減免	被災者の介護保険の利用料減免申請に係る相談・受付	健康福祉部高齢介護課	0829-30-9155
長寿医療（後期高齢者医療）の保険料及び一部負担金の減免	保険料：住宅等の価格（保険金等の補填金額を除いた額）の２０％以上の損害を受けた人 一部負担金：住宅等の価格（保険金等の補填金額を除いた額）の５０％以上の損害を受けたため、一部負担金を支払うことが困難な人	生活環境部保険課	0829-30-9160
老人医療費の一部負担金の減免	老人保健法による医療受給者証（白色)所持者の属する世帯の生計中心者が、住宅・家財その他の財産の価格の概ね2分の1以上の損害を受け、市民税の減免を受けた場合等	生活環境部保険課	0829-30-9160
老人医療費の助成対象者の所得制限の緩和	誕生日が昭和 14年9月30日以前の65歳以上70歳未満の人で、市民税の免除を受けた人	生活環境部保険課	0829-30-9160
乳幼児医療費補助の所得制限の緩和	災害を受けた人で、特別の事情がある人	生活環境部保険課	0829-30-9160
国民健康保険一部負担金の減免	災害により住宅・家財などに損害を受けた場合	生活環境部保険課	0829-30-9160
国民年金保険料の免除		生活環境部保険課	0829-30-9160
生活福祉資金の貸付	住宅資金の貸付	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294
	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯などで、住宅の改修に要する経費に困窮した場合の貸付		
	災害援護資金の貸付		
	低所得世帯などで、住宅・家財などに被害を受けた場合の貸付		

項　目	事　務　の　概　要	担　当	電話番号
災害見舞金の支給	日本赤十字社 災害による死亡や、入院（2週間以上）による負傷者。	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294
災害ごみの収集相談	災害ごみの収集、処分についての相談	生活環境部循環型社会推進課	0829-30-9133
浸水時のし尿の汲み取り	浸水で便槽が一杯になった場合に臨時の汲み取りを行うし尿収集業者の紹介	生活環境部循環型社会推進課	0829-30-9133
土のう袋の配付	災害ごみの排出等に用いる土のう袋の配布	経営企画部 公共施設マネジメント課	0829-30-9180
市税の徴収猶予	一定の条件に該当する場合	総務部税制収納課	0829-30-9111
市税等の減免	住宅に対して損害（全壊・半壊）を受け、一定の条件に該当する場合	総務部課税課	0829-30-9113
国税の減額	災害による損失を対象に、一定条件に該当する場合	廿日市税務署	0829-32-1217
上下水道料金の減免	住宅の全半壊による被害を受けた場合。地震により漏水等が発生し、使用水量が著しく増加した場合。 地震を直接原因として使用水量が著しく増加した場合。 ※地震を原因としない漏水や水道使用は対象外	広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所	0829-32-5295
		建設部下水道経営課	0829-32-5481
市営住宅の入居可能な住宅の相談	市営住宅の入居可能な住宅の入居手続き相談	建設部住宅政策課	0829-30-9177
被災建物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導課	0829-30-9191
宅地の応急危険度判定	造成宅地（団地）のひび割れ、石積みのクラック等の心配相談	建設部都市計画課	0829-30-9190
家屋の被害判定	家屋の被害の程度を示す全壊、半壊、一部損壊の判定	総務部課税課	0829-30-9116
家屋等の修繕業者の問い合わせ	施工業者の斡旋等の教務（事前に市から対応可能か協会へ要確認）	廿日市市建設協会	0829-31-0196
り災証明書の発行	税金の減免などの公的サービスを受ける場合や保険適用を受ける場合に添付する証明書の発行	総務部危機管理課	0829-30-9102
浸水時の消毒相談	浸水時の伝染病防止のための応急消毒、薬剤配付	健康福祉部健康福祉総務課	0829-20-1610
ボランティア等への依頼	被災家屋等の土砂の撤去などボランティア等の活用を依頼する場合	地域振興部地域振興課	0829-32-3810
		はつかいち災害救援 ボランティアネットワーク	0829-20-0294
法律相談	法律相談窓口の案内	生活環境部人権・市民生活課	0829-30-9147
消費者トラブル	消費に係る苦情相談	産業部産業振興課	0829-30-9140
	消費生活相談員による商品やサービスの契約・解約や販売方法などに関する相談	廿日市市消費生活センター	0829-31-1841
暮らしの相談	行政困りごとなんでも相談	広島総合行政相談所	082-223-6030

廿日市市職員防災研修・防災訓練体系

【防災研修】

区分			時期（期間）	対象
廿日市市が計画実施する研修	危機管理課	災害対策連絡会議	５月中旬（２時間）	全職員
		支部長・副支部長会議	５月中旬（２時間）	支部長・副支部長 全職員
		災害警戒体制説明会	５月下旬（１日）	本庁災害警戒体制に従事する職員
		防災情報共有システム操作研修会	５月下旬（１日）	全職員
	人事課	新規採用職員研修	４月（１時間）	新規採用職員
廿日市市以外が計画実施する研修	広島県	県・市町危機管理人材育成研修	４月下旬	新任危機管理課員
		県・市町防災人材育成研修	通年（年１３回）	各部から選任された職員
	消防庁	国民保護・Ｊアラート研修会	５月（１日間）	担当職員 １名／年
		消防大学校教育訓練実務講習 自主防災組織育成短期コース	未定（２日間）	担当職員
	内閣官房 内閣府（防災） 消防庁	自治体危機管理･防災責任者研修	５月中旬	新任危機管理監 担当部長 危機管理課長 ２名／年 （前後期各１名）
	内閣府（防災）	防災スペシャリスト養成研修（有明の丘） 防災基礎コース（オンライン）	８月～３月	担当職員 １名／年
	人と防災未来センター	災害対策専門研修マネジメントコース ベーシック（オンライン）	５月下旬（３日間）	担当職員 地域部職員 ３名／年
		災害対策専門研修マネジメントコース エキスパート	６月上旬（４日間）	担当職員 １名／年

【防災訓練】

区分		概要	時期 （回数）	対象
職員対象訓練	市災害対策本部運営訓練（風水害） 市災害対策本部運営訓練（地震）	風水害、地震の図上訓練を通じ、市災害対策本部等事務局職員の情報収集、分析能力及び対応方針案の策定能力の向上を図る。 危機管理課が計画・実施する。	８月下旬 （年１回） ※年度毎にどちらか１つを選択して実施	市災害対策本部事務局職員
	動員参集訓練	災害発生時における即応性の向上を図るとともに、職員に参集メールが届いているか確認する。 非常招集メールを送信し、職員が確認・返信する。	５月上旬 （年１回）	全職員
市民連携訓練	各自主防災組織が実施する防災訓練	住民が自発的に実施する防災訓練に協力し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織との連携を強化する。	各地区の実情に応じて実施	各地域住民
全市訓練	廿日市市シェイクアウト訓練	消防庁と気象庁が毎年合同で実施している第２回緊急地震速報訓練にあわせ、本市においても住民及び職員参加による緊急地震速報と連動した地震の揺れへの対応訓練として実施する。 職員及び住民への通知ははつかいちし安全・安心メール及び廿日市市公式 LINE により行う。	１１月上旬 （年１回）	全職員 全市民

協　定

県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき，広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は，広島県内で災害が発生し，災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に，広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため，また，県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は，次のとおりとする。

(1) 食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 救援活動等に必要な車両，舟艇，航空機及び資機材の提供

(4) 医療，救援，応急復旧等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の人的応援

(5) 被災者を一時収容するための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする市町村は，原則として，次の事項を明らかにして，第４条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて，電話，ファクシミリ等により要請し，後日，速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

(3) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職種別人員

(4) 前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容を要する被災者の状況及び人数

(5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

(6) 応援を必要とする期間

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は，通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず，災害の実態に照らし特に緊急を要し，被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは，同項の要請を待たないで，必要な応援を行うことができるものとする。

この場合には，同項の要請があったものとみなす。

３　他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は，県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

４　県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は，速やかに応援の諾

否を県に通報するものとする。

５　県は，市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第３条　応援に要した経費は，原則として応援を受けた市町村の負担とする。

２　応援を受けた市町村が，前項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を受けた市町村から要請があった場合には，応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は，別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は，この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう，広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し，定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は，市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，県及び市町村が協議して定めるものとする。

（施行）

第８条　この協定は，平成８年１２月２日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書８７通を作成し，県及び各市町村が記名・押印をして，各自その１通を所持する。

平成８年１２月２日

応　援　経　費　の　負　担　基　準

１　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第３条第１項に定める経費のうち，第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

ア　応援を受けた市町村が負担する経費の額は，応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援をした市町村の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が，応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ　ア，イ及びウのほか，応援職員の派遣に要する経費については，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

２　経費の一時繰替支弁等

(1)　応援をした市町村は，第３条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を，応援を受けた市町村に請求する。

区　　分	経　　費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第１条第１号及び第３号までの資機材（同条第３号の車両,舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料，燃料費,輸送費，維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第１条第４号の職員の派遣に係るもの	１に定める経費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	借上料
第１条第６号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2)　(1)の請求は，応援をした市町村の市町村長名による請求書により，連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3)　(1)及び（2）により難いときは，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と廿日市市長（以下「乙」という。）は、廿日市市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、廿日市市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、廿日市市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年７月４日

甲　国土交通省 中国地方整備局長　　福田　　功　（公印）

乙　廿 日 市 市 廿　日　市　市　長　　眞野　勝弘　（公印）

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（２）　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

（３）　医療機関への被災傷者等の受入れ

（４）　被災者への臨時的な居住施設の提供

（５）　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第３条　災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）

第４条　地域ブロックには直接幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

２　地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ１年とする。

３　地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第５条　被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び要請理由

（２）必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

（３）必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

（４）受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

（５）受入港及び受入港への海上経路

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

２　要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援取りまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

３　通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係期間に報告するものとする。

（応援の実施）

第６条　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

２　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

３　応援取りまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

２　被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第８条　この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

（１）協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

（２）協定運営協議会には、幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
（３）前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ１年とする。
（４）協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
２　協定運営協議会の行う業務は、以下の通りとする。
（１）この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
（２）協定の実効性の確保に関する企画及び管理
（３）この協定の運営に係る連絡及び調整
（４）その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）
第９条　海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
２　前条第１項第２号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）
第 10 条　この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）
第 11 条　海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
２　海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）
第 12 条　海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）
第 13 条　この協定に定めるもののほか、、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附　則
この協定は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。

瀬戸内・海の道ネットワーク　災害時相互応援に関する協定

調印自治体

大阪府	堺市　岸和田市　貝塚市　高石市　忠岡町　岬町
兵庫県	姫路市　明石市　洲本市　芦屋市　南あわじ市　淡路市 加古川市　播磨町
和歌山県	和歌山市　海南市　湯浅町　由良町
岡山県	玉野市　笠岡市　備前市　浅口市　瀬戸内市
広島県	広島市　呉市　竹原市　三原市　尾道市　福山市　大竹市 東広島市　廿日市市　江田島市　海田町　坂町
山口県	下関市　宇部市　山口市　防府市　岩国市　光市　柳井市 周南市　山陽小野田市　周防大島町　上関町
徳島県	小松島市　松茂町
香川県	高松市　丸亀市　坂出市　観音寺市　さぬき市　東かがわ市 三豊市　土庄町　小豆島町　直島町　宇多津町　多度津町
愛媛県	松山市　今治市　宇和島市　八幡浜市　新居浜市　西条市 大洲市　伊予市　四国中央市　西予市　上島町　松前町 伊方町　愛南町
大分県	中津市　姫島村　津久見市　佐伯市

災害相互支援協定書

（目的）

第１条　広島県廿日市市、京都府宮津市及び宮城県松島町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条の２の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定市町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供

（２）医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与

（３）応急活動に必要な職員の派遣

（４）被災者の一時収容のための施設の提供

（５）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要請の手続）

第３条　被災市町は、応援が必要と判断したときは、次の各号に掲げる事項について、文書により要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を受ける場所及びその経路

（３）前条第１号及び第２号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等

（４）前条第３号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等

（５）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　前条の規定による応援の要請を受けた協定市町は、可能な限りこれに応じるものとする。

２　前条の規定による応援の要請がない場合でも、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町が前条の規定による応援要請を行うことが出来ない状況にあると判断したときは、自主的に応援を実施することができる。この場合は、前条の規定による応援の要請があったものとみなす。

（物資の輸送）

第５条　応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を実施する協定市町（以下「応援実施市町」という。）が実施するものとする。

（指揮権）

第６条　応援実施市町の職員は、応援を要請した協定市町（以下「応援要請市町」という。）の長の指揮下に入り行動するものとする。

（連絡窓口）

第７条　協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に十分な連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、別紙「災害相互支援協定実施細目」に基づき、負担する。ただし、これにより難い場合は、応援要請市町と応援実施市町で協議し定めるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、平成２６年７月２０日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、各市町が証明押印の上各自その１通を保有する。

平成２６年７月２０日

広島県廿日市市下平良一丁目１１－１

広島県廿日市市長

京都府宮津市字柳縄手３４５－１

京都府宮津市長

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下１９番地の１

宮城県松島町長

〔別　紙〕

災害相互支援協定書実施細目

災害相互支援協定書第８条に規定する経費の負担について定める。

１．協定第２条第１号から第４号までに規定する応援に要する経費のうち、食料等の購入及び車両等の借上料並びにその輸送に伴う輸送費、燃料費及び修繕費は、応援を要請した市町（以下「応援要請市町」という。）の負担とする。

２．協定第２条第３号に規定する応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

（１）応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援を要請された市町（以下「応援実施市町」という。）が負担する。

（２）応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市町が、応援要請市町への往復の途中その他応援業務に従事中とは認めがたい事由により生じたものに係る賠償については応援実施市町が、それぞれ負担する。

（３）応援職員に対し支給する旅費等の額は、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８条）第１９条の規定に基づき、応援要請市町が条例で定める額で負担する。

３．前２項に定めるものの他、応援に要する経費については、その都度、協定市町間で協議の上定める。

４．応援要請市町が負担すべき経費の請求は、応援実施市町の市町長名による請求書に関係書類を添付し、応援要請市町の市町長宛に行うものとする。

災害時相互応援に関する協定

富田林市と廿日市市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急復旧及び災害復旧・復興対策係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）独自では十分な応急復旧対策ができない場合に、相互の応援活動について必要な事項を定めることにより、応急復旧及び災害復旧・復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（応援内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　応急復旧及び災害復旧・復興対策に必要な車両等の提供

（４）　応急復旧及び災害復旧・復興対策に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第３条　被災市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、電信等により、応援を要請するとともに、後日速やかに様式第１号により通知するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　必要とする物資、資機材等の品名及び数量

（３）　応援に要する職員の職種、業務内容及び人数

（４）　応援物資の納品場所及び職員の派遣場所までの経路

（５）　一時受け入れが必要な被災者の世帯数及び人数

（６）　応援を必要とする期間

（７）　前各号に定めるもののほか、必要な事項

（指揮権）

第４条　応援活動に従事する応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）の職員は、被災市の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援市の役割）

第５条　応援市は、可能な限り応援要請に応じるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援市が応援に要した経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、原則として、被災市が負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、協定市が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害補償等）

第７条　応援市からの派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　応援市からの派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が賠償の責めを負うものとする。ただし、派遣職員が故意により第三者に損害を与えた場合はこの限りではない。

３　応援市からの派遣職員が、被災市への往復経路の途中に、第三者に損害を与えたものについて、被災市は損害賠償の責めを負わない。

（連絡担当者）

第８条　災害時における相互応援が確実かつ円滑に行なわれるように、協定市の防災担当課長を連絡担当者とする。

（応援受入体制の整備）

第９条　被災市は、災害時における応援物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定める。

（資料の交換）

第１０条　協定市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定市が協議の上定めるものとする。

（効力の発生）

第１２条　この協定は、協定を締結した日から効力が発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、協定市が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年７月１６日

大阪府富田林市常盤町１番１号
富田林市
富田林市長　　吉村　善美

広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
廿日市市長　　松本　太郎

災害時における施設の利用に関する覚書

廿日市市を甲とし、日本赤十字広島看護大学を乙として、甲と乙は、災害時における施設の利用について次のとおり覚書を締結した。

（趣旨）

第１条　甲は、市内で災害が発生した場合において、必要に応じ、乙の管理する次の施設を無償で利用できるものとする。

施設名　　日本赤十字広島看護大学（駐車場、グランド及び体育館）

所在地　　廿日市市阿品台東１番２号

２　甲は、次の活動を行う場合において、ヘリコプターの活用が有効なときに乙の管理する施設を利用する。

(1)　被災状況等の偵察、情報収集活動

(2)　救急・救助活動

(3)　救援隊・医師等の人員搬送

(4)　救援物資・資機材の搬送

(5)　大規模火災発生時の空中消火

(6)　その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

（施設の利用についての要請等）

第２条　甲は、施設を利用しようとするときは、事前に乙に要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合、可能な限り協力するものとする。

（原状回復）

第３条　甲は、施設の利用にあたり、施設が棄損した場合には、甲の責任において原状に復するものとする。

（協議）

第４条　この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定める。

以上のとおり覚書の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成１４年５月１４日

甲　廿日市市
代表者　廿日市市長　山 下　三 郎　　印

乙　〒738-0052
廿日市市阿品台東１番２号
日本赤十字広島看護大学
学長　稲 岡　文 昭　　印

避難所施設利用に関する協定書

広島県立○○学校長（以下「甲」という。）と廿日市市長（以下「乙」という。）は，台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害時」という。）において，地域住民の安全確保のための避難所としての施設利用に関する協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定書は，乙が，甲の管理する施設の一部を，避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設）

第２条　乙が，避難所として利用できる施設は，○○，△△及び□□とする。ただし，乙が前記以外の施設が必要となった場合には，文書により甲に協議し，甲の同意を得て利用するものとする。

（開設の通知）

第３条　乙は，前条に基づき避難所を開設する際，事前に甲に対しその旨を，文書により通知するものとする。

２　乙は避難所の開設に緊急を要するときは，前項の規定に係わらず，口頭により甲の了解を得て，避難所を開設できるものとする。ただし，できるだけ早い時期に，乙は甲に対し開設した旨を，文書により通知するものとする。

（避難所の管理）

第４条　避難所の管理運営は，乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第５条　乙は，避難所の管理運営に関する経費を負担するものとする。

２　乙の責任に帰すべき事由により施設が滅失し，又はき損したときは，乙は，その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は甲の管理する設備器具等を滅失，又はき損したときも，同様とする。

（災害時に備えて貸与する鍵の管理）

第６条　甲は，災害時に備えて避難所開設に最低限必要となる鍵を乙に貸与することができる。

２　乙は，甲から貸与された鍵の管理責任者を定め，甲に文書により通知しなければならない。

３　乙は，甲から貸与された鍵を責任を持って保管し，複製は行わないものとする。鍵を紛失した場合には，遅滞なく甲に届けるとともに，乙の負担で新しい鍵に取り替えるものとする。

４　乙は，管理責任者に変更があった場合には速やかに，甲に文書により通知するも

のとする。

（避難所解消への努力）

第７条　乙は，甲が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに，当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第８条　乙は，甲の管理する施設を避難所としての利用を終了する際は，その旨を文書により通知するとともに，その施設を原状に回復し，甲の確認を受けた後，甲に引き渡すものとする。

（協議）

第９条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は，甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は，平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。ただし，期間満了の３箇月前までに甲，乙いずれからも申出がないときは，更に１年間延長されたものとみなし，以後この例による。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この証書２通を作成し，甲と乙が記名押印をして，各自その１通を所持する。

平成２７年３月３０日

甲
広島県立　　学校
校　長　　印

乙　廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市長　眞野　勝弘
印

※　協定書締結先

1	広島県立宮島工業高等学校	利用施設	第１体育館、第２体育館、食堂、グラウンド
2	広島県立佐伯高等学校	利用施設	体育館、武道場
3	広島県立廿日市高等学校	利用施設	体育館、講堂
4	広島県立廿日市西高等学校	利用施設	屋内運動場（１階、３階）、グラウンド

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社イズミ（以下「事業者」という。）とは、津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、浸水災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設）

第３条　事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

⑴　施設名称　ゆめタウン廿日市
⑵　所在地　　廿日市市下平良二丁目２番１号
⑶　所有者　　株式会社イズミ
⑷　構造等　　鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上５階・地下１階建
⑸　建築年　　平成２７年
⑹　使用範囲　駐車場（４、５階及びR階）、スロープ
⑺　収容人数　４階約１９，１００人、５階約１７，０００人、R階約１７，０００人

（使用の通知）

第４条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

２　市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（使用施設への職員の派遣）

第５条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、事業者に対して職員の派遣を要請することができる。

２　事業者は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（使用期間）

第６条　指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（使用の終了）

第７条　市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は

口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第８条　使用施設の使用料は、無料とする。ただし、第５条第１項の規定により、事業者が職員を派遣したときの人件費は、市が負担するものとする。

２　市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（使用施設の破損時の対応）

第９条　使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。

２ 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第１０条　事業者は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）

第１１条　事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）

第１２条　市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２７年６月６日

廿日市市
代表者　廿日市市長　眞 野　勝 弘

広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社イズミ
代表取締役社長　　山 西　泰 明

福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）

廿日市市（以下「委託者」という。）と○○○○○○（以下「受託者」という。）とは、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時（以下「災害時」という。）において、避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう受託者の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第２条　受託者が福祉避難所として開設する施設（以下「指定施設」という。）は、別紙のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　委託者は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、受託者（緊急を要する場合は、指定施設の長。以下同じ）に協力を要請するものとする。この場合において、受託者は可能な限り、これを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第４条　受託者は、前条の規定による委託者の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる人数等を委託者に報告し、要配慮者を受け入れるものとする。

２　委託者は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを受託者に通知するものとする。

３　福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、委託者及び受託者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

４　福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者が行う。この場合において、受託者は可能な範囲で協力を行うものとする。

５　要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（管理運営）

第５条　受託者は、福祉避難所の運営に当たっては、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援

（２）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第６条　福祉避難所の管理運営の期間は、福祉避難所開設の日から原則７日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は委託者及び受託者が協議の上、延長することができるものする。

２　受託者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

３　前項の当直者を受託者が配置できない場合については、委託者は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

（費用の負担等）

第７条　委託者は、受託者に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和２２年法律第１０８号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

２　その他必要な費用の負担については、委託者並びに受託者が協議の上、決定するものとする。

（協力体制）
第８条　受託者は、福祉避難所の相談員等に不足を生じると判断したときは、速やかに委託者に連絡しなければならない。この場合において、受託者は、委託者と協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うことができる。一方、他の協定締結法人から受託者に協力要請があった場合には、受託者はその協力要請にできる限り応えるものとする。
（損害賠償）
第９条　委託者は、福祉避難所において要配慮者やその家族等（以下「要配慮者等」という。）に生じた損害については、次に掲げる場合を除き、その賠償の責めを負うものとする。
（１）当該損害が災害その他やむを得ない事情によるものと認められるとき。
（２）当該損害が受託者の故意又は重大な過失によるものであるとき。
（３）当該損害が要配慮者等の責めに帰するべきものであるとき。
（個人情報の保護）
第１０条　委託者及び受託者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。
２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を尊守しなければならない。
（権利義務の譲渡等の制限）
第１１条　受託者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
（関係書類の保管）
第１２条　受託者は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。
（協定の解除）
第１３条　委託者は、受託者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
（協定締結期間）
第１４条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和　　年　　月　　日までとする。ただし、委託者、受託者いずれかより異議の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。
（疑義の解決）
第１５条　この協定に定める事項、その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

（委託者）廿　日　市　市
代　　表　　者　　廿日市市長　　松本　太郎

（受託者）住　　所
名　　称
代表者職氏名

（別紙）

福 祉 避 難 所 協 定 締 結 事 業 所（指定施設）

施　設　名　称	種　別	所　　在　　地	備考

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と宮島旅館組合（以下「旅館組合」という。）は、宮島地域で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、旅館組合の組合員（以下「組合員」という。）が所有する宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、観光客、滞在者及び住民（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定める。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく協力宿泊施設の使用用途は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の指定）

第３条　市は、協力宿泊施設の中から、次の表の左欄に掲げる災害種別に応じ、同表右欄に掲げる指定基準により指定緊急避難場所として指定するものとする。

災害種別	指　定　基　準
地震災害	建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における新耐震基準（昭和５６年６月１日施行）及び津波災害の基準を満たすものであること。
津波災害	建築基準法における新耐震基準を満たし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 海抜５ｍ以上かつ浸水想定区域外に立地していること。 (2) 海抜５ｍ以下又は浸水想定区域内に立地し、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で想定浸水深（浸水が想定されていない協力宿泊施設は海抜３．６ｍ）以上に避難可能なスペースがあるものであること。
土砂災害	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域外に立地していること。 (2) 土砂災害警戒区域内に立地し、かつ構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、２階以上に避難可能なスペースを保有すること。
	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。

洪水災害	(1) 浸水想定区域外にあること。 (2) 建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあり、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
台風による高潮災害	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 浸水想定区域外にあること。 (2) 建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあること。 (3) 平成１６年台風第１８号で浸水した箇所以外に立地していること。

２　前項の規定により指定した指定緊急避難場所は、別表１のとおりとする。

（協力の内容）

第４条　協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用する場合において、組合員が市の要請に基づき協力する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　避難してきた観光客等（以下「避難者」という。）に対する被害状況、交通情報の提供

(2)　大広間、ロビー等での避難者の受入れ

(3)　安否確認のための避難者リストの作成及び市への報告

(4)　避難者のトイレ使用

(5)　避難者に対する飲料水の提供

(6)　避難者に対する備蓄品の提供

(7)　宮島桟橋旅客ターミナルへの輸送

(8)　前各号に定めるもののほか必要な事項

（要請手続）

第５条　市は、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用する場合は、事前に旅館組合に対し、文書又は口頭で要請する。

２　旅館組合は、前項の規定による要請を受けたときは、指定緊急避難場所として使用する協力宿泊施設(以下「使用施設」という。)を所有する組合員の了承を受け、市に報告するものとする。

３　市は、緊急を要すると判断したとき、又は旅館組合の連絡責任者と音信不通のときは、第１項の規定に関わらず、使用施設を所有する組合員の了承を得て使用することができる。ただし、速やかに市は、旅館組合に対し、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用した旨を文書又は口頭で報告するものとする。

（連絡責任者）

第６条　市及び旅館組合は、前条に規定する要請に関する事項の連絡を円滑に実施するため、次の表のとおり連絡責任者を置く。

	第１優先順位	第２優先順位	第３優先順位
市	宮島支所長	宮島支所地域づくりグループリーダー	支所長が指名する者
旅館組合	組合長	副組合長	副組合長

２　市及び旅館組合は、毎年４月末日までに前項に規定する連絡責任者の氏名、連絡先等の情報を交換し、相互に連携を図るものとする。

（使用期間）

第７条　使用施設を使用する期間は、観光客及び滞在者は、帰宅手段が確保されるまで、住民は、市の指定避難所等の避難先が確保されるまでの間とする。ただし、市と旅館組合で協議の上、可能な場合はこれを延期できるものとする。

（使用の終了）

第８条　市は、使用施設の使用を終了する場合は、旅館組合に対し、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復した上で、使用施設を所有する組合員の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第９条　第４条の規定による協力を実施した場合の費用のうち、使用施設の光熱費は、当該施設を所有する組合員の負担とし、それ以外の費用負担は、別表２のとおりとする。

（施設破損時の対応）

第１０条　指定緊急避難場所として使用した場合の使用施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び避難者の故意による破損は、この限りでない。

２　使用施設を所有する組合員は、指定緊急避難場所として使用した場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、旅館組合を通じて市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第１１条　使用施設を所有する組合員は、避難者を受け入れた際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、使用施設を所有する組合員の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）

第１２条　協力宿泊施設を所有する組合員は、増改築等により、施設の面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、旅館組合を通じて市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）

第１３条　使用施設を所有する組合員は、第７条に規定する使用期間中、観光客等から容易に視認できる箇所に市が用意した看板を設置するものとする。

２　市は、第３条第２項の規定による指定状況を、広報紙、市ホームページ等により公開するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第１４条　旅館組合は、本協定の履行を通じて知り得る全ての個人情報に関しては、適切に管理するものとする。

（協議事項）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、市と旅館組合が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定は、協定締結の日から効力を発し、市又は旅館組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と旅館組合が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年3月２４日

廿日市市

代表者　廿日市市長

廿日市市宮島町５２７―１

宮島旅館組合

組　合　長

※一部変更（平成２９年１１月１３日、令和元年１１月２８日）

別表１（第３条第２項）※平成２９年１１月１３日、令和元年１１月２８日一部変更

使用施設の名称	指定緊急避難場所					受入れ施設
	地震災害	津波災害	土砂災害	洪水災害	高潮災害	
宮島ホテル「まこと」	○	○		○	○	1階～3階ロビー・広間等
宮島の宿「錦水館」			○	○		地階宴会場(大・小)
ホテルみや離宮	○	△	△	○	△	1階ロビー・2階宴会場
宮島グランドホテル「有もと」	○	○	△	○	○	1階広間・2階宴会場
岩　　惣				○	○	1階食事処・2階宴会場×2
聚　景　荘	○	○		○	○	1階ロビー・広間
宮島シーサイドホテル			○	○	△	本館・別館とも1階・2階
さ　く　ら　や				○	△	2階宴会場
蔵 宿 い ろ は			○	○	△	1階ロビー・2階蔵の間
宮島ホテルニュー寿				○	○	1階ﾊﾞﾝｹｯﾄﾎｰﾙ
国民宿舎みやじま杜の宿	○	△	△	○	○	1階ロビー・2階宴会場×4
ホテル菊乃家				○	○	1階ﾚｽﾄﾗﾝ・2階宴会場
厳島東門前菊がわ				○	○	1階ﾛﾋﾞｰ
旅荘かわぐち				○	○	1階宴会場
宮島ゲストハウス「三國屋」				○	○	1階ﾘﾋﾞﾝｸﾞ
宮島四季の宿　「わたなべ」				○	○	2階客室×4
山　一　別　館				○	○	1ロビー
も　み　ぢ　荘				○	○	1階客室
旅彩のお宿「水羽荘」	○	△		○	△	1階～3階ﾚｽﾄﾗﾝ等
水羽荘別邸葉もれび				○	○	客室×1・台所
ホテル宮島別荘				○	○	1階ロビー

※津波災害、土砂災害及び高潮災害時の△は、２階以上の避難スペースを使用する。

別表２（第４条）

費 用 負 担 内 容		費用の負担		
		市	旅館組合	双方協議
(2)関連	大広間、ロビー等での受け入れ・開放した場所の使用期間終了後の清掃（消臭等）	実費		
	上記の場所で宿泊し、寝具等提供した場合のクリーニング	実費		
	要配慮者等として客室提供が必要と認められる場合			○
(4)関連	避難者のトイレ使用に関する下水道使用料及びトイレットペーパー等の附帯品		実費	
	トイレ使用後の清掃		実費	
(5)関連	使用施設の水道水		実費	
	ペットボトル（自動販売機内の商品は除く。）	実費		
(6)関連	備蓄品（食料・生活必需品）の購入・保管管理	実費		
	備蓄品以外で避難者に対して、宿泊予約者用の食材を使って賄いをする場合		実費	
	備蓄品以外で避難者に対して、炊き出し等により食事を提供する場合	実費		
(7)関連	災害によって負傷した避難者の輸送等の支援	実費		

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ（以下「事業者」という。）は、土砂、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設）

第３条　事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

(1)　施設名称　ケアセンターそよ風
(2)　所在地　　廿日市市上平良１３５５番地１９
(3)　所有者　　株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
(4)　構造等　　鉄筋コンクリート造、地上３階
(5)　建築年　　平成１９年
(6)　使用範囲　１階：食堂・機能回復訓練室、会議室、休憩室、相談室、男子・女子更衣室
２階・３階：廊下、居間・食堂、共同生活室、医務・静養室、エレベーター前ホール

（使用の通知）

第４条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

２　市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（使用施設への職員の派遣）

第５条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、事業者に対して職員の派遣を要請することができる。

２　事業者は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（使用期間）

第６条　指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な土砂、洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときから、発生のおそれが解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（使用の終了）

第７条　市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

（費用負担）
第８条　使用施設の使用料は、無料とする。ただし、第５条第１項の規定により、事業者が職員を派遣したときの人件費及び避難者対応のため施設の物資を使用した場合の費用は、市が負担するものとする。
２　市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（使用施設の破損時の対応）
第９条　使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。
２ 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１０条　事業者は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）
第１１条　事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）
第１２条　市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成３０年3月２６日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
代表者　市長　眞 野　勝 弘

事業者　東京都港区北青山二丁目７番１３号
株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ
代表者　代表取締役社長　中川　清彦

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

広島県厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）と廿日市市（以下「市」という。）は、津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、浸水災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、厚生連が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設）

第３条　厚生連は、広島県厚生農業協同組合連合会廣島総合病院（以下「廣島総合病院」という。）の次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

⑴　施設名称　廣島総合病院利用者用立体駐車場
⑵　所在地　　廿日市市地御前一丁目１１００番２地内
⑶　構造等　　鉄構造、５層６段　自走式駐車場
⑷　建築年　　令和２年
⑸　使用範囲　駐車場（２～５階及びR階）、スロープ

（使用の通知）

第４条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、廣島総合病院に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

２　市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、廣島総合病院の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は廣島総合病院に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（使用期間）

第５条　指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（使用の終了）

第６条　市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、廣島総合病院の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、津波、洪水又は高潮に対し、市が避難情報を発令した場合、無料とする。ただし、廣島総合病院が職員を派遣した場合の人件費は、市が負担するものとする。

（使用施設の破損時の対応）
第８条　使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損及び汚損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び汚損及び住民等の故意による破損及び汚損は、これに含まれないものとする。
２ 廣島総合病院は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損及び汚損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第９条　厚生連及び廣島総合病院は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、厚生連及び廣島総合病院の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）
第１０条　厚生連は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）
第１１条　市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、厚生連と市が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、厚生連と市が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

（避難施設間の連携）
第１４条　廣島総合病院利用者用立体駐車場と官民複合施設は避難施設としての連携を図ることとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、厚生連と市が記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和２年３月１８日

広島県厚生農業協同組合連合会
代表者　代表理事理事長　岡　田　仁　志

廿日市市
代表者　廿日市市長　松 本　太 郎

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と日本赤十字広島看護大学（以下「大学」という。）とは、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、大学が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設）

第３条　大学は、大学が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

⑴　施設名称　日本赤十字広島看護大学
⑵　所在地　　廿日市市阿品台東１番２号
⑶　所有者　　学校法人　日本赤十字学園
⑷　構造等　　鉄筋コンクリート造、地上３階
⑸　建築年　　平成１２年
⑹　使用範囲　１階：アリーナ（体育館）・ソフィアホール・学生食堂

（使用の通知）

第４条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に大学に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

（使用施設の開設）

第５条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、大学に対して施設の開設を要請することができる。

２　大学は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（使用期間）

第６条　指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な土砂、洪水、高潮、津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水等が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（使用の終了）

第７条　市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、大学の確認を受けるものとする。

（費用負担）
第８条　使用施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者対応のため施設の物資を使用した場合の費用は、市が負担するものとする。
２　市の大学に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（使用施設の破損時の対応）
第９条　使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。
２ 大学は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１０条　大学は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、大学の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）
第１１条　大学は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）
第１２条　市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と大学が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は大学が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と大学が記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年３月３１日

市　廿日市市
代表者　廿日市市長　松 本　太 郎　　印

大学　廿日市市阿品台東一丁目１番２号
日本赤十字広島看護大学
代表者　学　長　　田 村　由 美　　印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県（以下「県」という。）とは、土砂、洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての宮島口旅客ターミナルの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、観光客、市民、施設利用者等（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、県が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（対象施設）

第３条　県は、県が所有する次の施設（以下「対象施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

施設名称	宮島口旅客ターミナル
所在地	廿日市市宮島口一丁目11番１号
施設の種類	共同住宅、事務所、店舗、立体駐車場、 その他（旅客ターミナル）
構造等	鉄骨造
面積、階数等	建築面積　2637.63㎡　延面積　2174.39㎡ 地上２階
工事着手（建築確認）年月日 （不明な場合は建築年月日）	□工事着手　平成　年　月　日 ■建築年　　令和２年２月２９日完成
耐震診断の評価、耐震工事の状況 （新耐震設計基準施行前の建物のみ）	（※昭和56年6月以前に着工した建物のみについて回答）
常時避難可能状況	解放外階段・常駐警備員・その他（　　）
所有者承諾 （承諾者が所有者以外の場合）	住　所 会社名 職・氏名　　印 電話番号

（使用範囲）

第４条　市は、次に掲げる範囲を指定緊急避難場所として使用する。

避　難　場　所	２階　多目的スペース、会議室１、会議室２、多目的室　等
収　容　人　数	約１７０人程度　※1.65 ㎡あたり１人で算定
避　難　経　路	物販施設横の階段、ＪＲＦ切符売り場横の階段を使用して避難
入　　口	中央部２か所

（使用期間）

第５条　対象施設の使用期間は、災害時に、公共交通機関が停止する等により、宮島口付近に観光客等の滞留が見込まれる場合において、市が、当該施設を指定緊急避難場所として開設する時から、公共交通機関が復旧し、避難者の帰路の安全が確保された場合や、他の避難所に避難者を誘導した場合など、指定緊急避難場所を閉鎖するまでとする。

（指定緊急避難場所の使用等にかかる留意事項の周知）

第６条　市は、指定緊急避難場所の使用等に関し、自主防災組織等と連携して観光客等に対して次の事項の周知に努める。

（１）避難については、災害発生前の気象情報や市が発令する避難勧告等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。

（２）指定緊急避難場所は、市が開設する指定避難所への避難途上等において、目前急迫の災害の危険にさらされた場合等の緊急一時的に身の安全を守るために使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。

（３）指定緊急避難場所は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。

（４）指定緊急避難場所は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、市が開設する指定避難所とは異なり、避難者の長期的な滞在等を対象としたものではないこと。

（解錠）

第７条　使用施設の門扉等の解錠は市（施設管理者）が行うものとする。

（施設変更の報告）

第８条　県は、対象施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により指定緊急避難場所としての使用が不能となるときは、市に報告するものとする。

（費用負担）

第９条　対象施設を指定緊急避難場所として使用する場合等の費用は無償とする。

（対象施設の原状復旧）

第１０条　対象施設を指定緊急避難場所として使用したことにより、施設（第４条に定める使用範囲にある物品を含む。）に破損等（地震による揺れ等、災害による破損等を除く。）が生じた場合は、原則として市が原状復旧に要する費用を負担する。

（避難時の事故等に係わる責任）

第１１条　県は、対象施設に緊急避難した観光客等に事故が生じた場合において、一切の責任を負わないものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）

第１２条　市は、対象施設に、「指定緊急避難場所」である旨を表示する標識板等を設置し、市の所管するホームページ等により観光客等に対して周知するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、文書をもって協定の終了の通知がないときは、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市と県が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と県が記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和２年８月３１日

廿日市市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
市長　松本　太郎

広島市中区基町１０番５２号
広島県
県知事　湯﨑　英彦

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と宮島ボートレース企業団（以下「事業者」という。）とは、土砂、洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、観光客、市民、利用者等（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第２条　この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設及び使用範囲）

第３条　事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

【建　物】

施設名称		ボートレース宮島　外向発売所（パルボート宮島）
所有者	所在地	廿日市市宮島口１丁目15番60号
	名称	宮島ボートレース企業団
構造等		鉄骨造
建築年		平成２７年
避難場所		パルボート宮島内　「ＲＯＫＵ宮島」
収容人数		９０人程度

（使用時間）

第４条　指定緊急避難場所の使用時間は原則、パルボート宮島の営業時間（７時３０分～２１時１５分）とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（使用の目的）

第５条　市は、使用施設を災害時にのみ観光客等の指定緊急避難場所として使用するものとする。

（目的外使用の禁止）

第６条　市は、使用施設を前条に定める目的以外に使用してはならない。

（使用期間）

第７条　使用施設の使用期間は、災害時に、公共交通機関が停止する等により、宮島口付近に観光客等の滞留が見込まれる場合において、市から避難場所の開設要請があった時から、公共交通機

関が復旧し、避難者の帰路の安全が確保された場合や、他の避難所に避難者を誘導した場合など、市が避難場所を閉鎖するまでとする。

（解錠）

第８条　使用施設の門扉等の解錠は事業者が行うものとする。

（使用の通知）

第９条　市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

２　市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

３　市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の連絡先担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（避難者対応）

第１０条　使用施設内での避難者に対する対応（避難者数、氏名・住所等の避難状況の確認等）については、市が行うものとする。ただし、市の職員が到着するまでの避難者誘導等については事業者が行うものとする。

（使用の終了）

第１１条　市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第１２条　使用施設の使用料は、無料とする。

（土地、施設及び備品の破損時等の対応）

第１３条　使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の土地、施設及び備品の破損については、市が原状に復するものとする。ただし、地震や津波等の災害自体によって被害を被った場合については、市は補償を行わないものとする。

２　使用施設が観光客等の故意による汚損又は破損が生じた場合、汚損又は破損させた者に対して、市が責任をもって対処することとする。

３　事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る使用責任）

第１４条　事業者は、使用施設に観光客等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（施設変更等の報告）

第１５条　事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

（指定緊急避難場所の表示及び公開）

第１６条　市は、「指定緊急避難場所」である旨を広報紙、市ホームページ等により観光客等に対して避難場所の災害種別が分かるように周知するとともに、避難場所開設時には、使用施設の観光客等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置する。

（運営マニュアルの作成）

第１７条　市は、指定緊急避難場所の運営に関するマニュアルを事業者と協議して作成するものとする。

（有効期間）

第１８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

（協議）

第１９条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年４月１日

廿日市市市平良一丁目 11 番１号
廿日市市
　　代表者　廿日市市長　松本　太郎

廿日市市市宮島口一丁目 15 番 60 号
宮島ボートレース企業団
　　企業長補佐　鈴木　準市

災害時の医療救護活動に関する協定書

廿日市市を甲とし、佐伯地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時における救急の万全を期すため、災害時の医療救護活動（以下「医療救急活動」という。）について次のとおり協定書を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、前条の規定による医療救護活動（以下「医療救急活動」という。）を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　医療救護組織の編制

(2)　医療救護組織の活動計画

(3)　他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画

(4)　指揮命令系統

(5)　医薬品、医療資器材等の備蓄

(6)　訓練計画

(7)　その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

２　甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な

医療機関に救護所を設置することができる。

３　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　被災者に対する選別

(2)　傷病者に対する応急処置及び医療

(3)　傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4)　被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第５条　乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第６条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第９条　乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の編制及び派遣に要する費用

(2)　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費

(3)　医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4)　救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費

(5)　前各号に該当しない費用であって、この協定書を実施するために要した実費

（細目）

第１１条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第１３条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

平成５年８月１３日

甲　廿日市市
代表者　廿日市市長　山 下 三 郎　印

乙　社団法人佐伯地区医師会
代表者　会長　永 井 壽 雄　印

覚　　書

廿日市市（以下「甲」という。）と社団法人佐伯地区医師会（以下「乙」という。）は、平成５年８月１３日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく医療救護班の派遣要請及び医薬品、医療資器材等の備蓄について次のとおり覚書を締結した。

（医療救護班の派遣要請）

第１条　協定書第２条第１項に規定する医療救護班の編制及び派遣を要請する場合で、緊急やむを得ない事情があると認めたときは、消防長が直接乙に要請することができるものとする。

（医薬品、医療資器材等の備蓄）

第２条　協定書第３条第２項第５号に規定する医薬品、医療資器材等の備蓄に関する災害医療救護計画は、乙が現在常備している医療救護活動に使用する救急セット（薬品・蘇生器のセット）１４セットを活用するものとし、新たに３セットを購入する費用及び医薬品の備蓄に必要な費用を甲は予算の範囲内で乙に支援するものとする。

２　乙は、概ね７年間は甲に対して前項の規定による財政支援に係る要請は行わないものとする。

（疑義の解決）

第３条　この覚書について、疑義の生じた事項及びこの覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記のとおり覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成１８年　６　月　１　日

甲　廿日市市
　　代表者　　山　下　三　郎

乙　廿日市市本町５番１号
　　社団法人佐伯地区医師会
　　会　長　　望　月　　昭

日本赤十字社広島県支部廿日市地区災害救援用自動車の使用に関する覚書

第１条　日本赤十字社広島県支部廿日市地区を「甲」とし、廿日市市長を「乙」として、日本赤十字社廿日市地区災害救援用自動車「車両番号：広島４００ぬ８７９６」（以下「自動車」という。）の使用について、この覚書を締結する。

第２条　自動車は、甲の災害・事故その他緊急を要する救護等の業務を実施するため使用するものであるが、県民の健康・安全の推進を目的とし、甲の業務に支障の無い範囲で、無償で乙の災害救援業務又は福祉業務等の公共又は公用業務に使用することができる。

第３条　自動車の維持・管理に要する経費は、原則として甲が負担するものとするが、乙の業務により自動車を使用した際に要した燃料等の実費については、乙が負担するものとする。

第４条　乙は自動車の運転者に対して、事故防止に万全を期するよう必要な措置を講ずるとともに、甲が備える運行日誌等に用務内容等を記入させるものとする。

第５条　この覚書に定めるもののほか、その他必要な事項については，その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

第６条　この覚書について、甲、乙は相互に協力して目的を達成することを誓約し、本書２通を作成し記名押印のうえ、それぞれ一通を保有するものとする。

令和２年３月３１日

甲　日本赤十字社広島県支部廿日市市地区長

乙　廿日市市長

廿日市市被災者生活サポートボランティアセンターの設置運営等に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、廿日市市被災者生活サポートボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、廿日市市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　被災情報の把握

(2)　ボランティアニーズの把握

(3)　災害ボランティアの募集、受付

(4)　災害ボランティア活動の情報発信

(5)　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

(6)　ボランティア活動保険の加入手続

(7)　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

(8)　災害ボランティア活動に必要な移動支援

(9)　廿日市市災害対策本部等との以下の情報の共有

ア　被災状況・避難情報

イ　インフラ等の復旧計画・復旧情報

ウ　ボランティアによる支援活動の状況

エ　特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

オ　その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第９条　センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

３　乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第１０条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

３　支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき５年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第１１条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第１２条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第１３条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第１４条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　４年　３月　１日

甲　　廿日市市
　　代表者　　廿日市市長　　松　本　太　郎

乙　　廿日市市新宮一丁目１３番１号
　　社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会
　　代表者　　会　　長　　益　本　住　夫

災害時における避難誘導等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）、一般社団法人宮島観光協会（以下「観光協会」という。）及び宮島旅館組合（以下「旅館組合」という。）は、宮島地域で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難誘導、情報伝達等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、観光客及び滞在者（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならない場合に、観光協会及び旅館組合が市と連携して避難誘導、情報伝達等を実施することに関し、必要な事項を定める。

（連携事項）

第２条　観光協会及び旅館組合が市の要請に基づき実施する連携事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 観光客等への災害に関する情報の伝達

(2) 観光客等を対象として市が指示する場所への案内又は避難誘導

(3) 市が指示する場所に避難していない観光客等に関する情報の提供

(4) 前３号に定めるもののほか必要な事項

（要請手続）

第３条　市は、観光客等を緊急に避難させなければならない場合、観光協会及び旅館組合に対し、文書又は口頭で前条に規定する事項を要請する。

２　観光協会及び旅館組合は、前項の規定による要請がない場合においても、災害の状況に照らし、特に緊急を要し、市が前項の要請を行ういとまがないと判断したときは、前項の規定による要請を待たず、前条に規定する連携事項を実施するものとする。

（防災訓練）

第４条　市、観光協会及び旅館組合は、第２条に規定する連携事項を円滑に実施するため、市、観光協会又は旅館組合が実施する防災訓練への参加要請があった場合は、可能な限り参加するものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による連携事項の実施及び前条に規定する防災訓練への参加は無償とする。

（連携のための連絡責任者）

第６条　市、観光協会及び旅館組合は、第３条に規定する要請に関する事項の連絡を円滑に実施するため、次の表のとおり連絡責任者を置く。

	第１優先順位	第２優先順位	第３優先順位
市	宮島支所長	宮島支所地域づくりグループリーダー	支所長が指名する者
観光協会	会長	副会長	事務局長
旅館組合	組合長	副組合長	副組合長

２　市、観光協会及び旅館組合は、毎年４月末日までに前項に規定する連絡責任者の氏名、連絡先等の情報を交換し、相互に連携を図るものとする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、市、観光協会及び旅館組合が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を発し、市、観光協会及び旅館組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、市、観光協会及び旅館組合が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年3月２４日

廿日市市
代表者　廿日市市長

廿日市市宮島町１１６２―１８
一般社団法人 宮島観光協会
会長

廿日市市宮島町５２７―1
宮島旅館組合
組合長

災害時における被災車両の撤去等に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは，被災地における被災車両の撤去等について，次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は，廿日市市内で災害が発生した場合において，甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（支援要請の内容）

第２条　この協定により，甲が乙に支援要請する内容は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６４条第２項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第３条　甲は，被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は，乙に支援要請を行うことができる。

２　甲は，前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

（１）　被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）

（２）　担当者への連絡方法

（３）　その他必要な事項

３　乙は，甲からの支援要請があった場合は，甲の指示に基づき，速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については，乙が負担する。

（災害補償）

第５条　この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により，出動した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第６条　本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により，損害が発生した場合の賠償については，当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（疑義の協議）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは，その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第８条　この協定は，締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙それぞれ記名押印のうえ，１通を保有する。

平成１７年９月３０日

甲　廿日市市
代表者　　廿日市市長　山　下　三　郎　　印

乙　社団法人日本自動車連盟中国本部
広島支部　支部長　　藤　井　一　裕　　印

災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市建設協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　甲の協力要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は応急措置等を行うことに緊急性があると判断したときは、甲に電話等で連絡し、自主的に対応するものとする。ただし、現場からの電話連絡等が不可能な場合においては、自主的に対応し、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

⑴　緊急パトロール等による状況報告等の情報提供

⑵　甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去

⑶　重機、資材等の迅速な斡旋や調達

⑷　人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第４条　乙は、会員事業者との調整等により協力体制を構築するとともに、第２条第１項及び第２項の規定による要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は、第２条第３項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材及び人員等をもって、自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

３　前２項の場合において、乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の応急措置等に要した費用のうち、第２号から第４号については甲が負担するものとし、第１号について甲は負担しないものとする。

２　前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第６条　この協定に基づき応急措置等の協力に従事した会員事業者が、当該業務及びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和４９年２月２６日組合条例第３号）を適用し、甲が補償する。

（報告）

第７条　乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に文書（様式第３号）により報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第９条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成１９年５月２２日

甲　広島県廿日市市

廿日市市長　　山　下　三　郎

乙　廿日市市建設協会

会　　長　　山　崎　忠　義

災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と有田建設株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。なお、乙への協力要請は、廿日市市建設協会を通じて行うものとする。

２　甲の協力要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

⑴　緊急パトロール等による状況報告等の情報提供

⑵　甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去

⑶　重機、資材等の迅速な斡旋や調達

⑷　人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条第１項及び第２項の規定による要請を受けたときは、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の応急措置等に要した費用のうち、第２号から第４号については甲が負担するものとし、第１号について甲は負担しないものとする。

２　前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第６条　この協定に基づき応急措置等の協力に従事した事業者が、当該業務及

びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和４９年２月２６日組合条例第３号）を適用し、甲が補償する。

（報告）

第７条　乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に文書（様式第３号）により報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第９条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成２８年１１月１日

甲　　広島県廿日市市
　　廿日市市長　　眞　野　勝　弘

乙　　廿日市市大野４４４７－１３
　　有田建設株式会社
　　代表取締役　有　田　智　実

災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と河井建設工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　甲の協力要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に、次に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

⑴　緊急パトロール等による状況報告等の情報提供

⑵　甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去

⑶　重機、資材等の迅速な斡旋や調達

⑷　人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条第１項及び第２項の規定による要請を受けたときは、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の応急措置等に要した費用のうち、第２号から第４号までについては甲が負担するものとし、第１号について甲は負担しないものとする。

２　前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第６条　この協定に基づき応急措置等の協力に従事した事業者が、当該業務及びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和４９年２月２６日組合条例第３号）を適用し、甲が補償する。

（報告）

第７条　乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に文書（様式第３号）により報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第９条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和元年６月２１日

甲　　廿日市市下平良一丁目１１番１号
代表者　廿日市市長　　眞　野　勝　弘

乙　　広島県広島市西区福島町二丁目１４番１３号
河井建設工業株式会社
代表取締役　河井　光誠

災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市造園緑化建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　甲の協力要請は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は応急措置等を行うことに緊急性があると判断したときは、甲に電話等で連絡し、自主的に対応するものとする。ただし、現場からの電話連絡等が不可能な場合においては、自主的に対応し、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

⑴　緊急パトロール等による状況報告等の情報提供

⑵　甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去

⑶　重機、資材等の迅速な斡旋や調達

⑷　人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第４条　乙は、会員事業者との調整等により協力体制を構築するとともに、第２条第１項及び第２項の規定による要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は、第２条第３項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材及び人員等をもって、自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

３　前２項の場合において、乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後

は速やかに甲に文書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の応急措置等に要した費用のうち、第２号から第４号については甲が負担するものとし、第１号について甲は負担しないものとする。

２　前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第６条　この協定に基づき応急措置等の協力に従事した会員事業者が、当該業務及びこれに付随する業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和４９年２月２６日組合条例第３号）を適用し、甲が補償する。

（報告）

第７条　乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に文書（様式第３号）により報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第９条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成２０年　５月１２日

甲　　広島県廿日市市

廿日市市長　眞　野　勝　弘

乙　　廿日市市造園緑化建設業協会

会　　長　藤　井　　篤

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「事業者」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風雪水害その他の災害時における災害応急対策業務として災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（以下「法」という。）第７６条の６に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、市及び事業者における基本的事項を定め、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

（業務内容）

第２条　市が事業者に対し、要請を行う業務は、法第７６条の６に基づく車両等の移動とする。

２　車両等の移動を行う場合は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」により行うものとする。

（協力要請）

第３条　市は、車両等の移動の必要があると認めるときは、事業者に対し協力を要請することができるものとする。

２　市は、車両等の移動の要請を書面又は電話等により行い、電話等による場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力体制）

第４条　事業者は、車両等の移動を行う場合は、市が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

２　市及び事業者は、あらかじめ協議の上、連絡体制を整備するものとする。

（費用の負担）

第５条　市の要請により、事業者が車両等の移動を行った場合に要する費用は、市が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額、支払方法等については、市及び事業者が協議して別に定めるものとする。

（被害が生じたときの措置）

第６条　事業者は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、事業者の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第８２条の規定により、通常生ずべき損失について、市が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。

２　車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、市及び事業者が協議して、解決に当たるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了日の１月前までに、市又は事業者から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに１ 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義等）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及び事業者が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者は記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和元年１２月１７日

市　　廿日市市
代表者　廿日市市長　松本　太郎

事業者　東京都港区赤坂八丁目７番１５号
全日本高速道路レッカー事業協同組合
理事長　亀山　善之

災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）、広島三菱自動車販売株式会社(以下「広島三菱」という。）及び三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」）という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市内で自然災害や大規模停電、その他市民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる緊急の事態が発生した場合において、市、広島三菱及び三菱自動車が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、市、広島三菱及び三菱自動車が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　広島三菱または三菱自動車が市に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　電気自動車

⑵　プラグインハイブリッド車

⑶　前２号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　市は、災害の発生時における応急対策のため、広島三菱が保有する電動車両等(第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、三菱自動車に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた三菱自動車は、広島三菱が貸与することが可能な電動車両等を確認し、広島三菱と調整の上、当該要請に係る対応について市に連絡するものとする。

２　前項に規定する連絡を受けた後、市は広島三菱に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式１号)により要請するものとする。

３　広島三菱は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、広島三菱が保有する電動車両等を市に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　三菱自動車は、第２項の規定により市が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、広島三菱が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引き渡し等）

第４条　広島三菱は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を市に貸与する場合は、市の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、市が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　広島三菱は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により市に連絡し、市に対して報告書(様式２号)を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、市と広島三菱、三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　広島三菱が市に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等の係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、市が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　市の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは　電動車両等に生じた損害については、市が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　広島三菱は、電動車両等の貸与に当たり、広島三菱または三菱自動車の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、市は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに広島三菱へその旨を連絡し、広島三菱又は三菱自動車の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則市が負担するものとする。

（費用の支払い）

第１０条　市、広島三菱及び三菱自動車は、この協定に基づく正当な費用について支払いの請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第１１条　市は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴　広島三菱又は三菱自動車が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用

する。
⑵　原則として、廿日市市内で使用する。
⑶　故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第１４条第３項の規定により、広島三菱に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）
第１２条　市は、第４条に定める引渡しから第６条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）
第１３条　市、広島三菱及び三菱自動車は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式３）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）
第１４条　広島三菱及び三菱自動車は、市から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を市に提供するものとする。
２　市は、広島三菱及び三菱自動車から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、広島三菱及び三菱自動車に提供するものとする。
３　市は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに広島三菱に連絡し、市、広島三菱及び三菱自動車で対応を協議するものとする。

（平時の取り組み）
第１５条　市、広島三菱及び三菱自動車は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。
２　広島三菱及び三菱自動車は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、市が行う防災訓練等に参加するものとする。
３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として広島三菱の負担とする。

（不可抗力免責）
第１６条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、市、広島三菱又は三菱自動車のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、市、広島三菱、三菱自動車それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年３月１６日

市
広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
廿日市市
市長　松 本　太 郎

広島三菱
広島県広島市中区南竹屋町 9-25
広島三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　岡本　精二

三菱自動車
東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO　加藤　隆雄

大規模災害時の支援協力に関する協定

広島県を甲，廿日市市を乙，一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部を丙として，甲，乙及び丙は，広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，広島県内に暴風，洪水，高潮，地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め，公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握，その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号）第６条第１項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　広島県内において，特別警報（気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の２第１項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

（支援協力の内容）

第３条　この協定に定める支援協力の内容は，次のとおりとする。

（１）　甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握

（２）　甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計

（３）　支援協力にあたっての必要な情報提供

（４）　その他甲又は乙が特に必要と認める支援

（支援協力の要請）

第４条　甲は，災害の発生後，乙と調整の上，この協定に定める支援協力が必要と認めたときは，書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

（支援協力の要請に対する回答等）

第５条　丙は，前条の要請があったときは，書面により，支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

２　丙は，甲の依頼に基づき，毎年度当初に，あらかじめ，支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第６条　支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については，支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と

支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

（協定の期間）

第７条　この協定の期間は，締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日の１箇月前までに，甲，乙又は丙のいずれからもこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は，更に１年延長するものとし，その後もまた同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項，又は疑義が生じたときは，甲，乙及び丙が協議のうえ，定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書を３通作成し，甲，乙及び丙が記名・押印をして，各自その１通を保有する。

令和３年６月 11 日

甲　広島市中区基町 10-52
広島県
代表者　広島県知事　　湯　﨑　英　彦

乙　廿日市市下平良一丁目 11 番１号
廿日市市
廿日市市長　　松　本　太　郎

丙　広島県広島市中区八丁堀１番８号エイトビル８階
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会中国支部
支　部　長　　小　田　秀　樹

大規模災害時の支援協力に関する協定

広島県を甲，廿日市市を乙，一般社団法人広島県測量設計業協会を丙として，甲，乙及び丙は，広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，広島県内に暴風，洪水，高潮，地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め，公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握，その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号）第６条第１項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　広島県内において，特別警報（気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の２第１項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

（支援協力の内容）

第３条　この協定に定める支援協力の内容は，次のとおりとする。

（１）　甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握

（２）　甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計

（３）　支援協力にあたっての必要な情報提供

（４）　その他甲又は乙が特に必要と認める支援

（支援協力の要請）

第４条　甲は，災害の発生後，乙と調整の上，この協定に定める支援協力が必要と認めたときは，書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

（支援協力の要請に対する回答等）

第５条　丙は，前条の要請があったときは，書面により，支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

２　丙は，甲の依頼に基づき，毎年度当初に，あらかじめ，支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第６条　支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については，支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と

支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

（協定の期間）

第７条　この協定の期間は，締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日の１箇月前までに，甲，乙又は丙のいずれからもこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は，更に１年延長するものとし，その後もまた同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項，又は疑義が生じたときは，甲，乙及び丙が協議のうえ，定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書を３通作成し，甲，乙及び丙が記名・押印をして，各自その１通を保有する。

令和３年６月 11 日

甲　広島市中区基町 10-52
広島県
代表者　広島県知事　　湯　﨑　英　彦

乙　廿日市市下平良一丁目 11 番１号
廿日市市
廿日市市長　　松　本　太　郎

丙　広島市中区上八丁堀８-23 林業ビル５階
一般社団法人 広島県測量設計業協会
会　長　　森　脇　克　彦

災害時における応急措置等の応援に関する協定書

廿日市市水道局（以下「甲」という。）と第一環境株式会社　広島支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害または大規模な事故（以下「災害等」という。）の発生時における応急対策を円滑に遂行するための措置（以下「応急措置等」という。）の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等が発生した場合の応急措置等の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　甲は、甲の給水区域内で災害等が発生した場合で必要と認めたときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとする。

２　前項に定めるもののほか、甲は、甲の給水区域以外で災害等が発生し、当該地域を管轄する地方公共団体への応援措置等の支援を行う場合で必要と認めたときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

３　前２号に定める要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害時応援要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害等の発生状況
（２）応援の内容
（３）応援を必要とする人員数
（４）応援を必要とする資機材及び数量
（５）応援を必要とする場所及び期間
（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（要請に対する応援）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急措置等を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に従い、応急措置等に従事するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対する応援が困難な場合は、理由を明らかにした文書により、甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭（電話等も含む。）で回答することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援の内容）

第４条　乙の行う応援の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が認めるものとする。

（１）給水活動の支援

（２）住民への広報活動
（３）住民からの電話対応
（４）災害情報等の収集及び甲への提供
（５）前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

（応援の実施報告）
第５条　乙は、第２条に定める要請に基づき応援を行った場合は、応援活動報告書（第２条様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）
第６条　乙が、この協定に基づく応援に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、第２条第２項または特別の事由があるときは甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（損害賠償）
第７条　甲は、乙がこの協定に基づく応援を実施するにあたり、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは損害賠償の責めを負うものとする。ただし、特別の事由があるときは甲乙協議のうえ、決定するものとする。
２　乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
３　前２項の損害の対象は、応急措置等の従事者並びに第三者の身体又は財物を含むものとする。

（免責事項）
第８条　次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わないものとする。
（１）天災事変、暴動その他の不可抗力による場合
（２）第三者の故意又は過失による場合

（危険負担）
第９条　乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において対処しなければならないものとする。

（補償）
第１０条　乙は、この協定に基づく応援に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（状況の把握）
第１１条　乙は、この協定に基づく応援に従事できる人員及び資機材等の把握に努めるものとする。

（秘密の保持）
第１２条　乙は、この協定に基づく応援を実施する上で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（緊急連絡応援体制）
第１３条　甲及び乙は、応援要請及び情報共有のため、あらかじめ緊急連絡応援体制を確立するものとする。
２　甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、相互間において速やかに修正を行うものとする。

（協定の期間）
第１４条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、甲と乙が締結する廿日市市水道料金徴収等業務委託の期間内において、その効力は継続するものとする。
２　前項の意思表示は、文書によって行うものとする。

（その他）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

以上の協定締結の証として、本書２通を作成し、双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年（２０２１年）９月１日

甲　廿日市市水道事業
廿日市市長　　松　本　　太　郎

乙　第一環境株式会社　広島支店
支店長　　根　岸　　弘　行

廿日市市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

廿日市市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、別記のとおり（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載

した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、広島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　廿日市市建設部下水道建設課

二　乙の事務局　日本下水道事業団中国・四国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和４年９月30日までとする。

（その他）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和３年７月19日

甲　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
代表者　廿日市市長　松本　太郎

乙　東京都文京区湯島二丁目31番地27
地方共同法人日本下水道事業団
理事長　森岡　泰裕

別記（第２条関係）　　協定の対象となる下水道施設の名称

一　廿日市浄化センター
二　大野浄化センター
三　宮島水質管理センター
四　友和浄化センター
五　吉和水質管理センター
六　昭北汚水中継ポンプ場
七　太田汚水中継ポンプ場
八　宮浜汚水中継ポンプ場
九　塩屋沖汚水中継ポンプ場
十　網之浦中継ポンプ場
十一　大元中継ポンプ場
十二　杉之浦中継ポンプ場
十三　包ヶ浦中継ポンプ場
十四　桜尾ポンプ場
十五　住吉ポンプ場
十六　榎之窪ポンプ場
十七　宮内ポンプ場
十八　扇ポンプ場
十九　田尻ポンプ場
二十　嘉永ポンプ場
二十一　宮島口ポンプ場
二十二　堤ポンプ場
二十三　小高江ポンプ場
二十四　深江第２ポンプ場
二十五　早時ポンプ場
二十六　上の浜ポンプ場
二十七　妙見ポンプ場
二十八　片浜ポンプ場
二十九　大国新開ポンプ場
三十　　鰆浜ポンプ場

災害時におけるＬＰガス等の調達及び供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県ＬＰガス協会広島西地区協議会（以下「事業者」という。）は、災害時におけるＬＰガス等の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、事業者が市の要請に応じ、避難所等で使用するＬＰガス等の調達及び供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　市は、災害時にＬＰガス等を調達する必要があると認めるときは、事業者に要請することができる。

２　前項の要請は、市からのＬＰガス等救援物資供給要請書（別紙様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（ＬＰガス等の優先供給）

第３条　事業者は、前条の規定により市の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに可能な範囲において、優先的に市にＬＰガス等を供給するものとする。

（ＬＰガス等の範囲）

第４条　市が事業者に供給を要請するＬＰガスは次に掲げるものとする。

⑴　ＬＰガス

⑵　その他市が指定するもの（ガスコンロ，ガス炊飯器など）

（ＬＰガス等の搬送及び引渡し）

第５条　事業者は、ＬＰガス等の搬送及び引渡しについては、市の指示（ＬＰガス等の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

２　ＬＰガス等の搬送及び設置は、原則として事業者が行うものとし、市は、市の指定する場所に職員又は市の指定する者を派遣し、要請に係るＬＰガス等を確認の上、事業者から引渡しを受けるものとする。

３　事業者は、ＬＰガス等の引渡しが完了したときは、速やかに文書で市に報告するものとする。

（費用）

第６条　この協定に基づき、事業者が供給したＬＰガス等の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前における仕入価格を基準として市・事業者協議の上、決定するものとする。

３　市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（情報の交換）

第７条　市及び事業者は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、同日前までに市又は事業者が、この協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。

（その他）

第９条　この協定に定める事項で疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項で必要がある場合は、市、事業者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市、事業者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年１月２９日

市　　廿日市市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市市
廿日市市市長　眞　野　勝　弘

事業者　広島市佐伯区千同一丁目２４番１１号
広島県ＬＰガス協会広島西地区協議会
広島西地区協議会会長　畠　田　恒　次

災害時における提供協力に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と株式会社アペックス西日本（以下「乙」という。）とは、廿日市市において地震等による大規模災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における飲料及び物資の提供協力（以下「提供協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における、甲に対する乙の提供協力に関する基本的事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において提供協力が必要となるときは、乙に対し、次の各号に掲げる提供協力を要請することができる。

(1) 乙が設置した災害対応型カップ式自動販売機の飲料を提供すること。

(2) 乙の指定した物流拠点において提供協力すること。

２　甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、廿日市市災害対策本部が行う。

２　甲は、要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請することができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

３　乙は、要請を受けた場合、可能な限り速やかに供給可能な飲料及び物資の数量、運送可能な場所及び日時等を明示した文書により甲に連絡する。ただし、緊急の場合で文書により連絡することができないときは、口頭等で連絡し、事後速やかに文書により連絡するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第４条　甲が乙に供給を要請する飲料及び物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) 災害対応型カップ式自動販売機の清涼飲料水

(2) 紙カップ、飲料用原料、トイレットペーパーその他の物資

(3) ミネラルウォーターその他の缶、ペットボトルの清涼飲料水

（運搬及び引渡）

第５条　飲料及び物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、内容を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第６条　乙は提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告するとともに、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 提供した飲料の品目及び数量

(2) 提供した期間

(3) 提供した場所

(4) その他必要な事項

（費用負担）
第７条　第２条第１項第１号に規定する提供協力の実施により、乙の要した費用の負担は別紙別表１のとおり、一定量を無償で提供するものとする。
２　第２条第１項第２号に規定する提供協力の実施により、乙の要した費用は甲が負担するものとする。
３　前項の規定による費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
４　乙は、前条の規定による文書提出後、甲の承諾を得て、前項で決定した費用の額を甲に請求するものとする。
（連絡窓口）
第８条　この協定に関する連絡窓口は、別紙別表２のとおりとする。
（訓練）
第９条　甲は、防災訓練時において乙に対し、災害対応型カップ式自動販売機の飲料の提供協力を要請することができる。
２　前項に規定する提供協力は無償とし、提供数についてはその都度、甲乙で協議の上決定するものとする。
３　甲は、要請を行う場合、数量、場所、日時等を明示した文書を持って行うものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に１年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従うものとする。
（協議）
第１１条　第７条第１項から第３項までに定めるもののほか、提供協力に関し乙に損失が生じたときは、その負担割合等については甲乙が協議して定める。
２　この協定に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２４年１１月２日

甲　広島県廿日市市下平良一丁目 11 番１号
廿日市市長　　眞　野　勝　弘　　印

乙　大阪府大阪市福島区吉野１－２０－５
株式会社アペックス西日本
代表取締役社長　加　藤　徹　郎　印

災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、廿日市市の区域内において地震，風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が廿日市市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第１条　乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

（１）甲が廿日市市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、営業拠点より可能な範囲で提供すること。

（２）甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。

（３）前２号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第２条　甲が、前条第１号又は第３号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

３　前条第２号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第３条　乙は、第１条第１号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第４条　甲は、第２条第２項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、運搬に係わる費用を含む、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、有効期間満了の２か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を１年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２５年 11 月８日

甲　　廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
代表者　廿日市市長

東京都渋谷区本町三丁目４７－１０
乙　　株式会社　伊藤園

災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社イズミ（以下「事業者」という。）とは、災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、市が被災者に提供する食料・生活必需品（以下「物資」という。）の緊急調達及び供給の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　災害時において市が物資を必要とするときは、事業者に対して物資の供給について協力を要請することができる。

２　市の事業者に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

（物資の優先供給の協力）

第３条　事業者は、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとする。

(1)　食品関係（主食品、飲料、加工食品、缶詰、調味料等）

(2)　調理関係（食器類、箸、やかん、鍋、包丁、哺乳びん、ラップフイルム等）

(3)　衣類関係（外衣、下着等）

(4)　衛生関係（タオル、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤等）

(5)　その他（寝具、電池、ろうそく、マッチ、懐中電灯等）

（物資の搬送及び引渡し）

第５条　物資の搬送は、原則として事業者が行うものとし、物資の引渡し場所は市が指定するものとする。

２　事情により事業者が物資を搬送できない場合は、事業者が市に対し引渡し場所を指定し、市が指定する者に物資の引渡しを行うものとする。

３　市又は市が指定する者は、事業者の立ち会いのもとで、物資の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づき、事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市と事業者が協議の上、決定するものとする。
３　市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（災害補償）
第７条　この協定に基づき、物資の緊急調達及び供給に従事した事業者の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者である事業者の責任において行うものとする。

（廃止届等）
第８条　事業者は、第４条に規定する物資の取扱を廃止又は休止した場合は、市に届け出るものとする。また、その後において物資の取扱を再開した場合も同様とする。

（防災訓練等）
第９条 市及び事業者は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制､連絡方法等について、常に点検、改善に努め、相互に情報交換するものとする。

（その他）
第１０条　市は、災害時の相互応援に関する協定を締結している市町村から物資調達の斡旋を要請された場合、この協定に準じて、事業者に対し物資の供給について協力を要請することができる。
２　この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市と事業者が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２７年６月６日

廿日市市
代表者　廿日市市長　眞 野　勝 弘

広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社イズミ
代表取締役社長　　山 西　泰 明

災害時における避難所等への食糧供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と越智製パン株式会社（以下「事業者」という。）は廿日市市内において、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、避難所等への食糧供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における市の要請に応じ、事業者が避難所等への食糧供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（業務協力の要請）

第２条　市は、災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、事業者の避難所等への食糧供給が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、事業者に対して文書又は口頭で要請するものとする。

（１）配送する避難所等（廿日市、大野地域で市が指定する避難所）

（２）米飯又はパンを提供する概数量

（業務協力の実施）

第３条　事業者は、市から前条の規定により避難所等への食糧供給の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、直ちに協力体制を整え、事業者の所有する設備で調理を実施し、必要箇所数ごとに必要な数量に分配するものとする。

２　食糧の運搬については、事業者が行うものとする。ただし、事業者は必要に応じて市に対し、運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第４条　市の要請により事業者が避難所等への食糧供給に要する費用は、市が負担する。

２　費用の負担方法については、市と事業者が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第５条　この協定に基づき、避難所等への食糧供給に従事した事業者の従業員が、当該業務において負傷、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、事業者の責任において行うものとする。

（実施細目）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、市と事業者が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めの無い事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、市と事業者が協議して定めるものする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を発し、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１月２６日

市　　廿日市市市下平良一丁目 11 番１号
廿日市市
市　長　　眞　野　勝　弘

事業者　廿日市市市下平良一丁目７番１５号
越智製パン株式会社
代表取締役社長　　越　智　行　雄

災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、廿日市市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第２条　災害時において市が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。

２　前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　事業者は、市から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、市に対し、速やかに物資を供給するものとする。

（支援体制の整備）

第４条　事業者は、前条の規定により市から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、市の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第５条　市が、事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

(1)　別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資

(2)　その他市が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は市が指定するものとし､引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に市が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第７条　第６条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については

市と事業者が協議をして定めるものとする。

（費用負担）
第８条　事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市及び事業者が協議して、その都度定めるものとする。
３　市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（平常時の活動）
第９条　市及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や市が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。
(1)　市の連絡責任者は、総務部危機管理課長とする。
(2)　事業者の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年２月１日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
市　長　眞野　勝弘

事業者　広島県廿日市市大野原一丁目２番１０号
生活協同組合ひろしま
理事長　惠木　尚

災害時における物資供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「事業者」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が事業者と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、市が災害対策本部を設置し、事業者に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　市は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、事業者に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　市が、事業者に供給を要請する物資の範囲は、事業者が別表に掲げる物資及び事業者が調達可能な市が必要とする物資とする。

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　事業者は、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　事業者は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により市に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、市が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者が自ら運搬することができない場合は、市が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　市は、事業者が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、事業者が供給した物資の代金及び事業者が行った運搬等の経費は、市が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、市と事業者が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、事業者の請求により、市が支払うものとする。

２　市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を事業者に支払うものとする。

（担当者名簿の作成）

第 10 条　市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報交換）

第 11 条　市と事業者は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市と事業者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

廿日市市市

代表者　廿日市市長　松本太郎

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１

事業者　NPO 法人　コメリ災害対策センター

理事長　　捧　　雄　一　郎

災害時における物資の供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「事業者」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　市は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業者の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　市が事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が保有する物資とする。

(1)　「災害時における供給可能な物資の範囲（別表)」に掲げる物資

(2)　その他市が指定する物資

（要請の方法）

第３条　前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の取引価格）

第４条　物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡しは、市が指定する場所で行うものとし、市は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。

２　事業者は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第２号様式）により報告するものとする。

（代金の支払い）

第６条　事業者は、第５条の引渡し後に物資の代金を市に請求するものとし、市は、事業者に速やかに物資の代金を支払うものとする。

（担当者名簿の作成）

第７条　市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第８条　市及び事業者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第９条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間の満了する１箇月前までに市又は事業者が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として本書２通を作成し、市及び事業者それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月２５日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
市長　松本　太郎

事業者　島根県益田市下本郷町２０６番地５
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長　飯塚　正

別表（第２条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋)、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含)、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、椀等）箸（割り箸等)、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

災害時における物資供給に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ナフコ（以下「事業者」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する市の計画に対する事業者の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第２条　市は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、事業者に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1)　廿日市市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2)　廿日市市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第３条　事業者は、市から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第４条　市が事業者に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

(2)　その他市が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第２条の要請は、文書（別記第１号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、事業者は、市の意思を確認のうえ、第６条の措置を執るものとする。

（要請に基づく事業者の措置）

第６条　事業者は、第２条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を市に連絡するものとする。

（価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、市および事業者が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第８条　事業者は、物資の運搬および引渡しについては、市の指示に従うものとする。

２　物資の搬送は、原則として事業者が行うものとし、市は、市の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、事業者が搬送できない場合は、市の指定する運送業者が、事業者の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

３　市は、前項の職員の派遣を市の指定する者に代行させることができる。この場合、市

は文書（別記第２号様式）をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。
４　事業者は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第３号様式）により報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　市は事業者が物資を運搬および供給する際は、事業者および事業者の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）
第１０条　事業者は、第８条第２項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を市に請求するものとし、市は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）
第１１条　この協定に関する連絡責任者は、市においては廿日市市役所総務部危機管理課とし、事業者においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）
第１２条　市および事業者は、この協定の成立の日および毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）
第１３条　市および事業者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市および事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印をして、各自その１通を所持する。

令和３年４月１日

市　　廿日市市
代表者　廿日市市長　松本　太郎

事業者　福岡県北九州市小倉北区魚町２丁目６番10号
株式会社ナフコ
代表取締役　石田　卓巳

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル)、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用)、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社アクティオ（以下「事業者」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、市の要請に応じ、事業者が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条　市は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、別に定めるレンタル資機材一覧により事業者の可能な範囲で調達できる建設資機材（以下、「建設資機材等」という。）の優先的な提供を要請するものとする。なお、建設資機材等の提供に伴い、運転指導及び維持管理、その他労力を必要とする場合は、災害時において別途協議するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第３条　事業者は、前条の規定による要請を受けた時は、建設資機材等を市に優先的に提供するものとする。

２　前項の規定による提供は、市から災害に関する業務を受注した業者（以下「受注業者」という。）への提供も行うことが出来るものとする。

（費用の負担）

第４条　市及び受注業者は、建設資機材等の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害時直前における適正価格とする。

（費用の請求先）

第５条　事業者は、市に建設資機材等を提供した場合は、当該費用の請求先は市とし、受注業者に建設資機材等を提供した場合は、当該費用の請求先は受注業者とする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、市においては総務部危機管理課長、事業者においては株式会社アクティオ広島西営業所長とする。

２　前項の市及び事業者の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を文書にて行うものとする。

（情報交換）

第７条　市と事業者は、平常時から相互の連絡体制及び建設資機材等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両方協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市または事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市、事業者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年２月１日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
市　長　　眞野　勝弘　　印

事業者　東京都中央区日本橋三丁目１２番２号
株　式　会　社　ア　ク　テ　ィ　オ
代表取締役　　小沼　直人　　印

災害時等における車両提供に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と吉和神楽団（以下「神楽団」という。）とは、災害時等における車両の貸与協力（以下、「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、廿日市市地域防災計画にもとづき、吉和地域の災害応急対策活動を円滑に実施するため災害時における神楽団が所有する車両提供（登録番号広島１００　せ　４８２３）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　災害時等において市が車両提供の必要があると判断した時は車両提供について、協力を要請することができる。

２　市の神楽団に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　神楽団は、前条の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに協力するものとする。

（車両の提供方法）

第４条　市の要請により神楽団が市に提供する車両の引渡し場所は、市が指定した車両の保管場所である花原倉庫とする。

（費用負担）

第５条　市は、第３条の規定により神楽団が実施した車両提供に要した費用を負担するものとする。

２　車両の賃料は無償とする。

３　前項に規定する費用は、災害時等の直前における適正価格を基準として、市と神楽団が協議の上、決定するものとする。

４　市が指定した車両の保管場所である花原倉庫の使用料は無償とする。

５　市の神楽団に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払い方法によるものとする。

６　上記以外の経費が発生した場合は、市と神楽団が協議の上、決定するものとする。

（廃止届等）

第６条　神楽団は、車両の廃車等により車両の提供に協力ができない状態になった場合は、すみやかに市へ届け出るものとする。

（防災訓練等）

第７条　市及び神楽団は、協定に基づく協力が円滑に行えるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努め、相互に情報交換するものとする。

（損害賠償）

第８条　神楽団は、市の要請した活動中に、第三者等に損害を与えた場合は、神楽団が加入している保険を適用し、市への費用請求は行わないものとする。

（疑義の協議）

第９条　この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市と神楽団が協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は神楽団が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と神楽団が署名押印の上、各自その１通を所持する。

平成３１年３月２５日

廿日市市
代表者　廿日市市長　眞　野　　勝　弘

廿日市市吉和７５１番地６
吉和神楽団　　団長　能　島　　文　範

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社 キロク（以下「事業者」という。）は、廿日市市内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、事業者が所有するレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対応及び復旧業務等を実施するにあたり、事業者が資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条　市は、災害時等において資機材を必要とする場合は、事業者に対し、事業者の資機材及び調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。なお、資機材の提供に伴い、資機材の操作等の指導、設置及び撤去、その他労力を必要とする場合は、災害時において別途協議するものとする。

２　要請を行う場合は、要請文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請できるものとし、この場合、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の提供）

第３条　事業者は、前条の規定による要請を受けた時は、可能な範囲において資機材を優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第４条　市が提供を受けることができる資機材は、事業者が保有する資機材のうち、市が必要とするもの又は事業者が調達可能な範囲内で市が指定する資機材とする。

（資機材の引き渡し）

第５条　資機材の搬入又は引き渡し場所は、市が指定するものとし、市又は市が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

２　市が指定する場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとするが、事業者が自ら運搬することができない場合は、市又は市が指定する者が行うものとする。

３　事業者が前項の要請に基づき協力したときは、速やかに応急対策資機材供給報告書（様式第２号）により、市に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　事業者が資機材の提供を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、市が負担するものとする。

（１）　資機材の提供に係るレンタル料

（２）　資機材の提供に要した運搬及び設置、撤去費用
（３）　前号に掲げるもののほか、市の要請に応える為に事業者が要した費用
２　前項に規定する費用は、事業者が提供する報告書に基づき、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、市及び事業者協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第７条　市は、事業者から前条に係る請求を受けたときは、速やかに事業者に支払うものとする。

（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、市においては総務部危機管理課長、事業者においては株式会社キロク広島西営業所長とする。
２　前項の市及び事業者の連絡責任者に変更等があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）
第９条　市と事業者は、平時から相互の連絡体制及び資機材等の提供についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市と事業者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年８月２５日

広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
廿日市市長　松本　太郎

山口県下関市秋根北町８番１号
株式会社　キロク
代表取締役　森脇　大陽

災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）と福山通運株式会社（以下「福山通運」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送拠点及び物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、市と福山通運間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、市が福山通運に対して行う、物資輸送拠点施設の提供及び貨物自動車による物資輸送等の支援協力に関する事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、市は福山通運に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、福山通運は、市の要請に基づき、可能な限り市の要請事項に協力するよう努めるものとする。

（１）福山通運が管理する物流拠点施設の市の物資輸送拠点施設としての利用
（２）市が管理する防災備蓄品の避難所への配送
（３）市が指定する物資輸送拠点施設から避難所への物資の配送
（４）市が指定する物資輸送拠点施設の運営補助等
（５）前各号に掲げるもののほか、市が必要とする事項

２　市は、災害時において福山通運が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、福山通運の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（１）福山通運が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
（２）福山通運の車両への燃料の優先供給
（３）被災状況に係る情報の提供
（４）前各号に掲げるもののほか、福山通運が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第３条　前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　福山通運は、前項の規定による要請を受けたときは、市に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、福山通運が被災等により支援が困難と判断した場合や福山通運の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第４条　福山通運の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、福山通運は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、福山通運は、市に速やかに連絡を行い、市の指示を受けるものとする。

（報告）

第５条　福山通運は、市の要請を受けて実施した協力内容について、市に報告するものとする。

（費用等の負担）

第６条　福山通運が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用については、市の負担とする。

２　第２条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、市と福山通運が協議の上、都度決定するものとする。

３　前各項の費用等及びその支払方法等については、市と福山通運が協議の上、都度決定するものとする。なお、第１項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき福山通運が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

（連絡体制）

第７条　市及び福山通運は、協力業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

２　市及び福山通運は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）

第８条　市及び福山通運は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

（協定の解除）

第９条　市及び福山通運は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から１年間効力を有するものとし、市又は福山通運のいずれからも期間満了の３か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、１年間同内容で効力を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市と福山通運が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と福山通運が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月５日

市　　廿日市市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
廿日市市長　松本　太郎

福山通運　広島県福山市東深津町四丁目２０番１号
福山通運株式会社
代表取締役社長　小丸　成洋

災害時における物資輸送及び情報収集等に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社メビウストランスポート（以下「事業者」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び情報収集等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、市と事業者間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、事業者が市に対して行う、軽貨物自動車や無人航空機による物資輸送及び無人航空機による情報収集等の支援協力に関する事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、市は事業者に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、事業者は、市の要請に基づき、可能な限り市の要請事項に協力するよう努めるものとする。

（１）市が管理する防災備蓄品の避難所への配送

（２）市が指定する物資輸送拠点施設から避難所への物資の配送

（３）市が指定する物資輸送拠点施設の運営補助等

（４）無人航空機による災害現場の情報収集

（５）前各号に掲げるもののほか、市が必要とする事項

２　市は、災害時において事業者が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、事業者の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（１）事業者が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行

（２）事業者の車両への燃料の優先供給

（３）被災状況に係る情報の提供

（４）前各号に掲げるもののほか、事業者が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第３条　前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　事業者は、前項の規定による要請を受けたときは、市に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、事業者が被災等により支援が困難と判断した場合や事業者の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第４条　事業者の提供した軽貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、事業者は、速やかに代替の軽貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、事業者は、市に速やかに連絡を行い、市の指示を受けるものとする。

（報告）

第５条　事業者は、市の要請を受けて実施した協力内容について、市に報告するものとする。

（費用等の負担）

第６条　事業者が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用については、市の負担とする。

２　第２条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、市と事業者が協議の上、都度決定するものとする。

３　前各項の費用等及びその支払方法等については、市と事業者が協議の上、都度決定するものとする。なお、第１項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき事業者が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

（連絡体制）

第７条　市及び事業者は、協力業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

２　市及び事業者は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）

第８条　市及び事業者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

（防災訓練等）

第９条　市及び事業者は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努め、相互に情報交換するものとする。

２　市は事業者に対し、市職員向け無人航空機研修会における協力を依頼することができるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から１年間効力を有するものとし、市又は事業者のいずれからも期間満了の３か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、１年間同内容で効力を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市と事業者が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年３月２５日

市　　廿日市市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市市
廿日市市市長　松本　太郎

事業者　　広島県広島市佐伯区新宮苑３番26号新宮苑ビル102
株式会社メビウストランスポート
代表取締役　津本　能宏

災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書

広島県廿日市市を甲とし、株式会社ＦＭはつかいちを乙として、甲と乙は、災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関して、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、廿日市市地域防災計画等に基づき、甲が行う災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害情報等について市民への緊急放送が必要な場合は、乙に対し協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　地震もしくは風水害による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害情報及び避難情報等の提供。

(2)　その他人命の保護等に係る緊急、重大な情報の提供。

（要請方法）

第４条　甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

(1)　要請の理由

(2)　要請の内容

(3)　その他必要な事項

（防災訓練等への参加）

第５条　本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（費用負担）

第６条　この協定により、乙が実施する業務に要する費用は無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

（協定の期間）

第７条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、前項の期間満了の３か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除、又は変更の申し出がないときは、この期間を更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第８条　この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書２通を作成し、甲乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成２０年７月２日

甲　広島県廿日市市
代表者　廿日市市長　眞　野　勝　弘　　印

乙　広島県廿日市市住吉一丁目５番２６号
株式会社ＦＭはつかいち
代表取締役　岡　部　功　　印

災害情報の放送に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ちゅピCOMふれあい（以下「事業者」という。）は、廿日市市内において災害が発生した場合またはその発生が予想される場合に行う災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に市民に対し、災害情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、市が事業者に災害情報に関する放送（以下「災害緊急放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送基準）

第２条　災害緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

（１）市において災害対策本部又は災害警戒本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。

（２）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（放送）

第３条　事業者は、前条各号に規定する場合において、市からの要請により災害緊急情報の放送及び災害緊急情報のテロップ表示を実施するものとする。

２　災害緊急情報の放送及び災害緊急情報のテロップ表示は事業者の所有する放送設備を使用し、事業者の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。

３　災害緊急放送の際に放送する災害情報に関連する映像は、事業者が判断し放送するものとする。

（運用）

第４条　災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

（１）市はファクシミリ、電話又は電子メールにより、事業者に災害緊急放送の要請である旨を明示して災害情報の概要を伝達する。

（２）事業者は、災害緊急放送の要請を受けたときは、事業者の自主チャンネルにおいて、状況に応じて適時繰り返し放送を行う。

（費用負担）

第５条　災害緊急放送に係る費用は事業者の負担とする。

（補則）

第６条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第７条　この協定は、平成３０年２月１日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市、事業者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３０年２月１日

市　　廿日市市市下平良一丁目 11 番１号
廿日市市
市　長　眞野　勝弘

事業者　広島市中区土橋町７番１号
株式会社ちゅピＣＯＭふれあい
代表取締役社長　岡谷　義則

災害に係る情報発信等に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものと

する。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、 本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、市又はヤフーが文書をもって本協定の終了を通知しない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、市とヤフー両者記名押印の上各１通を保有する。

令和2年5月25日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市
市長　松 本 太 郎

ヤフー　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害に係る情報発信等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「ＴＳＳ」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、市とＴＳＳが連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第２条　市とＴＳＳは、連携して次の事項について情報発信する。

(1)　地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等

(2)　発災後における生活支援情報

(3)　平時における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取組に関する情報

（情報発信の方法）

第３条　市からＴＳＳへの情報伝達は、Ｌアラート等により行うものとする。

２　ＴＳＳは、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル３」以上の情報については、ＴＳＳの番組、速報スーパー、Ｌ字放送等のいずれかによって報道するとともに、ＴＳＳのホームページ、公式ＳＮＳ等でインターネットを通じて情報発信する。

（費用の負担）

第４条　市及びＴＳＳは、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（担当者名簿の作成）

第５条　市及びＴＳＳは、この協定の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１月前までに、市又はＴＳＳが各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、市とＴＳＳが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市とＴＳＳが記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１２月２１日

市　廿日市市
代表者　廿日市市長　松　本　太　郎

ＴＳＳ　広島市南区出汐二丁目３番１９号
株式会社テレビ新広島
代表者　代表取締役社長　箕　輪　幸　人

防災パートナーシップに関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「広島テレビ」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市と広島テレビが連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。

３　防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第３条　市は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、広島テレビに対して電話、電子メール、ファックス等により情報発信を要請することができる。広島テレビは、市から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第４条　市及び広島テレビは、防災のために使用する目的のもと、市が見舞われた災害の映像・写真・画像等、防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

２　市及び広島テレビは、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資

する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第５条　市及び広島テレビは、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段等を運用連絡表に記載し、互いに確認する。

２　市及び広島テレビは、毎年４月１日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段等を運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、市又は広島テレビが相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

（協議事項）

第７条　この協定の定めにない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、市と広島テレビが協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書２通を作成し、市と広島テレビ双方が記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和３年１２月２２日

市　廿日市市
代表者　廿日市市長　松　本　太　郎

広島テレビ　広島市東区二葉の里３丁目５番４号
広島テレビ放送株式会社
代表者　代表取締役社長　飯　田　政　之

災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）、日本ドローン機構株式会社（以下「日本ドローン機構」という。）及びティーエスアルフレッサ株式会社（以下「ティーエスアルフレッサ」という。）は、廿日市市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）における無人航空機による活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時に被害状況等の把握や被災者の支援、被害の拡大防止、復旧・復興に資するため、市が日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサに対して依頼する無人航空機による活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　前条の目的を達成するため、平常時及び災害時において、無人航空機による活動の必要が生じた際は、市は日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサに対し協力の要請を行う。

２　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、前項の要請に基づき、次に掲げる活動（以下「本活動」という。）について、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサの活動に支障のない範囲において協力する。

(1) 平常時

ア　市が実施する無人航空機を活用した防災訓練及び操縦訓練等への協力に関すること。

イ　無人航空機に関する法令、飛行計画作成等のアドバイスに関すること。

(2) 災害時

ア　日本ドローン機構、日本ドローン機構が運営するドローンスクールの卒業生及びティーエスアルフレッサの操縦資格者の派遣、機体の使用に関すること。

イ　無人航空機による情報収集活動によって得られる画像・動画情報（以下「データ」という。）の提供に関すること。

ウ　ティーエスアルフレッサの配送業務において知り得た情報（医療機関の状況・経路等）の提供に関すること。

エ　無人航空機による物資輸送に関すること。

３　市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、可能な限り連携し協力する。

(1) 無人航空機による物資輸送等に関する実証事業に関すること。

(2) 廿日市市民の災害時における無人航空機等に関する理解促進のための支援に関すること。

(3) その他必要と認められる活動に関すること。

（協力の要請）

第３条　市は災害時等において、本活動の協力要請の必要が生じた場合、日本ドローン機構又はティーエスアルフレッサに対し書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該書面を提出するものとする。

２　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、前項の規定による要請があったときは、関係機材の保有状況及び災害による被害状況等を考慮の上、本活動の実施の可否を市に回答するものとする。

（データの取扱い）

第４条　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、各種データを収集後、速やかに市に提出するものとする。

（著作権の譲渡）

第５条　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、データに関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条第１項に規定する著作権をいい、同法第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）を前条の規定による提出と同時に市に無償で譲渡する。

２　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、市又は市が指定する第三者に対し、データに関する著作者人格権（著作権法第１７条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

３　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサがデータを使用したい場合は、事前に市に対し、使用する旨と使用目的を申し出、市から許諾を得ることで使用可能とする。

（活動報告）

第６条　日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、本活動を実施したときは、当該本活動の完了後速やかに、その実施した内容等を市に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　第２条第２項第１号の活動に要した費用については、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサが協議の上算出し、定めた期日に遅延することなく市から日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサに支払うものとする。

２　第２条第２項第２号の活動に要した費用については、市は負担しない。ただし、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサが負担することが不適当と認められる特別な事情がある場合は、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサが都度協議し、決定するものとする。

（災害補償等）

第８条　本活動に従事した者が、当該本活動中に、その責めに帰することができない事由により死亡、負傷、疾病、又は障害の状態になった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサが誠意をもって協議し、決定するものとする。

２　本活動に伴い無人航空機に生じた損害（第三者による損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、本活動に当たり、必要な損害賠償保険等に加入し無人航空機を使用するものとする。

(2) 本活動中に日本ドローン機構又はティーエスアルフレッサの保有する無人航空機に破損又は紛失等の損害が生じた場合は、日本ドローン機構又はティーエスアルフレッサの加入する機体保険、損害賠償保険等により対応することとする。

(3) 市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、損害補償すべき事案が発生したときは、速やかに相手方に連絡し協議することとする。

（連絡責任者）

第９条　本活動を円滑に行うため、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、連絡責任者等を記載した名簿を作成し、相互に保有するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、本協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、本協定に関して知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

（有効期間）

第１１条　本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定の締結の日から１年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の１か月前までに、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサいずれからも本協定を解約する旨の意思表示がないときは、本協定の有効期間はさらに１年間自動延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１２条　本協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサが協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、市、日本ドローン機構及びティーエスアルフレッサは、本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を各自保有する。

令和７年１月２０日

広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
廿日市市
廿日市市長　松本　太郎

東京都港区浜松町二丁目 10 番地 1 号浜松ビル 2F
日本ドローン機構株式会社
代表取締役　佐多　大

広島県広島市西区商工センター一丁目 2 番 19 号
ティーエスアルフレッサ株式会社
代表取締役社長　髙橋　卓詩

災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と廿日市市内郵便局（以下「事業者」という。）は、廿日市市内で発生した地震その他による災害時において、市及び事業者が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

なお、平成９年10月21日に市と事業者との間で締結した「災害時における廿日市市、廿日市市内郵便局間の相互協力に関する覚書」は、本協定締結日の前日を以ってその効力を失うものとする。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　市及び事業者は、廿日市市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
(2)　市又は事業者が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
(3)　郵便局ネットワークを活用した広報活動
(4)　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
　ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
　イ　被災者が差し出す郵便物料金免除
　ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
　エ　被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
(5)　事業者が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の市への情報提供
(6)　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）
(7)　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
(8)　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）：避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　市及び事業者は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、市、事業者協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　市及び事業者は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　市及び事業者は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
市　　廿日市市　総務部　危機管理課長
事業者　日本郵便株式会社　廿日市郵便局長（総務部長）

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成３０年２月７日～平成３０年３月３１日までとする。ただし、市又は事業者から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年２月７日

市　　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
市　長　　眞野　勝弘

事業者　広島県廿日市市新宮一丁目１６番１０号
日本郵便株式会社
廿日市郵便局　代表者
廿日市郵便局長　江角　幸春

広島県廿日市市宮内１０６５番地４
日本郵便株式会社
廿日市市内郵便局　代表者
宮内郵便局長　　後藤　浩之

災害発生時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）及び広島県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、廿日市市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、行政書士会が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において行政書士会が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第２条　支援業務は、次に掲げるものとする。

⑴　行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の業務

⑵　被災者支援相談センターの開設

⑶　その他、市が必要とする業務

２　行政書士会は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ市と協議するものとする。ただし、市が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

（支援業務の要請）

第３条　市は、災害時において、被災者支援のため市が必要と認める場合は、行政書士会に対して支援業務の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第４条　行政書士会は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を市に報告するとともに、市の要請場所に会員を派遣するものとする。

（報告）

第５条　行政書士会は、支援業務を実施した場合は、市の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

（連絡体制）

第６条　市及び行政書士会は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制に努めるものとする。

２　行政書士会は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

（費用負担）

第７条　第３条第１項の要請に基づき行う第４条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、行政書士会の負担とする。

２　支援業務の実施に要する費用は、行政書士会の負担とする。ただし、第２条第１項第１号に掲げる業務のうち行政書士法第１条の２及び第１条の３第１項第１号から第３号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第８条　この協定に基づく支援業務を行う際、行政書士会又は行政書士会の会員に損害が生じた場合、市の責めに帰すべき事由によらないものについては、行政書士会の責任において対処する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに市、行政書士会双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に１年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、市と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、市、行政書士会両者が署名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年３月１６日

市　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市

市　長

行政書士会　広島市中区中町８番１８号 広島クリスタルプラザ１０階
広島県行政書士会

会　長

損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

廿日市市（以下「市」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　市及び事業者は、大規模な水害（地震による津波等により生ずる被害を除く。以下「水害」という。）により生活基盤に被害を受けた住民（廿日市市外在住で廿日市市内に住家を所有する者を含む。以下「住民」という。）が、早期に生活を再建することができるようにするため、本覚書に基づき、相互に協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第２条　事業者は、水害による住民（被保険者に限る。以下「被保険者」という。）の住家の被害に関する次の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を、当該被保険者からの依頼及び承諾の上、市に提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、市及び事業者が別途協議の上、決定する。

(1)　事業者が当該被保険者から提供を受けたデータ及び情報

(2)　事業者が行った当該被保険者に係る損害調査に関するデータ及び情報

(3)　その他市と事業者が合意した事項

２　事業者は、当該被保険者からの依頼及び承諾が得られない場合、前項による当該被保険者に係る本調査結果を市に提供する義務を負わない。

３　市は、事業者から提供された本調査結果を、被災者支援の用途でのみ利用できるものとし、他の用途で利用しないものとする。

４　市は、事業者から市への本調査結果の提供に関する対価の支払いを事業者に要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、市及び事業者が各自負担するものとする。

（法令の遵守）

第３条　市及び事業者は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律及びその他一切の法令を遵守するものとする。

２　市及び事業者は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律及びその他一切の法令で必要とされる手続きの履行並びに前条第２項の被保険者の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定調査の判断）

第４条　市は、本調査結果の利用の有無に関わらず、水害に係る住家の被害認定調査を市の判断により行うものとする。

２　市は、本調査結果の利用により市又は当該被保険者に損害又は損失が生じた場合、事業者に故意又は重過失が無い限り、損害、損失の賠償又は補償を事業者に求めないものとする。

（有効期間）

第５条　本覚書の有効期間は、令和７年３月２５日から令和８年３月３１日までとする。

２　市又は事業者から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の１か月前までに本覚書を終了させる旨の書面による通知が無い場合、本覚書は同条件で更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　本覚書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第３条、第４条、第６条及び第７条の規定はなお効力を有するものとする。

（秘密保持）

第６条　市及び事業者は、本覚書により知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。市及び事業者は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表又は漏洩等してはならないものとする。

２　市又は事業者が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第７条　市及び事業者は、本覚書に定めの無い事項又は本覚書の解釈に関する疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年３月２５日

市　　廿日市市
代表者　廿日市市長　松　本　太　郎

事業者　広島市中区西十日市町九丁目９番９号
三井住友海上火災保険株式会社
代表者　広島支店長　戸　邊　宏　二

災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

廿日市市（以下「市」という。）と中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター（以下「中国電力ネットワーク」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を締結する。

（連絡）

第１条　中国電力ネットワークは、市に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

（１）停電発生時刻
（２）停電発生地域
（３）停電発生戸数
（４）停電復旧見込み
（５）停電原因
（６）停電復旧時刻
（７）パトロール時等に発見した災害、被害の状況

（連絡責任者）

第２条　市及び中国電力ネットワークは、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　市は、停電に関し、次に掲げる中国電力ネットワークからの協力要請内容に対して、必要と認めた場合、協力するものとする。

（１）防災行政無線、広報車等による住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
（２）市民センター等への掲示物等の設置場所の提供
（３）避難所へ避難された住民への周知
（４）住民からの問い合わせ対応
（５）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第４条　市は、次に掲げる中国電力ネットワークからの要請事項に関して、緊急を要すると認めた場合、必要に応じて中国電力ネットワークと連携をとり、対応するものとする。

（１）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
（２）除雪対応状況の情報提供
（３）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（事前伐採への取組）

第５条　市及び中国電力ネットワークは、電力設備周辺の樹木等に関して、必要により事前伐採の協議を行う。

（要員派遣）

第６条　大規模災害が発生した場合、市から要請された場合又は中国電力ネットワークから派遣すべきと判断した場合に、中国電力ネットワークは市へ要員派遣を行うものとする。派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の市への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の市からの情報収集とする。

（防災訓練）
第７条　市及び中国電力ネットワークは、災害対策を円滑に推進するため、市又は中国電力ネットワークの実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）
第８条　この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、市及び中国電力ネットワークは、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、市及び中国電力ネットワークは、誠意をもって協議するものとする。

（運用）
第９条　この覚書の実施に必要な細目については、市及び中国電力ネットワークが協議の上、別に定めるものとする。

（その他）
第 10 条　この覚書に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、市及び中国電力ネットワークが協議して定めるものとする。

令和７年３月２７日

廿日市市市下平良一丁目 11 番 1 号
廿日市市
代表者　廿日市市長　松本　太郎

広島市安佐南区緑井一丁目 25 番 28 号
中国電力ネットワーク株式会社　広島北ネットワークセンター
代表者　所長　和田　政彦

災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書の実施要綱

廿日市市（以下「市」という。）と中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター（以下「中国電力ネットワーク」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書（以下「覚書」という。）第９条の規定に基づき、覚書の施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第１条　中国電力ネットワークが社内の警戒体制又は非常体制に入った時点で、市と中国電力ネットワークは、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第２条　市と中国電力ネットワークの相互連絡は、専用の直通電話及びファクシミリによるものとする。電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第３条　第２条に定める電話等の設置及び運用に要する費用は、市及び中国電力ネットワークそれぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期及び連絡内容）

第４条　停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第５条　中国電力ネットワークの社内警戒体制又は非常体制が解除された時点で、市と中国電力ネットワークは、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第６条　この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、市及び中国電力ネットワークが協議して定めるものとする。

令和７年３月２７日

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
廿日市市
代表者　廿日市市長　松本　太郎

広島市安佐南区緑井一丁目 25 番 28 号
中国電力ネットワーク株式会社　広島北ネットワークセンター
代表者　所長　和田　政彦

災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定

広島市（以下「甲」という。）と廿日市市（以下「乙」という。）は、広島市域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、市民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力の要請）

第２条　甲は、広島市域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認めた場合、乙が管理する土地のうち宮園野球場（以下「野球場」という。）を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

２　甲は、前項の規定に基づき野球場を使用するときは、第６条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

２　乙は、野球場の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、市民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

（ライフライン事業者の使用等）

第４条　甲は、広島市地域防災計画に基づく広島市ライフライン連絡調整会議の構成員たるライフライン事業者（以下「ライフライン事業者」という。）及びこれを応援するために参集する関係事業者に、野球場を使用させることができる。

２　甲は、あらかじめライフライン事業者と野球場の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、野球場の使用前に、乙に対して野球場を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。

３　甲は、野球場を乙に返還するときは、野球場を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

（経費の負担）

第５条　乙は、第２条第１項及び第４条第１項の規定に基づく野球場の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。

２　乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。

３　甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。

４　第２項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。

５　前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

（連絡体制の確保）

第６条　甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その１通を保有する。

平成２４年　３月２３日

甲　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市
代表者　広島市長　　松井　一實　　印

乙　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
代表者　廿日市市長　　眞野　勝弘　　印

災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）は、廿日市市域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、市民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力の要請）

第２条　甲は、廿日市市域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認めた場合、乙が管理する土地のうち多目的広場を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

２　甲は、前項の規定に基づき多目的広場を使用するときは、第６条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

２　乙は、多目的広場の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、市民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

（ライフライン事業者の使用等）

第４条　甲は、電気、ガス、上下水道、情報通信等の事業者（以下「ライフライン事業者」という。）及びこれを応援するために参集する関係事業者に、多目的広場を使用させることができる。

２　甲は、あらかじめライフライン事業者と多目的広場の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、多目的広場の使用前に、乙に対して多目的広場を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。

３　甲は、多目的広場を乙に返還するときは、多目的広場を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

（経費の負担）

第５条　乙は、第２条第１項及び第４条第１項の規定に基づく多目的広場の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。

２　乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。

３　甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。

４　第２項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。

５　前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

（連絡体制の確保）

第６条　甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その１通を保有する。

平成２４年　３月２３日

甲　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
代表者　廿日市市長　　眞野　勝弘　印

乙　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市
代表者　広島市長　　松井　一實　印

変　更　協　定　書

廿日市市（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）との間で平成２４年３月２３日付けをもって締結した廿日市市を甲とする「災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定」に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、甲と乙とは、原協定書の一部を変更することに合意し、次のとおり協定を締結する。

第１条　原協定書第２条第１項中「多目的広場（広島市西区扇二丁目）」を「沼田運動広場（以下「運動広場」という。）」に変更する。

第２条　原協定書第２条第２項、第３条第２項、第４条第１項、同条第２項、同条第３項及び第５条第１項中「多目的広場」を「運動広場」に変更する。

第３条　この協定に定めのない事項については、原協定書のとおりとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その１通を保有する。

平成２５年　８月２９日

甲　廿日市市下平良一丁目１１番１号
廿日市市
代表者　廿日市市長　眞野　勝弘

乙　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市
代表者　広島市長　松井　一實

警察署庁舎使用不能時における施設使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県廿日市警察署（以下「警察署」という。）とは、廿日市市内において大規模地震又は津波による災害が発生し、警察署の庁舎が倒壊又は損壊により使用不能となった場合（以下「庁舎使用不能時」という。）における警察署の仮庁舎としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、庁舎使用不能時において、警察機能の持続及び回復を図るために、市が所有する施設を警察署の仮庁舎として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　市は、市が所有する次の施設（以下「協力施設」という。）を庁舎使用不能時における仮庁舎として、警察署に使用させるものとする。

⑴　施設名称　　峰高公園

⑵　所在地　　廿日市市串戸六丁目１番１号

⑶　使用範囲　　廿日市市スポーツセンター及び多目的広場

（施設使用の要請）

第３条　警察署は、庁舎使用不能時に協力施設の使用を求める必要が生じたときは、市に対して、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請する。

２　警察署は、協力施設の使用について緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

３　市は、前２項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において、施設使用について積極的に協力するものとする。

（施設の適切な管理）

第４条　警察署は、協力施設を仮庁舎として使用する場合は、市及び施設管理者の指示に従い、警察署の責任において適切に管理するものとする。

２　二次災害を防止するため、市が警察署の使用できる施設及び設備に制限を加える場合、警察署はこれに従うものとする。

（使用期間）

第５条　協力施設を警察署の仮庁舎として使用できる期間は、市と警察署で協議の上、決定するものとする。

（使用の終了）

第６条　警察署は、仮庁舎としての協力施設の使用を終了する場合には、その旨を書面

により通知するとともに、協力施設を原状に回復した上で、市の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第７条　警察署が仮庁舎として協力施設を使用する場合の施設使用料（光熱水費を含む。）は、原則として免除とする。ただし、警察署の業務で必要となる非常用発電機、寝具等に係る費用は、警察署が負担するものとする。

（損害賠償）

第８条　警察署が仮庁舎として協力施設を使用した場合の施設、設備等の破損、滅失等については、警察署の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。ただし、地震、暴風等による破損は、この限りでない。

２　市は、協力施設が警察署の仮庁舎として使用された場合において、協力施設が破損したことを確認したときは、速やかに警察署に報告するものとする。

（事故等に係る責任）

第９条　市は、警察署が仮庁舎として協力施設を使用した場合、協力施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、市の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と警察署が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は警察署が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と警察署が記名（又は署名）押印の上、各自その１通を所持する。

平成２９年８月８日

廿日市市下平良一丁目１１番１号
広島県廿日市市長　眞野　勝弘

廿日市市本町１番１０号
広島県廿日市警察署長　小西　明

様　式

市内の公共的団体等への協力依頼文書

年　　月　　日

様

廿日市市長　　印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１　協力を必要とする理由

２　従事場所

３　作業内容

４　人　　員

５　従事時間

６　集合場所

７　その他参考となる事項

様式２

賃金職員等雇上げ台帳

（救助種別）			市町村名										
住所	氏名	日額	月　分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計	人	円											

（注）１　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

２　各日別就労状況は、１日終了したものは「１」と表示する。また、５時間時間外に就労したものは、「1.5」と表示すること。

救助の種目別物資受払状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年月日	品　名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備　考
避難所用 炊出しその他による 食品給与用 給水用機械器具 燃料浄水用薬品資材 被服・寝具等 医薬品衛生材料 被災者救出用 機械器具燃料 燃料及び消耗品								

（注）１　「適用」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資棟において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

４　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	○	○	○
	○	○		

○○市町村

（責　任　者　氏　　名
地区責任者　氏　　名）

No. ＿＿＿＿＿＿　　月　　日　　時　　分

員　数（世帯）	
品　目（数量金額）	
受　入　先	
払　出　先	
場　所	
方　法	
記　事	

様式５

救　助　日　報

<table>
<tr><td colspan="4">情報提供機関</td><td colspan="5">受信機関</td></tr>
<tr><td colspan="4">送　信　者</td><td colspan="5">受 信 者</td></tr>
<tr><td colspan="4">情報提供時限　　月　　日　　時現在</td><td colspan="5">受信時間　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難所開設</td><td rowspan="2">開設期間</td><td>開 設 日 時</td><td>日　時</td><td rowspan="3">被服寝具生活必需品給与</td><td colspan="2">県より受入又は
前日よりの繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">本日支給</td><td>全失世帯数</td><td>（世帯）
点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>箇　所　数</td><td>カ所</td><td>半失、床上
浸水世帯数</td><td>（世帯）
点</td></tr>
<tr><td>避難人員</td><td>人</td><td colspan="2">翌日への繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野外仮設</td><td>箇所数</td><td>カ所</td><td rowspan="6">医療・助産救助</td><td rowspan="2">医療班</td><td colspan="2">医療班出動数</td><td>カ班</td></tr>
<tr><td>避難人員</td><td>人</td><td colspan="3">救　助　地　区</td></tr>
<tr><td rowspan="5">炊出し</td><td rowspan="2">炊出期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">診療者数</td><td>医療</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td>助産</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">炊出箇所数</td><td>カ所</td><td rowspan="4">医療機関</td><td rowspan="2">医療</td><td>施設数</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">炊出人員</td><td>朝</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>昼</td><td>人</td><td rowspan="2">助産</td><td>施設数</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td><td colspan="2">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">給水</td><td colspan="2">供給地区数</td><td>地区</td><td rowspan="6">被災者救出</td><td colspan="3">救　出　地　区</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給実人員</td><td>人</td><td colspan="2">救出をした人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td>ℓ</td><td colspan="2">今後救出を要する人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水機関</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">救出終了予定日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td colspan="2" rowspan="2">救出の方法</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">給　水　方　法</td></tr>
</table>

（裏ページ有り）

<table>
<tr><td rowspan="8">学用品支給</td><td colspan="3">県より受入又は前日よりの繰越量</td><td>点</td><td rowspan="8">遺体の処理</td><td colspan="2">死亡原因別人員</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">本日支給</td><td rowspan="2">小学生</td><td>全壊世帯</td><td>（　人）
点</td><td rowspan="3">遺体処理</td><td>遺体洗浄</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半壊（床上浸水）世帯</td><td>（　人）
点</td><td>遺体縫合</td><td>体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学生</td><td>全壊世帯</td><td>（　人）
点</td><td>遺体消毒</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半壊（床上浸水）世帯</td><td>（　人）
点</td><td rowspan="2">遺体保存</td><td>既存建物利用</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日への繰越量</td><td>点</td><td>仮設建物</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td rowspan="5">埋葬</td><td colspan="3">前日までの埋葬</td><td>点</td><td colspan="2">遺体処理機関</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">本日埋葬</td><td>大人</td><td>体</td><td>今後遺体処理を要する遺体</td><td>体</td></tr>
<tr><td>小人</td><td>体</td><td colspan="2">遺体処理終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>計</td><td>体</td><td rowspan="3">障害物除去</td><td>障害物除去を要する戸数</td><td>戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日以降の要埋葬数</td><td>体</td><td>本日除去した戸数</td><td>(計戸)
戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">埋葬終了予定月日</td><td>月　日</td><td>障害物除去の終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">遺体の捜索</td><td colspan="2">捜索地区</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">輸送</td><td>公用車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td rowspan="3">遺体</td><td>捜索を要する遺体</td><td>体</td><td>借上車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td>本日発見遺体</td><td>体</td><td colspan="2" rowspan="2">救助の種類</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>今後の要捜索遺体</td><td>体</td></tr>
<tr><td colspan="2">捜索の方法</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">賃金職員等</td></tr>
<tr><td colspan="3">捜索終了予定月日</td><td>日</td><td>賃金職員等雇上数</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮設住宅</td><td colspan="3">着工月日</td><td>戸
月日</td><td>従事作業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">竣工月日</td><td>戸
月日</td><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅修理</td><td colspan="3">着工月日</td><td>戸
月日</td><td rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">竣工月日</td><td>戸
月日</td></tr>
</table>

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="5">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死　者</td><td></td><td>人</td><td rowspan="2">重傷者</td><td></td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊</td><td></td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>うち災害関連死者</td><td></td><td>人</td><td></td><td>半壊</td><td></td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>不明</td><td></td><td>人</td><td>軽傷者</td><td></td><td>人</td><td>一部破損</td><td></td><td>棟</td><td>未分類</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="9">119番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（都道府県）</td><td colspan="4">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関等の活動状況</td><td colspan="7">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="9">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

| 都道府県 | | |

第４号様式（その2）　別紙

都道府県名（　　）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害					住家被害				
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
				重傷	軽傷					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

第１号様式　　災害確定報告

都道府県				区分				被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			そ	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
報告者名						冠水	ha	
区分			被害		学校		箇所	
人的被害	死者		人		病院		箇所	
		うち災害関連死者	人		道路		箇所	
	行方不明者		人		橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	
		軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟		砂防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		崖くずれ		箇所	
	半壊		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水道		戸	
	一部破損		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
			人		ガス		戸	
	床上浸水		棟		ブロック塀等		箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="3">都道府県災害対策本部</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設　置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td>農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解　散</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td>公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難指示等の状況）</td></tr>
</table>

広報依頼書

依頼日時		年　　月　　日（　）　　時　　分			
依頼者		所属	班　　（部･課　　）		
		氏名		連絡先	
広報希望	手段	□はつかいちし安全・安心メール　□防災行政無線　□フェイスブック　□LINE □テレビ　□ＦＭはつかいち　□広報紙　□広報車 □その他（　　）			
	日時	月　　日（　）	□午前中　□13時～15時　□15時～17時 □緊急（　　時　　分）		
	対象	□全域　□地域指定（ □廿日市　□佐伯　□吉和　□大野　□宮島 ） □地区指定（　　） ※地域、地区の指定は可能な場合のみ			
情報の種別		□気象・災害情報 □行方不明・安否確認 □避難所・避難者 □被害・復旧状況 □交通規制 □交通機関の運行状況		□断水・給水 □被災者支援 □医療・福祉 □保育園・学校 □災害廃棄物・ごみ □その他（　　）	
内容 （文章で記載）		表題:			
備考					

広報班　記入欄	
広報日時	月　　日（　）　　時　　分
広報手段	□はつかいちし安全・安心メール　□防災行政無線　□フェイスブック　□LINE □テレビ（　　）　□ＦＭはつかいち □広報紙（　　月号・臨時）　□広報車 □その他（　　）

様式１０

年　　月　　日

広島県知事　様

広島県災害対策本部
本部長広島県知事　様

廿日市市長

災害時における放送要請について

このことについて、「災害時における放送及び報道要請に関する協定」に基づき、日本放送協会広島拠点放送局及び各民間放送機関に要請してください。

１　放送要請の理由
（１）　避難の勧告、指示（緊急）の徹底を図るため
（２）　警報等の周知徹底を図るため
（３）　災害時の混乱を防止するため
２　放送事項
別紙のとおり
３　希望する放送日時
（１）　直ちに
（２）　　年　　月　　日　　時以降
４　その他必要な事項
５　放送依頼先
（１）　日本放送協会広島放送局
（２）　株式会社中国放送
（３）　広島テレビ放送株式会社
（４）　株式会社広島ホームテレビ
（５）　株式会社テレビ新広島
（６）　広島エフエム放送株式会社

備考：１、５については、該当項目に○印を付ける。

県への応援要請文書（災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求）

年　　月　　日

広島県知事
様

廿日市市長　　印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

１　災害の状況

２　応援（応援措置の実施）を要請する理由

３　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

４　応援（応援措置の実施）を必要とする場所

５　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

６　その他必要な事項

様式１２

（要綱第 21 条第２項関係、様式７－１）

年　　月　　日

（関係団体）　御中

独自申出を行う地方公共団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書

標記のことについて、別添のとおり申し出ます。

添付書類

様式７－２

連　絡　先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

（添付書類）

（要綱第 21 条第２項関係、様式７－２）

文書番号	年月日

独自申出を行う地方公共団体の窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

Ｎｏ	期間	業務（職種）	派遣可能人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

連絡欄

様式１３

（対口支援団体決定前）

（要綱第 23 条第３項関係、様式８－１）

年　　月　　日

被災市区町村応援職員確保調整本部　御中（第 23 条第１項の場合）
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記の通り要請します。

記

派遣が必要な期間 （見込みを含む。）	
災害マネジメントの状況 （支援を求める理由等を記載）	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 （総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

様式１３

（対口支援団体決定後）

（要綱第 23 条第３項関係、様式８－２）

年　　月　　日

対口支援団体（担当部署）　様（第 23 条第２項の場合）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記の通り要請します。

記

派遣が必要な期間 （見込みを含む。）	
災害マネジメントの状況 （支援を求める理由等を記載）	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 （総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

自衛隊への災害派遣要請関係文書

（その１　災害派遣要請依頼文書）

第　　号
年　　月　　日

広島県知事
様

廿日市市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の災害派遣の要請を、下記のとおり依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
（１）災害の状況

（２）派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）活動希望区域

（２）活動内容

４　その他参考とすべき事項

（その２　災害派遣部隊の撤収依頼文書）

第　　号
年　　月　　日

広島県知事
様

廿日市市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　　月　　日付第　　号で依頼したこのことについては、
下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収理由

３　その他必要事項

様式１５

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
計											

様式１６

救護班活動状況

○○救護班

班長：医師　氏名

月　日	市(区) 町村名	患者数	措置の 概　要	遺　体 検案数	修繕費	備　　考
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式１７

助　産　台　帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	分べん機関	金額	備考
			月　日～ 月　日	円	
計					

様式１８

病　院　診　療　所　医　療　実　施　状　況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計　機関	人								

（注）「診療区分」欄は該当蘭に○印を記入すること。

様式１９

遺体の捜索状況記録簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備　考
		名　称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数　量	所有者（管理者）氏名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概　要			
計											

（注）１　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

２　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費又は購入費「金額」欄に記入すること。

３　「修繕の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式２０

遺　体　処　理　台　帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

処理年月日	遺体発見日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式２１

埋　　葬　　台　　帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）１　埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

２　市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

３　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

別記様式第６（第６条関係）

広島県公安委員会　殿

年　　月　　日

緊 急 輸 送 車 両 確 認 申 出 書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３

<table>
<tr>
<td colspan="3">災　　害
応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　　月　　日

広島県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名</td>
<td colspan="3">災　　害　　第　　号
応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

広島県公安委員会</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">番号標に表示されている番号</td>
<td></td>
<td rowspan="5" colspan="3">（注）

１　災害対策基本法，原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには，この届出済証を最寄の警察本部，警察署，事交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し，滅失し，汚損し，破損した場合には，公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他，規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">使用者</td>
<td>住　所</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>氏　名</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">出　発　地</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="3">（注）　この事前届書は２部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td>
</tr>
</table>

別記様式第３（第６条関係）

広島県公安委員会　殿

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 出 書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

緊急通行車両標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明

広 島 県 知 事　・
広島県公安委員会　・</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日

規 制 除 外 車 両 確 認 証 明

広 島 県 知 事　・
広島県公安委員会　・</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

様式２８

輸　送　記　録　簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車輌等		金額	故障車輌等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）１　「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

２　都道府県又は市町村の車輌等による場合は「備考」欄に車輌番号を記入すること。

３　借上車輌等による場合は有償、無償を問わず記入すること。

４　借上等の「金額」欄には、運送費又は車輌等の借上費を記入すること。

５　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。

【避難者カード】

避難所名	

頭文字

避難区分	避難者 ・ 在宅避難者	入所日		退所日	
避難形態	避難所 ／ テント ／ 車両 ／ その他（ ）				
被害状況	全壊 ／ 半壊 ／ 一部損壊（床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 電話不通）／なし				
住 所					
電話番号	（自宅） （携帯）				

【ご家族情報】

※該当（当てはまる）項目をすべて〇で囲む、または✓を入れてください。

	（ふりがな） 氏 名	年齢	性別	病気怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者			要介護	医療機器	アレルギー
							身体	療育	精神			
世帯主 代表者			男 女	(特記事項)								
ご家族 同居者 ペット			男 女	(特記事項)								
			男 女	(特記事項)								
			男 女	(特記事項)								

※特記事項は、可能な限り具体的に（病気や怪我その程度、障がいの注意点、衣料品や粉ミルク等の必要物資、アレルギーなど）、その他気になることや特別な要望があれば記入して下さい。

【個人情報について】

安否確認(内容)	公開 ／ 非公開	※ 家族、知人等の問い合わせに対し、開示するかしないか
情報公開(範囲)	すべて ／ 公共 ／ 支援団体等 ／ メディア	※ 情報公開の範囲を指定（制限）

※避難者カードは、避難所への受付時等に世帯代表の方が記載してください。避難者カードを提出することで避難者登録され、避難所での生活支援を受けられるようになります。内容に変更がある場合には、速やかに避難者担当者に申し出て下さい。

ご記入していただいた情報は、災害対策本部や避難所運営と支援のために、最小限必要な範囲で共有、使用します。

様式３０

避難所設置及び収容状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所の名称	種　　別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月　日 ～　月　日	人	人				
	既存建物							
	野外仮設							
	天　　幕							
計								

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式３１

避　難　所　日　誌

No.

避難所名	

記録日	特記事項（苦情、引継ぎ等）	措置の概要	記録者

様式３２

応急仮設住宅台帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

応急仮設住宅番号	世帯主氏　名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

（注）１　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

２　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

３　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

４　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

５　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

６　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式３３

住　宅　応　急　修　理　記　録　簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘　　要
		月　日	円	
計　世帯				

様式３４

飲料水の供給簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

供給月日	対象人数	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月日	円		円	円	
計											

（注）１　給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

２　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

食 糧 ・ 物 資 依 頼 伝 票

依頼日時	年　月　日　AM・PM　時　分		
避難所名		避難所担当者名	

食糧

避 難 者 用	食（うち軟らかい食事　食）	月　日
在宅被災者用	食（うち軟らかい食事　食）	朝食分・昼食分・夕食分
合　計	食（うち軟らかい食事　食）	※朝・昼・夕食ごとに作成

その他の依頼内容

災対処理欄	調達（□にチェック）		配送（□にチェック）		担当
	□備蓄品	月　日	□職員・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	月　日	
	□発注業者（業者名：　）	月　日	□発注業者	－	

物資

品　名	サイズ	数量	備　考

その他の依頼内容

災対処理欄	調達（□にチェック）		配送（□にチェック）		担当
	□備蓄品	月　日	□職員・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	月　日	
	□発注業者（業者名：　）	月　日	□発注業者	－	

様式３６

炊き出し給与状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

炊き出し場の名称	月　日			月　日			合計	実支出額 円	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

（注）「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式３７

物資の給与状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分		世帯主氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備　　考
					布団	毛布	○○		
			人	月　日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名

（注）１　住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。

２　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

３　「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

物　品　受　払　簿

No.

避難所名		品　　名	（単位：　　）

年月日	受入先又は使用者	受入数	使用数	残　数
合　　計				

（注）品目ごとに作成する。

障害物除去の状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分		区分	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月日～月日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式４０

学　用　品　の　給　与　状　況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

学校名		学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
						教科書			その他学用品				
						国語	算数		鉛筆	ノート			
					月日							円	
計	小学校		人									円	
	中学校		人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名

（注）１　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

２　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式４１

生　業　資　金　貸　付　台　帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

貸付を受けた者		保　　証　　人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	摘　　要
住所	氏　　名	住所	氏名	職業				
							円	
	計　世帯							

（注）１　「貸与期間」欄は、「　年　月　日まで年　月間」を記入すること。

２　「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

被　災　者　台　帳

年　　月　　日災害
罹災証明 No.

被災場所	廿日市市 連絡先：（　　）　　－						
被災世帯状況	**続柄**	**氏名**	**性別**	**生年月日**	**年齢**	**通学先（学年）等**	**被害の状況**
	世帯主		男・女	ＳＨＲ			□死亡　□行方不明　□重傷　□軽傷
							□死亡　□行方不明　□重傷　□軽傷
							□死亡　□行方不明　□重傷　□軽傷
							□死亡　□行方不明　□重傷　□軽傷
							□死亡　□行方不明　□重傷　□軽傷
家屋被害状況	所有関係	□持家　□借家（所有者名　　）　□貸家					
	罹災程度	□全壊　□半壊　□一部損壊　□床上浸水 □全焼　□半焼　□部分焼　□床下浸水					
救助等	□避難所　□応急仮設住宅　／　□食品給与　□飲料水　□生活必需品　／　□医療　□助産　／　□住宅応急修理　／ □学用品　／　□埋葬　□遺体の検索　□遺体処理　／　□障害物の除去　／　□その他　（　　）						
救済等	□災害弔慰金の支給　□災害障害見舞金の支給　□災害援護資金貸付　□生活福祉資金貸付　□市災害見舞金の支給 □義援金の配布　□市税等の減免　□その他（　　）						
【特記事項】							

様式４３

（整理番号）廿〇―〇〇号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

廿日市市長